

平成21年第3回

香美市議会定例会会議録

平成21年 6月17日 開 会
平成21年 6月30日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 1 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 1 年 6 月 1 7 日 水曜日

平成21年第3回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成21年6月17日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月17日水曜日（会期第1日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	地域振興課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	地域振興課長	西村 博之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

議案第 68号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）

議案第 69号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 70号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 71号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 72号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 74号 土地の取得について

議案第 75号 土地の取得について

議員提出議案の題目

請願等第 1号 市道大平大法寺線の改良工事について

請願等第 2号 香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見直しを求める請願について

請願等第 3号 香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直しを求める請願について

議事日程

平成21年第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成21年6月17日（水） 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告

4. 産業建設常任委員会委員長の報告

5. 市長の報告

(1) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 16号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

(2) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

①香美市土地開発公社 平成20年度事業報告及び収支決算報告

②財団法人香美市開発公社 平成20年度事業報告及び収支決算報告

③財団法人奥物部開発公社

・平成20年度事業報告及び一般会計決算報告並びに森林総合利用施設等事業 特別会計決算報告

・平成21年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業 特別会計予算

④財団法人アンパンマンミュージアム振興財団

・平成20年度事業報告及び決算報告

・平成21年度事業計画及び予算

⑤株式会社香北ふるさと公社

・平成20年度事業報告及び決算報告

・平成21年度事業計画及び予算

(3) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第 68号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第 69号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第 70号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第 71号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第 72号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第 74号 土地の取得について

日程第11 議案第 75号 土地の取得について

日程第12 請願等第 1号 市道大平大法寺線の改良工事について

日程第13 請願等第 2号 香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見直しを求める請願について

日程第14 請願等第 3号 香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直しを求める請願について

7 番、千頭洋一君、8 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

(午前 9時02分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成21年第3回香美市議会定例会を開会をいたします。

これより日程に入りますが、その前に平成21年第3回香美市議会定例会の開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

6月も中旬も過ぎましたが、今年は梅雨の季節にもかかわらず西日本では降雨量が例年に比べ50%以下と極端に少なく水不足が心配をされております。このまま少雨傾向が続けば農業や市民生活にも影響が出てまいります。

また、心配をされておりました新型インフルエンザも、幸いにも香美市では現在まで発症事例は報告されておりませんが、秋口に強い第2波の発生が予想されておるわけですので、それに対する万全の備えが重要であろうと考えます。その対策はおろそかにはできません。

さて、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご参集をいただき厚くお礼を申し上げます。

本議会には報告第16号と、議案第68号、平成21年度香美市一般会計補正予算「第1号」から議案第75号、土地の取得についてまでの8議案が上程をされております。議員各位におかれましては、慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君の両君を指名をいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、6月11日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成21年第3回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6月11日に開催しました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議審査の予定表のとおり、本日から6月30日までの14日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日、今定例会に付議されました提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、去る3月12日に産業建設常任委員会へ付託されておりました請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事については、本日産業建設常任

委員長より閉会中の審査結果の報告が付されることとなりましたので、採決まで進めていく必要があります。

会期2日目、18日から、会期6日目、22日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期第7日目、23日から、会期9日目、25日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の26日金曜日は、財産の取得及び譲渡に係る追加案件を含む議案質疑、連合審査会の後、各議案等は委員会付託ということになります。連合審査の終了後、引き続き各常任委員会において委員会の審査をお願いしたいと思います。

会期11日から13日までの3日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期14日目の最終日30日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して、本会議方式で審議、採決を行います。

最終日の追加案件ですが、執行部から補正予算に関する案件が2件と、あわせて意見書案4件が提案される予定です。意見書案の中で意見書案第6号については、原案につきましては、提出者と字句等のすり合わせを行った後、全会一致を目指すこととなりましたのでご報告をいたします。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、18日木曜日午前10時までに提出をお願いいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

続いて、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告をいたします。

1点目は、本日議案上程等の終了後に全国市議会議長会表彰者6名に表彰の伝達を行います。

2点目に、本日本会議終了後、庁舎建設特別委員会、議員協議会を開催することになりました。また、25日の本会議、一般質問終了後に、財団法人奥物部開発公社等の事業報告に係る議員協議会を開催することになりましたのでご報告をいたします。議題等については、事前にお知らせしたとおりです。

続いて、3点目の請願等第2号、香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見直しを求める請願と、請願等第3号、香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直しを求める請願については、地域産業の深刻な状況から入札制度の改善や見直しを求めた内容となっており、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次に、地元建築業界及び関連事業の振興に対する陳情については、県内の建築業界からの切実な要望であり、議長が預かり執行部につなぐことになりました。

その他の議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上、議会運営委員会から報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から6月30日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月30日までの14日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告ありましたが、事前にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をいたします。

市長から地方自治法施行令第146条の規定による報告第16号の繰越明許費に係る繰越計算書について報告書のとおり報告がありました。

あわせまして地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成20年度事業報告及び決算報告、同じく財団法人香美市開発公社の事業報告及び収入支出決算報告の提出がありました。次に、財団法人奥物部開発公社の平成20年度事業報告及び一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業特別会計決算報告、同じく同公社の平成21年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算の提出がありました。次に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成20年度の事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成21年度事業計画及び予算の提出がありました。次に、株式会社香北ふるさと公社の平成20年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成21年度事業計画及び予算の提出がありました。

次に、本日、産業建設常任委員会委員長から閉会中の継続審査案件の審査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきました。

また、今期定例会の議会運営委員会までに議長あてに請願書2件、陳情書1件が提出されています。この件については、先ほどの議会運営委員会委員長の報告にありましたように、議会運営委員会の決定のとおり請願2件は所管の産業建設常任委員会に付託することにしましたので報告をいたします。陳情1件については、議長預かりとし、後日執行部につなぐことにしました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。3番、山崎龍太郎です。

3月議会以降、4月20日、5月29日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。順次報告いたします。

4月20日の議題は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、3点目、香美市内の各施設等の管理委託及びその他の委託業務の現状についてであります。

1点目、住新の滞納整理の報告では、平成20年度の総括について、平成21年度より一般会計に移行することに伴い収支が確定、2,180万円を一般会計に繰り出す結果となった。滞納額は元利合計で平成17年度6億2,000万円は、平成21年3月31日現在5億2,000万円まで減少している。若干重複しますが、本事業の概要を担当課の資料にて説明させていただきます。

住宅新築資金貸付制度は、劣悪な住環境の改善を図ること、対象地区住民のみずからの努力によって持ち家を建てかえ、また取得することを促進することによって対象地区外の住宅環境との格差をなくすることを目的として制度化されたものである。香美市では、合併前の旧3町村のうち旧土佐山田町が貸し付けを行っている。昭和45年度の住宅改修資金の貸し付けに始まり、平成8年度の事業終了までに住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金と合わせて貸付総額は22億円、貸付件数は582件に達した。貸付資金は金利2%から3.5%で貸し付け、元利均等払いによって月々償還されているが、滞納額が年々増大し、平成17年度には元利合計で6億2,000万円に達した。その後は減少し、平成21年3月31日現在で5億2,000万円ほどになっている。このような状況のため、住宅新築資金等貸付事業特別会計の赤字額も増大したが、平成12年度末に一般会計から3億円超を繰り出し赤字を解消した。その後、一般会計から毎年度2,000万円から3,000万円繰り入れていたが、平成19年度以降、貸付金の元利収入の増加や起債償還額の減少により繰入金が必要なくなった。住宅新築資金等貸付事業特別会計は、平成20年度で終了し平成21年度からは一般会計に移行することになっている。

滞納をつくり出した原因については、借受人に対する貸付査定の甘さ、債務者、連帯保証人が互いになり合っていること、債権に対する十分な担保を確保できなかったこと、地域改善対策事業を優先的に進めるため低所得生活者に対しても住宅資金等を貸し付けせざるを得なかったことなどが上げられる。また、借受人の就労の状態も悪化し、近年に至っては滞納者の半数以上は65歳を超える高齢になり、低収入であるため支払いが困難な状況である。香美市では、滞納状況の回収を図るため顧問弁護士と契約を結び各事例について相談。平成17年3月からは司法書士にも債権の回収対策を依頼し、滞納者との面談や書類作成等を行っている。平成18年度からは順次法的措置に移行し、支払い督促、訴訟、抵当権の実行等により積極的な回収を図っている。あわせて債権状況では、全体のあらまし及び個別事案について、抵当権実行、強制競売の同時提訴1件、2月、調停にかわる決定にて1,300万円、支払い確定にて残額184万円の遅延損害金を不納欠損とする件につき説明があり、質疑を行いました。いまだ支払いのない方32名の状況については、督促、催促は順次行っているが、個々の事情が、低年金、生

活保護受給中で支払いに至っていない。連帯保証人への対応等は手続に従っている。平成20年度黒字であっても大もとの5億2,000万円の滞納の現実を忘れぬようにとの指摘あり。

2点目の市営住宅使用料等については、成果として最終催告や強制執行の手続を行ってきたことで住宅使用者に意識づけができつつある。また、連帯保証人等に早い段階から完納指導依頼書等を送付することで長期滞納者の発生を一定抑制できた。今後として、必要法的措置はとっていくが、他方で行方不明、死亡者等の債権については適切な調査実施後、回収不可能であれば債権放棄、欠損処理等を検討していく。平成20年度は出納閉鎖まで徴収率96%を見込んでいる。ほか明け渡し訴訟、水道料滞納、黒土中棟入居者入居募集等について説明を受け、質疑を行いました。滞納常習者が1名いるが、十分手が届いていない現状がある。連帯保証人への催告者送付、給水停止を行うが改善に至っていない。中棟一般公募9室の選考過程について、また選考委員会の役割について質疑、意見がありました。

3点目、香美市内の各施設等の管理委託及びその他の委託業務について、議会事務局、総務課、企画課、香北支所、防災対策課、健康づくり推進課、物部支所、林政課及び地籍調査課より説明を受け、審査を行いました。

議会事務局への質疑で、平成21年度議会だより印刷業務が高額となった背景は、最低額の業者が書類不備につき失格となった結果とのこと。企画課への質疑では、JR美良布駅建物内清掃業務の委託に至った経過について。香北支所では、支所用務員業務委託の契約のあり方について、責任の所在は、法的に整理された上で契約がなされているか不明な部分があるので、本庁、物部支所含め調査を総務に依頼する点確認されました。ほか、大荒の滝、轟の滝管理業務の委託金額の差について質疑あり。防災対策課の防災無線保守点検委託について、随時契約の理由は導入業者であり、また企業ノウハウによる部分が大きい。健康づくり推進課では、機械警備委託費の減額理由について、撤去、設置も含め競争見積もりした結果とのこと。エレベーター保守点検の委託費減額は、他業者の参入の打診を伝えたところ（受託者が委託費を）下げてきた。エレベーターはメーカーの意向が保守点検にも大きく働くが、研究すべきとの意見あり。物部支所では、支所管理清掃業務委託について、委託費に整合性のある根拠が見受けられないとの意見。郵便局が入って狭くなったが、委託費への反映はしているのか。道路維持管理委託の報告の実態について等質疑がございました。

次に、5月29日開催の特別委員会について報告いたします。

協議事項は、1点目、市営住宅使用料等の滞納整理等の状況について、2点目、各施設の管理委託及びその他の委託業務についてであります。

1点目、市営住宅使用料等については、住宅使用料等滞納額は例年220万円から230万円繰り越していたが、本年は出納閉鎖時100万円を下回る状況まで前進した等の報告後、質疑では、明け渡し確定の黒土2号入居者は6月末で退居の予定。明け渡

し決定後、課題のあった前山住宅入居者は5月1日より民間住宅へ移られたとの説明あり。

2点目、各施設の管理委託及びその他の委託業務について、収納管理課、建設都計課、保健課、農政課、商工観光課、下水道課、水道課より説明を受け、審査を行いました。

収納管理課では、顧問弁護士年間委託料について、通常より低目の委託料であるとの見解。別費用については支払い督促事務から発生する。建設都計課では、公園維持管理委託について、基本的に開発に伴い寄附いただいた公園では地元で管理をお願いし、遊具等を備えた公園は地元で委託料を支払い管理いただくというスタンスである。除草作業委託は、小規模工事等契約希望者登録者、受け手がいない場合は職員が作業を行っている。樋門操作業務は危険が伴うので保険は市がかけている。泰山公園宿直業務委託の契約関係について質疑あり。保険課では、包括支援システムの保守委託について、委託先が平成22年度より福祉分野からの撤退にて、今後いかに対応していくか意見交換がございました。農政課では、中山間地域直接支払制度システム保守委託について、金額上昇について、平成19年度は山田のみ、平成20年度は香北、物部の整備期間が無料。平成21年度より正規の費用になったとの説明がありました。商工観光課では、テクノパーク景観維持管理委託につき、周回道路の川岸も含め作業できないか委託者にお願いしてみる。八王子公園トイレ清掃は、庁舎清掃もお願いしているので金額は総合的に判断しているとのこと。下水道課では、特定環境保全公共下水道事業に関する美良布クリーンセンター及びマンホールポンプ維持管理委託業務は、有資格業者が1業者とのこと。金額高騰は流入量増加で、維持管理を週2回から3回へふやしたことで設計金額上昇との説明あり。水道課では、検針業務委託の内容等について、浄水場、緩速ろ過池清掃業務委託の山田簡水分高騰は、北滝本の（飲料水供給施設の追加）、（各施設の）草刈りが新たに発生、香北分高騰の理由は、地形や施設の多さによるとのこと。全体的に見て見積もり積算だが、競争原理が働いているか疑問を呈する意見がございました。

以上で、行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

次に、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本 節君。

○まちづくり推進特別委員会委員長（坂本 節君） おはようございます。13番、坂本 節でございます。

まちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告いたします。

4月28日午前9時開会、出席委員9名で定足数に達してましたので協議を進行しました。

協議事項は、提言書案の検討についてであります。提言書案の内容は、昨年、平成20年11月まで協議、審査をしてきた政策課題を、本年1月から2月の委員会協議で取りまとめをした事項を基本にして提言書案の作成をしたものであります。この提言書案の内容について、これまでの委員会では審査、協議の項目を人口の定住策、産業の振興策、福祉の充実策、基盤整備の4項目を大項目として、これをそれぞれ関連する具体的な政策に中、小と細目化して綿密な審査、協議をしてきたところであります。これを提言書案では大項目を人口の定住策、第1項にして、人口の定住のために産業の振興、福祉の充実、その充実策として各基盤整備を実施するというでそれぞれの政策課題を策定し、提言することにしたところであります。政策項目の位置づけ等、これまで協議してきた形式と少し表面上変わりましたが、内容的にはほとんど変わりはありません。次の委員会で成文化して審査、協議をすることとしました。

今回の委員会での意見の中にこれまでにない意見がありました。それは人口の定住を情報発信する部分が弱いということと、平場と奥地について合併後の協定後、機会的に均等にしていこうという動きがあるがそれでよいのか。集落も含めて困難なところは厚い施策も打つとか、特別委員会で意見が一致すれば提言できるようなには思うということであります。前段の、前書きの部分をもう少し厚くして、現在進めている施策と提言できる部分、夢までいくと実現不可能となるが、重要というように、提言書案を出す際に認識はしてないといけないという意見。続いて、同様の趣旨かと判断できる意見があり、平野部と中山間の部分ではそこに対する施策が違うと思うのでその分はきちっと提言していかなければいかんであろうということです。

福祉政策ではかなり具体的な政策も出ているので産業振興策でも、もう少し具体的に政策を出したがよいのではないかという意見など。また、実効性のある、やらなければならない事業など、実効性のある事業は集中的に委員会も執行部の後押しをして、実現へ向けて協力もしていける政策案を提言すべきではなど、それで動きがなければ絵にかいたもちとなるのでそうならない体制づくりも必要であるということなどの意見。

新パッケージ事業も期待したけれども、目の前を味のよい魚が流れていくのに捕まえることはできたのかどうか、あの魚を捕まえようと文書でもって対応すべきではなかったかと。まちづくり委員会も少しのろまであった責任もあるかなと。しかし、予想外の獲物がかかっているのかもと、少し余談が入りましたが内面は真剣そのものであります。新パッケージ事業は、ユズも含めて申請してある。5月中旬には答申があるはずで、1億円の予算を国からもらうようにしている。2つ出しているということですが、定住人口をふやすということは市外へ職場を求めるということ、そうすると通勤するということになる、必然的に道路整備も重要となるのでは。物部、香北から高知へとなると時間も要するので道路整備も必要ではないか。そうすると物部、香北も通勤圏内になってベットタウン化ができてくるのではないかなど。

次に、高知工科大の現状と市の課題について、予定としては濱田企画課長から説明を

受けることにしていましたが、濱田企画課長が出席できなかつたので中澤議長からの説明で、マネジメント学科について、副知事はこれをそのまま（高知市永国寺町へ）持つて行くということではなく、オープンカレッジのようにあそこで公開講座もやるということ。道を仕上げてもらったら（高知市から）20分もあれば工科大まで来れるので、夜学も工科大でできるのではないかなどのお話もされたということでもあります。これは中澤議長の意見であります。

その他、人口定住の観点から、市外へ通勤して所得を得る方法と市内で所得を得る手段として、産業の基盤整備、企業誘致など、市の財源調達の観点からも審査、協議の後、午前11時30分閉会しました。

次に、5月22日のまちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告します。

午前9時開会、出席議員9名で定足数に達していたしましたので、会議を進行しました。

協議事項は、前回4月28日に審査、協議した提言書案の中の政策案について、字句や文案の訂正したものを主として審査、協議したものであります。

内容のあらまは、香美市内へ定住を進めるための新築住宅固定資産税の軽減策など、市有地で宅地となる土地を若者定住策の一環として安値で払い下げる対策、産業振興策で（提言書案の提言）順位の変更、農地保全に関する表現の変更、進学給付に対することなど、一連の協議の後で執行部から高橋商工観光課長の出席を得まして、地域雇用創造推進（新パッケージ事業）などの進捗状況について説明を受けました。詳しく報告すると大変長時間となりますので、説明を受けたということでおきたいと思っておりますのでご了解を得たいと思っております。

以上でまちづくり推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

次に、平成21年第1回定例会の際、産業建設常任委員会が閉会中の所管事務調査としていました請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事については、本年4月23日に現地視察を行い、4月23日と本日の両日の審査を行った結果及び調査報告が作成され提出されております。

そこで、同常任委員会の審査の推移等について委員長から報告を願います。産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 産業建設常任委員会の審査の報告を行います。

本常任委員会において、地方自治法第109条に基づく所管事務の調査を行った結果、会議規則第104条の規定により下記のとおり報告をいたします。

1 審査事件名

請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事について

2 審査の実施日

平成21年4月23日木曜午前9時30分から現地視察と、(午前)10時30分から審査を行い、そして、平成21年6月17日に審査を行いました。

審査の目的及び経過を報告いたします。

請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事について、平成21年第1回定例会において当産業建設常任委員会に付託され、現地視察調査を実施しました。なお、請願書にある大平大法寺線は、正式名称は「入野佐岡線」であるとのことであり、以後は「入野佐岡線」と表記をいたします。

また、現地視察後に産業建設常任委員会を開催し、執行部を交えて審査を行いました。

執行部からは、現在までの事業の進捗状況や補助事業の活用、請願書にある覚書等についての補足説明を受け、委員側からは、現地視察を行った後の具体的な質疑等が行われました。

次に、審査の結果であります。

現地視察、審査を経て導き出された結論として、道路の状況を視察した上で、大平、大法寺地区の生活環境の向上、将来に向けての道路改良の必要性は認めるものであります。ただ、行政が行ってきた事業の進捗状況、新しい道路の開通予定等による過去と現在での状況の変化、また、香美市の今の状況ではこの道路以上に改良しなければならない道路があるのは事実であります。実際に現地を確認した上でも、この道路の改良には莫大な費用が必要であることが予想され、早期にこの工事を着工することは困難であるとの結果に達しました。

しかし、地元との覚書があること、地元住民の行政への感情を踏まえ、補助事業等の活用による費用抑制の手だてや工法の研究を行い、実際の事業費の概算を算出するなど、市としてどういう方法で改良ができるか研究するように取り組みを求める附帯意見をつけて、委員会といたしましては不採択と決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の審査の報告を終わります。

○議長(中澤愛水君) 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

19番、前田泰祐君。

○19番(前田泰祐君) はい。前田です。

私も取り上げて、紹介議員にならしていただいたということもありまして非常に残念にも思うわけではありますが、今の報告を聞いておりますと、大変慎重に審査もされたという、していただいたということで感謝もしているところでありますけれども、まず1点目は、執行部の方を交えて話をされたということですが、覚書っていうことを

ここに今書いておられます。覚書についての説明もあったと、この覚書っていうのと確認書っていう、本来はこれ、本当は確認書なんです。確認書っていうのと意味が違います、覚書と確認書の意味が違ふと。覚書っていうのは確かに必要なものであるという、お互いに認め合うということがこの確認書であるというふうに、この私の持っているこの辞書にちゃんと出ております。そういったことでこの覚書ということを書いてある、ここはちょっと変えてもらいたいなと思うことと。

もう1点は、この現在、その当時の、これは平成7年のことでありますけど、確認書が交わされたのは平成7年で、平成12年に森林総合センターの実施に関してこの確認書というものがせられたということを地元の人から聞いておるわけでありまして、そのときに周辺整備事業の第1点目に大平、ここの何、覚書、確認書には大平大法寺線ということでありまして、大平線ということになっております。早急にその大法寺までを、平成9年度に完成を目指しているということをここに書かれております。積極的に推進すると、目指していることではありますが、今言われた、審査の中でも言われたようにいろいろと状況も、社会状況も変わってき、財政も変わってきたりということもあろうかと思っておりますけれども、そのときに、当時といたしますか、この現在の、今度の庁舎のことでも一緒やと思うけど、自分、どうしてもここをするためには何とか町民（市民）との約束もしたり、確認もしたり、非常に、（工法の調査を）することがあってもこれ軽いものである、重みがない、こんなものは、何にもならんことになるんじゃないかないうふうに思うわけでございます。

それともう1点、その審査の中で今道の必要性というものについてもちょっとお話も伺いましたが、地元の実際にここに生活しておる住民からすると非常に必要な道路である。生活上必要で、安全上も必要なものであるというふうなことを私もお聞きをし賛成の議員としてなったわけでありまして、そういったことを地元の住民と話し合いは少しでもされたのかと、今の部落長（自治会長）さん、尾崎さんというのがもちろんおられるわけですが、この方の（請願書の）発信になっておるわけですが、その方との話し合いはされたのかということをお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 委員会としたら初めから委員会の委員だけでこの調査、現地の視察調査をするということに決めておりましたので、地元の代表の方、ちょっとほかの方はこの場に出席はしておりませんでした。それで構んかね？

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 行政の方にお聞きをしたいですが、執行部には言われんか。

○議長（中澤愛水君） それはできません。

○19番（前田泰祐君） いや、その話し合いの中で財政のこととかいろんなことも言われたということをお聞きをしますが、あえて今後どうした方法で（工事が）やれるかということを研究をしていく、研究することの

附帯をつけて不採択ということで、ある程度の含めというか柔軟性を持たせてくれたという気はするわけですが、これももう十何年ですか、平成7年の約束ですから、もう今平成21年、もう平成22年が来るがですが、そんなわけでもう長くなってくるんですが、これどこまでそのところも研究していくのか。何年かかるのかわかりませんが、これどこまでそのところも研究していきながら、今後の研究をしていくということですが、どのような研究をされてきたのか、どこまで研究が進んだのかということも今後話し合いしながら行っていただきたいということをお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 山崎議員、質問ありますか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。産業建設常任委員長に伺います。

附帯意見をつけて不採択ということなんですが、不採択というがはそもそも取り扱わないということで、私はそういうふうに認識するんじゃないけど、附帯意見をつけて採択というふうな発想は委員の意見として出なかったのか、その点について確認させてもらいます。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） はい。そのことにつきましては、委員会の中でも何人かの方からそういうことでこの意見が出ました。まず、採択ということになりますと、もう採択となったらそのまま即実施になるというようなことじゃなかろうかと思えます、という意見です。それから、継続となりますと、私たちは来年9月が任期というわけですが、次への委員会にもこれが継続されるということになるというような意見が出ました。不採択としては、この当委員会ではこの問題は不採択ということにするけれども、先ほど言いましたようにいろんな事柄を執行部のほうに申し出をつけてこの当委員会は不採択ということにするという意見になりましたので、そういうことに決定をいたしました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） もう1点だけ聞かせてもらいます。

委員長の報告も大体わかったような気もするんですが、実際採択しないということであるんやったらこの前段に書かれてる、「しかし」からのこの3行ぐらいのところについては、執行部に対しての拘束力というもんはおのずとないというふうには私のほうは考えますが、そのようなことについて議論をなされたのか。だから、あわせて言いますと、委員長のあれでは採択すればすぐやらんといかんということを言われたような気もするんですが、実際はやっぱり、そりゃ行政の都合もあるので、もちろん採択というのはやっぱり強い拘束力を持つかもしれませんが、予算も絡んだ話になってくるけど、そこら辺のところについて委員会でもどのように議論されたのか、その2点お

答えをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 不採択であって、文書にも掲げてありますように覚書もあること、地元の住民の行政の感情も踏まえてということでもありますので、補助事業も活用して今後の工法の研究もして、今後これにつきましては取り組んでいってもらいたいというようなことも書かせていただきまして、この当委員会の、私たちの委員会としてはこの不採択ということで決定をいたしました。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番。委員長に1点お聞きします。

報告書の中で莫大な費用が要するという報告がございました。これの意味合いとしては地元の、先ほど出ておりました覚書の、いわゆる確認書ですか、そういった方向、地元のそのままの要望、いわゆる工法でやると莫大な費用がかかると。したがって、結びとして、附帯の意見として工法なんだから変更をして、少しでも経費が安くというような内容というふうにとめたわけですが、その地元の要望としては、やはりその覚書ということに準じての審査結果だと思いますが、その内容がわかっておればひとつお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） ちょうど場所は、皆さん方も間伐の作業に行ったときに現地も大方の人が見たことがあるかと思います。大平と大法寺間は改良がされてないということではありますが、ちょうどその真ん中あたりに改良がされていない、ちょうど中ごろに鉄道の高架があります。その鉄道の高架というのはなかなか谷底の深いところから橋脚を、橋台を上げております。そして、その橋脚と橋脚の間をこの入野佐岡線が通っております。それもその橋脚と道路が直角というか、真っすぐに橋脚の間を通るならばまだ50センチや60センチの幅は持たれると思いますけれども、なかなか斜めに道路が通っておりますので、橋脚が斜めに当たりますのでどうもこう救急車も通りにくいと、通れないというような状況になっておると思います。そんなところの現地を見ました。ところが、大平側のほうは割合にちょうど谷であります。両方が谷でありますけれども、大平側のほうは割合に谷でもなだらかな谷であります。大法寺側の橋脚から西はもう人が上から、木があるから下が割合に目隠しができて下を見ても危険に思わないけれども、もしあれが木がなかったりしますと下はなかなか、人は下をよう見ないようながけであります。そのようなところの市道の改良するときにはどの方法を使うかということになりまして、これはそのまま即橋台を、市道の擁壁をついたり、かけ出しをしたりということにつきましては、なかなかこれは膨大な費用がかかるというように見ました。皆の意見です。

そして、あとの質問がありましたことは、香美市でも旧物部、旧香北、旧土佐山田で

もそうでしたが、これから先々土木事業もあるかと思えます。そんなときに林道でも、農道でもそうですが、必ず残土処理をしなければならないことがあると思えます。そのことにつきまして、どのあたりから残土をして、1年、2年ではなかなかいかないかわかりませんが、この残土処理も利用して幅員をとるといようなことをしたら割合に費用も安くなりはしないかといようなことで、結びに書いてありましたがそのようなことも研究をせられて今後の対応をしてもらいたいといような意見も出たところですので、現地を見て感じたのを、そのままをさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

大岸さんは審査をしちゃあしませんかね。産建の委員さんじゃないですかね。

○4番（大岸眞弓君） 教育厚生です。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生ですかね。はい。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） ちょっと1点お聞きしたいのですが、その地元との覚書もあることであるから、それにも配慮してこういう附帯意見をつけてといご説明がありました。それで、この覚書が交わされていたことによりて地元の皆さんからこういう要望があったと思うんですけども、こういう超法規的なものといいますか、こういう超法的なものではありますけれども、覚書は簡単にはそうほごにできんものであるといふうに思うわけですが、この覚書の内容については委員会で精査をされているのかどうか。そして、その取り扱いについては、今後もこういうことがあろうかと思うんですけども取り扱いについてはどうい議論をされたのか、議論がありましたらお聞きしたいですが。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 覚書といほどの、ほどじゃないです。ことにつきましては、詳しく説明を聞いたりどうこうすることはありませんでしたが、ただ、佐野地区としての林業センターができるといこと、それに対する地元への、ちっとでも地元へ協力をするといことであつたが、1つは前回の議会のときに出た佐野の農道、市道については、それも、そういうことも覚書の1つであつたといようなことのような話もしました。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第68号、平成21年度香美市一般会計補正予算「第1号」から日程第11、議案第75号、土地の取得についてまで、以上8件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第68号から議案第75号までの提案理由の説明を求めます。
市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。本日、平成21年第3回香美市議会定

例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方に大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

諸般の報告並びに提案説明を申し上げます。

まず、関係各課の行政報告を申し上げます。総務課からお手元にお配りしてございますので、目を通しながらお聞きをいただきたいと思います。

定額給付金につきましては、4月20日に申請受け付けを開始し、6月5日現在までに対象者の約95%が申請を終えました。未申請者には申請を促す文書を送付いたしておりますが、今後は未申請者の個別対策を進めます。また、DV被害者対策につきましても独自に対応をすることといたしております。

市長会議につきましては、4月17日、宿毛市におきまして第115回高知県市長会議が開催をされました。24の議案が提出をされました。その中のうち、新たな過疎対策法の制定について、ニホンカモシカの個体数調整について、地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金実施要綱の改正及び運用についての3議案を香美市より提案をし、採択をされました。5月13日には、香川県琴平町におきまして第126回四国市長会議が開催をされ、四国4県合わせて43議案が提出をされ、審議、それぞれ採択をされました。6月3日には、東京都におきまして第79回全国市長会議が開催され、86議案が審議され、採択をされました。

新庁舎の建設の進捗状況につきましては、昨年末に着手しました第2北庁舎の改修は4月末に完成をしました。現在第2北庁舎には、選挙管理委員会、保健室、総務課定額給付係、電算係が配置されています。広報香美6月号を通じて市民の皆様方に事務所移転のお知らせをさせていただいております。選挙の期日前投票も新庁舎が完成するまではこの第2北庁舎で行うこととなります。

新庁舎の実施設計は、原案が完成し、現在構造設計について日本建築センターで構造性能評価の審査を受けています。同センターの審査に合格しますと国土交通省の免震装置に関する大臣認定を受けることができます。免震装置は新庁舎の骨格となる重要な部分でありますので、慎重に作業を行っております。

また、南別館、西別館の事務所移転が完了しましたので、両建物の解体工事の準備を進めております。6月じゅうに敷地内の電気切り回し工事を行いまして、8月末までには解体を終えたいと考えております。

このほかにも、電波障害など各種調査も並行して行っております。事前準備が整いつつございます。順調にいけば、今秋の9月には新庁舎の入札ができる見込みでございます。

企画課から、再編市営バス路線の運行についてでございます。市営バス事業につきましては、かねてより再編に向けた取り組みを進めてまいりましたが、平成21年4月1日より運行を開始しました。再編されました市営バス事業は、運賃体系の統一を初め、減便には土日祝便の運休方式への変更や、新たな取り組みとしまして、過去に民間事業

者による路線バスが運行されていた地域への廃止代替路線を含む新規路線5路線での試験運行を開始しました。試験運行につきましては、期間を6カ月、1カ年と設定しております。利用状況によりましては試験運行を中止することも想定しておりますので、市民の皆さんには市営バスの積極的な活用をお願いをしたいというふうに思っております。

行政連絡会開催は、4月25日に香美市立中央公民館におきまして平成21年度の行政連絡会を開催いたしました。当日は115名の自治会長さんが出席をいただきまして、市及び議会から行政の報告、当初予算の説明、各課からの報告を行いました。その後、地域課題あるいはまたさまざまな意見をちょうだいをいたしまして、質疑応答が行われました。

姉妹都市、(北海道)積丹町との交流につきましては、6月12日から15日までの間、北海道積丹町との交流を行いました。12日は(北海道)積丹町を訪問し、松井町長の表敬を初め久方ぶりの旧交を温め合う交流会などが開催されました。翌13日からは、(北海道)札幌(市)で開催されました第18回YOSAKOIソーラン祭りへ15年連続合同チームとして出場をいたしました。また、6月28日に開催される第4回積丹ソーラン味覚まつりへの参加準備も進めているところでございます。

防災対策課、健康づくり推進課からは、新型インフルエンザについて報告をいたします。5月臨時議会でも報告をいたしましたが、5月16日に国内発生をしました新型インフルエンザは感染者数が増加をいたしております。夏に向かっては、現在は感染速度は鈍ってきているものの、国内での感染は終息いたしておりません。その上、世界保健機構は、6月12日に新型インフルエンザの感染状況を世界的大流行を意味する最高度のフェーズ6に認定をいたしております。感染度が強く毒性が弱いという特徴を持った今回のウイルスでございますが、流行の波は一度だけではなく二度三度来るということが想定されておきまして、事前にできる準備を周到にしておく必要がございます。市民の方々には、あらゆる機会を活用して予防などの広報活動をしていきます。また、5月16日に設置しました香美市新型インフルエンザ対策本部を中心にしまして、感染予防用薬剤などの購入や発生時を想定した職員研修などを実施し、流行に備えていきます。秋の終わりから冬にかけて勢力を盛り返すという可能性と、人から人へ感染を繰り返すということでウイルスが変異し爆発的に感染拡大する可能性も危惧されております。今後は対策本部を維持し、秋以降をにらんで状況に応じた対応をとっていきたいと思っております。

保険課から、特定健康健診についてであります。平成20年度の特定健康健診の実施率は、目標40%に対しまして35.9%でございました。平成20年度に明らかになった課題への取り組みを一層強化し、今年度の目標を、45%を達成するように取り組んでまいります。

福祉事務所から、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画についてでございます。平成21年度から平成23年度までの3カ年を計画期間とする第四期高齢者福祉計画及び

介護保険事業計画を策定いたしました。今回の計画は、第三期計画の理念や考え方を引き継ぎ、介護が必要な状態になることを予防する介護予防事業などの高齢者福祉施策や、適切な介護サービスが受けられるための介護サービスの円滑な実施などについて定めたものでございます。

また、障害福祉計画につきましては、平成21年度から平成23年度までの計画期間とする第二期障害福祉計画を策定をいたしました。今回の計画は、第一期障害福祉計画での進捗状況などの把握や分析を行うとともに、地域における課題などを踏まえ策定をいたしております。国及び県の障害者計画を基本とするとともに、第1次香美市振興計画を初めほかの計画との整合性を図ってまいります。

生活保護につきましては、平成21年4月1日現在の被保護世帯数は310世帯、被保護人員は389人で、前年度同時期と比べますと6世帯、13人増となっております。平成20年度の保護申請件数は71件で前年度とほとんど変わっておりませんが、開始理由としまして就労収入の減少、喪失というケースが増加をいたしております。

農政課から、工事関係におきましては、予定の農道、用水路工事など6件を施工に向け準備を進めております。村づくり交付金による秦山町用排水路は、交付決定後、発注の予定でございます。県営施工による船谷池改修工事も本体工事に係る工事用道路に着手いたしております。また、農地・水・農村環境保全対策は、現在4地区で行われており、新たな地区の取り組みも見られております。集落営農などの支援事業におきましては、一般タイプ、モデルタイプで各1地区、共同機械の利用や受託作業など、集落による営農組合の形成が進められております。

商工観光課からは、雇用対策についてであります。地域雇用創造推進事業と地域雇用創造実現事業につきましては、厚生労働省で採択となり、現在地域再生計画を内閣府に申請をいたしております。香美市地域雇用創造協議会の直轄事業となります。実施期間は、ともに平成21年7月1日から平成24年3月31日まででございます。地域雇用創造推進事業は、事業規模8,969万3,000円で2名の推進員を配置し、雇用目標数を3年間で103名といたしております。地域雇用創造実現事業は、事業規模9,805万円で6名を雇用いたします。さらに、検討中ございましたふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、4件申請をしましてすべて採択となっております。

魅力ある商店街づくりにつきましては、平成21年度魅力ある商店街づくり助成事業といたしまして、JR土佐山田駅構内での香美市インフォメーション施設整備が採択をされました。これは財団法人地域活性化センターの100%の助成事業でございます。来訪者に夢と希望が沸くような、アンパンマンのキャラクターを随所に描いた施設の整備を行います。

下水道課からは、公共下水道事業につきましては、土佐山田地区につきましては、平成20年度の汚水事業は楠目地区で3.5ヘクタールの面整備が完成し、平成21年4月1日から供用開始を行いました。現在までの供用開始済み面積が合計で約204.1ヘ

クタールでございます。平成21年度は楠目地区約1.9ヘクタールの面整備を行い、現認可区域206ヘクタールのほぼすべてを完成させ、平成22年4月1日に供用開始する予定であります。また、雨水事業は、平成20年度中に都市計画道路高知山田線、楠目地区で中央雨水幹線管渠140メートルを埋設いたしました。本年度は県事業であります土生川河川改修事業の雨水幹線の吐き出し口付近での工事を予定をいたしております。

特定環境保全公共下水道事業についてであります。これは香北町地区でございます。平成21年4月1日における供用開始済み面積は、約99.4ヘクタールとなっております。認可区域99.4ヘクタールすべての面整備が完了いたしました。今後下水道計画後に開発をされました隣接部を下水道区域に取り込むべく認可変更を進め、事業を含め進めていきたいと思っております。

逆川地区の農業集落排水事業についてであります。平成20年度に続き本年度も管渠埋設工事の施工を予定をいたしております。当初の計画どおり平成23年度末の完成に向け事業を展開していきたいと考えております。

浄化槽設置整備事業につきましては、平成20年度浄化槽設置整備事業は59基の補助を予定をいたしておりましたが、最終的には56基となりました。平成21年度も下水道整備区域外の地域における公共水域の水質環境の向上を目指し、一層の事業展開を図っていきたいと考えております。

環境課から、平成20年度ごみ分別収集状況をお知らせをいたします。総収集量が8,213トンとなり、461トンの減少となっております。以下、下に各分別の収集量と前年度比を載せてありますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

地籍調査課からは、平成21年度事業計画についてでございます。本年度は土佐山田町大後入、香北町の河野の一部、物部町大栃の一部、物部町仙頭の一部、合わせて6.14平方キロを一筆地ごとに調査するよう準備を、作業を進めております。

林政課から、林業振興についてであります。平成20年度は切り捨て間伐397ヘクタール、搬出間伐150ヘクタール、作業道開設42路線、3万6,779メートルの事業を実施いたしました。4月1日から5月31日までは、今年も市民の皆さん方に緑の募金の協力をお願いをいたしました。また、平成21年度新規事業としまして、地域求職者や失業者などを雇い入れることを支援する高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を活用した委託事業1件と、高知県ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金を活用した委託事業を2件実施する予定となっております。

有害鳥獣被害対策につきましては、平成20年度の主な有害獣の捕獲頭数は、ニホンジカで1,129頭、イノシシで14頭、猿44頭となっております。狩猟期間におきましては、雄ジカ244頭、雌ジカ190頭が捕獲されました。当初の目標頭数、雄、雌各650頭でございましたが、それには及ばなかったものの報奨金が出るということで狩猟期間における捕獲圧が以前より高まったものと考えられております。平成21年

度は、5月27日現在でニホンジカ131頭を捕獲をいたしております。高知県が実施主体となって実施されました国指定剣山山系鳥獣保護区内でのシカ個体数調整事業は、昨年12月から3月まで6回行われました。雄ジカ4頭、雌ジカ31頭の捕獲が行われました。なお、平成21年度につきましては、香美市が実施主体となりまして行う方向で作業を進めております。実施する際には、市民、関係団体、登山者などへの周知に努めまして事故防止を図っていきたくと考えております。被害防止対策につきましては、平成20年度に電気牧さく3,610メートル、ネット牧さく4,820メートルの設置を行い、農林産物への被害防止に努めております。

森林土木事業につきましては、平成20年度繰り越し事業の林道開設事業につきましては、御在所線が7月末完了予定であります。影仙頭線、押谷線が9月末完了予定となっております。平成21年度林道開設事業につきましては、平成20年度繰り越し事業の完了後、早期に発注に努めてまいります。

平成20年度繰り越し事業の林業緊急整備事業9件のうち、林道舗装事業4件につきましては、土質調査完了後の7月発注の予定であります。林業改良事業5件のうち、西又河野線が7月発注予定、林道維持補修工事につきましては、5月に工事発注が完了しまして10月末の完了予定となっております。また、平成21年度の林道舗装事業のうち、宇筒舞線につきましては、5月に工事発注が完了しました。8月末の完了予定となっております。

香北支所地域振興課からは、香北の自然公園開園につきましてでございます。好天に恵まれました4月11日の土曜日に、香北の自然公園の開園式典が福留功男さんご夫妻をお迎えしましてとり行われました。関係者や小・中学生など110人が出席をいたしまして、福留さんへの感謝状の贈呈、開園のテープカット、モニュメントの除幕式などが行われました。式典中は香北中学校の吹奏楽部の演奏が披露されまして、式典に花を添えていただきました。

物部支所地域振興課から、物部町の自治会長会についてでございます。平成21年4月9日に奥物部ふれあいプラザにおきまして、平成21年度第1回物部町自治会長会を開催しました。当日は27名の自治会長が出席されまして、物部町自治会長会規則の承認、役員を選任、また各課及び各組織より連絡事項、各地域よりの要望、質問などを、質疑応答を行いました。

水道課から、美良布簡易水道の配水管漏水事故についてでございます。6月4日午後5時ごろ、香北町日ノ御子で水道配水管の漏水事故が発生をいたしました。配水区域である韭生野、美良布地域などの広範囲で断水が想定され、防災町内放送でお知らせをいたしました。ちょうど夕食炊飯時と重なり大変心配をされましたが、広範囲での断水という事態は回避できたものの、一部ご家庭で水圧不足が発生をし大変ご不便をおかけをいたしました。その後、午後10時に完全断水を行い本格的な修繕工事に入り、翌日午前2時30分にすべての復旧作業を終了いたしました。通水後、空気混入によります一

部水道水の白濁が見られましたが、すぐに正常化し問題なく給水をされました。

学校教育課から、児童・生徒数の現状でございます。市立小学校は9校、児童数は1,230人、市立中学校は4校、生徒数は635人で、児童・生徒数は1,865人となっております。平成20年度の児童・生徒数と比べますと、32人の減少となっております。また、4月22日には教職員総会が開催されました。教育方針が確認され、平成21年度につきましても順調なスタートを切っております。

学校訪問につきましては、5月29日から学校訪問が始まります。10月22日まで行われる予定でございます。教職員との研究、協議などを通じて現状を把握するとともに、適切な支援によりまして学校教育の充実を図っていきたいと考えております。

全国学力・学習状況調査につきましては、昨年を引き続き4月21日に実施をされました。各児童・生徒の学力や学習状況を把握し、今後の児童・生徒への教育指導や学習状況の改善に役立ててまいります。

生涯学習課から、第4回香美市体力づくり少年剣道錬成大会が4月29日に物部町大栃高校体育館におきまして、小・中・高合わせて58チーム、320名の参加により開催をされました。

それから、幼保支援課から、保育園の開園及び建設についてでございます。なかよし保育園は本年3月末に完成し、4月4日に関係者を招きまして落成式を行いました。施設の概要は、敷地面積5,707平方メートルで、園舎は木造平家建て、建築面積2,257.2平方メートル、園庭は約1,100平方メートルとなっております。落成式当日は施設見学会も実施し、多くの方々が来場いただきました。4月6日には入園式を行い、新しい保育園として無事にスタートをきることができました。

B保育園の建設につきましては、地権者の方々のご理解、ご協力を得まして市道宮前秋月丸線沿いに用地のめどがつき、今議会に用地取得の議案を提案することとなりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

消防課からは、平成21年1月1日から4月30日までの火災、救急及び出動件数が表にして記載をしております。昨年同期と比較しまして、火災件数は3件増加、救急出動件数は昨年並み、救助出動件数も2件増加いたしております。なお、表をごらんをいただきたいというふうに思います。

また、香美市消防団の春季の演習を4月5日に学校給食センター周辺におきまして、土佐山田消防団員及び消防署員130名が参加し、本番さながら火災の想定訓練を行いました。また、4月12日には大栃公園におきまして、香美市消防、香美市物部消防団員及び消防署員約60名が参加しまして、競技方式で放水訓練を実施し、放水までのタイムや正確さを競いました。

救急搬送中の交通事故についてご報告を申し上げます。6月12日午後6時27分ごろ、高知市大津乙、大津バイパス田辺島交差点で傷病者を搬送中の救急車が普通乗用車と衝突、走行不能となる事故が発生をいたしました。この事故で普通乗用車を運転をい

たしておりました会社員の男性が左手甲を骨折、救急車に同乗いたしておりました傷病者のご家族が左ひざ打撲などのけがをいたしました。普通乗用車の男性、搬送中の傷病者及びご家族は、高知市消防局の救急車２台で病院に搬送されましたが、いずれも軽傷で入院の必要がなく、また搬送中の傷病者及び救急隊員にけがはございませんでした。現在は旧車両を配備して対応しております。従来どおりの救急体制を確保いたしております。今後は、これまで以上に緊急走行時の安全確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。今回の事故でご迷惑をおかけしました搬送中の傷病者及びご家族を初め、関係者の皆様方に対し深くおわびを申し上げます。

続きまして、今期定例会に提案します議案についての提案理由を説明申し上げます。

まず、報告第１６号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告になります。

次に、議案第６８号は、平成２１年度香美市一般会計補正予算「第１号」でございます。歳入歳出予算の総額に１億２,０２６万３,０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１４２億９,６２６万３,０００円といたしました。概要は、歳入では子育て応援特別手当交付金の追加、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の追加、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金の追加、魅力ある商店街づくり助成金の追加、県営街路整備事業債の追加などが主なもので、歳出では子育て応援特別手当給付費の追加、林道立花南池線県工事負担金の減額、緊急雇用創出臨時特例基金事業の追加、ふるさと雇用再生特別基金事業の追加、駅前インフォメーション施設整備事業の追加などが主なものとなっております。

また、国の補正予算に係ります地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金の補正につきましては、最終日に追加で上程する予定でございますのでよろしくお願いをいたします。

議案第６９号、議案第７０号は、公共下水道事業特別会計並びに後期高齢者医療特別会計の平成２１年度補正予算となっております。

議案第７１号から議案第７３号は、各条例の制定についてであります。

議案第７４号、議案第７５号は、土地の取得についてであります。

以上、平成２１年度香美市一般会計補正予算など、報告１件、議案８件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明が終わります。

暫時、１０分間休憩をいたします。

（午前１０時２６分　休憩）

（午前１０時３８分　再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

局長のほうからちょっと訂正がありますので報告いたします。

○議会事務局長（小松清貴君） 済みません。本日産建の委員長から報告がありました陳情、請願等の文書表のほうなんです、これの、これ本年第1回定例会、3月定例会で委員会に付託したものでございますが、請願者の名前が「山崎 豊」となっておりますが、「尾崎 豊」と、しっぽの「尾」でございますので訂正をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 訂正を終わります。

これから、地方自治法施行令第146条の規定による報告第11号の繰越明許費に係る繰越計算書の報告とあわせて、香美市土地開発公社の平成20年度事業報告及び決算報告、同じく財団法人香美市開発公社の事業報告及び収入支出決算報告について質疑を受けたいと思います。なお、平成18年1月から指定管理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社の平成20年度事業報告及び一般会計決算報告及び森林総合利用施設等事業特別会計決算報告、同じく、同公社の平成21年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算について、同じく、同年3月から（指定管理者）制度を適用している財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成20年度事業報告及び決算報告、同じく、同財団の平成21年度事業計画及び予算について、同じく、同年8月から（指定管理者）制度を適用している株式会社香北ふるさと公社の平成20年度事業報告及び決算報告、同じく、同公社の平成21年度事業計画及び予算について、以上の3機関の報告等については別途に議員協議会において質疑、応答の機会を持つことにいたします。

それでは、（報告第16号）繰越明許費繰越計算書の報告について、香美市土地開発公社並びに財団法人香美市開発公社の事業報告及び収支決算報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

土地開発公社について少し教えてもらいたいんですが、7ページの公有地取得事業収益、公有地取得事業原価ということで数字が書かれてますが、収益の上から3つ目と4つ目、それに対する原価の部分、（公有地取得事業収益、3つ目）7,000万円、2,900万円と3,400万円というのが原価ですけども、約。ほかの部分はそんなに大きな収益が生まれてないけれども、この分については大きく、大きに、逆に言うと市が高く買ってるというふうに、感覚的にはね。そうじゃないのであれば、これの積算の根拠というか、そこら辺のところを具体的に説明をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のところについてですね、本来公社の持つておる土地についての処理については簿価で引き取っていただくということになっておる。それは原則でありますけれども、事業によりまして、特に国・県の事業については鑑定評価で引き取るということになっておる関係から、公社としての扱いとしてはそういう原則論も持つとるわけですがけれども、市との関係の中では高く買っていただけることもあれば損をすることもあるかわかりませんが、国と県の取り扱いについては鑑定評価ということで処理をされるということであるので、市はそれで引き取りたいということがございましてこういう状況になっております。この数字を見ていただいたらわかりますように今回は鑑定評価のほうが簿価より高いという状況がございまして、高く市に引き取っていただいたという状況です。先行取得依頼の分につきましては、引き取りのときには簿価と、それから事務手数料について4%という約束事になつとるわけですがけれども、現実的には取り扱いとして鑑定評価というところで処理をされたという結果がここに数字として出ておると、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連してお尋ねします。

そうしたら、簿価あるいは国・県の場合は鑑定評価の使い分けができるということですね。また、ここに書かれてるすべての6件については、同じ基準の鑑定評価が上回ったのでそのようにしたという認識でいいのか。それとも個々のケースによって判断基準は違うのか。その点を再度お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 個々のケースで取り扱うのかということですが、原則論は原則論として存在するということは先ほどご説明したとおりです。今回は、じゃあその原則論の部分かということについて言いますと、鑑定評価で引き取るしかないということがございましたので、個々のケースの扱いとしてそういう処理をしたというご答弁をさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 財団法人香美市開発公社のところでは1件お尋ねしたいです。

この10ページの借入金明細表というので、これは3月議会におきまして債権放棄をした2,000万円と思うんですが、ここに、備考の欄に株券400株購入資金としてありますが、ちょっとわからなくなりましたが、この3月議会で議案に出ました、議案第59号で出ました、株式会社への出資を目的として株を担保に2,000万円を借り受けたと、市から。もともとその株が開発公社にあって、それを担保に2,000万円を出資を目的として借り受けたのか、この400株がこれどっから来て

るのか、ちょっとその最初の400株がわからないんですけれども。これまでの経過の説明の中でゴルフ場オープン当時に町（旧土佐山田町）に対して400株、5万円1口として400株の寄附があったと。それで、町（旧土佐山田町）はそれを受け取るわけにいかないのだから公社が持って、ほんで、公社はそれを、400株を担保に2,000万円香美市から、旧土佐山田町から引き出したと、それに公社が990万円金融機関から借り入れて、10万円は別途調達で、3,000万円で600株の株を持っていたという、こういう、最初の400株がどういうふうにして開発公社に来てるのか、そのあたりをちょっと聞きたいんですけれど。

○議長（中澤愛水君） 土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 株の取り扱いについてのお尋ねを大岸議員からされておるわけですが、この株がどういう経緯をもって公社に来たかということについては現実的な話をするしかないがですけども、現実的に公社がその株を持っておるということなんで、それが株を手に入れたときに株で来たのか、現金で公社が取ったのかというのはどうかちょっとわかりません。旧土佐山田町が株でもらったのか、お金でもらったのかということについてはその公社としてはここで私がご説明することじゃないかなという気もしますんで、現実的に私が担当したときには400（株）という、全部で600株ですけども、さっきご指摘のあったとおり600株で、そのうちの200株はもう処理ができてますので、市との関係でいうその400株についてご説明をするわけですが、その400株は株券として私の手元にあったというご説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そしたら、株券、株式として、株券としてあったのは600株、全部で600株と思って間違い？1,000株じゃないですよ、600株。

それと、関連でちょっとお聞きしたいのですが、広報香美6月号にゴルフ会員権をお譲りしますというその広報が載りました。これでいきますと6口で50万円ということで、ちょっと私の推測ですけども、3,000万円の株式があつて、ほんで、100株に1口としてゴルフ会員権、プレー権がついてきた。6口のプレー権というか会員権があると、その、そのときについてきたゴルフ会員権なのか。それと、会員価格50万円、当初より随分もう、こういう価格になるんですけれども、この売却した、仮にこれ全部売却されて、その払われたお金というのは香美市のほうに入りますか。

○議長（中澤愛水君） 土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

前、旧土佐山田町から引き継いだ、香美市が持っておりました株については、ゴルフ場が倒産した段階で整理をされた。一定、何%か忘れただけでもお金を清算として清算金をいただいております。それと、この会員権とは理屈上は別建てで、今度の新

しいゴルフ場から付与されたもんというふうにご理解をいただきたいと思います。今おっしゃられましたように、6月号の広報で現在持っておりますプレー権、これは無額面のやつですけども、こいつについて売却をするというこの方向については3月議会で確か説明させていただきましたけども、具体的な作業として進めとるわけですけども、このお金については清算をする段階ですべて香美市に譲渡するということになります。すなわちこの売れたお金で、若干その経費とってもらいますので、それを引いて残りが、いずれにしてもその公社が清算されましたら、その残っておる財産はすべて香美市に引き渡されるということです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

ちょっとわからないので教えてほしいのですが、財団法人香美市開発公社のほうですけども、先ほどの10ページのその上のほうの都市計画街路用地とか、その泰山公園とかの香美市への売却って書いてますけれども、これは今回の議案第74号ですかね、議案第74号に出てますけども、それ、そっちのほうに売却というか、そういうところで香美市が購入したのか、ちょっと妙にわかりにくいのでそこら辺教えてください。

○議長（中澤愛水君） 土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 議案第74号等については担当課からお答えをいただいたらよろしいと思いますけども、その手前の公社の部分で言いますと、これも3月議会でご説明いたしましたように、事業目的があろうが基本的にもう財団の持っておる土地については市に全部引き取っていただくんやということでご説明をしたとおりです。結局その財団を解散するために今回の財団の持っておる土地については市に一たん、すぐ事業化するかどうかと、あと、向こうとしては引き取っていただくということできておりますので、これが即こっちに、議案第74号につながるかということについてはちょっと公社としてはあずかり知らんところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

ちょっと理解が不足してますので再度濱田課長に聞きますけれども、この株券400株の部分、10ページのところでね、これ購入資金と書いてるけれども、これ購入資金というスタンスでいいですかね。ちょっとそこら辺が、最初ゴルフ場からね、（土佐山田）観光開発から、香美市じゃなくて開発公社にいったお金が原資であるんやったら購入資金とはならないというふうに私は認識しますが、その点を再度説明願います。

○議長（中澤愛水君） 土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（瀨田賢二君） この間もずっとご説明しておりますように、私がずっとつないできておりますその整理の部分については、現金として土佐山田ゴルフクラブのほうからいただいて、それが、市（旧土佐山田町）が株券を買えないので、そのとき町（旧土佐山田町）が株券を取得することはできないのでそのお金をいただいて公社が買うたと、こういうふう聞いておるがですけれども。ほんで、ただ、私が手元にあるものは何かというたら、現金じゃなくて株があったという話は先ほどご説明でしたがですけれども、お金が動いておる、そのお金をもって株を買うたという言い方をしたほうが一番わかりやすいでしょうか、その株を持っておると。株を、その株そのものを土佐山田ゴルフクラブからいただいたということじゃないというふう聞いておりますけれども。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから、私のわかる範囲で、今ちょうどここに書類は持っておりませんので確認できませんが現金が、いわゆる当時のゴルフ（土佐山田ゴルフクラブ）から町（旧土佐山田町）へ寄附金が入って、その寄附金は、いわゆるそれによってゴルフ場の会員になるということで株を取得すると。その株は市で、町（旧土佐山田町）で買わずに公社で、開発公社でそれを買うということ、買ってもらいたいということで公社のほうへ町（旧土佐山田町）から依頼し、町（旧土佐山田町）から公社へ現金を渡して、貸して、それでいわゆる株を取得したということで、その当時の町（旧土佐山田町）もゴルフ場の役員にもなっておったという状況でございます。そう考え、認識しております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） もう一度だけ確認を。

そしたら、その寄附金があったというふうには全然今考えてなかったもので、そしたら、この400株、さっき説明のあった400株をもとに、これを担保にして市から2,000万円を借り受けたと、こういうことですか。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 担保とか、どういうことじゃなくして、いわゆる町（旧土佐山田町）から依頼を、その現金で依頼をされて株を取得したと、公社が取得したという状況でございますので、ここに書いておるとおり購入資金をいわゆる今回は市へ返すという状況でございます。ほんで、あくまでも購入は財団（法人）香美市土地開発公社で取得をしております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほどの議会運営委員会委員長の報告にもありました平成21年第1回議会定例会で継続審査に付してありました請願等第1号、市道大平大法寺線の改良

工事についてを議題とし、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより日程第12、請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案についての委員長の報告は不採択であります。請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事についてを不採択とすることに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成多数であります。よって、請願等第1号は、不採択とすることに決定をしました。

これより全国市議会議長会表彰の伝達を行います。

まず、事務局長から説明を願います。

○議会事務局長（小松清貴君） それでは、説明させていただきます。

去る5月27日、東京都の日比谷公会堂において行われました第85回全国市議会議長会定期総会において、香美市の市会議員の皆様の中で6名の方が全国市議会議長会の一般表彰をお受けになりました。

まず、一般表彰の方々でございますが、正・副議長4年以上、18番、山本芳男議員。続いて、議員15年以上、3名ございまして、23番、坂本 節議員、22番、西村芳成議員、12番、久保信彦議員。続きまして、議員10年以上、21番、西山 武議員、25番、中澤議長でございます。また、同日、中澤議長におかれましては全国市議会議長会から感謝状が授与されております。

それでは、伝達の方法でございますが、私のほうでただいまから点呼の上読み上げますので、呼ばれた方は前のほうへお集まりください。なお、伝達は中澤議長のほうで行います。

まず、最初に議員15年以上の表彰者の伝達から行います。23番、坂本 節議員、それから、22番、西村芳成議員、そして次に、12番、久保信彦議員。

○議長（中澤愛水君） 表彰状、香美市、坂本 節殿、あなたは市議会議員として17年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正、代読であります。どうもおめでとうございました。

（拍手）

表彰状、同じく西村芳成殿、あなたは市議会議員として16年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正、代読であります。どうもおめでとうございました。

(拍手)

表彰状、同じく久保信彦殿、あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正、代読であります。どうもおめでとうございました。

(拍手)

○議会事務局長(小松清貴君) 続きまして、議員10年以上、21番、西山 武議員、正・副議長4年以上、18番、山本芳男議員。

○議長(中澤愛水君) 表彰状、香美市、西山 武殿、あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正、代読であります。どうもおめでとうございました。

(拍手)

表彰状、香美市、山本芳男殿、あなたは市議会正・副議長として5年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正、代読であります。どうもおめでとうございました。

(拍手)

○議会事務局長(小松清貴君) 最後でございます。25番、中澤愛水議員、伝達は石川副議長よりお願いいたします。

○副議長(石川彰宏君) 表彰状、香美市、中澤愛水殿、あなたは市議会議員として12年市政の振興に努められ、この功績は著しいものがありますので、第85回定期総会に当たり本会表彰規定により表彰いたします。平成21年5月27日、全国市議会議長会会長、五本幸正、代読です。おめでとうございます。

(拍手)

○議会事務局長(小松清貴君) 以上をもちまして、全員の方に表彰状の伝達が終わりました。

ここで、23番、坂本 節議員より議員表彰者を代表してあいさつをお願いいたします。

○23番(坂本 節君) 坂本でございます。このたび6名の者が議員を長年勤続ということで表彰をいただきました。不肖、私年長ということで、代表しましてお礼のあいさつを申し上げたいと思います。

私個人のことになりますけれども、いたずらに期間を長く務めたということだけでありまして、十分市民の皆様方、執行部の方にとりましても十分な活動ができたというようには考えてはおりませんけれども、期待に沿えることを目指して懸命に努力はしてまいりました。私ども議員というのは、やっぱり一般市民の代表として、ほいて執行部に

対する、一番には議会活動が重要であります、四六時中議員というのは、議員活動というのはつきまとうわけでありまして、議員に就職するともう年じゅう息を抜く間もないというのが実態であろうと思います。

それと、前に席をとられております執行部の皆様方も、個人としては同じ市民であります。ただ、職務は違う関係上、職責につくと一般市民とは違うところがありまして、それで行政の責任者としての責任を問うということでもありませんが、市民の代表として私どもは懸命に執行部の皆さん方に対して意見をいたしてきたわけでありまして。時には失礼なこともあったかと思えますけれども、それも真剣に議員活動、議会活動をするが上のことであったというようにご理解をいただきまして、ひとつお許しをいただきたいと思えます。もう私どもも先はわずかでございます。ですが、議員としてその職にある限りは全力で今後も尽くしてまいりたいと思えますので、どうか今後におきましても何かとご指導、ご鞭撻をお願いいたしたいと思えます。

後になりましたが、私どもがこれまでに務めてくることができたのも、一番には市民の皆さん方の支援、そして応援のたまものであります。それがなくてはやはりこの議席に着くことはできないわけでありまして。そして執行部の皆さん方の指導、そして我々が議員として何とか無事に、そこそこ満足はできなくても認められる程度の活動ができることによってこれまで務めてこれたことであろうと思えます。そういう点で市民の皆さん方、そして執行部の皆さん方に心より重ねて御礼を申し上げまして、言葉は足りませんがお礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議会事務局長（小松清貴君） ありがとうございます。被表彰者の議員の皆様におかれましてはこれを1つの節目とされ、ますますご精進されますようご祈念を申し上げます。議長が被表彰者ということで、私のほうで進行させていただきました。

○議長（中澤愛水君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は6月23日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

どうもお疲れでございました。

(午前11時12分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 1 年 6 月 2 3 日 火曜日

平成21年第3回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成21年6月17日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月23日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
9番	門脇二三夫	21番	西山武
10番	山崎晃子	22番	西村芳成
11番	片岡守春	23番	坂本節
12番	久保信彦	24番	石川彰宏
13番	竹平豊久	25番	中澤愛水

欠席の議員

8番 小松紀夫

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	建設都計課長	中井 潤
副市長	石川 晴雄	下水道課長	佐々木 寿幸
収入役	明石 猛	環境課長	横谷 勝正
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
総務課長	法光院 晶一	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
企画課長	濱田 賢二	地籍調査課長	田島 基宏
財政課長	後藤 博明	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
保険課長	岡本 明弘	地域振興課長	竹内 敬
税務課長	高橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松 美公	支所長兼参事	萩野 泰三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地 和彦	地域振興課長	西村 博之
商工観光課長	高橋 千恵		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成21年6月23日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 15番 依 光 美代子 君
- ② 10番 山 崎 晃 子 君
- ③ 7番 千 頭 洋 一 君
- ④ 20番 大 石 綏 子 君
- ⑤ 5番 織 田 秀 幸 君
- ⑥ 11番 片 岡 守 春 君
- ⑦ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑧ 21番 西 山 武 君
- ⑨ 1番 山 岡 義 一 君
- ⑩ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑪ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑫ 8番 小 松 紀 夫 君
- ⑬ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑭ 18番 山 本 芳 男 君
- ⑮ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をします。8番、小松紀夫君は親族の葬儀のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） おはようございます。15番、依光美代子でございます。通告に従って5項目について質問をさせていただきます。

最初に、女性特有のがん検診についてお尋ねをいたします。前議会ではがん検診全般について質問をさせていただきました。今回は特に女性特有の子宮がんと乳がん検診についてお伺いをいたします。

質問に入る前に、本市の状況について少し説明をしながら質問に入りたいと思います。

前議会では、子宮頸がんが若い女性に増加しているので早急な対策が必要ではないかということで質問をしましたが、本市には若い人には該当者がいないとの答弁でした。該当者がいないのではなく、検診を受けている人が大変少ない状況がわかりました。特に若い人の受診者数は、昨年、20歳から29歳の対象者は1,037人に対してたったの19人、1.8%でした。30歳から39歳の対象者は、1,025人に対して60人でした。5.9%です。それでもその前の平成18年、本市ではがん検診は隔年で子宮がん、乳がんと交代でやっておりますので、その前回よりは少しずつ上がってきております。昨年の受診率は14.9%でした。しかし、高知県と比べると少し低い状況でした。県内では昨年受診により子宮頸がんが10人発見され、そのうち20代から30代の該当者は3人でした。全国でこの子宮がん患者数が年間約7,000人と推測され、そのうち約2,400人が亡くなっているということを聞いております。今回、国はこの若い女性に検診を受けやすいようにと支援を打ち出しております。

さて、次に香美市の乳がん検診の受診率はどうでしょうか。平成17年より視触診からマンモグラフィ検診に変更されました。担当課の努力もあり、2つの検診ともに少しずつ受診率が向上しております。平成17年より前回の平成19年の受診率は21.6%と上がってきており、全国平均より少し高くなってきております。高知県では、従来の視触診に加えマンモ検診との併用検診をすることで、以前に比べがんの発見者は四、五倍に上がったということを聞いております。また、欧米ではこのマンモ検診を国を挙げて推進し、受診率は七、八割と高く、乳がんによる死亡は減少しておりますが、日本ではまだまだ2割弱と低く死亡者はふえ続けております。全国的に乳がん罹患者は増加傾向にあり患者数は約4万2,000人と推定されていますが、実際には6万人は

下らないと言われております。特に50代後半が患者数のピークと言われております。ここにいらっしゃる皆さんの奥さんは大丈夫ですか。検診を受けておりますか。

がんは決して怖いものではありません。早期に見つければ完治は可能です。そのためにも検診が大切です。現状のように女性特有のがん検診の受診率が低いということで、今回、国の補正で特に女性の健康支援のために健康手帳と子宮がんと乳がん検診の無料クーポン券の配付を決めました。今年の香美市の女性がんの検診の予定は乳がんのみとなっております。ぜひこの制度を利用して、子宮がん検診もあわせてできませんか。日ごろより担当課は受診率をいかに上げるかの大変な努力をしていますが、この制度を活用することでより多くの女性に検診の大切さを意識づけるチャンスとなります。より効果を上げることができると考えますが、いかがでしょうか。

また、この制度は1年限りと聞いておりますが、より効果を上げるためにも無料クーポン券配付の対象者の枠を広げることはできませんか。お隣の香南市では単独事業として取り組むことを決定されました。この制度を活用することで市の負担も余りかけずに女性の健康支援ができると考えますが、香美市としていつからどのように取り組むのかお伺いをいたします。

がん検診についてももう1点お伺いをいたします。がん検診は早期発見、早期治療のために行うものと思いますが、受診後、要精密検査となった人に対してはその後どのようにしておりますか。

以上、女性特有のがん検診についてお聞かせをください。

2つ目に、健康まつりについてお伺いをいたします。

昨年健康まつりは新たに体力テストなどを取り入れ盛会でしたね。アンパンマンミュージアムがあるということで例年より多くの親子連れを見かけました。今年はどのような取り組みを計画しておりますか。

近年、子どもの体力低下を言われておりますが、こういった機会に児童・生徒が健康への関心が芽生え、楽しく参加することで自分の体力を認識できるような体力測定や親子で楽しめる軽スポーツなどができないでしょうか、お尋ねをいたします。

3つ目に、美術館の企画についてお尋ねをいたします。

昨年秋に開催された第20回企画展「古仏との対話ー井上芳明と土佐の仏像ー」には連日たくさんの来館者がありました。38日間で県内外から1万3,824（後に「1万3,828人」と訂正あり）人の来館者がありました。美術館の帰りには市内で食事をする人、包丁や新鮮な野菜を求め買い物をする人、市内を散策する人など、あの時期は市内ではちょっとしたにぎわいがありました。また、タクシーを利用された方も多かったとタクシーの運転手からも聞いております。まさに美術館がまちの活性化に一役買ったと言えます。昨年、平成20年度の入館者数と売り上げ、収入額はどれぐらいありましたか。また、今年の入館者数はどの程度を予測しておりますか。後半の企画はどのような計画を考えておりますか。お聞かせください。

今、全国的に仏像に関心が高まりブームとなっております。仏像展は集客力が見込めますので、前回のような重要文化財クラスは難しいと思いますが、何か新たな仏像展を企画することはできないでしょうか、お伺いいたします。

続いて、財政面でお尋ねをいたします。

○議長（中澤愛水君） 依光議員、先ほどの通告書で「古仏」が「物」になっておりますが、「仏」じゃないですかね。通告書、「物」が古い仏（「古仏」）やないかね。

○15番（依光美代子君） 古い仏（「古仏」）。

○議長（中澤愛水君） ミスプリやね。

○15番（依光美代子君） 通告は「物」になってます？

○議長（中澤愛水君） そしたら通告書のほうを訂正してください、古い仏（「古仏」）に。ミスプリがありましたので訂正をしておきます。

続けてください、どうぞ。

○15番（依光美代子君） 続いて、財政面でお尋ねいたします。

毎年財政難ということで経費が削られています、美術館には交際費の科目が必要ではないですか。なぜならば、新しい企画を計画しようとするならば、作品をお借りするための交渉時には作家宅を訪ねるときは手土産の1つも必要です。そして、作家が下見に来てくださったときは食事の1つも差し上げ、帰りにはお土産も必要ではないですか。作家より作品を無料でお借りしようと思えば、やはりそれなりのことをしないと続いきません。よりよいものを企画しようと思えばある一定の経費は必要と考えますが、市としてはどのように考えますか、お伺いをいたします。

続いて、遍路道を生かしたまちづくりについてお伺いをいたします。

先月、（香川県）高松市で国土交通省四国整備局の呼びかけにより、お遍路を活かしたまちづくり・地域づくり推進のための連絡調整会議が開催されました。会への参加対象は、霊場もしくは沿道の市町村、県・国の関係機関、NPOなど関係団体でした。高知県では21市町村で香美市も含まれておりました。この関係者が一堂に集まり、四国は一つという理念のもと四国4県が連携し、霊場周辺の町並みや遍路道の保全や整備、景観形成を進める方針と聞いております。

遍路道を生かした地域を元気にする事業実施に向け、各県で作業部会をこしらえ、具体策を議論し取りまとめを行い、それを四国4県で合意形成を図り、平成22年度以降より随時事業化していくと聞いております。香美市では沿道で独自に活動している地域がありますが、これらを利用して何か支援の方法があるのではないのでしょうか。

香美市は当日欠席したと聞いておりますが、なぜ出席できなかったのでしょうか、聞かせてください。今後もこの会は引き続き行われますが、今後の対応はどのようにするのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、給食費についてお尋ねをいたします。

児童・生徒の給食費の滞納については、議会でもたびたび議論し、収納管理課の皆さ

んが日夜訪宅を重ね、大変なご苦勞のおかげで改善されつつあります。今回は児童・生徒ではなく学校関係職員、いわゆる学校給食を食べているすべての職員について伺います。合併時から現在までの納入状況と過去の滞納状況についてあわせて聞かせてください。滞納があれば、どのような事情で滞納になり、その滞納に対してどのような対処をしてこられましたか。現在この滞納は、ひよっとすると解決されておるかもわかりませんが、わかればその滞納期間が、どれぐらいの月日がたって納金されたとか、そういうことがわかりましたらお願いをいたします。そして、平成21年度に入りまだ数カ月ですが、給食費の納付期限が過ぎても入金していない職員はいませんか。それに対してはどのように取り扱いをしていますか。

また、過去に滞納になった者の雇用体系別に教員が何名、臨時、パートがそれぞれ何名かについてもあわせて聞かせてください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） おはようございます。依光美代子議員さんの女性特有のがん検診についてお答えをいたします。

今年度、子宮がん検診も実施できないかについてお答えいたします。

ご存じのとおり、香美市は隔年で子宮がん、乳がん検診を実施しています。今年度は乳がん検診実施年です。ご指摘の子宮がん検診実施につきましては、検診実施機関等との協議が必要です。予算措置も必要ですので、現時点で実施するかどうかは明言はできませんが、子宮頸がんの国庫補助金もありますので、今回対象の方々には検診をしていきたいと考えています。目安として来年1月から2月の休日検診を予定しております。

また、無料化の枠拡大については、今の財政状況では困難ではないかと考えますけれども、関係部署と協議をしてみます。

検診の取り組みについてですが、7月14日から始まります乳がん検診につきまして、クーポン券等の発行はまだ間に合っておりません。対象者に対する自己負担金は、償還払い方式でなく徴収しない方向で事業を進めていく予定です。既に乳がん検診を申し込まれている対象の方々には、受診票にお知らせチラシを入れまして無料であるということの広報をしていきます。検診の申し込みをされていない対象の方々には、再度受診勧奨と今年度無料で受診できることを個人通知する予定です。

それから、精密検査の指示の出た受診者の方々にはどういう対処をとらうかというご質問ですが、必ず通知をしましてその（精密検査の）結果をいただいております。医療機関からの結果を見て対処をしておりますが、それが届かないときには必ず対象者の方にお電話をしたりとかということで保健師がその後追いはやっております。

それから、健康まつりについてお答えをいたします。

健康まつりは旧町村で持ち回り開催しています。昨年度は香北町で実施しまして、雨天にもかかわらず約300名の参加がありました。今年度は物部町で10月11日日曜

日に開催する予定で準備をしております。おっしゃるとおり昨年度は体力テストを取り入れましたが、今年度はメタボリックシンドロームに着目した検査を予定しております。さらさら血液、どろどろ血液の測定や、脳年齢計A T M Tで脳年齢をチェックするなどを用意しています。

親子でも高齢者でもどなたでも楽しめる軽スポーツとしては、恒例の健康ウォーキングを保険課と共同で企画しています。物部町の湖水（永瀬ダム）を1周する予定です。議員の皆様もぜひ参加くださいませ。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 依光美代子議員の美術館の企画についてお答えをいたします。

香美市立美術館、第20回の企画展「古仏との対話」につきましては、多摩美術大学の青木准教授監修のもと県内9つのお寺さんの協力を得まして、重要文化財6体を含む25体の仏像と仏像写真とのコラボレーション展を開催いたしました。38日間の会期中1万3,828人、1日平均363.9人と多くの来館者がありました。1回の企画展といたしましては過去最高の動員数となっております。本展は特にリピーターが多く、中には6回目という方もございました。また、県内のみならず本州からの来場者も多く見られた展覧会でありました。会期中は、高知新聞社での新聞によります連載など報道関係も大きく注目したことによりまして多大な宣伝効果を生み出し、県内外における当館の認知度も上がったように思われます。

ご質問の平成20年度入館者につきましては2万1,924人、収入額が583万6,850円でございます。それから今年度の入館者目標につきましては、約1万1,000人を目標としております。今年後半の企画につきましては、第25回企画展、これは「岩井玉山と絵金」ということで7月7日から8月9日までの30日間開催をいたします。次に、第26回企画展、これは「第39回世界児童画展・四国展」でございまして、8月15日から9月13日までの26日間開催をいたします。次に、第27回企画展につきましては、「土佐の熱き芸術家たち」ということで、前期が明治、大正から昭和へかけての作品でございまして、9月19日から10月25日までの32日間、後期につきましては昭和から平成へかけての分でございます。11月7日から12月20日までの38日間でございます。それから第28回企画展、特別展「筒井広道追悼展」ということで（平成22年）2月13日から3月28日までの38日間開催をいたします。

次に、新たな仏像展についてでございますが、昨年開催した「古仏との対話」では過去最高の入館者数を記録し、来館者からもぜひもう一度開催をしていただきたい、そういうふうな声が多いわけございまして、重要文化財指定の展示につきましてはご質問のとおり難しい問題がございます。それ以外の仏像を展示する形で、来年2回目の展覧会を現在企画検討中でございます。

それから、最後に財政面で予算がなければ新たな企画展は難しいのではないかと
ご質問でございますが、平成21年度から枠配予算になっておりますのでなかなか予算
的には厳しいものがございます。ある一定採算が見込まれるところの展覧会につきま
しては何とか準備はできますが、そのほかにつきましては、基本的にこの文化施設とい
うのは、地方の小さな市におきましての展覧会というのは非常に入館者が少なく採算
性がとりにくい状況がありますので、知恵を出して企画展を年5回、あるいは年6回打
ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。依光美代子議員のお遍路道を生かした
地域づくりについてお答えをさせていただきます。

この第1回お遍路を活かしたまちづくり・地域づくり推進のための連絡調整会議の開
催につきましては、私あてにご案内をいただきました。5月21日に香川県で行うとい
うことで、この趣旨としましては、現在策定中の四国圏広域地方計画において、遍路を
生かしたまちづくり、地域づくりが、四国霊場八十八箇所と遍路文化により地域をつな
ぐプロジェクトとの位置づけをしていることから、このことを踏まえ、その趣旨、目的
等を達成するためにお遍路を活かしたまちづくり・地域づくり推進のための連絡調整会
議を設立をするということのご案内でございました。

欠席した理由につきましては、別に他意はございませんが、ちょうどこの日重要な日
程が入っておりましたので私は欠席をさせていただきました。高知県21カ市町村にご
案内があったようですが、うち8カ町村が出席をしたということの後でお聞きをいたし
ております。

なお、本市には霊場はございませんけれども、お遍路道としてその認定がされておる
道路があるわけです。その中で地域の皆さん方から、特に松本地域でお遍路の道を整備
をされるなど、また同時に休憩所を浄財を集められて整備をされるなどボランティア活
動をしてくださっておる方々がおいでになるわけです。そうした方々の思い、意思とい
うものを大切にさせていただくということも大事でございます。今後行政としてどのよ
うな支援ができるのか検討もしていきたいと思いますが、なお、この会議の内容につき
ましては、後日整備局からお見えになれるということの連絡がっておりますので、
またその中で検討もしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 依光議員の給食費について、学校関係職員の給食費
について合併時から現在までの収入状況、滞納状況、滞納者への対処についてというこ
とで答えさせていただきます。

学校給食費は、8月を除き毎月納付義務者に請求がされまして、月末が納期限となっ

ております。納期ごとに滞納者に対して督促状を納期限後20日以内に送るようにしておりますが、この督促状は一度送達をされます。督促にかかわらず納付がされない場合には、毎年2回6月と12月に催告書を送達をしております。

平成18年度の合併時から現在に至るまでの滞納繰越は平成18年度と平成20年度に各1件あっておりますが、次年度におきまして電話や臨戸、学校に出向き指導することによって完納がされております。現時点は滞納がない状況になっております。なお、滞納整理につきましては、各給食センターと情報を共有しまして対応をしております。そして、催告書が送達された者の年度別の人数は、平成18年度が7名、平成19年度が2名、平成20年度が6名となっております。そして、平成21年度が始まっておりますが、4月の給食費について督促状が出た数は教員を含め13名、5月分について5名となっております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） おはようございます。依光美代子議員のご質問にお答えします。

給食費のことですけれども、学校関係職員については、県費負担教職員、市の用務員、給食センター職員、市の臨時職員等、平成20年度合計276人に給食を提供しているような状況です。数カ月分が滞納になったケースもあり、その都度、直接本人と会ったり電話連絡する等で納入を促しているという状況です。

合併後ですけれども、教職員1人、学校用務員1人について滞納繰越となったケースがあります。公務員としての自覚の不足、保護者や地域住民への信頼を損ねるものでもありますし、このようなことがないように厳重に注意してやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子です。2回目の質問をさせていただきます。

それぞれに丁寧なご答弁ありがとうございます。

それでは、最初に女性特有のがん検診についてお尋ねをいたします。

うちの女性用のがん検診は隔年でやってるからなかなか難しい。しかしながら、そこを何とかいい方向でも、また相談もし検討をしてくださるということで、ぜひこういうチャンスを利用すると、やはりそこに配布される、お知らせが行くことで、やはり検診の大切さっていうことを認識される方も多いかと思います。それと、子宮頸がん、前回でも言ったようにやはり若い人ががんなんか関係ないって、まだまだ大丈夫よっていう意識があろうかと思っておりますので、せめてその対象者に（検診を）やられたら随分意識啓発にもなって、やはり女性が元気に暮らしてくださる、それと、やはり少子化が言われておりますので、子どもを産みたいと思ったときに産めない体になるほどつらいことは

ないと思いますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

それと、（無料化の）対象枠のこともなかなか財政的に厳しいということですが、この対象者数、昨年で見ても、経費としてこの受診率から考えてもそれほどたくさんの費用をかけずに、負担をかけずに健康支援ができるのではないかと思いますので、なおもう一度その辺のご答弁をお願いをいたします。

それと、無料クーポン券を今回配付をなさいますよね。償還払いでなく徴収の方法で、あっ、反対、ごめんなさい、やられるということですが、そのクーポン券配付して受診率をどれぐらいに持っていけるかなということを思ってるのでしょうか、お聞かせをください。受診率の目標設定するに当たりこんなことをやるとか、何かそういうためのことを考えておればお聞かせをください。

そして、もう1点、受診の後の要精密検査、あとフォローしてくださっているということで先ほどご答弁をいただきました。ちょっと私気になりまして、毎年いただく保健センターのあれで見ますと、平成18年まではずっと要精密検査の方ほとんどっていうか、わかってるんですね、異常があったとか、がんであったとか、がんの疑いがあるとか、その他の疾患であるとかっていうのが、平成19年、平成20年とどちらの検診についても未把握で全くわかってないっていう数字が出てるので、そこの何かやり方を変えられたのかな。もし、もうそこまでなかなか職員が少ないからできないとか何らかあるのでしょうか。やはりこの後追いがすごく大事になると考えますが、課長はどのようにお考えでしょうか、お願いをいたします。

それから、健康まつり、この次は物部でやられるということで、物部の自然の中で健康ウォークなんかすごくいいと思いますので、そのときにぜひ子どもたち、子どもが参加できる、せつかくのあの自然の中でやられるから、あの河原を使って何かできればすごくいいんじゃないかなっていう、やっぱり自分たちの、地元の物部の子どもたちもそうですけどやはりこの山田町の子どもたちが、やっぱり自分たちの香美市になって、それを知る1つのきっかけにもなるんじゃないかと思う。それから楽しんでいろんなことをすると健康への芽生え、体力もまたついてくるきっかけにもなると思いますが、再度よろしく願いいたします。

企画展についてお伺いします。

済みません。先ほど私が質問を、訂正させてください。古仏展に県内外から1万3,824人ということを申しました。次長のほうから「828人」でしたので、「4」を「8」に訂正したいと思いますのでお願いをいたします。

今年の入館者は1万1,000人を目標にされてるということで、また、次に仏像展を計画をしてくださるということで大変私もうれしく思います。私もとっても仏像展が好きでお寺へ仏像を見に行ったりもするんですけども、本当に今全国的に仏像に関心がある人が多い。えっ、こんな方がっていう若い人までもがすごく関心を持って行ってるから、来てもらうことでまたまちの活性化の役目も大きく担っていけるんじゃないか

思いますのでぜひよろしく願いをいたします。

それから、財政面でですが、本当に大変な中ご苦労してらっしゃるっていうのをよくわかりました。けど、先ほどの答弁によったら、採算性とれるものに対してはまた別建てで考えてくださるということですので、ぜひそれをお願いいたします。前回やられた仏像展での収益っていうのはかなりあったんじゃないかと思います。それで、あれだけたくさんのお寺さんに来ていただくっていうことは、館長が何度も何度も足を運び、そしてまた仏像を出すということで、仏像を出すに当たっては魂を抜く、持ってこられて、またそこに置いてあっても毎日お寺さんが通ってくださったりしてましたよね。そのときにご厚意に甘えるばかりじゃいけませんよね。やはりせっかく来てくださったらお食事なりお茶なりしたりとか、やはり交通費程度のものはしていくべきではないかと思います。本当に皆様のご厚意のおかげで前回の企画展が成り立っておりますが、それは日ごろのおつき合いもあるし、それから、1回であったらそれは可能ですけどこれから続けていこうと思えば、やはり最低限の経費っていうのは必要でないかと思います。それとやはり、あの仏像展をやったことで、先ほど次長が言われましたようにやっぱり県内はもとより県外からも、香美市の田舎の小さな美術館でこれだけのものができるかっていうことすごく全国に名前が広まりました。また、今回やりました陶器のあの展示会も、「日曜美術館」ですかね、NHKの放送で朝たまたま（テレビを）つけたらやりました、もうその終わりの最後のほうでしたけどわあと思って、そしたらその後大阪の友達から今度、テレビ見たんだけどこうこうして帰るから、その期間内に行けたらいいけどちょっと無理かな、香美市っていういいものをしてるねっていうようなお話があったように、香美市の美術館っていうのはすごく今評価をされておりますので、これまちづくりの1つとしてもやはり大事にしていくっていう観点でとらえていったら、香美市にとっても大きな役割を担っていると思うんです。その辺はどのようなお考えでしょうか、お願いをいたします。

収益についても、なお繰り返し言って申しわけないですが、採算性のとれるものに対してはぜひ必要経費を上乗せをできないか、再度お願いをいたします。仏像展をしようと思えば、やはりそれはもう個々のお寺を何度も訪ね、そして、（仏像展を）していくから大事な仏像も貸してくださるということもありますから、普通の行政の事業の中では考えられないことだと思いますが、やはりよりよいものにしていくためには最低限の必要な経費だと思いますのでご答弁をお願いいたします。

そして、続いて遍路を活かしたまちづくり（の会への参加）ということで、大変失礼をいたしました。市長が大変お忙しいということで、重要な会があったということでご欠席ということで失礼をいたしました。本当に市長は大変だと思います、すべての会に出席するのは。また、どなたかがかわられて出席されてもいいんじゃないかと思います。今回会へ出席した方からちょっとお話を伺いまして、そしたら今回高知県の欠席された自治体が多かった。その理由は何だったかっていうと、交通費がないからっていう自治

体が多かったってというようなことをお聞きしました。私もひょっと本市も同じかなと思います。今回質問をさせていただきました。

実は庁舎内で少し気になることがあります。いろいろな声があっても経費削減ということで、交通費のかかるものはまず出席が難しいという声をよく聞きます。確かに財源のない中でやりくりは大変だということはよくわかりますが、会へ出席する、現場へ足を運ぶことで、そこでの人との出会い、それは将来への人脈となります。情報、体験すべてがその人を育てます。人材はほうっておいても育つものではないと思います。財政難であればあるほど人材育成が必要ではないでしょうか。せっかくのチャンスを逃しているのではないかと心配をします。市長もよく言われる住民と協働、これを実行していくには住民をその気にさす人材が必要です。財源がなければ人を育ててであります。それぞれ独自で活動している地域が継続して活動できるように、活動に必要な情報を提供する支援が行政の役目であり活性化にもつながると思います。いろいろな会へ行くことでいろんなまた情報も得られると思うがです。それぞれの地域でいろんな活動が、独自で頑張っている活動地域があると思うんです。そうしたときにそういう情報を知ってたら、あっ、これここにいいんじゃないかなってというようなことができるんじゃないかと思います。

今回これを1つに質問をさせてもらいましたけれど、その辺が私が非常に気になって今回質問に上げさせていただきました。いろいろなまた情報を、得たことを地域の支援に生かすためにも、やっぱりこのまちでどこでどんな活動があるかいうことをどっかの課1つの、今担当課によってそれぞれ分かれてますけれど、それが、その会の趣旨というか、ちょうど（会が）バッティングするときがあるんですね。わからない、どこか1つでそういう活動を把握できるようなシステムができないものではないかと思いますがいかがでしょうか。

人材育成の観点からもやはり会への参加を見きわめて、交通費も必要経費として見直しが必要ではないかと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

最後に、給食費についてお尋ねをいたします。

先ほどの、確かに今はもう滞納は克服をされてるということでしたが、催告書を送ったという予想外の数値に驚きです。先ほども課長が言われたように、行政に携わる者がこんなことでいいんでしょうか、考えられないことです。職員として住民のお手本となるべき者が、行政の職員に滞納があることが住民に知れると、収納管理課が幾ら一生懸命努力をしても、職員が払わないものを払うかということになるのではないのでしょうか。仮にも、先ほど聞きましたら、今回平成21年度に入って4月が13名、5月が5名、確かにお仕事が忙しくてうっかりとかいうことがあるかもわかりません。しかし、行政に携わる者として当然わきまえるべきことではないですか。仮にもこの方たちは教育者ですよ、子どもたちにどんな顔をして授業をしているのでしょうか、常識では考えられないことが平然と見過ごされているのですね。

この過去に上がった方、現在、本年度に入っても、それぞれ納期になっても支払われ

てない方、こういう方たちには給食費以外でも他の税などについてもあるんじゃないでしょうか。それに関してはあるかないかで結構です、聞かせてください。

それから、今お聞きをして感じたことですが、職員さん納付書で給食費は入金をしているんですよね。これだけ口座振替をいろんな集金に対して住民の皆さんにお願いをしているんですけど、職員に対してはどのような対応をしてきてるのでしょうか、お尋ねをいたします。

それから、過去の滞納者についてですが、その中に教員が1名と用務員さん、用務員さんって多分今でしたら臨時契約というかそういうような契約であったかと思いますが、臨時であれば1年契約ですよ、滞納があれば再度の採用は見送るべきではないですか。任用責任はだれにあるんですか。少し私心配する、こういうことがおざなりにきてる、この過去滞納があった職員さんには、先ほども言いましたが給食費以外に保育料や税などの徴収にも滞納があるのではないかと、今お話聞いててそのようなことを感じました。ぜひ、（滞納が）あるかないかで結構ですのでお聞かせをください。

そして、このような滞納状況について、その都度教育委員会は報告をされておりますか、教育長のほうに、そして学校長のほうに報告されておるのでしょうか。以上、お尋ねをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光美代子議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

対象枠の件、無料クーポン券が交付されなくても受診できる件は、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、受診率の設定ということですがけれども、平成19年度の乳がん検診が21.6%でした。ですので、全体として25%の受診率を目指したいと思います。なお、国が申しております受診率は、今度の対象の方、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、香美市の対象者でいいましたら973人のうちの50%を目指しなさいと、そういう指導があっております。

それから、がん検診の精密検査の後追いということですがけれども、保健センター運営協議会の資料を作成するときには3月末ですので、精密検査の結果が一部は出ておりますけれども、一部出てない関係で資料の中へ精密検査の状況を入れておりません。職員に聞いた結果、精密検査は必ず後追いの調査をして、結果については把握をしておるといことです。

それから、健康まつりの子どもの参加ということですがけれども、今回物部で合併後初めて実施する健康まつりですので、1回目の職員同士の協議を1回しただけですので、委員さんのご意見を次回の会の際に諮ってみるよういたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 依光美代子議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

新たな仏像展の開催におきまして財政面での苦労があるということで、特別枠といいますか、予算はあるかないということでございますが、確かに館長さんはその仏像展におきましてお寺さんへの配慮とかいろんなところでご苦労はされておるとは思いますが、基本的にそういうお接待とかいう部分につきましての費用はございませんということで初めからお話はさせていただいております。そういうことで、来年予定されております仏像展におきましての特別枠ということにつきましては、この前の運営審議会の中でも、財政課長もちょうど委員さんでありまして、その中でも特別枠はないということで館長さんにもお話をしております。ただ、入館者の予定というのがどれくらいあるかによって、それに入ってくる特定財源、収入ですね、これに見合う企画展は可能であると思えます。そういうところの企画をしていきたいというふうに思います。

それから、最低限の経費は必要であって上乗せはできないかということは先ほど言いましたが、年間5本とか6本とか企画展を打ちます。その中で今年の仏像展のように人件費を除いた収入では採算が、実は大体とれるぐらいの入館者があっておりますので、それを年間5本も6本も打つということになりますと大変な労力になりますので、それは無理かと。少なくとも年間1本ぐらいはそういうふうに採算がとれるベースの企画展は考えていかなければならないのではないかというふうには考えております。

それから、まちづくりの1つとして必要性はどのように考えているかということでございますが、実は企画から展示会までの期間でいいますと、1つの企画展で約2年から3年かかります、準備に。ということは、その間にいろんな人のつながり、それから協力を得ながら多くの人を巻き込んで、開催に向けて準備を進めていきます。その中でやはりだんだんと口コミで広がっていくと。それで入館者数もそれに応じてふえてくる。それから、やはり報道関係者の方々の協力が大変必要になってきます。高知新聞社さんの連載とか、あるいは四国のNHKの松山放送局でのピーアール活動、そういうもんも毎回やってくれておりますので、そういう部分でできるだけ市の活性化に結びつけていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光美代子議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

このお遍路を活かしたまちづくりの会につきましては、先ほど言いましたように私自身重要な日程が入っておりましたので欠席をしました。参加をしなかった市町村の中では経費がないからというふうな理由もあるようですが、私は経費がないから欠席をしたというわけではございませんので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

また、職員の研修やまた私の会議などにつきましても、経費の削減とはまた違った意味で参加をしなければならない重要な会議、あるいはまた研修等につきましても積極的に派遣をし、また出席をするようにいたしております。しかしながら、私に対しましてのいろいろな会議、あるいはまた組織からのご案内は、(1)日のうちに3つも4つも来るときもございます。恐らくそれ全部行きよったら庁内におるのは半分もないろうと思います。そういう中で、やはり内容を見きわめていく、そしてその中で決定をしていくというふうにいたしております。私出不精でございますので、はっきり言ってあんまり重要でないと思われる会には極力出席をしないようにいたしております。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 依光議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

学校関係者におきます口座振替の状況でございますが、一般の方と同じように口座振替のお願いはずっとしておりますが、そうでない方も現在あります。

それと、学校関係者のその他の市の徴収金でございますが、滞納繰越されている方も中にはあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 依光議員のご質問にお答えします。

給食費の件ですけれども、滞納繰越となったケース、教職員1人、それと学校用務員1人という報告をいたしました。その学校用務員さんは臨時の方です。正規の職員の用務員さんもおられますが、臨時の用務員さんについては委託契約から臨時職員として辞令を出しているというようなところです。臨時さんといいましても模範とならなければならない方なので、さらにまた指導もしていきたいと思います。また、新たな人を採用する場合には、滞納の状況とかも判断しながら検討していきたいと思います。

それと、滞納の状況についてですけれども、教育長、校長先生とかは連携もとりながらやっておりますし、やっていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子でございます。3回目の質問をさせていただきます。

1回目のがん検診についてですが、受診後に要精密検査の後追いもきちっとやってくださってるということで、ありがとうございます。ずっと過去なんか見てたときに平成18年度までは数値がちゃんと出てるんですよ。平成19年度から、平成19年度、平成20年度が全くゼロになっていることに今回、自分が質問するに当たって調べたときにあったもので、あっ、どうしてかなと思ってちょっと気になりましたので、本当に安

心をしました。どうぞ引き継いでよろしく願いをいたします。

それから、美術館についてですが、なかなか財政難で特別枠ということは難しいってこと、その辺もよくわかります。だけど、やはりよりよいものを続けていくためには、そこには最低限の経費として必要ということで私は申し上げてるんですけど、年に1本ぐらいは採算性を考えてやっていく。やっぱり目玉になるものをしていかないと年々人が来なくなって、そしたら香美市の美術館っていうのは忘れられるがです。やはりああいうものを行ったから、あっ、香美市の美術館次は何やってるんだろうっていう関心が県内外からでもやはり向いておりますので、それから、昨年に売り上げがあったからその分を次回のその仏像展へ回すっていうことは不可能かも知れませんが、採算性がとれるものに対しては、やはり今は館長がご厚意でやってこられたと、けど、その厚意があるからあれだけのものが成り立ったと私は感じます。やはり最低限、不必要にする必要はないと思います。だけど、よりよいものを続けていくためにはその経費、交際費っていうのはやはりきちっとしていくべきではないかと思いますが再度よろしく願いいたします。

それから、遍路道を生かしたまちづくりということで、香美市は交通費がないということではなかったってことで私も安心をしましたが、ただ、そのときの行った方のお話からもうほとんどの方がそういう理由だった。ちょうど私もある課でもそういうお話を聞いたりほかのところでもあったりして、いや、これはすごく大事なことだと。今回は1つのきっかけとして質問をさせていただきましたが、やはり会へ行くということはずごいその人が育っていくがですよね。先ほど市長は言われました、重要でない会は極力もう行かないようにしていると。それは、市長にとって重要でないって思われるかも知れませんが、その利用価値、後の今後を考えたときにどうなんでしょうか。市長が行けなるときはほかの人がかわって、またその方もいい経験になるだろうし、独断ですべてが重要でないと判断をされてるとは思いませんけれど、やはりこれからますます人材育成という面で、私はやはりいろんな会へ出席をするっていうことがその人を育てていくのではないかと思いますので。先ほど交通費のほうも、参加をしなければならぬものは積極的に進めて行かせているというご答弁でしたが、職員の中からそういうような声も聞きますので、そこにちょっと食い違いがあるのではないかということを感じましたので質問をさせていただきました。

最後に、給食費についてであります。学校側ともこれからは報告をして連携をとっていくってことぜひお願いします。教育者がこういうようなことが子どもたちにわかったり、それから保護者もその先生を尊敬できますか？やはり一番基本的なことだと思う。これは学校関係職員だけではないと思います。先ほど収納課長も言われましたが、ほかの職員さんの中にもある。それが周りから言われなかったらそのまま今日へ来ているという、その現象が見過ごされてきてますよね。私も今回このことを調べよう中でいろんな声を聞きました。こんなことではいけないと思うがです。職員っていう行政に

携わる者として、やはり住民の手本になっていかなければならないと思います。そうしたときに他の職員に対してですが、（滞納が）あるかないかということを知りましたが、（滞納が）あるということでの答えでしたが、そうすればその滞納のある原課、原課ではその職員さんの滞納が発生したときにどのような対応してきたのでしょうか、聞かせてください。

それから、用務員さんの採用、今後はきちっと採用を、滞納があれば採用を見送っていく、そういうことも大事やということでご答弁をいただきましたが、ぜひ最後に、市長のほうにお尋ねをいたしますが、この同じ過ちを繰り返さないためにも任用規則の中に、やはり臨時職員さんなんかの場合、パート職員とかそういう者に対して新たな職員採用のときにはわかりましたが、そういう中でやはり滞納がある場合には採用しないということをきちっとうたっていくべきじゃないかということをも1つ思います。

そして、もう1件は、（香美市）条例第11号の第3条のところ、これ香美市の人事行政の運営などの状況の公表に関する条例ですが、第2条に「任命権者は、毎年9月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。」これをずっと毎年やられてますよね。その中に任命権者の報告事項というのがあります。その中（第3条）にそれぞれ第1号から第8号まであって、第8号に「その他市長が必要と認める事項」、この中にぜひその滞納状況、そういうのも報告せよとうたっていくべきではないかと思いますがいかがでしょうか。そして、全職員に対し滞納について徹底すべきではないかと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 3回目の依光議員のご質問にお答えをいたします。

よりよい企画展を続けていくための最低限の必要経費についてでございますが、交際費等必要ではないかということでございますが、作家さんとかあるいはその方たちの取り巻きの方につきましては、準備の日あるいは当日の食糧費、これは弁当代になりますけど、これにつきましては食糧費ということで予算計上をしておりますのでそれは出ております。それが最低限ということになるかと思っております。ただ、お茶代という分についてはうちのほうは予算化はしておりませんので、あくまでもその準備をしていただいたお弁当代、あるいは当日の、作家さんたちにとっては当日は必ず来ていただかないきませんのでそのときのお弁当代等については、これは食糧費で予算計上して支出はしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光美代子議員の3回目の質問にお答えをさせていただきます。

会議の出欠につきまして、私に対しての、参加をするべきものを私の個人の判断で

(不参加を)決めるということが行政のマイナスになりはしないかというふうなご質問の内容であったかと思いますが、それも十分に加味した中での決定をしておるというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

また、滞納状況につきましては、公務員としてはあってはならないことであります。そうしたことは当然、現状を踏まえまして職員には徹底をいたします。

また、再任用等につきましても、滞納状況等につきましては当然調査等も必要でありますので、そうしたことも徹底してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

初めに、介護保険制度についてお伺いいたします。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるという介護の社会化を理念にスタートし、今年で10年目を迎えました。この間、介護サービスの総量はふえましたが、構造改革のもとで利用者の負担はますます大きくなっています。さらに、制度は改善されるたびに複雑でわかりにくいものになってきています。そんな中、厚生労働省は運用による縮減策と制度見直しによる縮減策の両面で介護給付費を抑制し、国庫負担を削減するための検討をしていたことが内部文書で明らかになっています。その中身は、利用者負担を1割から2割にふやし、施設の居住費用も増額するというものや、介護保険の利用上限額を2割引き下げて利用制限を図るもの、さらに住民税非課税世帯でも一定額の預貯金があれば軽減しないことや、要介護認定者を減らすこと、介護保険の給付対象者を重度以上に限定することなど具体的な削減策を検討しています。このような高齢者切り捨てとも言える内容の検討が国民の知らないところで行われていること自体に私は大きな不安を感じています。今でも高い保険料、利用料の負担に苦しんでいる高齢者が多い中、このような内容が実施されれば今以上に負担は重くなり、介護サービスを利用することすらできなくなってしまう可能性があります。現在の介護保険制度は高齢者の状況などが反映されず、生活実態に合わない方向に進んでいると言わざるを得ません。

以上のことを申し上げまして質問に移ります。

初めに、在宅介護の現状と実態についてお伺いいたします。

冒頭にも申し上げましたが、介護保険制度のスタート時の理念は家族介護から社会で支える介護へというものでした。しかし、10年目を迎えた今も家族介護の負担は一向に軽減されておらず、1年間に14万人もの方々が家族の介護のために仕事をやめるなど、働きながら介護することができない状況に置かれています。また、核家族化が進む

につれ高齢者が高齢者を介護するいわゆる老老介護の割合がふえ、全体の約半数を占めていると言われていています。過日、NHKの福祉ネットワークという番組では、妻が夫を介護しているお宅で夫を週2回おふろに入れてもらう介護サービスを受けているが、この費用を捻出するために妻は夕食を抜いているという内容の報道がありました。また、私のもとにも、もっとサービスを利用したいが利用料のほかにおむつ代がかかるので利用できないという相談などもあります。少ない年金で暮らして、高齢者が介護が必要になると日常の生活費のほかに介護に要する費用が重くのしかかってきます。これらの費用を捻出するためには生活費を切り詰めるほかに方法がなく、まさしく身を削るような思いで生活をされているのです。このような中、介護を苦しめた痛ましい事件もふえています。私自身年老いた両親やおばの面倒を見ていますので、介護をされている方の大変さがよくわかります。それだけに新聞やテレビなどで痛ましい報道を見ると心が痛みます。京都地方裁判所で行われた介護疲れから起きた殺人事件を裁く法廷では、裁判官が裁かれるべきは介護や福祉の制度だと指摘していますが、介護される方の状態、地域、住居などの状況、医療体制など、それぞれに適した要件が整備されない限り在宅介護の現状は改善されないのではないのでしょうか。香美市の場合、在宅介護をされている方々が抱える悩みや課題などを把握しているのでしょうか。現状をどのように認識されているのかお聞かせ願います。

続きまして、高齢者虐待についてお伺いいたします。

厚生労働省のまとめによりますと、介護疲れが原因で起こった高齢者虐待の被害者の約8割が女性であり、加害者の約4割がその子どもであるとしています。もし男性が母親の介護をしなければいけなくなった場合、ふなれな家事をしながらの介護になるため仕事をやめざるを得ないケースも出てきます。こうした場合、生活費と介護サービスの利用料などの一切を1人で抱え込むことになり、たまりにたまったストレスや不満のはけ口は年老いた親に向けられることが多いのだそうです。私自身以前このようなケースに直面したことがありましたが、親は我が子から暴力を受けていても他人には隠そうとするため実態の把握に苦労したことがありました。他人に知られたくないという気持ちが虐待発見のおくれにつながることもあるのです。虐待を早期に発見するため、そして虐待をなくすために大切なことは、まず実態の把握を正確に行うこと、そして状況に応じた対応を的確に行うことだと思いますが、香美市での高齢者虐待に関する把握状況や対応等の実態はどうなっているのでしょうか、お聞かせ願います。

次に、相談窓口の周知についてお伺いいたします。

高齢者の中には介護保険制度のことをよく知らない方もおられ、やっと相談にたどり着いたときには状態がひどくなっているケースが多いという話を介護の現場の方から聞いています。年を重ねますと耳が遠くなったり、目が見えにくくなったり、いろいろな面で身体機能に影響が出てくるものです。そのような場合でもよく理解できるように工夫された方法で周知されるべきだと思いますが、その方法等も含めて周知の徹底はでき

ているのかお伺いたします。

次に、新認定方式についてお伺いたします。

このことは、さきの3月議会でも取り上げさせていただきました。そのときに調査項目の見直しで認知症の状態を判断する項目が削除されたことや、認定調査の判断基準が大幅に変更されたことで関係者からは「本人の身体状況や生活状況がきちんと反映されるのか。」と不安視する声が上がっていることをお伝えし、対象者や施設等への影響はないかとお聞きしました。担当課長からは、変更によって認定の審査が明瞭になると考えられ、本人や施設等への影響はないと考えるとの趣旨の答弁がありました。しかし、新たな調査項目、判断基準が与える影響等について十分な検証もしないまま認定作業を行うことについて、関係団体から新基準では要介護度が軽く判定され従来どおりのサービスが受けられなくなるとの批判がありました。これを受けて厚生労働省は、新制度の実施から2週間もたたないうちに異例の経過措置を発表するなどの騒ぎがありました。この経過措置は、新しい認定方式で要介護度が変わってしまった人で、本人から希望があれば従来どおりの介護度を認めるというもので、実施期間は検証・検討会の検証が終了するまでの期間となっています。新しい認定方式が介護度の認定に影響があることを厚生労働省が認めた結果の措置です。このことに関して、3月議会の影響はないとの課長答弁と厚生労働省の認識及び対応との違いについてどのようにお考えなのか、課長の見解をお聞かせください。あわせて香美市の新認定方式での認定状況についても詳しくお聞かせください。また、この経過措置のことを更新申請者に対してどのように通知しているのかもお聞かせください。

次に、介護報酬の見直しの影響についてお伺いたします。

介護現場の労働条件は、介護報酬の引き下げなどにより非常に劣悪な環境での勤務を強いられてきました。そのため離職率が高く人手不足などの問題が出ています。今回の見直しで国は、4月からの改定で介護報酬が一律に3%上がり介護労働者の賃金が2万円アップすると言っていたのですが、「実際には賃金はほとんど上がっていない。」という声を聞いています。予定した引き上げが実現できなかったことには、加算の条件に合わなかったり、加算をとるための人員配置が整わない、あるいはそのために人員の補充をしても割に合わないなどの理由があるようです。また、利用者への影響も深刻です。現在の介護保険制度では、サービスの充実や利用の増大、介護労働者の労働条件の改善など、すればするほど保険料、利用料が連動して値上げされるという根本的な矛盾を抱えているからです。香美市の場合、今回の介護報酬の見直しで利用者と介護サービス提供事業者などへの影響はなかったのか、その状況をお聞かせください。

次に、在宅介護を支える医療体制についてお伺いたします。

物部地区の場合には、地理的条件などからいつでも簡単に病院に行けるという状況はありません。しかしながら、何らかの疾病を抱え治療している方が多く、物部唯一の医療機関である大柝診療所は地域住民にとって命を守る大きな存在となっています。大柝

診療所では、各家庭を訪問しての診療や地域への出張診療なども行いながら住民の方々の健康を守っているところですが、残念なことに介護が必要な高齢者は入院できないということを聞きました。自宅で介護を受けながら生活されている方が、「ぐあいが悪くなったときに一時的にでもいいから入院できるような体制を整えてほしい。」と切望する声を多くの方から聞きますが、地域住民の命の守り手としての役目を果たしていくために介護が必要な方の一時入院について今後検討していただけないかお尋ねいたします。

次に、物部町の小規模特別養護老人ホームの建設計画についてお伺いいたします。

私はこの問題について、さきの議会で物部地域の介護サービスの拠点として大事な役割を果たすことになると期待していただけない住民の方々の落胆はとて大きく心が痛みますとお伝えしました。施設建設計画は引き続き第4期介護保険計画に盛り込まれましたが、一部の住民からは「計画だけで実際はできないのでは。」との声もあります。また、物部からサービスがなくなるのではと心配する方もおられます。このような不安を解消するためには、地域住民に対し具体的な建設計画を示しながら丁寧に説明し、不安材料を取り除いていくことではないでしょうか。今後この計画を確実に実行するためにどのような取り組みをしていくのか、具体的にお聞かせください。

次に、介護予防事業に関してお伺いいたします。

介護予防事業の特定高齢者施策では、生活機能の低下が見られる要介護状態になる可能性が高いと考えられる方々を対象に、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもりや認知症、うつ予防などを行うようになっていきます。これらの取り組みの目的は、早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援することにより、要支援や要介護状態の予防やその重度化の予防と改善を図ることにあります。しかし、この取り組みを円滑に実施し、その目的を果たすためには対象となる方を早期に発見しすぐに対応することが重要なかぎとなります。対象となる方の把握や各教室への参加の呼びかけなどこれまでの事業の取り組みの状況をお聞かせください。あわせて介護予防教室の実績と効果も町別でご説明をいただきたいと思っております。

それと、認知症についてですが、介護現場に携わっている方々から「最近認知症の人がふえてきている、早く何とか手を打たなければ。」と心配する声を聞きますが、本市での認知症予防対策はどのような状況になっているのでしょうか。ほのぼの教室などの取り組みも含めて具体的にお聞かせください。

次に、市営バス路線に関してお伺いいたします。

4月から新規路線、5路線での試験運行が開始されました。試験期間は6カ月から1年となっており、利用状況によっては試験運行を中止することが想定されています。このことに関し質問させていただきます。

1点目に、高齢者の利便性についてお伺いいたします。新規路線の神池線は待ちに待った高齢者の足、命の足として地域住民に大変喜ばれ、運行継続を望む声を多くの方から聞きました。6カ月の試験運行ということになっていきますが、この路線が一日でも長

く継続され大切な路線になることを心から希望しています。これまで公共交通機関がなかった地域に初めてバスが走ったということで喜びは大きいのですが、一方で課題もあるようです。あるお年寄りからは、「乗りおりのステップが高くて利用を控えている。」と聞きました。また、デマンド方式という運行方式は、なじみが薄いせいか「利用しづらい。」との声もありました。1つ例を挙げますと、朝一番のバスに乗車するには前日までに予約をしておかなければいけません。しかし、予約していても当日体調を崩したりして外出を取りやめなければならないこともあるそうです。そういう場合、改めてタクシー会社に電話してキャンセルするわけですが、「そのことにとっても気を使ってしまい気楽に利用できなくなってしまった。」という声がありました。週一日のことですから、だれもが気兼ねすることなく気軽にバスに乗れるようになってほしいですし、可能であれば定期便として運行することを願うものです。地域住民の声を参考に、運行方式も含めた検討を少しでも早い時期に行ってほしいと願うものですが見解をお聞かせください。

2点目に、減便地域の影響をお伺いいたします。物部町栃谷線のように毎日の運行から週2回に減便になった地域では「とても不便になった。」との声があります。地域住民からは「早急に復活を。」と望む声もあります。減便となった地域の住民への影響についてどのようにお考えなのかお聞かせ願います。

最後に、シカの食害対策についてお伺いいたします。

近年全国の山間部でシカが増加しています。県内の生息数は約4万7,000頭と言われており、香美市と四万十市で多くの被害が報告されています。香美市は特産のユズの樹皮が食べられて枯れたり、植林のヒノキや杉などの皮をはがれる被害や若芽を食べられる被害が深刻化しています。そのほか、野菜類、水稲など被害作物は年間を通じて多岐にわたっています。そんな中、ニホンジカの食害を防ぎ三嶺のササ原を取り戻そうと、三嶺の森をまもるみんなの会と高知中部森林管理署の主催で防護さくを張る取り組みが行われています。第8回目となる5月30日は、約140人が参加して植生保護さくの設置や樹木へのネット巻きが行われました。私もこの作業に参加させていただいておりますが、モミやツガ、ヒノキなどの樹木の皮がはがされ枯れ木となった姿を見て、緑豊かな三嶺の山がこのような被害に遭っていることにとってもショックを受けました。また、牧場跡地の光石では一面に小指の先ぐらゐのシカのふんが落ちているほか、草の根を掘って食べるために土を掘った跡があちこちに見え、木の芽どきにもかかわらず草が全く生えない状態でした。シカの被害は、樹木や作物だけにとどまらずさらに深刻な問題も引き起こすと聞いています。通常は樹木やササの根によって守られている土壌がササ枯れが進むことでむき出しになり、大雨などによって侵食され崩壊を引き起こし大量の土砂が流出することにつながるということです。先日このシカ被害について高知県の鳥獣対策課と懇談する機会があったのですが、その際に担当者はシカの個体数を管理する重要性和四国で統一的に進めることの必要性を強調していました。また、ある専門

家は、あと5年たったらもう手おくれになると警鐘を鳴らしています。

以上のことを申し上げ質問に移らせていただきます。

香美市はシカの被害に対し積極的な対策をしているところですが、既に香美市だけの取り組みでは限界に来ているのではないのでしょうか。近隣市町村や四国の他県と問題を共有し、一丸となって解決を目指すそのためのネットワークづくりを急ぐべきではないかと考えるものですが市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

介護保険に関してお答えをします。

まず、在宅介護の現状認識ですが、平成12年度から介護保険サービスが開始され今年度で10年目に入りました。高齢者の介護を社会全体で支えるという点ではおおむね行き渡ってきたのではないかと考えます。それまでは介護を家族の方たちが支えていましたが、介護保険サービスが導入されて支援が届くようになったと考えております。しかし、社会全体の状況としては高齢化による介護力の低下、高齢者の単身世帯の増加、社会経済情勢の変化などのために介護保険サービスだけでは十分でない状況もあります。介護ストレスによる虐待やその傾向の見られる方の相談や、認知症で在宅生活が困難と相談に来られる方など多くの課題はあると考えております。

次に、高齢者虐待の実態についてですが、地域包括支援センター設置後の平成18年度は高齢者虐待としての対応はできておらず、困難ケースとして対応しておりました。平成19年度から虐待として対応しており、平成19年度の相談通報は3件で、そのうち2件を虐待として対応しております。平成20年度の相談通報件数は23件で、そのうち18件を虐待として対応しております。今年4月から現在までは相談通報4件で、4件とも虐待として対応中です。

次に、制度や相談窓口についての周知についてですが、第4期介護保険事業計画を策定するに当たりアンケート調査を実施しましたが、アンケート項目の中の地域包括支援センターの認知度についての項目で知っている人よりも知らない人のほうが多い結果が出ています。周知をしてきたと考えておりますが、思いと違う結果が出ておりますので一層の周知に努めなければならないと考えています。ただ、市役所から専門職が来たとか、市役所に相談に行ったら話を聞いてくれたといった方々も地域包括支援センターの職員とっていない人もいると考えられます。地域包括支援センターの名称もあわせて

周知していきたいと考えています。

次に、新認定方式の見解についてですが、厚生労働省が経過措置を発表しましたが認定に際して影響が出ることを認めたものではありません。新認定方式によってより正確な介護度の判定がされているものと考えております。また、認定調査員の調査は以前よりも多くの時間がかかるようになりましたし、認定審査会も以前より時間がかかっております。より正確な認定がされていると考えますが、経過措置によって結果的に覆されることが発生をしております。いろいろな問題が発生をしておりますと考えております。

本市の認定状況については、今年5月末現在で1,670人が認定を受けております。経過措置についての認定の関係ですが、4月1日から5月31日までの更新申請者の経過措置者について調査をしております。更新申請全数が259件で、経過措置の希望なしが53件、あとは経過措置の希望がありということで、軽度の判定が出た場合従来に戻すが154件、重度の場合従来に戻すが12件、重度でも軽度でも従来に戻すが40件です。そのうち5月末までに審査判定が終了した人については80件で、そのうち経過措置希望なしが15件、経過措置希望ありの中で、軽度の場合従来に戻すが40件のうち該当した件数が7件、重度の場合従来に戻すが5件で該当した件数が1件、重度でも軽度でも従来に戻すが20件で該当した件数が8件でした。

更新申請者には、認定期限の2カ月前に更新申請の通知を送付し、あわせて経過措置の内容について文書を入れ、厚生労働省から示された希望調書を添付し申請時に提出していただいております。

次に、介護報酬の見直しの影響についてですが、全体として3%の介護報酬増ということですが、利用者からの負担増の苦情などは現在のところ聞いておりません。また、介護サービス提供事業者からも特に意見などは聞いておりません。

次に、小規模特養の建設計画についてですが、具体的な取り組みについては現在の時点でお示しをしますと、交付金事業の場合、例年2月市町村計画を国に提出し、次の年度の6月に申請をして8月に交付決定をされます。その後、事業着手となります。今回も交付金事業に手を挙げて行いたいと考えております。場所については、第3期の計画を基本としつつ香美市の市有地で今年度じゅうに決定を考えております。

次に、介護予防事業についてですが、介護予防事業のこれまでの取り組み状況と介護予防教室の実績と効果については、本日資料でお示しをしたとおりです。簡単に申しますと、1ページの特定高齢者通所事業については、介護に近い方を対象に行っている事業でして、下のほうに書いてありますが、平成19年度については約1,500人ぐらいが候補者で、そのうちの900人ぐらいに訪問をしまして参加を募っておりますが、なかなか参加していただける人数が少なく、現状ではこういった表のとおりになっております。次、2ページ目は一般高齢者事業でして、これは社協などに委託をして行っておる事業でして、香美市全体に行き渡ってきたかなという感じがしております。3ページ目の表については、自主的に各地で行われている集いの場となっております。

そして、認知症の予防対策についてですが、啓発事業を今年度も実施をしていきたいと考えておりました、社協に委託をしております介護予防事業の中でサポーター養成講座を年度内に何回かは行いたいと考えております。また、介護予防事業で特定高齢者通所事業、一般高齢者事業においても認知症予防の事業に結果的にはなっているのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの大柵診療所について、介護が必要な高齢者が入院できないかについてお答えいたします。

ご存じのとおり大柵診療所は、物部地区の地域医療の核施設として乳幼児から高齢者までの医療供給や健康教育に努めております。しかし、診療所であり、そこで行う医療は限られております。そのために患者の状況に応じた連携体制をとらざるを得ない状況です。急性期医療は医大、医療センター、近森病院、日赤、J A高知病院などへ、慢性期医療は香北病院、香長中央病院、同仁病院などへ、介護領域は介護施設へと、こういう状況ですのでどうぞご理解くださいますようお願いいたします。なお、診療所に確認しましたところ、現在入院されておられる方は11名とのことです。もう少し入院体制を充実するように取り組んでいきたいと考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の市営バス路線に関してという部分で、2つのお尋ねをいただいておりますのでそれぞれお答えをいたします。

まず、高齢者の利便性をというお尋ねですけれども、議員もご承知のとおり現在実施をいたしております市営バスの運行につきましては、市内交通対策検討委員会の答申を踏まえて事業化をしておるところでございます。その中で新しい運行方式として採用しておりますのがいわゆるデマンド方式、正しくはオンデマンド方式と言われるものですが、効率的な中山間地域での運行形態として相当の自治体で現在採用されているものと見ております。ご指摘のようになじみが薄いこともあり利用しづらいということは理解ができるところではございますが、地域住民の皆さんにはぜひ積極的な活用をお願いをしたいと願うものです。デマンド方式につきましては、事前に連絡を入れるという手間は要りますけれども、この手間を行政と利用者との協働作業という位置づけでお手伝いをいただければと考えるところです。

なお、運行方式の見直しにかかわります検討についてのご指摘もいただいておりますが、答申でも全体を見直すことは、言われておるとおりでございます。適宜適切な対応をしなければならないということは言うまでもありません。

次に、減便になった地域から復活を望む声が多く寄せられているがどう考えるかというお尋ねですけれども、申しわけございませんけれどもそうした声があるという情報を

いただいておりますので、ご質問の趣旨でどう考えるかと言われましてもコメントのしようがないというところがございます。バスの再編に関しましては、それぞれ関係する地域の自治会長等にそうした場と機会をいただきまして説明を行い、あるいは地域での調整もさせていただいた経過もあるわけですが、その中でやはり乗って残そう公共交通ということと、答申の前提には血税の有効利用という観点がございます、土、日、祝日減便については余りにも状況が悪い、表現は悪いですけども空気を運んでいる状態ということがあるということから、現実的な対応策として現在のような運行形態になっておるところですので、ひとつご理解とご協力をぜひお願いをしたいと思います。なお、私たちが住民の声を聞くことができるように努めなければならないということは申すまでもないことですが、議員におかれましてもそうした地域の声をお聞きになった場合には、ぜひ住民とのパイプ役ということで私どもにおつなぎをいただければ大変ありがたいと考えておるところです。今後ともどうかそういう意味でよろしくお願いをしたいと思います。

答申を前提に事業化をしておるわけですが、改善等できる部分については、すぐにできることについてはすぐにするというようなことも現実的にはございます。例えば、先日ですとバス停が暗いときには見にくいということもあって、反射材等、夜間も見えるようにしたらどうかというご提案もいただきました。そういうことはすぐに可能でございますから、そういった対応は対応でしてまいりたいと。そういうふうに声を届けていただく、あるいはその住民から直接声をいただくという機会がございましたらそういうことで対応してまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 山崎晃子議員のシカの食害対策について、ネットワークづくりをとのご質問にお答えいたします。

高知県の資料によりますと、平成20年度の有害鳥獣捕獲によるニホンジカの捕獲頭数は、香美市においては1,129頭、周辺市町村では多くて200頭前後、少ないところでは1けた台となっております。本市が積極的に捕獲を行ったとしましても隣接の県、周辺市町村に逃げることが考えられます。このような状況を打開するため、本市では今年1月に本市以東11市町村の担当者会を開催し一斉捕獲に向けた協議を行い、3月に一斉捕獲を実施しました。同じく3月には県の嶺北林業（振興）事務所と協力し、土佐郡以東から徳島県那賀町を含んだ10市町村で一斉捕獲を実施したところがあります。

一斉捕獲に関しましては、ニホンジカ被害対策の推進という共通認識に基づきある一定のネットワークは構築できたものと考えておりますので、今後も継続して実施していきたいと考えております。また、平成20年度からオブザーバーとして参加している剣

山地域ニホンジカ等被害対策連絡会を通じ、捕獲が余り進んでいない徳島県側の市町村とも連携を密にするとともに、有害鳥獣被害対策を実施している市町村で構成された四国地域野生鳥獣対策ネットワークに積極的に参加することで、より広範囲のネットワークを構築しニホンジカ被害の軽減に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） それぞれに丁寧なご答弁ありがとうございました。

まず、介護保険に関してですけれども、在宅介護の現状と実態というところで、介護保険が10年目になっておおむね行き渡ったということと言われてまして、また介護保険だけでは十分でないという、在宅介護に当たってはそれだけでは十分でないということ、課長のほうもこれだけでは支え切れないうことがわかっていただいているということになりますけれども、在宅介護でももちろんその利用料とかそういったことも、利用料負担っていうことも大きな問題ですけれども、また介護者の精神的な負担、これに関して認知症の人と家族の会っていうところがリーフ（レット）を出してるんですけれども、この中に「死なないで！殺さないで！生きようメッセージ」っていうことで、介護された経験のある方がそのメッセージを載せてるんですね。この中ちょっと紹介いたしますと、「何度、主人に「一緒に死にましょう。」とお願いしたかわかりません。しかし、主人は「わしは死なん。この家から自殺者も殺人者も出してはいけない。」と言いました。」「母一人、子一人、その母が認知症になって6年。今まで自分さえ我慢したらとがんばってきました。しかし、自分のストレスも体力も限界が来ました。性格上、殺人は無理。毎日死ぬことばかり考えていました。でも今みんなが今より幸せになる方法を探しています。」っていうふうな何人かのメッセージが入ってるんですけれども、また、先日高知新聞のほうにも詩人の藤川幸之助さんという方が、介護の本音を引き出してという見出しで自分の認知症のお母さんを介護した体験から詩をつくられたっていうことで、介護疲れの末に不幸な事件や自殺を招かないために本音を言葉に出して吐き出すことが大事だっていうことで強調されてました。

この介護の現場っていうのは本当に肉体的にも精神的にも追い詰められてくるわけです。警察庁によりますと、介護や看病疲れで昨年の自殺者は273人、このうち60歳以上が156人を占めていると。厚生労働省の調査では、65歳以上の老老介護をされてる方3人に1人が死にたいと思うことがあるということを考えているという結果が出てるということが掲載されていましたが、やはりこういった介護者を支援するっていうところも、この介護保険制度にはそういったところが抜け落ちてるといえるか、ないところなんですけれども、こうした介護者を支援する家族会のようなものとかそういったことも考えていく必要があるのではないかというふうに思いますが、その点についてまたご見解をお願いします。

それから、在宅介護手当、それなんかの復活とかそういったところでの対応もしていかなければいけないんじゃないかというふうにも考えますが、その点もお願いいたします。

す。

それから、高齢者虐待のほうですけれども、先ほど件数をお聞きしましたところ徐々についていか、ふえています。平成19年が3件、平成20年が23件ということでふえてきてますけれども、その発見から解消に至るまで、今対応されてるっていうことでしたけれどもどういった手順で対応されていっているのか、もう少し詳しくお聞かせください。

それから、ふえていってるケースっていうのは、そういったことを知らせないかんといいことでほかの周りの方が気がついてふえてきていってるのかとも思いますけれども、そのあたりもちょっと、どうしてそうふえてきてるのかっていうこともわかれば教えていただきたいと思います。

それから、相談窓口については、やはり積極的に訪問してっていうことになってくるかとも思いますけれども、ぜひ周知を今後も続けていただきたいと思います。

それから、新認定方式のほうですけれども、これは結局更新申請者に対して、今の継続を希望する方に対してはその前のでいきますけれども、新しく新認定方式で行った通知も一緒に出してっていうことでしょうか、その点を教えてください。

それから、（大柵診療所の）医療体制のほうですけれども、これ物部町の場合にはもうこの診療所1カ所しかなくって、本当にもうこの診療所を頼りにしてるんですね。遠くの、こっちへ出てくればたくさん病院がありますけれども、そういったところに行けないっていう方がたくさんおいでますので、往診をしてくださるっていうこともすごくありがたく思っているわけですので、在宅で生活をされてた方が一時的にぐあいが悪くなって、それでほかのところ、診療所以外のところに入院しなくてはいけないっていうところを、やっぱり救急でほかの病院へ行っても次に戻ってくるとき、例えば先ほど言うた大きな病院で治療して、いきなり家に帰ってくるほどまだ状態が落ちついてないっていか、それでも救急病院はできるだけ退院を勧めますので、そういったところで一時的にでも状態が落ちつくまで診療所に入院させていただいてまたおうちへ帰るっていう、そういった部分もしていただけたら本当にもっともっと大柵診療所の、物部の地域の住民の方の命を守るっていうところで、健康を守るというところから出てくるんじゃないかとも思いますので、そういった点をぜひとも検討していただきたいと思います。

それから、老人ホームの建設のほうは、そしたら2月に申請っていったら、今年度の2月に申請をして来年6月に決定ということですかね。そしたら、具体的に建設っていうのがされるっていうのはもう来年以降ということでしょうか。その間に土地をどうするのかとか業者をどうするのかっていうことで決めていかれるのか、そのあたりをもう少し教えていただきたいと思います。

それから、介護予防事業のほうですけれども資料をいただきました。この中で、実は私物部のほうの地域を回ってるときに、やはりちょっとお体の状態とか、認知の状態とか、介護予防事業に参加されたほうがいいんじゃないかっていうふうなことを思いまし

て物部のほうでやってるはつらつ教室のほうにちょっと参加をさせていただいたんですけども、ここでその日は利用者が4名でスタッフの方が4名ということで、はつらつ体操と脳トレーニングを行ってました。楽しい会話の中で時間があっという間に過ぎてしまったんですけども、利用されている方にお話を伺うと、この週1回の利用を非常に楽しみにしておられると。また、「ここに来てはつらつ体操をしだして、ひざが曲がるようになってとてもよかった。」というふうな感想を聞いています。

それで、この資料からも改善をされた方が多いわけですけども、1つ気になったのは、せっかくこのいい事業が人数が少ないっていうことですね。先ほどの資料からも1,500人の特定高齢者のうちの、これ見てみますと、平成20年度でいくと52人しか利用者がいないと、参加者がいないということで、そこには農繁期の参加が難しかったり、教室参加の同意が得られにくかったりして、20人訪問して参加者が1人いるかないかの状態ということですが、農繁期の参加が難しかったりっていうことはお元気な方が多いということなのか、本当にこの介護予防事業に参加しなければならない、参加してほしい方が対象者としてピックアップされて声かけをされていってるのかっていうところを非常に疑問に思いましたので、その点をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

その際に、はつらつ教室は車の送迎とかがつきますけれども医師の診断も必要だということも聞きましたので、そういったところでもうちょっと対象者としても気軽に参加ができるというふうなことも考えていったらいいんじゃないか。もうちょっとそのあたりで、これをこのままこの人数ですっていうことじゃなくって、これどういうふうに取り組んでいったらいいのかっていうことでその取り組みの状況、今までやってきた中でどういうふうに変更をしていったらいいのかっていうことも含めてお願いします。

それから、(市営)バスの件については、またぜひともよりよい方向でお願いしたいと思いますので、私のほうもそうしたパイプ役としてということでもたつないでいきながら一緒によい方向で考えていかせてください。

それから、シカの食害のほうについてですけども、いろいろ四国4県での取り組みもされていってるわけですけども、なかなか聞いてみますと、ほかの県ではこのシカの食害に対して統一的な考えになっていないようなことも感じました。市長さんもこのシカの食害のネット張りには機会あるごとに参加をしてくださってるわけですけども、また前回のときには南国市、香南市の市長さんも参加されたわけですけども、またそこで何か新たな3市で取り組みをされるとか、何かそういったことがあれば市長さんのほうにも見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長(中澤愛水君) 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

まず、介護保険に関する現状認識の点ですが、その中で介護者を支援する家族会な

どの立ち上げはどうかということと、それから、在宅介護手当の復活の検討はということをご質問をいただきました。

65歳以上の高齢者に対しての相談業務ということで地域包括支援センターで行っているわけですが、相談を受けてもどうしようもない場合もありますし、相談を受けることによって家族の気持ちが晴れたり和らいだりすることがあると思いますが、ご質問をいただきましたので、各家族会と家族介護手当についてですが検討をさせていただきたいと思います。

高齢者虐待についてですが、主にといいますかいろいろなケースがありまして、本人それから、あるいは家族、親類などからの通報、連絡、相談、それから民生・児童委員、それから警察などから連絡を受けまして対応をしております。それで、昨年度連絡会を立ち上げまして、資料持ってきてないですのでちょっとメンバー覚えておりませんが、法務局、警察、民生・児童委員、それから社協、福祉事務所と保険課、それから保健所、そういった代表の方に集まっておきまして連絡会を立ち上げました。そして、なかなか地域包括支援センターや当事者だけでは対応に窮する困難な場合に、それぞれの当事者でケース検討会を行うということが確認をされまして、今年度に入りまして何件かそれぞれのケースについて検討会を実施をいたしました。最終的には措置ということの検討もされたわけですが、措置をするまでには現在のところは至っておりません、行政として措置するというにはまだ至っておりません。そういったことで対応をしております。

それから、次に特養の老人ホームについてですが、1回目にお答えさせていただいたとおりでして、今年度については来年2月に市町村計画を県を通じて国に提出をしまして、次の年度、つまり平成22年度の6月に本申請をして、例年ですと8月に交付決定がされます。それでその後事業着手ということになるかと思いますが、それまでに業者の選定を行いまして、場所についても今年度じゅうに決定をして、並行して業者の公募も行いまして交付金事業に乗せていきたいというようには考えております。

それから、新認定方式での通知についてですが、最終的に決まった介護度を通知をしております。審査会で決まった通知ではなくて、経過措置の希望がある場合にはその介護度ということで、それのみを決定したということで通知をしております。

それから、特定高齢者事業の参加者が少ないということですが、参加者については健診とアンケート調査によって選定をしておりますして、平成19年度実績では1,500人が候補者となったわけですが、それで、特定高齢者ということですので介護に近い方が選定をされ候補者になるわけですが、こちらが参加の勧誘を行ったとしても本人の希望がやっぱり優先をされますので、余り無理強いをしますと、特定高齢者ですのでどういう状況になるかわかりませんので、本人の希望を優先をして参加をいただいております。

確かに参加者が少ないということについては、今後改善するように検討もしていかな

ければならないというようには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

大柘診療所についてですけれども、心情的には大変よくわかるんですけれども、先ほども申しましたとおり診療所の役割は初期医療の治療ということですので、急性期、慢性期医療に関してはそういう施設へお願いをしなければならない状況があります。医療体制上、准看護師さんが4名で対応しておりますので、診療所という役割からいうとそういう体制になっております。ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎晃子議員のシカの食害対策についてお答えをさせていただきます。

やっぱりネットワークづくりというのは一番大切だというふうに思います。そういう意味では今までの経過によりまして一定の、先ほど課長から申し上げましたがネットワークづくりができてきつつあります。そうした中で先般、ネット張りを3市が一緒に行ったわけでありまして。これもボランティアの皆さん方、NPOの皆さん方の企画によって計画をされまして、その中で3市長が参加をし、また議会からも議長を初め多くの、本市からも議員の皆さん方も参加をいただいたということで、現実、現状を見ていただいたと思います。私も何回か（三嶺に）上がりましたが本当に毎年ひどくなるような状況の中で、特にカヤハゲ付近、また葦生越の付近のいわゆるササの全滅状態、あの状況を見たときには、早く何らかの手を打たなければ三嶺の状況は一変をするという思いがします。昨年あたりにネットを張ったところを見ますと既にもう再生をしておると。山崎議員も見ていただいたと思いますが緑がよみがえってきておる状況もありますので、そうした作業も今後も必要だと思いますし、また、3市の市長が参加することによって、やはり3市のこの貴重な物部川の水源地域でございますので、新たなまた取り組みも含めお互いがこの問題を共有しながら検討をしていきたいと思っています。

また、同時に近隣の県とまた市等についてでございますが、3市のみならず、そうした中でさきの市長会の中でも私は、今回はニホンカモシカの個体数調整についてお話をさせていただきましたが、その折にも愛媛県の市長さん、また徳島県の市長さんのほうからも、やはりこの問題は大変大きな問題であるので一緒になって取り組んでいかなければならないというふうな賛同の声もお聞きをしました。そういうことから、県にもぜひまた今後も指導をいただいて、ネットワークづくり、特に近隣の、いわゆるお隣の県同士のそうした連携も今後も強めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

まず、1点、介護保険のほうの在宅介護のほうですけれども、これは療養病床の削減の問題もありますので、やはりこの在宅介護で、そういった受け入れっていうところで、やはり在宅介護を充実させていくってということが非常に大切になってくると思いますけれども、そういった点で介護保険だけじゃなくて福祉制度なんかも充実させていくということになってくるかと思っておりますので、その点また福祉、保健、そういったところと十分連携をしていただいて、香美市で在宅介護をするに当たっては何が不足しているのか、そういったところもまた調査をしていただいて、在宅介護ができるような受け入れ体制っていうのを十分、各連携をしていただいて、受け入れ体制が整っていただけるように検討もしていただきたいと思っております。

それから、先ほどちょっと私が言った（高齢者）虐待のことですけれど、ちょっとだんだんふえてきてますけれども、このふえてきてる背景っていうか、どういったことでそういうことが知られるようになって通報が多くなってきてるのか、何かこう背景があるんじゃないかと思うんですけれどもその点をお答えいただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目の質問にお答えをします。

在宅介護の充実ということですが、基本的に介護保険は施設から在宅へという大きな流れを基本的には持ったものだとは自分は考えておりますので、施設はできるだけ抑制をしていきたいというように考えてますが、そうすると在宅で生活するための充実策っていうのは必要になってくると思っております。事業所には、通所や訪問事業について抑制をしてきた覚えはありません。いろんな事業所が参入してきてますけれども、お願いしますということで事業所には頼んできておりますが、一方、先ほどご質問等もありましたようになかなか介護保険サービスだけでは、社会それぞれの状況が変化をしてきておまして難しい状況もあります。そういったことから、先ほど出ました在宅介護手当について検討したいというように考えます。

それで、福祉（事務所）と健康づくり推進課との連携については、連携をしながらやってきておりますが、今もう一層の連携を強めてやっていかなければならないというように考えます。

次に、高齢者介護の実態についてですが、背景としてどういったものがあるのかというご質問ですが、今まで恐らく水面下ではあったのではなかろうかというように感じます。それが恐らく介護保険サービスも充実してきて知れ渡ってきたと、それから地域包括支援センターについても知れ渡ってきたし、テレビや新聞などで報道もされてきておりますので、そういった相談機関があるということの周知も全体的に社会全体としてできてきたのではないかとはいえるように思います。そういったところから件数がふえてきたのではないかとはいえるように思います。

原因ですけれども、多くは介護ストレスが原因だというようには考えておりますが、ここ最近、何件かの事例では金銭トラブルでの虐待が多くなってきております。こういった社会情勢の変化ということもあって結構お年寄りはお金を持っているという、錯覚というか、思い込みというか、そういったこともあったりしての虐待がここ何日かのうちに発覚した件数の中では多かった事例です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭でございます。平成21年度第3回定例会での一般質問につきまして、通告書に従いまして質問させていただきます。誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

私は、今回は市営住宅の駐車場整備と、それから観光行政、それから郵便事業会社による地域サービスの3点について質問をさせていただきます。

まず、第1点目でありますけれども、市営住宅の駐車場整備は万全であるかということではありますが、本市には条例で24カ所に316戸の公営住宅が建設されておりますが、その共同施設として駐車場が228台分が整備されてると思っておりますが、この設置台数が入居者数に対して不足してるとは思わないかということでもあります。すべての住宅で一律はできないと思っておりますが、地域によっては1戸に対して1台、多いところでも1.7台くらいという状況のようでございますが、ちょっと調べてみましたら下野尻の市営住宅には一般住宅が19戸と特定公共賃貸住宅が5戸の24戸あるわけですが、ここには条例では36台の（駐車場）設置台数がありますが、駐車場が不足して現在でも駐車場の待機待ちという入居者もおりますし、いろいろ調べてる中では、中には1世帯で5台の車を所有している方もおいでました。そういった方は近くの私有地等に駐車しておったり、またそれから公道上、不法駐車にもなりかねない現状であると思っております。ちなみに、近くにある県営住宅のコーポ太郎丸には12世帯ありまして、そこには24台の駐車場、駐車台数、すなわち1戸当たり2台の駐車場が設置されておりますが、何とかこの駐車場をもう少しふやしていただけないかと。いろいろ調べてるうちに、今は、現在はある家庭では足りてますけれども来年には社会人になるので、また車も必要ですが駐車場がないと、今から不安になっておる家庭もございました。駐車場台数の解消のためにぜひ増設のお考えをお伺いしたいのが第1点目でございます。

次、2点目でございますけれども、観光行政についてお伺いいたしますが、今年のゴールデンウィークは1,000円のETC効果まざまざでございました。高速道路の通行料金が大幅に値下げになったといった形で、県内の主要観光地での入り込み客数も、県の観光コンベンション協会の集計では昨年のゴールデンウィークに比べまして3万人、約15%多い23万人にも入り込み客があったと。本市のアンパンマンミュージアムは前年比32%増の2万9,029人で、1日の入館者数も連日の新記録で6,486人と

大にぎわいであったということが新聞で報道されておりましたが、それに対しまして周囲の駐車場不足で国道195号は大渋滞しておりました。県内外からの来場者はもうんざりしておりまして、中にはもう途中でUターンしたと、別のほうに行楽地を変更した方もあるとかお聞きしました。

これも1つは駐車場不足ではないかということをございます。現有の駐車場以外にゴールデンウィーク期間中にでも近隣の民有地等を借り上げるなどして駐車場確保の対応策をお考えはできないかということをお伺いいたします。

アンパンマンミュージアム周辺の住民の方が、今回も個人的にでございますけども県外の来訪者に対しまして空き地を駐車場にして、うちには2台とめたとか、私のところは3台とめましたとかいうお話も後日聞かされましたんですが、そういったことも事前に調査しておいて、もしできれば行政としてゴールデンウィーク期間中にでも近隣の企業とか民有地等に対して借り上げのお願いをし、駐車場不足の解消をしてはどうかということをお伺いいたします。

それと、もう1つ、観光行政でございますが、物部町のふれあいプラザの入り口に設置されました香美市の案内地図がございますが、設置場所の前には側溝がありせっかく設置した看板に書かれている字句を全く見ることはできません。過日ちょっと物部のほうへお伺いしましたら、地域住民からは「何のためにこの設置をしているのか。」と、「行政はどのような考えでこんなように設置したか。」ということの不平不満を耳にいたしました。この設置場所の変更はできないとしても、看板前の側溝に橋をかける等をして看板設置の効果が出るような方策を、所見をお伺いいたします。

3点目でございますけども、高齢者の安全、安心のため郵便会社等による地域サービスのお考えについてお伺いいたします。

「郵政民営化に伴い利便性の低下を改善しようと、日本郵政グループは地域密着型サービスの強化に取り組んでいる」と新聞報道がありました。その内容は、高齢者世帯の生活状況の確認、訪問金融サービス、小包、郵便物の集荷サービス等々、全国で郵便事業株式会社、郵便局が実施しており、過疎、高齢化、独居老人の多い本市でも地域住民の安全、安心のために郵便事業株式会社等によるこの地域サービス事業の受け入れの考えはないかとお伺いをいたします。隣の香南市など全国で8県、17市町村が高齢者の生活状況確認サービスを受けていると。その内容は、配達途中に高齢者世帯を訪問するなどして、生活状況に変わりはないかということ聞き取りながら自治体に報告しておく状況でございます。過疎地を中心に無償で高齢者世帯に声かけ運動をして、高齢者世帯の生活状況の確認業務を受託しているといったことでございます。話し合う機会の少ない独居高齢者たちにとっては非常にありがたいものと考えておりますが、この制度の取り入れ等についてのお考えをお伺いしたいと思ひまして、これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 千頭議員さんの市営住宅の駐車場の整備は万全かというご質問に対してお答えいたします。

ご存じのとおり現状、下野尻団地の住宅戸数は24戸、それに対しまして駐車場は36台の区画を確保しております。少なくとも入居者全員がその部分の1台または2台目として利用してございまして、36区画全部が現在埋まっております。待機待ちのリストによりますと2名の方が待機をしておるといふようになっております。そもそもこの駐車場につきまして、1台目につきましては各戸数1台配付すると。2台目以降につきましては当初から、これ平成18年2月ということとございまして、下野尻の新築当初に入居者説明会の中で2台目以降の抽せんを行って、その後待機待ち、それから余ったスペース12台分、その分を割り当てる方と待機の方というリストをつくりまして、それが今現在のところ順番に補てんされながら2人が待っておるといふ現状とございまして、ほかの市営住宅につきましても駐車場が確保されてない部分も多々あります。今建っております黒土あたりはかなりスペース的によくできておりますけど、すべてが万全な体制ではございません。ただ、市営住宅におりまして車を2台、3台ということになりますと、個人の住宅でも同様やと思っておりますけど、保管場所の確保につきましては個人所有者のそういった部分で確保していただかないと、これが5台になったら5台分確保せえということになりますと大変なことになってまいりますので、そういうことは現在のところ考えてはおりません。

ただ、路上駐車とかそういったおそれがあることにつきましても、これは他の分野の、車を運転する、それから所有する方のモラル問題になってきます。そういった部分につきましては、市営住宅だからそういうとこに置かないでくださいという、いわゆる広報的なことはできますけど、それをどう、いかに市営住宅の部分として駐車場を確保するとかそういったことについては現在のところ考えておりませんし、管理者としましてここに予算を配分してやるという、緊急度ということと比べますとかなり低くはないかというふうには財政的な立場からは考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭洋一議員の観光行政についてお答えいたします。

1点目の、アンパンマンミュージアムの駐車場対策についてでございます。高速道路のETC1,000円効果でミュージアムの入場者数が、5月連休は初めての大型連休ということもあつたと思っておりますけれども、連日新記録を樹立いたしまして大変うれしいことでしたが、195号線の周辺は大変大渋滞を起こしました。今後の9月の大型連休に向けまして対策が必要となっております。理事会でも検討されたようではございますけれども、近隣の個人商店の方が、台数は少ないですが協力してくださるとも聞いております。また、雨天や部活によって制限は出てきますが、小学校、中学校の校庭等も検討したいと考えております。さらに、有料とはなりますが鏡野公園の運動広場を臨時駐車場としま

してバスでの運送することなども考えております。しかし、この場合はかなり高額となってしまうと課題が多く残ります。いずれにしても主管課の生涯学習課やアンパンマンミュージアムと協議をしまして、この対策につきまして一緒に考えることとしております。周辺の方々のご理解なくしては対応できませんので、議員を初め住民の方のご協力をよろしくお願いいたします。

2点目の、物部町ふれあいプラザ入り口に設置しました本市の案内板についてでございます。平成20年度に県の補助を受けまして、国道32号線を含め19カ所に観光誘導案内板を設置いたしました。その中の1つにプラザ入り口に設置いたしました本市の案内地図板がございます。南国インターからは非常にわかりやすくなったというお声は聞きましたけれども、苦情がたくさん来ているという情報は当課に入っておりませんでしたので予想外でございましたが、ご指摘の案内板につきましては、場所の変更ではなく側溝にふたをする方法でより多くの方に見ていただくようにしたいと考えております。以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭洋一議員の郵便事業株式会社による地域サービスに関するお尋ねにお答えをいたしたいと思っております。

ご質問のような郵便事業者との間におけますサービス提供は、類似事業としてお隣の香南市で本年度から実施をされております。これはご質問の中にもございましたとおりでございますけれども、これは高齢者介護課、地域包括支援センターの所管事務となっております。香南市の場合には、この事業につきましては、香南市が郵便事業株式会社高知東支店との間で、実務的には野市集配センターでやっておるということでございますけれども、高齢者の生活状況確認の業務委託契約に基づいて、郵便配達の外務員が75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者だけの世帯を訪問をし生活での困り事などを市に連絡をするという事業ですけれども、これは業務として実施をされるということから有料の取り扱いとなっております。以上です。

一方で郵便事業株式会社土佐山田支店にお尋ねをいたしましたところ、本市では物部町地域の一部ではありますが、配達についでに安否確認といいますか声かけをします、ひまわりサービスを無料で実施していただいているということでございます。また、小包、郵便物集配サービスは、電話等で連絡をいただければ通常業務として行っているサービスだということをお聞きをしたところでございます。

ご指摘のように過疎、高齢化、あるいは高齢独居化の進む本市でありますことから、こうした業務については検討課題であるというふうに思っております。なお、本市での事業化の是非等に係る庁内での一定検討も要しますのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 昼食のため暫時午後1時まで休憩をいたします。

(午前 11時51分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） ご丁寧なご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

まず、市営住宅の駐車場の件でございますが、確かに財政課長さんも言われましたように非常に財政的に厳しいときでございますが、確かに1世帯で5台あるのをそれぞれ全部準備せえということは申しませんが、ちょっと私（下野尻）団地の自治会長の協力を得ましてちょっと調べさせていただいたところでございますが、24世帯のうち全員はちょっとできなかったですけども21世帯調べさせていただきまして、もう既に約40台近くのあれ（駐車場）が必要だということで、あとの3世帯ぐらいがまだよう把握してなかったところでございますけど、それにしましてもやっぱり40数台は必要じゃないかなということでございますので、財政が非常に厳しい折でございますが何とかご検討をお願いしたいと。

同時に、この駐車場の入り口が高さが2.4メートルぐらいしかないがです。それで引っ越しのときなんかはもう駐車場のほうに車は、特にコンテナ車なんかの場合やったら入ってこれない状態で、入り口で停車してそこで荷物の出し入れをしてると。それとか消防車なんかも全然中へは入ってこれない状況でございますので、ぜひ将来的には北側のほうから車が入れるように何とかご検討をひとつお願いできればと、かように考えております。これは何か旧香北町時代のときからも、何かそのような話が現在確かにあったようでございますが、ぜひ北側の農地を若干購入してそこに進入路と駐車場を設置できればというように考えております。ご検討をお願いしたいと思います。

それと、観光行政でございますが、確かに高橋課長さんも言われましたように9月にやがてまた大型の連休もございます。近隣の住民の方々も協力してやりますと。それと、中には駐車場の整備っていうんですか、車の整備についても私なんかボランティアでやってもいいですよというような声も聞かせていただきました。だから、できるだけ行政のほうから声をかけていただいて、地域ぐるみで駐車場解消に向けて頑張っていればと思います。

それと、物部町のふれあいプラザ前の看板の設置でございますが、側溝にふたをかけてやっていただけるということでございますので、ぜひそれはそのようにお願いしたいなということでございます。できることならば設置する前に地域の方々とよく協議していただいて最良の場所に設置していただければなおよかったのではないかと、かように考えておりますが、今さらそれを新しいところに取りかえろというのもなかなか大変なことではございますので、側溝にふたをしていただければ何とかあれば、目的が達成

できるかとかように考えております。

それから、最後に郵便事業株式会社による地域サービスの件でございますが、お聞きしましたら物部町のほうでひまわりサービスですか、これを何かされてるということ私初めて知ったわけでございますけども、こういった事業をされておりましたらぜひこれを香北町、土佐山田町のほうにも広めていただければより地域の方々が、特に高齢者の方々は安全、安心な生活を送っていただけるやないかということでございますので、そのあたりひとつよろしくお願いたしたいと思っております。

以上で2回目を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 千頭議員さん2回目のご質問にお答えいたします。

基本的に将来、今後駐車希望台数がふえるということについて対応はし切れないということでございます。と申しますのが、入居のときにこの市営住宅においては駐車台数がこれぐらいですよという説明はしております。それで、この件につきましても、平成18年2月に入居者に予備の12台分について2台目の希望者が何人かおりました。その分で順次抽せんにより待機者の方に割り当ててきたと。それから、その分で今度引っ越しがあってまたあけばその順にというようなやり方で、現在あきができ次第常時待機者に連絡して駐車場として使っていただいておりますという経過がございます。そういうことがありまして、それからほかの市営住宅の駐車場におきましても基本的に1世帯1台という原則的なものがありますので、それも確保できない市営住宅も多々あります。それについても、入居のときそれはそういった部分をご理解の上入居していただいておりますのでよろしくお願いたします。

それと、駐車場の入り口の高さ2.5メートルという件につきまして、私これ十二分に確認しておりませんので、もし緊急車両が入れないとか、それから引っ越しのときに支障があるとかいう部分であって、対応できるものであればしていきたいというふうには考えますが、何分既設の施設ができたものでございますので、別ルートしか方法的には考えられないだろうというふうに考えておりますので、今後の検討課題となっております。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 千頭議員の2回目のご質問にお答えいたします。

観光行政のアンパンマンミュージアムの駐車場の件ですが、ボランティアを含め地域ぐるみでということですので、地域の方に再度ご理解をいただく努力をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

2点目の、ふれあいプラザの入り口の案内板についてでございますが、地域の方とは協議をすることができませんでしたけれども物部支所と相談をしながら位置を決定をした経過がございますので、側溝にふたをするということでもよろしくお願したいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭議員の郵便事業株式会社による地域サービスの関係の2回目のご質問についてお答えをいたします。

ひまわりサービスの件ですけれども、お聞きをいたしますと以前に全市的に広げてほしいという申し入れをしたような経過があるようですけれども、そのときにはそれはできないというお断りをされたようです。やっぱり無償っていうことがあるからでしょうか。先ほど1回目の答弁でもお答えいたしましたように、本市の課題として、本市のような状況ではこういった部分については検討していく必要があるというふうに考えておりますので、一定、先ほどの答弁に戻りますけれども事業化の是非等についても検討したいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、20番、大石綏子君。

○20番（大石綏子君） 20番、大石綏子でございます。4点、議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

まず、保健行政でございますが、平成20年度の特定健診の実施率は、目標40%に対して35.9%と報告されました。平成21年、今年を45%に定めていますが、見通しはいかがでしょうか。伴って、昨年度で明らかになった課題への取り組みを一層強化しとのことですが、その課題についてお伺いいたします。

ともかく健診については周知を行うとのことですが、広報は一方通行だと思います。一生懸命に取り組まれている姿勢はわかります。しかし、市民の方から健診のあり方、これは特定健診に変わったことですね、「（健診の）あり方を直接聞いて初めて理解ができた。」という意見や、「受診率の向上には口コミが効果がある。」という意見をお聞きしました。恐らく多くの方はそのように思っておられると推測します。その口コミの方法としまして、市民と行政のパイプ役である健康づくり各種団体があります。食生活改善推進員協議会、健康づくり婦人会、健康づくり推進協議会ですが、この団体の連携と活動支援が重要であると考えています。健診と食育は現代の健康づくりには欠かせないものです。この2つが柱となる香美市一体で取り組む健康づくり組織が必要と思えますが見解をお伺いいたします。

次に、平成21年度の対策としまして高知工科大と連携して実施したアンケート調査の分析を実施し、未受診者対策や受診率向上等に向けて取り組むとありますが、この取り組みの経過をお聞きします。以前聞いたことがあると思えますけれども、もう一度教えてください。

3番目に、これは男性の方の応援をいただきたいと思います。前立腺がん検診についてお尋ねいたします。近年、前立腺がんにかかる率とその死亡は増加の傾向にあります。

また、このがんは高齢者のがんとも言われています。手おくれとなり死亡につながるわけですが、このがんの予防策はこれとっては無いとのこと。しかし、早期発見であれば100%治せるがんと聞いております。その早期発見に前立腺特異抗原であるPSA検査があります。ちょうどこの今月14日日曜日に、山田の中央公民館におきまして泌尿器関係の市民公開講座がありましたので少しだけでも勉強をする機会を得られました。そのお話の中でも前立腺がんは確実にふえており、アメリカではがんの1位だそうです。早期発見で治せる病気であるためPSA検査を推進してはいかがでしょうか。がん対策基本法には入っておりませんが血液検査で簡単にできるわけですので、特定健診のときにオプションとして加えていただけないでしょうか。

以上です。

続きまして、光ファイバー網の整備についてですが、光ファイバー網は高知工科大より東、香北町、物部、それと土佐山田町の中心から遠いところにも入っていないと思います。光ケーブル網は、大容量の映像データを速やかに送受信できる超高速インターネットの整備や携帯電話の不感地帯をなくすることができます。今後システム化の進む社会で行政情報提供や行政相談窓口、また議会中継、学校インターネットと、その学校同士のネットワークなどシステム整備が必要であると思います。情報格差の是正や市民サービスの向上、教育環境の改善のために企業に要望していただきたいと思いますが見解を問うものです。

続きまして、自殺予防対策です。

人は強いようでも弱いところもあります。また、反対のことも言えると思います。日本では11年連続3万人以上の方が自殺で亡くなっています。その中で高知県は、去年は…課長さん、資料をいただきましてありがとうございます、平成19年度まで出ますね。その平成19年度の245人から平成20年度は44人減の201人となっております。それでも四国内では高知県はトップであり、県は5月に県立精神保健福祉センターに自殺予防情報センターを設置しました。センターは悩みを持つ人に対する相談支援体制の充実が目的で、県内にある各種の相談窓口である警察、保健所、民間団体など関係機関のネットワークづくりの拠点となっています。

そこで、香美市ではどのように連携しているのでしょうか。また、このような周知はどのように行っているのでしょうか。そして、自殺の実態に対して予防対策を講じているのでしょうか。例えば、要因をつぶす対策ですが、要因には人それぞれさまざまな原因がありますが幾つかの要因に絞られてくると思います。大体4段階だと思います。最後はうつ病というところに一番多くたどり着きます。そして、相談窓口があることと、連携し合うこと、また生き心地のよい社会をつくるなどは当然政治や行政と関連しているところ。具体的な対策なのですが、危険箇所としまして香北橋、これは香北町のJAガソリンスタンドの東から隣の小川地区にかかっている橋です、国道にかかっています。その向こうの朴ノ木から国道にかかっている新在所橋ですが、ここに防止さく

を望む声がありますが、そういう意見を聞きましたときには私も「それはいいですね。」とはちょっとよい言いませんでしたけども、頭に描いたことは浦戸大橋にもありますよねということです。これには景観等ですから賛否両論があるかと思いますが、そのようなことを考え周辺にふさわしい防止さくの設置を県に要望できないでしょうか、検討をお願いいたします。あるいはそれができなければさわやか感のある、意味のあるといえますか、私も見たことがあります、ちょっと待てとか命はどうとかという、そういう県外のことなんですけども看板を目にしました。私の言葉で言いますならばさわやか感のある、意味のある看板の設置はいかがでしょうかということです。お尋ねいたします。

続きまして、文化財の保護とその活用についてです。

私は、平成18年12月議会で文化財保護につきまして一般質問をいたしております。その中で香美市には多くの遺跡があり、中でも埋蔵文化財の数は数千点に及び、特に伏原大塚古墳や刈谷我野遺跡の出土品につきましては、貴重な埋蔵文化財であることは認められていると思います。これらの文化財の現状と今後の保護、生かし方についてという以前は質問をいたしましたが、再度同じことを質問させていただきます。

折しも6月10日の高知新聞に、香南市が文化財センターを開設の記事が2枚の大きな写真入りで大きく出ておりました。これですね、ちょっと出だしを読ませていただきます。「香南市の約150カ所の遺跡から出土した土器などの遺物を保存、展示する市文化財センターがこのほど同市香我美町山北にオープンした。展示室のほか、遺物の洗い場や保存室も備えており、同市教育委員会は発掘後の作業などを見ることで、地元の歴史を知るきっかけにしてもらえればと学習効果に期待している。」ということで、これはいいものができたなど、これを見まして、さて香美市はいかがでしょうか。私が平成18年に質問した後で、当時の山崎前生涯学習課長と原教育長さんが、考えているところもあるけどねということをお聞きいたしました、そろそろもうお答えが出てくるころだろうと思います。さて香美市はどのように保護をし活用されるのでしょうか、お伺いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大石議員の保健行政についてのご質問にお答えします。

まず、特定健診の関係ですが、今年の特典健診受診率の目標は45%ですが、達成の見通しはということですがけれどもなかなか難しい、困難であるというように考えております。

平成20年度に明らかになった課題ですが、相当周知を行いました、制度が複雑なこともあってなかなか浸透しにくかったように思います。今まで病院にかかっている人は受診を、基本健診の受診ですが、受診せんでもよいというように言ってきたので、そのため今年から突然受診してくださいというように変更しても理解をしてもらいにく

かったです。それから特定健診の受診券の存在がわかりづらかったと。受診券っていうと小さいようなイメージがあるのですが、A4の大きさでしたのでちょっと存在がわかりづらかったということです。それから個別健診受診者の健診結果通知が届くのが遅かったです。それから健診結果のデータ処理、費用決済が遅くなっておりました。未受診者の未受診理由を把握できていないという、こういったことが課題として明らかになりました。

ロコミについては非常に有効だと考えておりました、健診前には各種団体の集まりには担当者が出向いて周知に努めております。

次に、工科大との連携についてですが、平成20年7月に、昨年ですけれども高知工科大学の教授から話がありまして、保険課と大学の研究室との間で連携が行えるかどうかということで協議をしまして、9月に事業を実施することになりました。

事業内容は、特定健診の実施率向上を目的としたアンケート調査を行い、分析によって実施率向上の施策を工科大学から香美市に提案してもらうというものです。高知工科大学では国の要請を受けて政策立案にかかわる研究を実施中で、特定健診にかかわる研究はその研究方法を多様な方面に展開するもので、研究成果を地域に還元するという取り組みで地域の香美市に提案があったものです。

取り組みの経過は、平成20年9月に事業実施を決定して、12月にアンケート調査票を発送しております。発送件数は国保の対象者約6,800人から2,000人を無作為抽出しました。土佐山田町1,400人、香北町400人、物部町200人に発送しております、郵送で返送してもらう回収方法で、回収率が43.14%で849人の方から回収をしております。現在大学で分析作業中でして、今月29日に報告書の提出、説明を受ける予定です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 大石綏子議員さんの香美市一体で取り組む健康づくり団体の必要性についてということについてお答えいたします。

健康づくり関係の各団体は、食生活改善推進員協議会と健康づくり推進協議会、健康づくり婦人会です。この3団体は、香美市の健康づくり行政にはなくてはならない団体です。ご自身の健康を、また地域の方々の健康づくりをと、ボランティア活動を大変熱心にしていただいております。心から感謝申し上げます。

ご指摘の健診と食生活が健康づくりの柱となるということは、おっしゃるとおりやと思っております。3団体の会員の方々にも、それぞれの立場でこのことは広く住民の方に伝達をしてくださっております。各団体の一本化の取り組みについては、すぐには困難ではないかと思われま。しかし、どの団体も目指すところはまずご自身自身の健康、一緒に地域の皆様の健康、そして香美市全体の健康づくりであると思われま。今後3団体と話し合いを持ち香美市の健康づくりについて再協議していきたいと考えま。

次に、P S A検査についてお答えいたします。

特定健診で採取した血液で前立腺がん検診を実施するP S A検査については、今のところ検討していません。財政面でいえば1件2,310円で補助金制度もありませんので、昨年度の実績で試算すれば男性の特定健診受診者が872名ですので、200万円ちょっとが市の単独事業として必要となります。今後財政状況や前立腺がんの罹患状況を勘案しながら検討しなければならないと考えます。

次に、自殺予防情報センターとの連携、その周知についてお答えをいたします。

この自殺予防情報センターは、平成21年5月12日に設置されました。設置から日も浅いことから相談窓口の連携までには至っておりません。住民の皆様にもまだ広報できておりません。今後広報香美を通じてお知らせしていきたいと思っております。

なお、自殺予防いのちの電話については、保健センター香北とか中央公民館等にポスターを掲示したりカードを置いたりしております。いのちの電話相談に（相談）するように呼びかけていました。

次に、実態に対する自殺予防策についてです。

高知県の自殺者は、平成10年度以降200人を超えて推移しています。平成16年にはこれまでに最も多い256人の方が自殺により亡くなっております。また、人口10万人当たりの自殺死亡率では全国的にも高い水準にあります。お手元にお配りしましたグラフを見ていただいたらよくおわかりと思いますが、図1の上段で一番上の折れ線グラフが高知県の自殺者の総数です。中段が男性、下段が女性で、手書きをしてありますのが香美市です。平成16年に7人、平成17年に4人、平成18年に9人、平成19年に12人となっております。それから下の図2ですけれども、人口10万人当たりの自殺死亡率です。平成16年に全国で高知県は4位、平成17年が7位、平成18年が11位、平成19年が7位と高位を占めております。原因を究明していくことは大変困難なことです。県警の資料によれば、自殺者の7割を男性が占めております。年齢別では男性は50歳代が最も多く、次いで65歳以上が多くなっています。女性は65歳以上が最も多く全体の4割を占めております。自殺の原因、動機別では健康問題が最も多く、次いで経済、生活問題が多くなっています。特に経済、生活問題による自殺者は平成14年度に急増し、以降も高い水準が続いております。自殺は失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因とその人の性格傾向、家族の状況、生死観などが複雑に関係しています。

自殺を予防するためには、先ほども申しましたとおり社会的要因、経済的問題などに対する働きかけと、心の健康問題について個人に対する働きかけ、うつ病の早期発見、早期治療などの両面から総合的に取り組んでいかなければならないと考えます。香北橋、新在所橋の危険箇所防止さく等の設置については、県と協議をしていただくように建設都計課をお願いをしてあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 大石議員のご質問にお答えを申し上げます。

中央東土木事務所に問い合わせをいたしました。「県管理の橋梁で県が自殺防止対策を施工した事例はない。」というお返事をいただいております。ご質問にありました浦戸大橋でございますが、昭和47年に完成をいたしております。当時、施工は日本道路公団ということになっておりますが、ここは自殺の名所になっておりまして、2回にわたって有刺鉄線つきのフェンス工事を施工してございます。内ら側に、内ら向けにフェンスをして上れないようにしてあるのが高知県で唯一の自殺防止さくではないかというふうにお答えをいただいております。橋梁に限りませずダム等の転落の危険がある場所につきましては転落防止の高欄等を設置をしておりますけれども、特に自殺防止のための防護さく、看板については検討していないようでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石紘子議員の光ファイバー網の整備についてというお尋ねについてお答えをいたします。

高速通信回線の整備につきましては、ご質問のとおり香美市では、民間事業者による光ファイバーを利用したインターネットサービスは高知工科大学まで整備が進んでいるとお聞きをしております。現在民間事業者による光ファイバーを利用したインターネットサービスが提供されていない香北、物部エリアについては、民間事業者が自主整備による施設整備を行った場合採算面で赤字になることが予想され、サービスが提供されないエリアとなっております。このような採算面を理由に民間事業者による光ファイバーを利用したインターネットサービスが提供されない地域でサービスを提供する場合、初期投資となる施設整備を行政が行い、民間事業者に施設を貸与しサービスを提供してもらう公設民営方式が一般的であります。この手法でもサービスを提供する地域からの施設利用料等、施設の運営管理費等の採算面で折り合いがつかなければ民間事業者による参入は望めません。公設民営方式で民間事業者に参入をいただけない場合は、施設を行政が設置し行政が運営するという、すなわち公設公営方式ということになりますが、過日NTT西日本高知支店に相談を行い、香美市全域で光ファイバーを伝送路とする超高速通信回線を整備した場合の事業費をお伺いしたところ、概算見積金額であります。施設整備費用として23億円という金額の提示を受けております。公設公営方式では施設整備に莫大な費用を、香美市が投資した後もランニングコストとして施設の運営管理費や維持費として伝送路の電柱共架に係る費用等の莫大なコストがサービスを提供するために必要となってきます。

以上のような状況を踏まえて、香美市が市全域での光通信網によるインターネットサービスを整備、維持することは、現時点では困難であると判断をしております。なお、個人向けではありますけれども衛星を使ったブロードバンドサービスの提供が開始をされ

ておりますので参考までに申し添えます。

また、携帯電話の不感地域解消に向けては県が取りまとめて要望活動を行っていることから、そういったサイドからの要望を行いながら、またNTTドコモ高知支店への市長による要望活動などを行ってきました経過もあり、NTTドコモによる自主整備という形でご協力をいただき、現在物部町別府地区地区、岡ノ内地区、浦山地区、香北町岩改地区でのサービス提供に向けた整備計画が進められております。少しずつではありますが携帯電話の不感地帯の解消が進んでおります。

ご質問に対する香美市の現状は申し上げましたとおりでございますが、今後とも高速通信回線網の整備や携帯電話の不感地帯の解消など、情報通信格差の是正に向けて企業への働きかけを行っていくことが必要であると考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 大石議員さんの文化財保護とその活用についてということでお答えをいたします。

埋蔵文化財につきましては、環境や文化に対する関心が高まる中でこれを保存、活用していくことは大切なことであると思っております。これまでの埋蔵文化財行政につきましては、開発の進む中、それに対応する形で記録、保存の発掘調査に重点を置かざるを得ない状況があったと思いますが、今後はその発掘されました埋蔵文化財を整理、保存と活用を図っていくことが必要になってきているのではないかと思います。

香美市におきましては、おっしゃられましたように伏原大塚古墳、また刈谷我野遺跡、またひびのき遺跡や香北の美良布遺跡など多数の遺跡がありますが、これらの遺跡からの出土品につきましては、我が国の歴史や文化また香美市の成り立ちを理解する上で、欠くことのできない情報を提供する貴重な遺産となっているところです。これまでににおきましても出土品の活用につきましては、市内小学校での教材としての活用、また中央公民館での展示、そして芸術祭、文化展での展示と解説なども行ってきまして市民の方に親しむ場を設けてきたところであります。この6月には保育園の再編によりまして土佐山田地区の楠目保育園があきましたので、これまではリースの建物でもありましたので、そちらを文化財事務所にとということをつい先日引っ越しが終わったところであります。これから整理ということになります、膨大でもありますので今後時間をかけて整理することになります、ここにおきましては遺物の収蔵場所、また整理作業場として活用を図っていこうと思っております。なお、そのほかにもスペースがありますのである程度展示するスペースもとれるんじゃないかというふうに思っておりますが、今後、当面この施設におきまして出土品の適切な管理、保管を行いながら展示もしていければというふうに思っております。よろしく願いします。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。2回目の質問をさせていただきます。

ただいまは、私は議員になったばかり、お礼とかお願い事は一般質問では必要ないというふうに教えられましたが、非常にご丁寧なお答えをいただきましてありがとうございます。

まず、保健行政でございますが、岡本課長さん、今年の（特定健診受診率の目標）45%に対しまして困難であるとおっしゃいました。それは浸透しにくいと、その一言だと思いますが、私が思いますのに今年の目標45%に対しまして35.9%なんですよね。もうあとちょっと一頑張りすればいけるんじゃないかと私は思っております。っていいますのは県下的な状況を見まして一般市民の方は、2月にこの特定健診の受診率状況が新聞に出されました。あれを見て、ごらんになって、いろいろと健康に関心のある方はお考えだと思います。その中ではやはり以前から栲原、大豊、本山、それから安芸市のほうは個別健診をしております、集団健診だけでも若い人の健診率が非常に高いと。それは、そういったところがなぜかっていうのは、やはり私が今質問しました市民一体で取り組む健康づくりの組織があるからなんですよね。これは結構古くから取り組んでるところもあります。安芸のほうでは平成14年から、それから特定健診が入ります平成19年度には新たにまた一体で取り組む団体をつくり上げております。

というふうに、やはり先進地等の取り組みを参考にされるとか、お2人に対するの質問になりますが、1回目の先ほどのお答えの中で健康づくり婦人会も食改さんも、それから健康づくり推進協議会の方も非常に一生懸命取り組んでおられます。がしかし、健康づくり婦人会は土佐山田町、それから健康づくり推進協議会は物部と香北、食改さんはそれぞれあります。うちの場合は、平成18年合併をしましたのでそれというあれにはいかないところはよくわかります。がしかし、そろそろこの特定健診を機会としまして、例えば市長を本部長としまして健康づくり対策推進本部、それはもうどういう名前であろうと構いませんけど、まずその3団体、あるいは民生・児童委員、老人クラブ、まだ、余り多いとだめなんですけどもお考えになって、そういった団体を巻き込みまして、やはり今の時代は食育と、そうそうこれは健診率、これを上げることを目標としまして、これは必要なことだと思います。それぞれの団体の長さんがそう言われておりますのでご検討をお願いいたします。健康づくり婦人会の方に至っては、「もう何でもやりますから言うてください。でも旗を振る人がいないんですよ。」って。「自分たちではできません。広報車にも乗ります。」って山田の方言ってくださいます。そういうことで一体となった健康づくりを、そういった取り組みをされたら、その方たちが、食改さんは地域に帰って伝達交渉しており、それから今のところ健康推進委員さんも各地域、各自分の身の回り、10世帯、20世帯受け持ちを持って以前はやったこともありますけれども、私も入っておりましたが、もう残念なことに個人情報保護条例などができまして、あの使われ方によって非常にマイナス面が起きております。

それは別といたしまして、それと健康づくり婦人会さん、それぞれ口コミで自分の周辺にありますよと。それで課長さん、今お答えいただいたようにそれぞれ団体があるた

び団体の方には説明をされてますので、その説明を、その人たちにできることをやっていただけたら口コミでいくと思います。ぜひ（特定健診受診率が）45%に近くなりま
すように、最後の65%を目指しましてお願いしたいと思います。これは市長さんの、
今は福祉、健康につきまして、これを制する者が非常にいい市長だと、そういうふうに
全国的にもちょっと聞いたことがありますのでぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。

それから、次に前立腺がんなんですけども、補助金の関係ですね。これは自己負担、
全額自己負担でしたら2,310円ですか、2,000円前後だと思います。しかし、高
知県下的には9市町村が既に行っておりまして、大体自己負担500円のところでやっ
ています。ちょっと言いましょうか、須崎市、四万十市、北川村、春野町、仁淀川町、
中土佐町、越知町、津野町、四万十町、三原町、四万十町は493人、四万十市が45
5人受けてますね。これはお願いは、特定健診のときの血液検査ですので、オプション
ですので自己負担を幾らに、やりたい方はやっていただく、自分の健康は自分で守るが
基本ですから、お金が2,000円までですのでさほど、健診の方872人で200万
が必要とは言わずにせめてその半分、3分の1でも構わないと思います。オプションと
して取り組めないものでしょうか。

それから、続いて自殺のことですが、これ（自殺予防情報センター）は5月12日に
立ち上がりましたので、しかし、皆さんもよくテレビ、新聞いろんなことで、また身近
なところでも自殺っていうのはふえております。今後取り組みをよろしく願いたし
ます。

それから、光ファイバーのほうですが、23億円、国の補助がありますのでそれを使
ったとしても、その後のことを考えますとなかなかということはよくわかります。
がしかし、若い方から、また役場（市役所）の職員さんの中でも若い方はやはりあつた
らいいねという話、「どうしてもこれは言うてください。」って言われまして、けど私
自身が余り詳しくないもので非常にためらいましたけども、でも私の感覚としましては、
じゃあこの今、議会のほうでも取りかかっておりますけども、情報を提供するほうはい
いものをこれから新庁舎に向けてやりますけれども、じゃあ受け手のほうがしっかりし
てなかったら受けられませんよね。それと、農業にしても、それから株、その他仕事上の
こと、もちろん教育ですけれども、場所によって情報提供にやはり格差があると。この
ことについてどのようにお考えでしょうか。どなたでも構いません、お答えいただきた
いと思います。

それから、文化財の保護といたしまして、ああ、やれやれやっとなんかということでござい
ますがこれから大変だろうと思います。オープンは大体いつごろの予定の見込みでしょ
うか。あれだけ香南市のほうのことが出ましたので、私とかいろいろそのことに関心
のある方は、やっぱりあれと同等以上のものをお願いしたいと思うのは心理だと思います
のでよろしく願いたします。

2回目は以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大石議員の保健行政について、2回目の質問にお答えします。

各種団体のロコミが非常に重要だということのご質問ですが、1回目お答えさせていただいたとおりロコミについては非常に有効だと思っておりますので、それぞれの団体に出向いて行って、会員あるいは近所の方々に伝えていただきたいということでお話をさせていただいております。ここへ出てきた3つの団体だけではなくて、JAとか消防とかほかの団体へも保険課としては周知に努めるために出向いておりますので、ロコミについては重要だというようには考えております。

ただ、先ほど健康づくり推進課長からお話があったように、なかなか団体との統合っていうのは難しいのではないだろうかというようにも私は思います。議員もお話があったように個人情報の関係が非常に言われだしてきて、その法律の縛りがかなりあってなかなか難しい、啓発に回るにもなかなか難しいのではないだろうかというような感じもいたします。そういった団体の統一だけを待つのではなくて、明らかになった課題について一つ一つつぶして行って、（特定健診受診率）45%を目標に今年度は、目標というか、とりあえずは目標ですけれどもできるだけ周知に努めたいというようには考えております。

次に、前立腺がんの特定健診へのオプションについてですが、特定健診は集合契約で県下統一でやっておりまして、オプションであっても検査あるいは決済をついでにやってもらうという場合に、それぞれの医療機関と香美市とが契約をせないかんような状態になります。ですので、簡単にはいかんというように考えております。健康づくり推進課の答弁になろうかと思いますが、自分が旧土佐山田町時代に保健センターにおったときに、前立腺がんの検診で当時の医大から話があって3年間ということの実施をしました。なかなか、旧土佐山田町だけですけれども受けてくれる人が少なかったように記憶しております。百数十名の方が毎年、3年間でしたけれども、だんだんしりすぼみになって少なくなっていったようなそんな記憶があります。大体精査にかかる人が1割程度で、その精査にかかった中でがんを発見するのが半分ぐらいであったように思います。なかなか場所が場所だけに検査を嫌うという人もありまして、またがんになったということがわかってもしないという方もおいでましてなかなか浸透がしにくかったように記憶しておりますし、発見の率もそれほど高いものではない、今は高くなってるかもしれないけれどもそれほど高いものではないじゃないかと思っております。

もしオプションで追加するのであれば、大石議員の提案とはちょっと異なりますけれども県下全体でオプションとして追加するのであれば、例えば胃がん検診とか何かそういったもっと検査の発見率の高いものをオプションとしたらもっと受けてくれるのではないだろうかというような気もしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大石議員の2回目の光ファイバー網の整備に関するご質問にお答えをいたします。

情報の格差があつていいかということについては、それはあつてはいけないとは思いますが、それは原則論のものであろうと思います。情報格差の部分でいいますと、例えば地デジもそうであらうと思います。都市部であれば何の負担も基本的には要らずにデジタル放送を見れるわけですが、中山間へ行きますと共聴施設に係る経費も要りますし、後々維持管理していくための負担も要るといような状況で、どうしても地理的条件によってそういった格差があるというのは、これはもう現実問題としてやむを得ない状況だろうというふうに思います。その中でもやはり地デジについては私どもは優先して整備をしていかにかいにかん、何としてでも2011年7月24日には間に合わせないかんといいことで取り組んでおるところでございます。

光ファイバーについてですが、NTTの考え方といたしまして、速度の問題はあるけれどもインターネット環境としてはADSLが整備されておるんで、そこでNTTとしてはとどめるというふうなお考えがこの前お話ししたときには出てきたような状況もございまして。香北、物部についてだけでなく旧の土佐山田町の分でもいいましても繁藤地区が光ファイバーは入っておりません。ちょっとご説明いたしますと、NTTの説明の中でこういうお話がございました。「山田の市街地を含めた工科大のあたりまではついておるけども、今回香美市として整備をした場合に、この山田の分も含めて、いわゆる分母、すなわち対象世帯数の部分としては読まない。」と。すなわち見方としては、「山田それから美良布、大栃、繁藤と4つの局があるんだけども、この残り、繁藤、美良布、大栃の部分の世帯数で見ると。」と。「その場合に分子としてのいわゆる加入率を見たときに採算が合うような状況でない。」と、「山田まで含めればいいんだろうけどもそういう計算の仕方にならないんで、NTTとしては公設民営についてもなかなか受けられないんだ。」という話を説明をいただいたところでございます。

そういった状況でございますので、なかなか公設民営でやらない以上整備というものは進まないだろうと。一方で、公設公営っていうことになってきますと後のランニングコストの部分で非常に厳しいものがあつて、なかなかそういったところには向かっていけないだろうというふうな判断をしておる状況でございます。

先ほど少し触れましたけども、衛星を通じたブロードバンドサービスについて少し触れておきたいと思っておりますけども、これADSLは、既存の電話回線を使用するために設備投資としては容易ですが、局舎からの距離によって影響を受けて遠距離になるほど通信速度が低下するという実情がございまして。光通信については、有線の光ファイバー網を構築するのに多額の設備投資が必要となつて、なかなかユーザー数の少ない山間部、離島に至っては行き渡らせることは難しいということで、衛星を通じてインターネ

ット、すなわちブロードバンドサービスの提供をしようということでサービスが開始をされとるわけです。これは経済的な負担の部分でお話をいたしますと、BBSATという会社が運営をしておるわけですが、資料によりますと初期導入費が3万1,500円、これは税込みです。後々使用していくための月額費用として、サービス費用が5,250円税込み、それから機器のレンタル費用として1,451円、この経費が要るということですが、そういったいたしますと、地上で整備をした場合に個人が負担をせにゃいかん分といっても、多少高くはなりますけども極端にはね上がって利用しにくいという状況でもなかろうというふうに思っております。なかなか格差の是正というところを等しく埋めていくということになりませんが、一方ではこういったサービスも生まれとるというところで、こういった観点での利用も1つ考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 大石議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

（文化財事務所の）オープン予定ということでございますが、香南市に大変立派な施設ができて大変自分としては戸惑っておるところでございます。香南市ほどの立派なものということではありませんで、現在の施設におきましてできる範囲で整備をして、展示スペースもとればとっていいこうというふうに思っておるところです。なお、現在収蔵としては利用もしておりますが、展示につきましては大変これまで発掘された量も多うございます。移転につきましてもひいとい、2日で終わるかなというふうに思っておりましたら丸々3日もかかりまして、大変量も多うございまして、大変今ほり込みというふうな状況にもなっております。また、それを整理します担当のほうもちょっとおめでたでお休みにも入るような予定もありまして、いつごろまたあそこを展示用にできるかというようなこともちょっと時期的にもまだ明言できるような状況ではないところであります。今後、展示スペースをとりながら活用していければというふうに思っておるところですので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。

岡本課長さん、ちょっと私の提案とは違うというその（特定健診への）オプションなんですけども、それはがん発生率が高いというものの順番なんですか。っていいますのは、前立腺がんは、今ではがん対策基本法には（検診の対象が）5つ入ってますよね。それが国の補助で国のほうから、厚労省のほうからおりてきてると思いますけども、対象になってると思います。今や6番目なんです。今厚労省のほうと学界のほうとちょっといろいろあるようなんですけども、けど既に県下的には9市町村がやっておりますし、今それだけ前立腺がんがふえてきてるということの認識の上でお考えいただけないでしょうか。お金のほうはオプションでということで、今まで、旧土佐山田町で受診

の方が少なかったということですが、ちょっとあれからふえてきている状況からしていえば年数がたつてると思います。

それから、課題については1つずつ解決していきたいということですが、香美市では個別健診を推奨しているということですが、先ほどお答えにありましたように今までお医者さんにかかっている人は健診は行ってなかったんですが、その方も行ってくださいと。それは個別健診を推奨していますってよくお知らせの中に入ってますけれども、これはこういう文章を見てもなかなか一般の方にはわかりづらいと思います。もう少し平たく、かかりつけのお医者さんをつくりましょうとか、何で個別健診を推奨しているとか、そういったこともあわせてお知らせを、長くではなくて、皆さんに、団体の方にお知らせするときは。

私が今残念なのは、やはり市長を本部長として健康づくりの組織を、一体化とした組織づくりは必要だろうと思います。その中で課長さんが、皆さんが一生懸命出向かれて言ってもなかなか地域に帰って皆さんにお知らせしていくってことはどうなんでしょう。やはり香美市の健康づくりに取り組む姿勢はこうだっということをはっきり示されてると、また市民の皆さんは広報を見てなるほどというふうにも思われると思います。やっぱり一体化した取り組みは必要だろうと思いますが、そこで現在は健康づくり推進課が保健福祉センター香北、保険課がこの（庁舎の）下、それから介護のほう福祉事務所と（地域）包括（支援）センター、連携がなかなかとりづらいんじゃないだろうかと思いますが、新庁舎の折にはワンフロアになると思いますので、そこでもうぜひともこの連携を密にさせていただきまして旗振りをお願いしたいと思います。一体化した取り組みは難しいでしょうか、市長を本部長としたそういった取り組みです。よその例もありますので、やはり先進地も勉強していただきたいと思います。

それから、自殺予防ですが、建設都計課長さんにお答えいただきましたが看板ということちょっと、防止さくをつくらなくても何か方法がないでしょうか。また、危険箇所としまして私は2つしか、ダム周辺もあるかと思いますが、もっと危険箇所を消防のほうとかそういったところが押さえておられるのか、そういったところに看板等、その看板もありきたりの看板じゃなくて何か気のきいた看板をできないものでしょうか。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 大石議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

一体となった団体、香美市全体の団体で取り組むということは本当に必要性を感じております。正直なところ、やはりまだ香美市になり切っていない部分がありまして、皆さん大変熱心にやっはくださっております。ただ、どうしてもそういう私たちの旗振りが下手なところもございまして、徐々にはそういうふうにより一体化して進めてまいりたいとは思っておりますけれども、最終的にはまだ香美市一体となるという団体まで育成す

ることができておりませんので徐々に進めてまいりたいと、努力をいたします。それで、先ほど申しました3団体については、近い時期に役員さんに集まっていただきましてそういう協議の場もするような準備はしております。そのことで今後努力してまいりたいと考えております。

それから、オプションでつけるPSAについてですけれども、岡本課長が申しましたように特定健診とどうしても一体化をなさないともう1回血液を注射器でとらなければなりませんので、かかりつけ医による健診を推奨しておる香美市としては、高知県全体の取り組みがないと個別健診については実施が不可能です。やるとなる、もしするという想定でいくなれば今のところ集団健診の受診者しかできないという状況がありますので、正直なところこの健診についてはまだ一度も検討しておりませんので、そういうもろもろのことも含めて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 大石議員の3回目の質問にお答えを申し上げます。

1回目のお答えのときに、特に自殺防止のための防護さく、看板は検討していないようですということでお答えを申し上げましたけども、橋だけでございませんで、道路の路側の高いところも非常に危険な部分があるかというふうに思います。そんなところも考え合わせてみますと、なかなか絞り込むということが難しいかと思っております。

なお、今後ともそういうことにつきましては、危険箇所につきましては協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 大石綾子君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。通告に従いまして3点についてお伺いをいたします。

まず、1点目の、女性特有のがん検診の推進について。これは最初に依光議員のほうから質問がありまして、若干ダブる点もあります。しかし、取り下げはしませんのでもう一度また、ちょっと角度の違った方向で質問をしておりますので、片岡課長さんにはその点よろしくお願いをいたします。私も女性の皆さんのエールを想像しながらこの質問をさせていただきます。

2点目は、臨時職員の手当、これは期末手当のことについてお伺いをしたい思います。いい返事がいただけるまで質問のほうもさせていただきたい、状況によっては市長のほうにバトンを回すかもわかりませんのでその点よろしくお願いをいたします。

3点目、全国瞬時警報システム、J-ALERTについてですが、この質問に入る前にせんだって我が地域も自主防災の立ち上げに向けての資器材、約40万円の資器材でございましたが、課長を初め担当の職員2人が来ていただいて、チェックもしていただいて納品をすることもできました。本当にこういう形でだんだん積み上げることによって

地域の自主防災に向けての高揚、そういうものにつながってくるのではないかと思います。その節は本当にありがとうございました。先ほどのお話でありがとうとかそういうことは言わんようにっていうような話もありましたけどお礼を申し上げておきます。

本題に入らせていただきます。

2009年度の補正予算の成立を受けまして、女性特有のがん検診の推進事業がスタートをいたしました。本市も着手に向け準備が進められております。いろいろと大変とは思いますが、これはスピーディーな説明と同時に（無料クーポン券の）交付をしていただきたい、そのように思っておりますのでその点またよろしく願いをいたします。

かつてはがんと診断が下されると本人に告知するかしないかが取りざたされて、がんイコール死であるとのイメージがありました。日本の死因のトップは結核でありましたが、抗生物質の開発により今や結核による死亡は珍しいものになってまいりました。その後、脳卒中が死因のトップになりましたが、1981年からがんが死因のトップになり、現在も右肩上がりにふえております。日本では毎年およそ100万人が死亡していますが、そのうち32万人、すなわち3人に1人ががんで亡くなっています。65歳以上では2人に1人ががんで亡くなっているとのことであります。年を重ねる、すなわち加齢により異常な細胞が生まれ、それがだんだんと積み重なり、検査でわかるほど大きくなるには10年から20年の時間が必要とされています。しかし、検診を受け早期発見、治療すれば完治するがんが4つあります。胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんです。このうち2つは女性のがんであり、2008年のOECDヘルスデータによれば、先進国では8割から9割の女性が検診を受けていますが、日本ではともに2割から3割の受診率であるとのデータが示されております。がん検診は受けないと損というのが世界の常識であり、これを日本の常識にするためがん対策基本法をつくり、がん対策を強力に進めています。

しかし、現在子宮頸がんが急増しており、年間2,400人以上が亡くなっておることです。これは、原因はウイルスで、感染予防するワクチンも開発され世界の100カ国以上で承認、使用されていますが、日本ではまだまだ承認されておられません。この検診は保険適用外のため、どちらも10分から20分程度の検診で約6,000円ほどの必要負担とのことであります。これは私も県の担当課のほうにちょっと聞きました。ある資料では1万円ぐらいとかいう、そういうような数値もありまして、片岡課長さんのほうに「1万円もするかえ。」ということでちらっと前日に聞きました。1万円もはせんとかいう、そういう話でしたので、県に聞いたら飛び込みみたいな形で受けた場合は6,000円ぐらいの費用負担が要る、そういう話でありました。

今回の無料検診で、政府はがん対策推進基本計画の中で、検診受診率の目標として掲げた5年以内に50%以上の達成に向け大きなはずみになるものと、そのように期待をしています。女性の健康を守るには検診の受診率向上が不可欠である、そのように思います。

以上のことから4点についてお伺いをいたします。

1点目が、本市でのそれぞれの対象者数及び無料クーポン券の広域利用についてお伺いをいたします。これは、さきの依光議員の答弁の中で償還払いは検討してないと、入れてないような答弁があったように思います。これは医療機関、病院とのやはり取り決め、そういったもんも必要になってくるんじゃないかと思いますが、ひょっと中には県外のほうで受けたいとかそういう方もおいでになるんじゃないかと思いますので、その点ちょっとまた一步詳しく教えていただけたらと思います。

2点目、相談窓口の稼働体制。これは推進が始まっている、ちょっと何人該当者がおるかというのはわかりませんけど、いつどこでどのような形でとか、いろんな形で相談があるんじゃないかと思います。そのときには専門の方の配置とか、そこまでは保健師さんがおったら十分対応できるのかなと、そんなにも思っておりますけど、これはまた職員の方、臨時かだれかそういう形で、やはりかちつとした体制を組んでいかなければならないのではないかと。これは有限、今年度末までに全部終えんといかんような、そういう時限の決められたそういう制度であると思いますので、そこらのこともちょっとまたお教え願いたいと思います。

そして、3点目の、対象者の検診受診への配慮や利便性。これは仕事を持っておる方、そういう方が香北とか物部町とか、そういう方が仕事の関係でなかなか受けられないと。そういった折に土曜日とか日曜日、仕事の休みの間、また時間外のマンモグラフィの専門の車とか、そういったものをどのように考えておるのか、そこらのことをまた教えていただきたい思います。

そして、4点目の、これは全国での検診受診率の結果いかんによっては単年度の事業となる、そういった危惧もあります。そして、これは今、衆議院の選挙を目前にして政権が変わればどのようにまたなるかもはっきりしたことは言えないのではないかと思います。そういう中で、これは5年間のやはり実施によってかちつとした成果がおさめられるわけなんですけど、これ1年間で終わってしまったら、あとの方（今年無料化の対象でない方）は自己負担でまた検診を受けることになったら、これ不公平にもなってきます。そして、担当の窓口としても一生懸命推進をしていただいて、そしてこの受診率の向上、はるかに向上したぜよと、日本の20から30%の、そういう今までのデータと違うてだんだんだんだんと50（%）に近づいていきよるいう、そういうような結果次第によっては、いろんな政権交代があるにしろ推進はされるんじゃないかと、そのように思っておりますが、その点も含めて課長の決意のほどをまたお聞きしたい思います。

次に、臨時職員の手当についてです。これ今こうやってマイクを通して多くの臨時職員の方も聞いておられるんじゃないかと思いますが、しっかりと訴えたいと思います。

100年に一度といわれる経済危機は雇用の悪化を招き、何ら保障のない派遣社員や臨時社員は解雇を余儀なくされる場合もあります。連日の報道にあるとおりであります。

ハローワークに駆け込むが、希望する職種につくのは困難な場合が多いようであります。1次産業を基幹産業とする本市においても、働きたくても仕事がなく他県に出ていく若者が後を絶たないのが現状であります。そのような環境下で生計を立てるため臨時職員として頑張っている人たちが多くいます。本市役所においても約400名の正職員と200名のパートを含む臨時職員が執務などの仕事に携わっております。これはアバウトな数字で大変申しわけないわけなんですけど、聞いたところによればパートとか清掃のそういった方も含めたら200名ぐらいの臨時職員の方もおいでになると、そのように聞きました。また違っておればまた課長のほうからかちっとした数字をお願いしたいなと思いますが。

清掃要員の人を除けば、役所内で働いている人は皆が公務員であります。服務上の責任はないとはいえ基本的に地方公務員法が適用され、守秘義務、職務専念義務などが課せられます。中でも91名の方が職員同様フルタイムで働いています。一般事務は月額6,600円、保育士などの有資格者は7,100円と伺っております。職員同様に1カ月働き、その年収は、これは11カ月に1カ月は休まないといけないと。仮に12カ月計算したとしても年収は150万円にも届きません。また、日給制であるために、祝祭日が多くある月はその分当然手取り額は減ってくるわけであります。県を初め周辺の市、南国とか香南市においても期末手当が支給されています。ちなみに、県では一般事務の場合日給6,910円で、昇給及び通勤手当は県は出しておりません。要は職場域の近くの人を雇用するという、そういう趣旨ではないかと思えます。しかし、6月1日または12月1日に在職し、当該日現在において引き続き3カ月以上勤務する者には、勤務月数に応じ期末手当に準ずる手当を支給しております。これ県の示した数字なんですけど、3カ月以上、6月1日、12月1日に在職して、3カ月以上4カ月未満、この方が一番少ない金額なんですけど、その方で6月は1万4,000円、12月で1万7,600円と、執行部の皆さんから見ればほんの少ない金額であります。(6月)19日に香美市も期末手当が支給されました。私もいただきましたけれど、執行部の皆さんは、これは私の予想ですけれど大半の方が3けたぐらいの期末手当をいただいとんじゃないかと思えます。後ろのほうで何か眼力強い、見られた方もおりますけど。(臨時職員で)6カ月以上の方で上限が4万4,000円です、県の取り組みは。すなわち月数により1万4,000円から4万4,000円の支給であります。先ほども言いましたように、職員からすればほんのわずかな額であるかもしれませんが。本市の条例では、臨時職員の給与は「予算の範囲内で任命権者が別に定める」、このようにあります。県と同様の支給としても、中堅職員、また議員1人分でのこの賄いが私はできるのではないかと、そのように思っております。

以上のことからこの質問に入ります。

パートを除きフルタイムで働く臨時職員に、県や周辺他市は期末手当を支給しております。臨時職員の依存度の高い本市も安定した雇用確保が不可欠ではないかと、そのよ

うにも思っております。景気低迷が続く中、県の勧告に倣い本市においても5月の臨時議会で正職員と特別職員の6月に支給する期末手当が一部凍結となりました。この額が約2,250万円というたですかね、ちょっと忘れちゃったけどそのように聞いた記憶があります。民間とのバランスを考慮し適切妥当な判断である、私はそのように思いました。すなわち支給額が多い人については民間ベースに比べて下げる、それはもっともなことで、また臨時職員の方は何ら保障もない、半年半年で契約を更新しながら頑張っております。こうした依存度の高い臨時職員に対して期末手当に準ずる手当を支給できないか、そのこのところを前向きなご答弁のほどよろしくお願いをいたします。

そして、3番目でございます。

本市を取り巻く環境、本当にすばらしい、緑豊かな、自然豊かで緑が多い香美市であります。だれもが住みやすい環境下にある、そのようにも思っているのではないかと思います。しかしながら、よく調べてみますと地すべり危険地区や急傾斜崩壊危険箇所がこの香美市にもたくさんあるわけなんです。温暖化によると見られるゲリラ豪雨、今後また30年以内に50%の確率で起きるとされる東南海・南海地震の直撃を受ければ、これはもう甚大な被害が想定されるわけでありまして。また、去る4月5日にオバマ大統領がプラハで行った核のない世界の演説では、日本を含め多くの国々が支持を表明する中、北朝鮮による5月25日の核実験は、国際社会の中で高まってきた核廃絶、核軍縮への機運に冷や水を浴びせるものとなりました。北に対しては、核実験の禁止及び大陸間弾道弾の発射を行わないよう求めた国連安保理決議を無視して弾道ミサイルの発射の機をうかがっております。北のミサイルは何を搭載するのか、またどこへ飛んでくるのか、だれもが不安に思っているのではないかと思います。

こうした有事や大災害の想定のもとで市民の生命、財産を守り、いかに被害を最小限に抑えることができるか、これが行政の手腕が問われるところでありまして。当然市民も地域ぐるみで自助、共助の精神は不可欠であり、ともに協力し合うということは言うまでもありません。災害時の初動体制の確立、これが大変重要なポイントを占めるわけですが、この初動体制が十分であるか否かによって状況は大きく変化をするのではないかと思います。

以上のことからお伺いをしますが、本市では有事や大災害の予知及び災害状況を早く地域住民に伝達する手段は整っているのか。これは現状をまた教えていただきたい思います。旧物部、香北、山田で今までの自主防災の若干内容が違っているのではないかと思います。また今後どのように本市、合併して4年目でありまして、向けて施策を進めていくのか、そこらのことも踏まえて担当課長の答弁をお願いしたい思います。

2点目に、緊急情報を人工衛星にて送信し、人手を介さずに伝達できる全国瞬時警報システム、J-A L E R Tの受信関連設備を整備する場合、これは交付金で処置ができる予算が成立をしておりますが、本市の対応、どのように取り組んでいくのか、いつごろになるのか、そこらのことを含めてご答弁のほどお願いしたい思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午後 2時33分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 織田秀幸議員さんのご質問にお答えします。

（女性特有のがん検診）対象者数についてです。子宮頸がんの対象者が、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳で合計659人いらっしゃいます。乳がんにつきましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳で973人です。今年度は、隔年実施をしておりますので乳がんを実施するように計画しております。無料クーポン券の広域利用についてですが、これは、広域化するに当たっては高知県全体で協議が必要です。なるべく利便性を考慮いたしまして実施検診機関、県とも協議が必要ですので、広域化が実現できるように働きかけていきたいと考えております。

相談窓口の稼働体制についてですけれども、健康づくり推進課、物部支所、山田窓口に保健師及び山田窓口、物部支所においては保健師または看護師を毎日派遣をしておりますので対応ができるようになっております。電話による相談もかなり、十何人の職員がおりますので、専門職がおりますので対応ができると考えております。

3件目の検診受診への配慮についてですけれども、7月14日から乳がん検診が始まりますが、ご存じのとおりクーポン券も手帳もまだ何にも間に合っておりません。先ほども申しましたが、償還払いはもうせずに、最初から徴収しないように、対象者にはそのまま無料で受けていただくように準備をしております。受診票送付のときに、あなたは対象者ですから無料ですよというチラシを同封します。検診申し込みをされてない対象者の方々には、再度受診勧奨と今年度は無料で受診できることを個人通知する予定です。

子宮頸がんについてですけれども、今年は子宮頸がんの対象の年ではないですけれども、せっかくの補助金ですので、財政面、それから実施機関とも今後協議をしまして、お若い方が対象ですので、できるだけ土日に検診ができるような準備を進めてまいりたいと思っております。それがもうすぐだというようなことはできませんので、来年1月、2月を想定しております。

今年度の目標値についてですけれども、平成19年度の乳がん受診率が21.6%です。今年度は全体として25%を目指しております。国の目標はクーポン券対象者の50%ということですので、及ばないかもわかりませんができるだけ啓発活動をして積極的に取り組んでいきたいと思っております。それから、各団体の方々にも啓発活動をお願いするつもりですし、広報香美の紙面を使って皆さんにお知らせすると、あら

ゆる方法で広報していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 臨時職員の手当についてお答えをしたいと思います。

議員の強い決意を持ってのご質問でございますので、私も心して市長にまで飛び火しないようにしっかりお答えをしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

臨時的任用職員に対して、期末手当を含めて諸手当を支給という、そうすることについては、これは可能であります。可能なんでありますけれども、諸事情を考慮して現在香美市においては実施をしておりません。そのわけといいますのは、臨時職員制度の厳格な運用というものへの影響ということがあることからそのようにしておるところです。議員お話になられましたように、地方公務員法に位置づけられておることということで、第22条の中に位置づけられておるわけですが、その手前の第17条には職員の採用ということと正規職員の正規な任用について書かれております。この臨時職員というのは、その第17条に照らしてみたとときに特例的な取り扱いということになっておるわけです。第22条に位置づけるとこういうことになっておるわけですが、それはどうかといいますと、正規の職員につきましては能力実証主義ということできちんとした試験をしてやれと、こういうふうになっておるわけですが、臨時の場合はそういうことをやっていないわけですね。

それで、臨時の制度の厳格な運用というのは、臨時の任用というのは事務事業のポリシーーム、あるいは繁忙、忙しいときとか暇なときとかということに照らして厳格に雇用期間を定めなさいと、こういうことになっておるわけですね。この人は3カ月でいいと、3カ月できちんとやりなさいと、6カ月でいいというんでしたら6カ月でやりなさいと、こういうふうになっておるわけですが、ところが期末手当、言われるように6月1日、12月1日を基準日ということですから、そこに在職しておった場合に期末手当が支給できると、こういうことになりまして、例えば5月31日まで雇用したらいいという人も6月1日にいてくれたら支給できるよと、こういうことになりまして、やはり雇う側も雇われる側も人情として、制度が目の前にぶら下がっておれば何とか制度の適用というふうなことがありまして、どうもそのあたりが、雇用形態が、それをクリアをさせようとするためにそうした少し厳格性が欠けたようなことが蔓延していくと。また、基準日以降にそれをクリアしたということで一斉に退職されるというふうなことがございまして、業務にも停滞が生じるということがございます。これは想像ではなく、これまでこの旧3町村の中で実施をした自治体はあるわけですが、そこでそういった弊害が生じてきたことから現在そこまで踏み切っていないというところがございますので、もう少し時間を置く必要があつて、これをクリアできるような状態をつくる必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 私のほうからは全国瞬時警報システムについてお答えをいたします。

まず、本市におけます住民への情報伝達手段の現状についてでございますが、行政から情報提供を行う手段の1つとしまして同報系防災行政無線が上げられます。このシステムは、市役所から中継局を經由し屋外拡声子局設備や個別受信装置へ一斉に電波を発射して一斉に音声で情報を伝達できるものです。本市では旧香北町エリアでのみアナログ方式の運用で実施をしております。残念ながらこのシステムは香美市全体では整備されていないのが現状でございます。

一方、この同報系防災行政無線ですが、これからはデジタルの時代になっていくわけですが、このデジタル同報系防災行政無線の計画は持っております。平成20年度に基本計画を作成いたしました。しかしながら、多額の費用を要するためすぐには次の段階へ進むことができないのが現実でございます。

次に、国からの緊急情報を人工衛星を經由して市町村に伝達される全国瞬時警報システム、J-ALERTの整備に関するご質問でございますが、国での予算は可決されております。しかし、その補助対象の条件等が記載された交付金要綱がまだ県までおりにきておりません。本市における今後の対応につきましては、要綱が示された後、それを見まして香美市の条件に応じた整備を探ることになるということになると思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田でございます。2回目の質問をさせていただきます。

片岡課長さん、ご丁寧にご答弁いただきました。これは私の先走り、着手するか否かの段階で細かく質問に取り上げたわけなんですけど、どうか私もまたすばらしい成果が出るように見守りながら、またエールも送らせていただきますので頑張っていたきたい思います。もう答弁はそれで要りませんので、ありがとうございました。

さて、2点目（臨時職員の期末手当）ですが、総務課長、実際そろそろ行政の立場として満点の回答をいただきました。その中で、課長が言われる中で6月1日、12月1日の在職、その件で過去にいろいろあったと。私が聞いた範囲では、確かに二、三カ月の短期間の方もおりますけど11カ月、また来年の年も11カ月という形でそうやって頑張っておる方もおりますし、そして、これはさっきも言うた、この期間だけ限られたという、そういう人ではなしに、あとこの1カ月間はそしたらどうするべといったときに、本人が任意でこの月はお休みさせていただきますと、そういうふうな選択肢もあるように伺っておりますが、そういったことも（期末手当が）支給されるようになったら回避されるのではないかと、そのように思います。

その点と、そしてやはりこれフルタイムで働く職員が、聞いたところによると91名

おるということなんです、約半数が保育士さんであると。本来臨時職員、先ほど課長の答弁にありました、病気とか出産を控えうちの事務局も7月から休まれる人もおりますけど、そういう方の穴埋めみたいな感じで私は臨時職員がおると。ましてやこの庁舎内、また保育所へ行っても、我々からすればだれが臨時職員でだれが正職員か一切わかりません。先ほど言いました守秘義務もあるし、努力義務も皆さん持っております、臨時職員であっても。そしたらそれなりの対応、市民との接見についてはそれなりの対応を強いられております。要はこれ91名ものフルタイムで働く臨時職員がおる、これは今後やはり検討をしていかなければならないんじゃないかと。ましてや本市においても2名やめたら1名採用、そういった形で国のそういう施策に対応した公務員の削減、そういう流れをとっております。ますますそしたら臨時職員が膨らんで正職が減ってくる中で、これ民間ではちょっと考えられんことなんです、実際は。要は財政云々となれば職員数を減すか、給料をカットするか、民間レベルでは2つに1つの選択をされるわけなんです。ますます正職が減って臨時職員が太って行って、これはちょっと形態自体がおかしいんじゃないかと、そのようにも思いますけど、そのことについて総務課長の考えをお聞きしたい思います。

そして、あえて私が申したいことは、臨時職員抜きでは行政が立ちいかん、そういう状態もなってくるんじゃないかと、先ほども言いました、年間通して100万円ちょっとなんです。余りにもちょっとこう実入りが少ないんじゃないかと思えます。高い人から当然カットしたと、少ない人にはちいとも手当てを差し伸べる。これは感情論を言うて、行政総務課長が「よっしゃ、わかった。」そんなことを言うてくれとはひとつも思うとりません。それでも私の言うことが自然か不自然か。県を初め周辺の市と比べてみて、そこらの思い、これはもうたとえ1万円でも2万円でも、正職員の皆さんがボーナスもらうときに少のうてもそうやってボーナスをいただけた。みんな喜んで執務に専念していただけるんじゃないか。長い目で見たらやはりこれは行政のサービス上プラスになるんじゃないかと私はそのようにも思っております。同じく机を並べて仕事をしながら片や1円金もボーナスもいただけない。民間と違って公務員は景気、不景気関係ないですよ、実際のところ。そういう中でもうちょっと見直し考えていただけたらなど、そんなに思うわけでありませう。

そして、同報系防災行政無線いう形でそれぞれの旧3町村が形態は違うということで、移動系いうんも課長ありますけど、実際そりゃあもう大きな災害とか山がつえて車も通れなくなった。当然消防関係と協力しおうて同報系で、今、山田町なんかは火事等の場合サイレンで周知しております。それがデジタル形式、そういう形で音声が入るようになったらどういう、どこで何がいう、そういうことがいち早く住民にも周知徹底され、これは何でかいうたら初動体制、それぞれの地域では防災マップいうものをだんだんとつくっております。その中で、あっ、大変なことが起きそうな、起きた、そういうときにはそういった安全防災マップで描かれたその中に避難することができるんじゃない

いろいろかと思いますが。どうかこれは、せっかく国がそういう設備に対しての補助を出し、そういう今はまた大事なときでもあるしどうか前向きに取り組みを進めていただきたいと思いますが、そのこのところを再度課長お願いをいたします。

はい。これで2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 2回目の質問にお答えをしたいと思います。

昨年1月30日でありましたけれども、大阪地裁におきまして臨時的任用職員に対する年2回の一時金の支給が条例根拠を欠いているということで、これは違法だということで（大阪府）茨木市長に対する損害賠償の請求をすることを命じられております。これは大体7,000万円ぐらいだったと思うんですけども、したがって、もうきちんとした自治法に、条例にうたいなさいということになっておるわけですが、それに応じて条例整備がきちんとされなければならないということになれば支給はできないということになると思うんですけども。その場合におきましてもやはり非常に問題が出てくるのは、臨時職員の場合ですと日額賃金で支払っておりますので、これを今やっている職員の場合と同じような手法で実施するというのも、これも困難でありますし、定額で支給するということになりますと一時金といえこれは労働の対価ですから、そうしたことからすると矛盾も生じてくるのではないかなというふうに思います。

議員のほうからはいろいろと、月数で考えたら矛盾もあるだろうけれども1カ月という（休職の）選択幅があるようじゃないかということですが、この選択肢があるということについては、人事担当の課長のほうとしては全くそういうことはないというふうに思っておりますので、そういう運用をされておる課があるとしたら大変困ったことだなというふうに思っております。先ほども申し上げましたように臨時的任用というのは法の特例ということでございますので、これは、1つには緊急の場合、そして及び2番目には臨時の職に関する場合に限ると、こういうふうに定めがされておりますのでそうした選択の幅というものはない。臨時雇用というのは、厳格の上にも厳格にやっぺいかなきゃならないということになっておりますので、条例整備をしていくときにはそのあたりをきちんと整備をしきらないと（大阪府）茨木市のようなことになりかねないということになろうかと思えます。

91名のフルタイム、保育所を支えておるじゃないかと。頑張っている臨時職、その人たちのその対応をきちんと検討しなさいというお話がありました。確かに臨時で賄っている部分っていうのは大変もうございます。臨時職員、非常勤の職員でありますとかパート、アルバイトで事務事業が運営されているような実態、これもだんだんだんだんそういう状況がふえてきているわけですが、そうした実態につきましては、香美市としては、そこは労働条件の改善も大切なんでありますけれども、事務事業それ自体をしっかりと見直して、場合には思い切ってアウトソーシングするというのも1つの選択肢にしなければならないんじゃないかなというふうに思います。全く冷たい男だと議

員は思われるかもしれませんが、臨時職員の労働条件の改善で100万円も出せばできるんじゃないかと、こういうお話でありますけれども、臨時職員の皆さんにつきましては、これは非常勤の皆さんもそうですけれどもこの4月からは、通勤費を（正職員の）2分の1に制限をしておりましたけれどもこの2分の1を撤廃をしております。これは撤廃した金額で大体350万円ほど（予算が）要りましたが、それにまだまだ9月議会でも補正をさせていただかなければならないというふうに思っておりますけれども、日ごろ頑張っていたいておる臨時の皆さんについてはそのように少しずつ条件改善をいたしておりますので、全く頭がないと、考えてないということではなくて、できるところから考えながらやっております。言われるように労働条件の改善という働く側の皆さんのほうからの問題ではなくて、行政のほうの立場からも臨時の職員の雇用については近隣の自治体と競合しておりますので、雇用環境を整備をしていかないときちっと雇用をできないということもございますので、そういう点ではこの問題は決してきょうでこれでおしまいだというふうには思っておりませんので、今後とも勉強させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 全国瞬時警報システムの件で2回目のご質問にお答えいたします。

災害が発生いたしましたときに、議員が言われましたように初動体制、これは非常に大事でございますし、それから被災地がどんな状況になつてると、そういう情報も対策本部はつかまないと正確に動きができないとか、そういう点でデジタル防災行政無線、これは同報系、移動系あわせて非常に大事なことだと思っております、早期に整備はしたいと、そういう思いはございます。

現実的にすぐできないというようなところで、一方でサイレンの利用はどうか等の考えも、J-ALERTを利用してということも出てまいったりしますが、消防団員の招集とかサイレンの鳴らし方にも種類がありまして、そういうサイレンの個数が、全地域に周知するだけの個数があるとか、今の段階でまだ全然わからないですけどいろんな問題というか課題があると思います。とりあえず、今回国会のほうで議決されましたJ-ALERTに関する補助事業、その補助金要綱がまだおりてきておりませんので、それを見まして香美市としてはどんなことができるかというようなことを研究したいと思っております。

以上でございます。

○5番（織田秀幸君） ありがとうございます。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、農地法の改定についてお尋ねをします。

農地法の改定案が、多くの問題点や疑問点を残したまま6月17日に成立しました。農地法改定については、単に法改正だけの問題ではなく農業全体の問題として考えるべきであります。改定理由に耕作放棄地の拡大や担い手が不足していることを上げ、これを解決しないと生産力の向上ができないと言っています。しかし、なぜ今農地法の改定をしなければいけないのか。耕作放棄地がなぜ拡大し、担い手が不足したかの検証がありません。耕作放棄地の増大は競争原理を農業に持ち込んだ結果であります。つまり、食糧管理法を廃止し、米の価格を市場価格にゆだね、WTOで米を市場開放し国境措置のガードを下げた上、ミニマム・アクセス米、輸入米を受け入れる一方で転作をしてきました。その結果、生産高は減少し農業所得も激減、後継者は育たず農家数も減少し、耕作放棄地が拡大してきたのが現状であります。

これらの経過と結果を検証することなく農地法は改定されました。日本農業の根幹を左右する農地制度の抜本的な改変は、広く国民的な論議と合意が求められるのではないのでしょうか。今回の合意なき改定に対する行政としての認識はどのようにお持ちかお伺いをするものであります。

現在の農地法の根幹である耕作者主義、農地は耕作者みずからが所有することが最も適当であるとする内容でございますが、先人たちは血と涙のにじむ闘争の末、農地開放によって勝ち取ったものであり、農業者の営農と生活を守り、日本の高度成長に大きく貢献してきた厳然たる事実があります。所有から利用へと転換し、一般企業の農業への参入の促進を図ろうとするものであります。参入を許せばまじめに頑張る集落営農や担い手農家と競合することは明らかであります。資本力の豊かな企業にはやはり勝敗の結果は明らかで、百害あって一利なしと言われていたのは農民の立場であります。これに対する認識もあわせてお伺いをします。

経済財政諮問会議の民間議員は、2009年2月3日、農政抜本改革に向けてを公表していますが、その中で「所有から利用へ転換し、利用については原則自由化する農地法改革法案を早期に成立させ、できるだけ早く施行せよ」と提言しています。また、財界の総本山である日本経済団体連合会は、2009年2月13日に農地制度改革に関する見解を発表し、その中では農地法第1条に定める自作農主義の規定を見直し、20年を超える長期貸借制度の増設や農業法人の要件緩和が求められておりました。今回の農地法改定にはその提言の多くが取り入れられております。農地法の改定は財界からの強い要望があったことがはっきりしています。今世界的には商社による農地の囲い込みが起こっています。日本の総合商社も争奪戦に加わっていると言われております。財界のねらいは、第1段階として農業生産法人の要件緩和により企業参入に道を開いてきました。今回の改定は第2段階であります。財界のねらいは、今後要求してくるでありましょう一般企業が農地を取得すること、農業委員会の必置規定の撤廃がねらいではないかと考えるものであります。「国民の生命の源である食料生産の基盤である農地

を大企業、財界の手に渡してはならない」との声がありますが、香美市の農政の担当者はどう理解しているのかお伺いをします。

4番目として、この改定案の結果によっての本市への影響、流通や価格の問題も含めてどのように考えているのかお尋ねをするものであります。

次に、市営住宅に関してお尋ねをします。

市営住宅黒土団地が、A、B、C棟合わせて70戸は完成しました。B棟については3月27日に業者との完成引き渡しが行われたと聞きます。B棟は18戸で、4月には老朽化していた他の市営住宅から9世帯が入居しています。そして残り9戸については一般公募をし6月中旬に入居者が決定したと聞いていますが、まだきょうの段階では、まだあとの9戸については入居されていないように思われる。完成引き渡しから3カ月近くも入居が決定されなかったことになるが、もっとスピーディーな行政運営をすべきではないのか、率直なお考えをお願いします。

B棟については、入居決定の流れとして公募をした後選考委員会で決定すると聞きます。決定に至る透明性、公平性は確保されているのか、詳しくお尋ねをします。お答えください。

住宅A棟に入居する時点、結局建てかえの始まった時点で飼育していたペット、これ古い解体された住宅で生活していた人たちがA棟に優先的に入ったわけですけれども、その時点では現在の（財政）課長さんではない（財政）課長さんが住宅の関係をしておりまして、答弁では、現在飼ってるペットについては新しい住宅についても持ち込みを認めるといふ答弁をいただいていたんですが、その後ペットについての調査や点検、そういうものについてはどのような経過でなされているのかをお尋ねします。

これで1回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 片岡議員の農地法の改正についてお答えをいたします。

まず、1点目に、この改定に対する認識はということについてでございますが、指摘の農地法改正については農地の貸し借りの規制、大幅に緩和されます。企業などの農業参入を促すことを柱とするものでございます。農家や地方に影響を与える重要な法律改正と理解します。この改定については、認識ということでお答えしますと、改正法案は両院賛成多数で可決、成立されたと認識をします。

2点目の、担い手農家との（企業の）競合の件ですが、大多数の農業形態は家族農業を主体に経営努力の中、生産から流通まで組織化しよりよい経営を目指してきました。しかし、現実には条件不利な農地において点在の耕作放棄地が見られます。農地を耕作者が所有するという考え方から、一般企業なども含めた効率的な利用を促す方向となり、今までの特定農地の活用、その方策もなくなり、それから意欲と能力、資本力の企業が、地域の理解や合意のない参入は競合となることも予想されます。今農業を取り巻く環境

は厳しく、また収益が上がりにくいことも飛躍的に参入企業がふえるとは考えておりません。一般の企業の参入は、国の目指す食糧自給率の向上、そして農地の有効利用、雇用の確保、関連事業の展開など地域への波及効果まで期待をしています。これが農業、地域への周知なしに全面的に市場原理、そのような形に組み込むようであれば法の運用は、そういう方法ではあってはならないと認識します。

それから、3点目の、農業委員会の必置規定の撤廃でございますが、今までも大きな社会情勢の変動の中で農地に対し、土地利用の主体性は農地法や農業委員会、系統組織、JAも含め大きな役割であります。生産農地として守られてきました。農業委員会は、地域の農家の合意のもと、農地の権利移動を合議制に基づき農地管理の原点で行ってきた重要な行政機関です。これからも国の構造改革や規制緩和など法改正には地方農業の役割を明確にし、産業として振興していかなければなりません。さきの指摘の中でも耕作放棄地の発生は農地法改正の問題ではないと議員が指摘をされましたが、同様に認識をしています。

4点目の、本市への影響でございますが、農業経営基盤強化の基本的な構想の中で香美市担い手育成総合支援協議会を設置し、主業農家に対し7割以上の担い手比率を目指し、農地の利用集積率も5割を目標としています。この法改正により構想も含めさまざまな影響が想定されます。担い手への優良農地の集積の困難さや条件の不利な小規模農地や山間地の遊休地が発生すること、企業の農業への、流通のこともお聞きされましたが、取り組み姿勢が、農家や生産者団体との合意形成による影響で大きく左右すると判断します。個別の影響する内容についてはたくさんございます。今個別個別になかなかこれがこうとかいうようなお答えはようしません、大きなところはもう取り組み姿勢で大きく変わってくるような影響となるんです。

以上お答えします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから片岡議員さんの市営住宅に関連したご質問にお答えします。

ご存じのとおり黒土、新しいB棟につきましては、3月27日に完成検査を受けまして、同日付で香美市に引き渡しを受けおります。最初のご質問でございますが、それから3カ月間、スピーディーな行政運営はできないかということでございますが、この間につきましては当初ちょっと工事延長があったと、2月末であった完成が一月ぐらい延びておったという部分もあります。それと、香美市の（住宅の）一般公募する際に、市営住宅条例の中で第4条という中に、「市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる2以上の方法によって行うものとする」というような条文があるわけです。1番については「市の広報誌」、2番に「新聞」、それから「市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示」とか、それから「テレビ又はラジオ」、こういったこれの2つ（以上の方法）、現在香美市におきましては市の広報誌と市の掲示板、これにホームページを含み

ますけど、そういった部分で広報を行っております。まず、3月27日に完成して、まず引き渡しを受けたと。その時点から当課におきましては広報にかけるとすれば4月1日の広報（原稿の）締め切りにぎりぎりに間に合って、それで5月1日の広報でないと広報ができないという状況に陥りました。それで5月広報に載せまして1週間ぐらい周知させていただいて、その次の週から募集をかけて、その後選考委員会のための調査とかそういった部分があつて、結局6月というふうなのが実際の具体的な流れでございます。と申しますのは、例えば4月に広報へ載せるのであれば3月までに既に広報へ原稿を送ってこにゃいかんよと。それより先やったらまだ完成間近で引き渡しができるかできないかという状態の中で動いてこにゃいかんという結果があるため、今回についてはこういう形になったと。今回は新築という形になってますので、そういう暇がかかったというふうに認識しております。これが空き部屋であればこっちの都合で修繕、貸せれる状態になればもっと早く貸せれるという状況は生まれてこようかと思ひます。

次の、入居決定の流れ、公募した（後）選考委員会で、透明、公平性についてでございますが、住宅への入居決定の流れにつきましては、申し込み受け付け期間終了後に申込者全員の入居資格と生活状況の調査を、大体1週間から2週間程度かけて事務局の担当の者が聞き取りを調査を行います。それで、事務局のほうで資料を作成して香美市住宅入居選考委員会のほうにお諮りしまして入居者を選考していくという流れでございます。選考委員会では、申し込みされた方それぞれの住宅に困窮している理由とか生活の状況などの困窮度を判断し、困窮度の高い方を慎重に選考しており、今回の選考につきましても黒土B、少世帯タイプ2、標準タイプ7というような形で決定させていただきました。これにつきましては、これも例外なく公平に選考されたと私どもは考えております。

次に、住宅のペットの飼育の状況でございますが、議員さんも先ほど、ご承知のとおり以前から飼われていた方についてはそのペット1代限り飼育を認めておるという状況でございます。それは平成16年度完成のラ・メゾン桜、平成10年完成の黒土A棟の2団地で数名の方が引き続き飼育をしている現状でございます。平成19年度完成の黒土C棟では誓約書、飼育の誓約書を出した方はおりません。また、平成20年度完成のB棟でも既に一部の移転者が入居しておりますが、従来どおりペットの飼育は認めていない、おりません。その後調査とか点検につきましては、現実的にちょっと苦情があつたときに対応しておつたという状況でございますので、定期、一時的調査とか点検は現在行っておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 片岡です。

農業問題については、大変見識の高いお答えだったと私は大変力強く思っております。率直に聞きますけど、私も最初の発言でも言いましたけれども、こういう山間僻地の放

棄地の解消ということについては、こんな大企業が入ってきてとり合いこするということのようなものじゃないんです、絶対にね。だから、今大企業がねらってるのは、一体どこをじゃあねらってるかということになったら、これは識者が発表してますけど、金もうけのために農業を大企業がねらっているということでは北海道、新潟県の蒲原平野と山形県の庄内地方とかという、もう日本でも屈指の広さと基盤整備がされたところをねらい撃ちしてくると。それで、どういうことをするかというたら低賃金の外国人の労働者を入れて経営を軌道に乗せていくということなので、大変内容的に言えばその地域の住民や人たちの生活そのものを破壊してくるというように思うわけです。だから、私たちはこの、この近くで見えてる放棄地へ大企業が入ってくるところによって解決するというようなものでは全くないということだけは、もう行政のほうもはっきりしておかなければならないと思います。

農業問題について、2点目について質問します。

トヨタ自動車などの大企業が会員になっている（民間非営利）シンクタンク、日本国際フォーラムが（平成21年）1月に発表した提言があります。その提言では、緊急にとるべき対策として農地を専門的農業経営者に集積するために小規模農家の撤退を促し、離農する農家には農地の権利移譲などを条件に早期廃業の援助措置を導入すべきと求めています。つまり、家族経営のような小さな農家は農業を早々とやめてもらう。そのために国は税金を使ってリストラを促せという提言であります。この提言に沿って…これからが大事ですよ、この提言に沿って2009年の補正予算では農地の集積を加速させるための経費を盛り込んでいます。約3,000億円を投ずる担い手の農地集積です。これは今後3年間に小規模農地や高齢農家の農地を差し出せば、10アール当たり年間1万5,000円を交付するものであります。まさに手切れ金と言われていています。これを見ても財界の提言が政府予算にしっかりと反映されています。

今、課長さんもお話をしていただきましたが、日本農業の根幹はやはり家族農業、この地域にもあるように何ぼ広いといいながらも、どれだけ平野が広いところでもやっぱり家族農業を中心に営々と続いてきたことに対して、これを破壊していくと。財界主導の農政に対する、本当に怒りが込み上げてきますが、この点についてはもう一度見解を伺うものであります。

市営住宅のことについては答弁がありました。2問目を質問します。

公募をする（黒土住宅B棟）9戸についても4月から入居できるよう準備をすべきではなかったか。なぜならば、古い住宅からこの新しい住宅に9世帯が移動してるんです。民間でいえば建築後3カ月も遊ばせておく経営者はいない。民間では建築途中からでも完成図を示して入居の募集している。入居希望者から見れば完成以後3カ月間も無駄な時間と浪費をする行政の姿勢に不満は高い。平常からいえば市の収入になる3カ月間の9戸分については、家は建てた日から消耗しているんです。人が入っても入らなくても建てた年数によってその家の対価、評価が決まるんです。こういう9戸もの家を3カ月

間も遊ばせて、そういうやっぱり市に入るべきものが入らないという、こういうことに対するやはりどういような見解を持っておるのか。民間と考えたときに、非常に私たちは庶民の立場に立ってない行政ではないかというように思います。この点の見解を伺います。

もう1点。選考委員会に課せられた任務は、入居希望者に市の条例に定められた入居の資格はあるのか、不正はないのか等を判定するところと理解している。しかし、今回の場合は、残り9戸については選考委員会が入居者を決定している。選に漏れた希望者には1通の文書を送りつけたままである。何で選に漏れたのか理由もわからないままである。選考委員会の厳格なチェックを受けた後、入居資格がある全員を前にして当否の判定をすべきではないか。行政の透明性、公平性から見ても、住民の理解がそういうやり方なら得られるのではないか。特にある特定の人たちは、あんたは入れると、あんたは選に漏れるということになれば、当然人間としての感情が入ってくるのではないかと。この点での見解を伺います。

ペットについて伺いますけれども、地域の住民から役場（市役所）のほうにも苦情が来てると思います。私のほうにも相談があります。その中で入居時、結局A棟が建って、今飼ってるのは飼ってよろしいということで部屋へ入れてるといふ、そういう写真等動かぬ証拠は役場（市役所）は持っているのかどうか。それがために、犬には命、猫にも命があります。やはり後がまを愛好家は抱いて入ってくると、入れてくるということの心配が住民の中にあってます、現実には。こういうところについての対応はどういうふうにするのかということ。

それから、もう1つ、ちょっと前後しましたけれどもA棟が28戸か、28戸建ったときにその優先権はあそこの団地に住んでた人が入居の優先権があったんです。それは行政も私も認める場所だと思いますけれども、そのときに2戸が空き家となったんです。このA棟に入りたくない、いうたらB棟に入りたいのでA棟には入りたくないということで2戸が公募にかかったんです。そのときには選考委員会で選考された人たち全員を集めて抽せんをしてるんです、これ。抽せんによって決定してる。だから、選考委員会で決めてるときもあれば抽せん決めてるときもあるということなので、私の言う、最初の質問のとおり全員に、そういう入居の資格のある人を前にして当否を決めれば、いうたら納得するわけよ。今回のやり方であったら何であの人が選ばれて私が選に漏れるかということで、そういう不審な点が行政にあるというんですがこの見解を伺います。

2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 2回のご質問、農地の改革について、またシンクタンク、企業側の声、そして今回国が制度化した農地集積加速化事業、約3,000億円の部分でございます。それについては、農家の誘導を図るような事業

助成、10アール当たり1万5,000円の部分でございますが、確かに言われるように企業が本来農業という難しい職業に投資をして生産性を上げるというのは、平場をどうしても利用しなければならないと。その部分につきましては、香美市の場合もやはり投資基盤を入れたほ場整備地、広大な耕作放棄地が連担するような地域性をやはり対象にしてると思います。ただ、今回のこの部分が直接高知県のようなこの地方の農業に、地場の企業じゃなくて外から追わえてくるようなケースは少ないんじゃないだろうかという思いをします。まず、地域は、地域農業の調和を阻害するようなおそれがある場合には、今回もこの法改正の中に農業委員会でそれは好ましくない判断する場合の位置づけもされております。まず、地域の合意形成、理解、そういうものが、やはり農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生じるおそれがある場合にはという判断をできるようになっておりますので、香美市としてもそういうことが農業振興とか地域づくりに疲弊っていうか影響をかけるような場合は、そういう視点で判断をしていかないかと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えします。

まず、一般公募の（黒土住宅B棟）9戸につきまして、やっぱりおくれたことにつきまして私ども事務局の不手際といいますか、そういったことによりまして不信感を抱かせたことにつきましてはおわびを申し上げます。ただ、老朽の別の住宅から引っ越してくる方のほうを先に手順を進めた関係でこういう結果を招いたということにつきまして、私どももちょっと認識不足であったということだと思いますのでおわび申し上げます。

次の選考委員会の件でございますが、いろんなうわさで、仮にだれかれに言うたらこういくとかいうようなことも実際のところは聞こえてきました。けど、実際、今は選考委員会の中で、香美市におきましてこの数年につきましては選考委員の中で甲乙を完全に決めて選考していただいております。その経過につきまして黒土の関連とそれから香美市になった部分、時系列的に調べてみましたけれど、最初のうちに抽せんを行っちゅう、確かに行ってます。ということは、条例上選考委員会があります。ただし、機能してなかったという実態があるんです。それでやむを得ず抽せんをやったということ聞いております。ですから、1つの選考の中で、事務局としましてこれは公開の抽せんにして下さいというような意見は事務局としては言えませんので、選考委員の中で甲乙つけがたいとかそういった場合にこれは公開抽せんにしましょうとかいう決定していただければ、それなりの手立てを今後はしていけるんだらうというふうに思います。ただ、今までの中ではその後全部選考委員会の中で入居者を決定しておるということでございます。

次のペットの関係でございますが、確かに以前、住民との建てかえのときのお話し合いの中で、旧の黒土団地で飼ってたペット類はどうなるかというような声が住民の中か

らありまして、その中の協議の中でペット1代限りといったら変なんですけど、そういった部分については認めようという経過がございます。それで、ラ・メゾンにおきましては2軒とか、黒土A棟で5軒、あとC棟、B棟はございませんけどそういった分があります。ご存じの苦情につきましても昨年いろいろ、飼っておる動物以外に外から入ってきた犬とか猫のふん害等々の苦情とかいろいろありまして、管理課としましては回覧で周辺でこのふん尿が発生しますというふうな、こういった文を出すとか、それから飼育の課題につきましましては、基本的には飼うのは迷惑行為に当たりますので注意してくださいとかいうて流す文書、それは昨年になりましては3回ほど出しております。それと、写真といたしますか、ペットの写真は撮っておりません。ただ、こういった誓約書はいただいております。これで一応入居者の自覚と信義に基づいて飼っていただくと。あくまでも共同の住宅でございますので、その辺のところをご理解いただきたいというふうに考えてます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。最後の質問になりますけどよろしくお願ひします。

今日本の農業に求められているのはどういうことかということについてお話をさせていただきます。

政府・与党がこれまでの農政の失敗を反省し、食料自給率を向上させる農政に転換することが最も大事なことであります。農業で生活をし、営農が継続できる価格保証を軸にした政策、担い手の育成、確保、耕作放棄地対策の強化に踏み出すことではないでしょうか。これはまた、食料危機への対処と安全、安心な食料の確保、地球温暖化防止と内需型経済への転換にも大きく貢献する道ではないでしょうか。家族経営農業を否定して利潤第一主義の大企業に農業と農地をゆだねることは、農業の多面的な役割を放棄し、農業の持続性に重大な障害をもたらす、国民にとっても余りにも失うものが大きいのではないかと、私たちは率直に日本の農業を見たとき考えます。

課長さんの答弁でもその方向で答えをしていただいたことと理解しております。見解があればでよろしいですけど、私の3回目の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 片岡議員の3回目のご質問、見解ではなく最後の3度目の質問の考えについては、香美市の農業振興の部門で十分その考えを持って進めております。今明確に課題と問題点、担い手問題、いろいろ取り組みの部分は明確にして、その部分が香美市の特色にあった農業やということで進めております。微力でございますがまたご理解よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思っておりますが、これ

にご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は、6月24日午前9時から開会をします。

お疲れでございました。

（午後 3時51分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 1 年 6 月 2 4 日 水曜日

平成21年第3回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成21年6月17日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月24日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	建設都計課長	中 井 潤
副 市 長	石 川 晴 雄	下水道課長	佐々木 寿 幸
収 入 役	明 石 猛	環境課長	横 谷 勝 正
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
総 務 課 長	法光院 晶 一	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
企 画 課 長	濱 田 賢 二	地籍調査課長	田 島 基 宏
財 政 課 長	後 藤 博 明	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	地 域 振 興 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支 所 長 兼 参 事	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	地 域 振 興 課 長	西 村 博 之
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教育次長兼少年育成センター所長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成21年6月24日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 6番 比与森 光 俊 君
- ② 21番 西 山 武 君
- ③ 1番 山 岡 義 一 君
- ④ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑤ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑥ 8番 小 松 紀 夫 君
- ⑦ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑧ 18番 山 本 芳 男 君
- ⑨ 4番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） おはようございます。6番、比与森光俊です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目に、来春任期満了により実施されます香美市市長選挙について門脇市長のお考えをお伺いいたします。本年3月議会での一般質問の答弁や市長の発言の内容で個人的に気がかりな箇所がございましたことから質問させていただきます。

3町村合併以来3年3カ月、何かと大変な市長としての重責であったことは、私が想像する以上ではないかと推察する次第でございます。合併協議で決められたことを実行する傍ら、香美市のまちづくりに尽力されてこられたことは市民の1人として大いに評価するところでございます。1年生市長として周囲からの強い風当たりにより自己嫌悪に陥ることもあったのではないかと思います。議会議員であれば、1期目だから、1年生議員だからと前置きすることで許されることも大いにありだと思っておりますが、市長といった立場上それもなかなか許されることではありません。昨年3月議会では、市長就任時の新聞記事を引用し一般質問をさせていただきましたが、その答弁の中で、合併協議事項に対する取り組みや多くの限界集落を抱えての政策など今後の課題も示された上で、残された2年間、全庁挙げて将来に向けて揺るぎない香美市の基盤を築くために、微力ではございますが努力してまいりたいとの答弁でございました。厳しい財政面から大変苦勞されていることは十分承知していますが、将来に向けて揺るぎない香美市の基盤構築は、市長の思いからすればまだまだ建設半ばではないでしょうか。合併協定の新庁舎建設といった大きな計画も、一応のめどはついたとしてもまだその途中にあります。新市発足に当たり市長はあいさつの中で、「合併後の新しいまちづくりの基本理念を「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」と定め、中山間地域の維持、保全と環境対策を図り、地域のだれもが住みよいまちづくりを進め、地域全体の連携による産業振興に取り組んでまいります。そして、住民の自発的なまちづくり活動の支援や連携を図り、住民と行政の協働によるまちづくりを推進してまいります。夢と希望あふれる新市、香美市の発展のため全力で頑張りますので、今後ともよろしくお願ひします。」と述べています。市長も述べられたように、住民の自発的なまちづくり活動の支援や連携を図り、住民と行政の協働によるまちづくりの推進、私も全く同感でございます。行政と住民による協働作業なくしてまちづくりはあり得ないと思っております。

先月、厚生労働省から認められました地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）と

地域雇用創造実現事業、この2つの事業の認可に当たり、市長みずから東京出張の際関係機関に出向き認可に向け尽力された（後に「ヒアリングへは行っていないが、他方面で尽力をした。」と訂正あり。）ともお聞きしました。地域雇用創造実現事業は、地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）に取り組むことが大前提となっている事業ですから、推進事業だけが認可されることはあっても実現事業だけが認可されることは決してあり得ません。その意味からしますと、両方の事業が同時に認可されたことの意味は非常に大きいと思っています。この2つの事業は3年間で1つの区切りとなっていますので、門脇市長は、この事業に関しては平成23年度末まで市長でいなくてはならないと個人的な見解を持っているところでございます。今回の2つの事業に市長そして行政がどこまでかかわりを持つのか理解していませんが、市長には市民とともに事業を育てていく責任があるのではないのでしょうか。事業実施のこれからの3年間は、住民と行政の協働のまちづくりの推進を唱える市長としてしっかり事業と向き合ってもらいたいと思います。また、そうでなければ市民に対する裏切り行為であると断言しておきたいと思えます。

県内では、過日四万十市、土佐清水市で市長選挙が実施されました。隣の香南市では、来春の市長選挙に向け現市長と2人の新人候補が立候補の表明をしたように聞いています。あと半年もすれば平成22年度予算にも着手することになると思います。香美市の将来を思い、市民から信頼される行政のあり方を考えるなら、その態度を明確に表明することは今後の指揮にも大きくかかわってくると思います。まさに今その時期が来ているのではないのでしょうか。市長は香美市の将来像をどのように描いているのか、そして来春3月で満了となるわけですが、引き続き香美市のために取り組んでいきたい施策等はないのでしょうか。門脇市長の来春実施の市長選挙に対するお考えをお尋ねいたします。市長にはまことに申しわけございませんが、私なりに市長にかわり100点満点の答弁も考え、描いておりますので、余り食い違いのないような答弁となりますようよろしくお願いいたします。

次に、厚生労働省から認可されました地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）と地域雇用創造実現事業についてお尋ねいたします。

私が初めてパッケージ事業の通告（質問）を二、三年前の3月議会で行ったところ、通告後に当時開かれていた国会で事業の内容が変更、見直されることがわかり取り下げたわけですが、担当課がどこであるか、当時の消極的な対応が今は懐かしく思われます。その後新パッケージ事業になったように記憶しております。市長への質問でも少し触れましたので話が重複する部分もありますがよろしくお願いいたします。

事業の認可に当たっては、市長が東京を訪れた際みずから関係機関に対し要望されたともお聞きしました。（後に「ヒアリングへは行っていないが、他方面で尽力をした。」と訂正あり）市長の行動がなければ認可されたか疑問であるとの話もお聞きしています。今回推進事業と実現事業が同時に認可された意義は大変大きいと思います。実

現事業は、推進事業をすべて終えているか、または現在取り組んでいることが大前提です。人材の育成と事業の推進で同時に国から100%の助成を受け実行できることは、今後事業にかかわるスタッフにとって事業を成長させる目標として非常に励みになるのではないかと考えています。平成21年度からの事業ですから早々にスタートさせる必要があるわけですが、7月から駅前に事務所を開設するとの説明はお聞きしましたが、スタッフの人選など現在の進捗状況と今後のスケジュールをお尋ねします。

また、今月、6月6日には、高知県産業振興計画の実行に向けた尾崎知事の住民説明会が開催されました。計画策定に当たり昨年は住民座談会が実施され、私も商工の部門で参加させていただきました。そして、本年4月10日に開催されました物部川流域アクションプラン香美市策定報告会で説明をお聞きしたところですが、説明を聞く中でいま一つ理解できていない部分がありますのでお伺いいたします。高知県産業振興計画に香美市はどのようにかかわっていくのかという点でございます。どのような形でどの程度までかかわるのか、できれば具体的に答弁をお願いします。県の説明では、すべて県が進めていくようにもとれますのでよろしくをお願いします。

例えば、物部川流域アクションプラン項目9の物部のユズを総合的に売り出す取り組みや、項目10の香美市ブランドの確立・特産品づくり、項目18の地場産業（土佐打刃物、フラフ）の振興は香美市単独の取り組みで、具体的な取り組みにおける仕分けでは、3項目とも平成21年度において具体的な取り組み内容の検討を継続するとの仕分けCとなっています。県がCからB、BからAへの推進役となってくれるのでしょうか。さきに述べました地域雇用創造推進事業と地域雇用創造実現事業の推進とも深くかかわってくると思いますが、この場合は県の援助を受けながら連携していく事業となるのでしょうか。例えば、項目10の香美市ブランドの確立・特産品づくりではシカ肉の活用に向けた取り組みも含まれていますが、県の説明時に国の事業を活用していきたいとの話があったと思います。地域雇用創造推進事業では、人材育成メニューの中でシカの活用講座も取り上げていますが、県の取り組みを、言葉は悪いかもしれませんが利用することは可能なのでしょうか、よろしくお伺いいたします。

次に、親族里親制度についてお尋ねいたします。

この制度は、両親が死亡または行方不明などで児童の養育ができないとき児童の3親等以内の人がかわって養育する場合の制度で、このような場合児童扶養手当の受給も考えられますが、養育する人が児童の祖父母など高齢者で老齢年金など公的年金を受けている場合、児童扶養手当は対象外で受給できない問題がありました。そのことを解決するため親族里親制度が創設されています。申請には児童相談所の所長の許可が必要で、申請の窓口が児童相談所であることから市町村ではほとんど広報活動をしていません。また、制度に対する認識も薄く、多くの市町村窓口では案内さえしてこなかった現状にあるようです。そしたら県が広報活動をしているかといえば、多くの県でしていないのが現実のようであり、高知県はどうか県にお聞きしましたところ、広報活動はして

いませんし、当然のごとく該当する受給者はゼロ、そして受給対象者は未定という実態でございました。県内で年金暮らしの高齢者の方が孫の養育をしているケースが全くなければよいわけですが、1件でもあれば早急な対応が求められることは当然ではないかと思えます。

そこで香美市の現状をお尋ねするわけですが、（親族里親制度は）創設されて6年が経過しています。親族里親制度について、これまでに広報活動など十分な対応が行われてきたのでしょうか。受給者は、県内がゼロですから香美市も当然ゼロになるわけですが、対象者の調査、洗い出しを一度すべきではないかと思えます。香美市内に該当する対象者が全くなければそれにこしたことはないわけですが、市内にはそうした児童・生徒を受け入れる施設もあります。経済的に祖父母の手を離れた児童・生徒はいないのか、民生・児童委員さんなどの協力もいただきながら調査する必要があると思えます。今後の対応をお尋ねいたしまして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。比与森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

香美市の将来像、そして今後取り組む施策への思いも含め来春の市長選挙に対する態度と考えを問うというご質問でございました。

ご承知のとおり平成18年3月に合併をいたしました。そして、新市まちづくり計画の中で、平成19年3月には進化する自然共生文化都市、香美市の基本構想を、振興計画をつくりました。そして、その中で基本理念としまして、先ほど比与森議員も言われましたように「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」、このことを市政展望の基軸としまして第1次香美市振興計画をつくり上げたわけでございます。

香美市におきましては、大変厳しい行財政環境やその現状、また課題を踏まえまして、市政発展のため、また短期的、長期的な視点に立ってこのこと、この中でなすべきことを明確にいたしております。この計画は10カ年といたしておりますが、しかしながら平成19年から平成23年の間の5カ年間の基本計画は、そこでまた見直し等も行われながら、そして毎年ローリング等も重ねて今の香美市に合ったまちづくりを進めていくことが今後も大事ではないかというふうに思います。特に香美市としての課題としましては、人口減少あるいは少子高齢化への対応、また都市としての求心力づくり、暮らしやすさの確立、未来を築く人づくり、市域のマネジメント、地域経済の確立、こうしたことが課題としてあるわけでございます。また、このことをこの振興計画の中でうたっておるわけでございます。着実にこの振興計画に沿って進めていくとともに、先ほど言いましたように現実的に課題となっておる問題を一つ一つクリアしながら香美市としてのまちづくりを進めていくということが将来へ向けてのまちづくりになっていくのではないかと、そのように思っております。

さて、来春の市長選に対する態度と考えを聞くというご質問に対しましては、私とし

ましては残された私の任期は9カ月余りでございます。今は残りの任期を、期間を最後まで誠実に努力し、その責任を果たすことが私の最大の任務と考えております。これまでのとおり職員と一丸となって全力でその職務に取り組んでまいります。そして、その後市民の皆様方のご理解とご支持が得られ、許されるとするならば、いま一度市長としての責任を果たすための、その覚悟を持って市長選に立候補させていただく決意をいたしました。大変厳しい困難な時代を迎えており、私自身力不足は認識をいたしておりますが、今後も職員の協力と議員各位のご指導をよろしくお願いをいたす次第でございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森光俊議員の地域再生計画についてお答えいたします。

まず、議員のおっしゃられた中で訂正をさせていただきたいと思っております。市長が厚生労働省へヒアリングに行ってお済みという点でございますけれども、ヒアリングには行っておりませんので訂正をさせていただきます。しかし、別の面でご尽力を大変いただいております。

それでは、ご質問の1点目でございますけれども、地域雇用創造推進事業の進捗状況と今後のスケジュールについてでございます。

推進事業、実現事業ともに5月8日付で採択を受けまして、現在内閣府の地域再生計画の決裁待ちをしているところです。この事業は、香美市地域雇用創造協議会の直轄事業ですので、5月に協議会を開催いたしまして事業内容の承諾を得ました。各事業ともに7月1日からの実施となっておりますので、現在4月採用のリーダー4名の決定と事務所の整備等、事務局の体制づくりを行っております。会長は市長で統括は商工観光課が行います。9月には実現事業の推進委員をさらに4名採用いたしまして、平成24年3月31日までの3年間事業を実施いたします。推進事業は、雇用を推進するための人材育成メニューや雇用拡大セミナーの実施、就職促進のための相談などを行いまして、3年間で香美市民103名の雇用を目指しております。さらに、実現事業におきましては、都市圏への観光、商品ピーアール販売、マーケティング、旅行担当者のモニターツアー、香美市特産品の掘り起こしやホームページでの商品販売に至るまでの事業化と、農作業の受託データ集めやシステムづくり、農閑期の試験野菜づくりなどを行いまして農業の後継者育成につながる事業の実施をしてまいります。この事業名を「柚子香る里から世界へ！香美市パワーアッププロジェクト」と題しております。

次に、高知県振興計画、物部川流域アクションプランに香美市がどのような形でどの程度かかわるかについてでございます。

このアクションプランは、各種団体や農、商、工、観光等に携わる住民の座談会を経まして内容が決定されたものです。と同時に、平成20年度に高知労働局と当課で連携

しまして、雇用戦略チームの協議の中で検討された事業内容と同じものが含まれております。アクションプランの項目9の物部のユズを総合的に売り出す取り組み、項目10の香美市ブランドの確立・特産づくり、項目18の地場産業（土佐打刃物、フラフ）の振興については、これから始動する地域雇用創造実現事業の中に組み込まれておりますので、この事業を進める過程の中では国・県の補助金や助成金が必要になる場合が出てくると想定されております。この事業を推進する際に県の各機関とも相談しながら進めなければならない点もたくさん出てくると思いますので、県の助言ですとか協力を得ながら進めていくということになります。これらの事業はほとんど香美市の実現事業で実施するということになりまして、逆に県がかかわることになってくるとおられます。県が事業を実施するというのではなく住民力や各地域で実施して、それに対して県がどういうふうなかかわり方をするかというのがこの県の産業振興計画であると私は理解しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。比与森光議員の親族里親制度につきましてお答えします。

まず、1点目の、制度に対する対応は十分であったかということです。

比与森議員もご指摘のとおり両親や実際その子どもさんを養育している者が死亡とか行方不明などの状態になった場合に3親等以内の親族の方が里親として養育するものですので、両親がともに死亡となるようなケースは少なく、確かに香美市でも親族里親の相談件数というのは過去にもないようです。それで、事例として取り扱ったことがないというのが現状です。それからまた、県内でもゼロということでした。中央児相にちょっと聞いたところでは、平成18年から平成19年かけて1件あったようなこともちょっと聞きましたけど、とにかく事例は少ないということです。

それから、広報活動ですけど、10月が里親月間ですので例年10月に里親に関する広報は掲載しておりますが、特に親族里親制度とかっていうことについての広報は行ってはおりません。

それから、この調査をする考えはないかということです。

特に調査するとかまでは考えておりませんが、里親制度について広報などに掲載しております。それにあわせて親族里親制度ということも盛り込みましてこういったピーアールをしていきたいと思っております。また、児童相談所と連携を図りながらピーアールの体制とか充実の強化に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問というか確認をさせていただきます。

市長におきましては、今後とも香美市発展のためによりしくお願いしたいと思います。

振興計画と香美市の取り組む推進事業、実現事業との関係ですが、一度確認という意味で、そしたら推進事業、実現事業を香美市が積極的に取り組むことによって、内容が一致しているアクションプランについては県の協力を十分得ながら香美市が取り組んでいけるといふとらえ方でいいのか、これ1点確認だけ、答弁をお願いします。

それと、親族里親制度の件ですが、これ他の県で市町村が全く親族里親制度という制度を理解してないことから、祖父母が児童の養育をする際児童手当が、先ほど言いましたように受給できない、そのまま置き去りになった事例があることから今回質問をさせていただいたわけで、これまでそういう認識があれば対応をすぐできると思いますけど、認識がないままに今まで来ていたから対象者がいないという高知県の現実もあるわけですので、その辺はピーアールをされるということですけど、そういう養育に困っている祖父母が出て児童・生徒の養育がなかなか思うようにいかんというような事例が起きないような対応をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えいたします。

県の産業振興計画を基本といたしまして、十分理解をしながら、そして香美市の実現事業に組み込ませてともに一生懸命取り組んでいく努力をしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えします。

確かに、特に調査とかまでは考えておりませんが、地域の実情に詳しい民生・児童委員さんとかにこういった制度があるということもお知らせして、そういった対象の人がいるんでしたら福祉事務所のほうへ相談していただけたらというようなピーアールもしていきたいと思います。また、今後こういったお子さんが出てきた場合とかも、保育所とか学校とかへ通ってるとお思いますので、両親が死亡するとかそういった事態になれば当然把握できると思いますので、こういった関係機関と連絡、連携を図りながら、こういった制度があるということで相談などを通じまして中央児童相談所のほうへつなげていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問は終わりました。

次に、21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） おはようございます。21番、西山 武でございます。通告に従いまして一般質問いたしますが、その前に、通告書の訂正をお願いしたいと思います。「市内業者で施工できる公共工事は市内業者に発注を！」という項目の上から6行目ですけれども、「業者が沢山あり」の次へ「制限付競争入札」の前に、「今の制限付競争入札」というふうに、「今の」を挿入していただきたいと思っています。

それでは、質問に入りたいと思いますが、その前に、先ほどの比与森議員の質問に対して市長が来期も汗をかくという決意の発表がありまして、ますます責任が重くなると思いますけれども、市民の目線に立った行政を進めてくださることを期待して一般質問を行います。

それでは、まず、市内業者で施工できる公共工事は市内業者に発注をという件で質問をいたします。

昨年6月議会の一般質問で同趣旨の質問と最低価格の見直しを求める質問をいたしまして、賛同を得た答弁をいただきました。そして、その後の入札ではそのように市内に本店のある事業者を指名する指名競争入札が行われてきたようであり、また、本年度よりは最低制限価格の見直しも行われ、市当局も地元の業者、いわゆる市内に本店を置く事業者の育成の大切さに気づいたと安心しておりました。しかし、建設業者24社の有志一同から出された請願書を見て、私なりに少し調査をしてみまして大変びっくりしました。といいますのは、昨年までは指名競争入札で、6月に指摘した後は香美市内に本店のある事業者が指名されていました。また、本年度からは入札方法が変わりまして制限つき競争入札となっており、それによりますと、香美市内に本店がなくても営業所、事業所の届け出さえあれば入札に参加できる取り扱いになっていたことでした。これは前年度までの取り扱いと全く変わっていて、香美市内に本店を置く事業者を全く無視した取り扱いであります。なぜこのようなことになったのか理解することができません。香美市に本店のない届け出事業所を見ても、ほとんどが名目上の事業所であると思われまます。真に香美市で営業する事業所に制限するべきでないでしょうか。

(平成20年)6月8日、高知市発注の污水管渠築造工事の入札状況を見ますと、入札資格にははっきりと高知市内に主たる営業所、すなわち本社を有する者、また6月15日、南国市発注の排水対策事業でも、入札参加資格は南国市に本店を有する者となっております。また、聞いたところでは、隣の香南市は昨年度まで香美市と同じ指名競争入札ですが、香南市に本店がある事業者を指名しているということです。このように近隣の3市では本来の地元事業者、地元本店を有する事業者を優遇する措置をとっております。また、添付してあります資料にありますとおり、6月5日発行の建通新聞によりますと、国交省においても直轄事業で名ばかりの支店、営業所を排除し地域に密着した事業者配慮の方針であると報じられております。このように近隣の市だけでなく国までもが地域の事業者に対し配慮をしております。香美市ではどうでしょうか。周りの3市からは香美市に本店を置く事業者は入札から排除され、しかも香美市の工事については届け出さえ出ればフリーパスで市外業者が入札に参加できる状況です。このように不合理なことはありません。香美市民の税金を使った公共事業です。昨年の質問に対する答弁でも香美市内に主たる営業所を置く事業者の重要性が認められたものと考えておりますが、そこで、今後発注する土木工事については香美市内に本店を置く事業者を制限すべきだと考えますがどのようにお考えでしょうか、見解をお伺いいたします。

また、お渡ししてある資料を見ていただきたいと思います。香美市発注の6月11日付の入札結果があります。まず、下水道工事では16社が入札し、うち半数の8社が名ばかりの市外業者と思われま。す。たまたま市内業者が落札しておりますが、最低価格を下回り失格になった業者もいます。このことから制限方法の見直しの重要性がわかると思います。

次に、もう1件の入札結果記録を見てください。これは予定価格152万円の市道の維持工事に対しまして16社が入札し、そのうち4社が市外業者であります。また、落札者は香南市に本社があると思われま。す。が、6月1日に法人設立届が出されたばかりで、その10日後に入札に参加し落札したものです。香美市民としてとても納得できるものではありません。また、予定価格が152万円くらいの工事に市外業者を入れる考えが理解できません。この落札した会社の営業実態はどのようなものか、おわかりいただければお伺いいたします。

また、予定価格が152万円という少額の工事を市外に本店を持つ業者が落札して何とも感じない市当局の見識を疑います。どのようにこの点に関して感じているかお尋ねいたします。

また、入札業者を見ればAランク業者が3社も入札しています。小規模事業者を保護、育成するためにも少額の工事に対しては入札基準を見直し、せめて予定工事を公表しています、多分250万円以上の工事がありますよと公表してると思うんですけども、それくらい以上の額にAランクの入札（参加）条件を規制する考えはないかお伺いいたします。

また、水道事業者からの請願も建設事業者と同じ趣旨だと思います。水道事業者に対しましては、失礼かもしれませんが香美市内に本店を置く事業者は小規模業者が多いと思います。しかし、水道に故障や事故が発生したとき一番頼りになるのは香美市内に本店を置く事業者であります。市民の命の水の安定給水を図るためにも、土木業者に対しても同様、市内に本店を置く事業者に対して配慮し、市民が安心して生活できるように入札制度を考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

また、Aランク業者は全工事に入札できますが、香南市においては金額を制限しておると聞いております。このランクの見直しも、土木工事と同様に何らかの見直しが必要なのではないでしょうか。お考えをお伺いいたします。

次に、土佐打ち刃物の伝統を後世に残せるようにという点について質問をいたします。

土佐打ち刃物は、高知県を代表する伝統ある地場産業の1つであり、香美市を中心として南国市等で多く生産されています。そして、その販売先はほとんどが市外であり、尾崎知事も提唱する地産外商の代表的な製品であります。香美市や高知県の経済に少なからず貢献しておるものと自負しております。しかし、主要な販売先である農林業の環境の変化、すなわち農業の機械化の進展や外国産材の輸入自由化による林業の構造的不況により厳しい状況が続いております。このような中業界も危機感を持ち、旧土佐山田

町時代、県の協力のもと国の伝統的工芸品産地指定を受け、伝統技術の収録や後継者育成に努めてきました。この間、香美市及び南国市の協力のもと後継者育成の条例をつくっていただき、後継者育成につきましても努力してまいりました。何人かの希望者もありましたが、この条例のもと修行に励み、取り組みを行いました。しかし、なかなかうまくいきませんでした。現在は、伝統的製法の技術の習得に関しては親子間でも利用できるように条例の運用をしていただき活用させていただいております。せっかく希望者があられ、この制度を利用してうまくできなかったのは、希望者を受け入れる施設、設備がなく、受け入れを個々のかじ屋さん、事業者頼むことしかできなかったのが大きな理由だと思います。受け入れ事業者は、1年間の補助はありますけれども、鍛造業というものは自分が体を動かして品物をつくり生計を立てております。その補助のもとに事業を進めていきましたが、なかなか次へ進むのは難しい面もあったと思います。そのような理由が大きな理由でなかったかと思いますが、それに伴いまして次のようなことを考えました。

また、全国には大きな刃物産地が7カ所ありまして、それぞれの産地に組合があります。その7つの組合が利器工匠具連絡協議会という組織をつくり、産地間競争はしながら情報交換やよりよい刃物生産のために協力しております。2年前には、香美市及び南国市の協力をいただきまして南国市で全国大会を開催しました。本年は新潟県三条市で開催され、14年ぶりに訪問してきました。14年前に訪問したときには練習場や体験施設が欲しいと語り合った（新潟県）三条市でございますが、行ってみますと、平成17年に三条市が各種補助金を利用して市の施設として三条鍛冶道場という施設を建設していました。それは資料を添付しておりますので見ていただければわかると思いますが、そこでは刃物での体験や本格的に使用できる設備や道具も完備されていて大変人気が出ているということでした。それを聞き大変うらやましく感じた次第でございます。香美市でも生産者の高齢化も進んでおります。この伝統産業を後世に残すためにも、今こそこのような施設を建設すべきであると思っておりますし、業界としましても強く要望いたしますがいかがでしょうか。この施設ができますと、つくる場所によりましては観光との連携も考えられるのではないかと思います。そうなりますと香美市の発展にもつながると考えますので何かいい案をお考え願いたいと思っておりますし、また、先ほどありましたように県のアクションプランとの連携も考えて、このようなことができないかお伺いして1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 改めて、おはようございます。私のほうから、西山議員の市内業者で施工できる公共工事は市内業者に発注をという中で、にお答えをいたします。

質問の中で、昨年6月議会でも同種の質問をと、その中では最低価格の見直しの質問でございました。また、その中で本年度より入札方法が変わり今おかしな点が出ていると、業者においても危機感を持ち2件の請願が出ている。市内に営業所があるといっ

も名だけの業者がたくさんあり、制限つき入札では排除できず、今の入札制度ではということですね、また、水道も含めてですが入札のランクづけの見直しについてということでございました。それについてお答えを申し上げます。

質問の工事発注につきましては、昨年6月の質問でもお答えをいたしましたとおり、年度の当初に市長がその年度の発注方針について契約等審議会に諮問し、その答申を経て発注方針を決定しております。契約等審議会では、昨年度の入札状況をもとに本年度の発注方針を検討いたしました。昨年度は14件もの不落を生じ、再入札、再々入札といった状況もあり、この対処方法として本年度は、契約の希望のある事業者に参加をいただく一般競争入札方式を試みとして採用することに決定をいたしました。この場合入札参加資格を市内に本店または支店、営業所のある事業者と制限つきとして発注しております。審議の中でも支店、営業所につきましては特に協議、検討をされました。結果、旧3町村の時代から、合併前から引き継がれて本市に貢献されているという一定の市民権が認められております。一般競争入札方式の告示後、本市に営業を置く事業者も質問のとおりあらわれ入札の参入業者の増加につながっております。先ほど質問の中で、昨年までは香美市に本店のある事業者のみで入札しておったということですが、質問の中で、それは昨年も、合併後同じように支店、営業所で入札に参加しておりました。

ご指摘のとおり、このたびの請願にもありますとおり今日の業界の、また地域の経済状況はいよいよ厳しさを増しております。このことは重々承知しております。このような中で、せんだって総務省からも地域活性化・経済危機対策臨時交付金に係る地域の中小企業の受注機会への配慮について通知があったところでございます。これは地域の中小企業への発注の機会を増加しなさい、配慮しなさいということでございます。このようなことも踏まえ、すべてが質問のように名前だけの支店、営業所だけでは考えておりませんが、地域事業者への優先発注を考える視点から、建設業法に基づいた支店、営業所といったことも踏まえ契約等審議会でも検討してまいりたいと考えております。特に、殊にこのたびの請願、また議会のご意見、特に議員さんのご意見も参考にしながら、改善するところについては改善して今後もより地域の活性化につなげていかねばならないと考えています。水道工事についても同様に考えております。

また、ランクづけの見直しは今のところ考えておりませんが、これも審議会において協議してまいりたいというように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

また、殊に水道課関係の水道工事につきましては、24時間体制で今現在、各水道施設を管理していただいておりますが、それも市内業者ではなく市外の業者に今委託して昼夜で管理をしていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西山議員の土佐打ち刃物の伝統を後世に残せるようにという

ことで、新潟県三条市の施設の例を挙げられました。その中での技術の伝統や、またその習得、見学できる施設の建設をというふうなご質問であったわけです。西山議員には、いつも土佐打ち刃物の発展に対しましてのご努力に心から感謝と敬意を表する次第でございます。

土佐打ち刃物は、高知県を代表する地場産業の1つであります。また、今県が進めております産業振興計画の地産外商の代表的なものであるというふうに認識をいたしております。特に本市は鍛造業発祥の地として多くのかじ屋さんが業をなしており、本市にとっても誇るべき産業としての位置をなしております。その技術、伝統を将来につないでいくことは大変大事なことでございます。技術を習得したり、また伝統のわざを見学できる施設の必要性は強く感じておりますが、新たな施設を建設をするということは、将来の運営なども含めましてクリアしなければならない課題も多いと考えますので慎重な検討が必要ではないかというふうに考えております。

また、先ほど観光部門との連携もというふうにお話ございました。そうしたことも含めましてなお検討の必要があろうというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、市内業者で施工できる工事についてでございますが、先ほど合併前からのそれぞれの旧町村に貢献があった業者という話もありましたが、香美市内業者も大変貢献をしてくれているはずでございますし、また現在、私が先ほど指摘しましたとおり高知市、南国市、香南市で、香美市内に本店を置く土木事業者は制限つき競争入札の制限事項によって入札に参加できないというような状況になっておると理解しております。それを知った上で香美市の土木工事に本店のみならず営業所等を設置登記をした事業者を入れて平気でおるという考えがどうしても理解できません。

また、契約等審議会ということですが、審議会の会長は副市長ではないかと思っておりますけども、市内業者、香美市ということをお考えすると、いかにして香美市内に営業拠点を持つ業者に配慮するかということが市当局としても一番重要なことではないでしょうか。先ほど言いましたように国交省でさえ地域の事業者を大事にしようとしております。そして、くどいようですが香美市を取り巻く3市では香美市内業者は入れてもらっていないですよ。それに、支店、営業所が、香美市内に届け出があったらいうて入れて平気でおるという香美市役所当局の考えが到底理解できませんが、これが市民に視線を置いた行政運営でしょうか。その点で改めてこの請願、当然委員会に付託されておりますので委員会で結論が出るとは思いますけども、その点についての見解をお伺いしますとともに、先ほど私が言いました152万円の予定価格、市外に本店を置く、6月1日に（法人設立の）届け出をしたばかりの事業所、この事業所が香美市に今まで、旧土佐山田町時代に貢献してきたでしょうか。当然（今まで）入札には参加していないですよ。そういう

事業者が落札して平気でおるといのは理解できないんです。先ほどもこの入札、129万1,500円で落札された、この工事が市外業者に落札されたことに対してどのような考えを持ってるか、先ほど聞きましたが答弁ありませんでした。改めて聞きます。これぐらいの金額の工事が香美市内業者でできんわけないんですよ。そういう制限していいんですよ。ほかの事業でも全部そうなんです。ほかの周りの近隣の市が香美市内業者もどうぞという状況で入札参加できればお互いそうしてやればいいんですけども、そういう現実でない以上、香美市内業者は成り立っていかないんじゃないでしょうか。いざ災害等緊急の場合になってきますと、だんだん減少している、香美市内に本店を置く事業者が少なくなると、困るのは香美市民であります。その点につきまして改めて答弁をお願いいたします。

打ち刃物の後継者の件ですけれども、先ほども言いまして、重要性は市長も理解していただきました。しかし、業界も高齢化が進み、いよいよ今がラストチャンスじゃなからうかというふうに思っております。県の産業振興計画、アクションプランにも打ち刃物を取り上げるということで提案もされております。そういういろんな事業補助制度を利用して施設をつくれば、後の維持管理の大変さも想像できます。（新潟県）三条市にありますし、また（大阪府）堺市にも同様の施設があります。いろんな施設を調査、研究し、今後どのようにしてできるかをぜひ研究して、このすばらしい技術が後世に残せるように努力していただきたいと思いますが、改めてもう一度そのお考えをお伺いいたします。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから市内業者に発注についてを再度お答え申し上げます。

質問のとおりよい制度とは全く考えておりません。いろいろと弊害も見えてきておりますので、そんなようなことから今後、先ほども答弁させていただきましたように改善するところは改善して、今後も地域の活性化につながるような方法で進めていきたい。なお、営業所を置いて10日ぐらいでとった（落札した）というような、そういうような弊害も出てくる状況になっておりますので、そこらあたりを見直していかなくちゃならないというようには考えておりますが、何しろ今のいわゆる一般競争入札の告示後ということになりますので、それを踏まえて検討してまいりたい、契約等審議会のほうでも諮っていききたいというように考えております。

なお、ここで私が、（契約等審議会の）会長といいましても私即そういうふうにしませすという返事にはなりません、質問のように自分も考えておりますのでそこらあたりを了解していただきたいというように思います。

以上です。

（21番、西山 武君、自席から「いやいや、130万円の金額で市外業者が受注して

どう思っちゅうか、はっきり答えて。」と発言する。)

○副市長（石川晴雄君） いや、そういうことです。今言ったとおりです。

（21番、西山 武君、自席から「そらいかん、そらいかん。」と発言する。）

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西山議員の2回目のご質問でございますが、1回目ですべて私の思いを述べておりますので、これにつけ加えてどうこうと言えるものでもございません。今日までも鍛造業界に対しましてはさまざまな事業、あるいはまた補助制度、そうしたものもさせていただいております。今後もこの鍛造業の育成につきましては、先ほど言いましたように重要な産業の位置づけとして思っておりますので、そうした意味からもこの施設の建設につきましては、なお建設についての考え方をまとめる、またといたしましょうか、この施設のいわゆる建設をするに当たっての慎重なやっぱり検討が必要であるというふうに認識をしまして、先ほど1回目のご質問でお答えをいたしておりますので、すべてそのとおりでございますのでよろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。3回目の質問をします。

まず、刃物につきましては、市長の答弁のようにできるだけ前向きな検討をお願いしておきます。

土木工事につきましてはですけども、先ほどの言ってるように、今の現状でいいと思っていないというふうな、答弁ではそういうふうな感じに受け取ったんですけども、すぐやるという返事ありません。審議会が会長が開催すれば開催できると思うんですよ。それで、告示してある事業があればそれを今から変えるわけにいかないんですけども、これから入札にかける、告示する事業については、即変えようと思えば制限かけることできるんですよ、制限つきですからそのように制限もできるわけです。そういう点も踏まえて、審議会で決めなきゃいけないりゃきょうでも、すぐあすでも開いて、香美市内に営業本拠を置く事業者が安心して事業ができ、万一のときには香美市民の生命、財産を守ってもらえる事業者に残ってもらえるようにしていくのが行政当局の務めじゃないでしょうか。'98豪雨を思い出してもらえばわかるんですよ。災害に遭ったときには、市内業者は損得抜いて応急復旧に協力してくれました。その事業者が減ってるんですよ。ああいうことがまた起こっては困りますけども、やはり市内に健全な土木業者が残ってもらわなりません。そういう観点から周りの3市では市内業者を優遇してると思うんですよ。香美市も同じ考えに立たなきゃおかしいじゃないですか。その点に対して市長の考えをお伺いしまして3回目の質問といたします。あとは委員会で審議をすることになると思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西山議員の3回目のご質問にお答えをします。

契約等審議会につきましては、私のほうが諮問をさせていただきまして、その答申をいただき、そして私のほうで決定をさせていただいております。先ほどのご質問の趣旨、また同時に今回出されております請願等の意味を含めまして、この契約等審議会に諮問をさせていただくということできたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 西山 武君の質問が終わりました。

次に、1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

通告の「門脇市長の政治姿勢」ので上から2行目「100年に一度という経済不況」となっておりますが「経済危機」というふうに訂正を願います。

それでは、質問を行います。

香美市、門脇市政が誕生しまして3年余りになりますが、この間、香美市のまちづくり計画に基づき多くの事業に取り組んできたところでございますが、また、100年に一度という経済危機の中、重要課題の克服に向けて全力を傾注しての取り組みは、その政治姿勢を評価されるものであります。特に市街地を中心とした施策としては、新庁舎の建設は平成23年の完成を目指しての（市長の）責任であります。また、子育て対策についてのなかよし保育園の本年4月の開園、またB保育園の建設として取り組んでおりますが、門脇市政の子育て支援策については、市民の合意のもとに進行しております。過去に保育所統廃合施策につきまして、過去の旧土佐山田町政の中で挫折をした経過があります。これは、門脇市長が市民からの、いかに信頼度の高さであるかということでございますが、門脇市政のもとまだまだ多くの施策に取り組む必要があると思われませんが、ここで就任3年間の感想とその成果についてお尋ねをします。

次期市長選への立候補につきましては比与森議員への答弁で表明がありましたので、市民からの信頼度の大変高い市長として市民も安心することだろうと思えます。今後の活躍を期待するものであります。

次に、新型インフルエンザの問題でございますが、日本で半年以内に大規模な感染拡大が起きると押谷東北大学教授が警告しております。その対策につきましてお尋ねをするものでございます。

3番目に、人権教育の問題でございますが、5月22日、門脇市長を会長とする香美市人権教育推進協議会総会がふれあい交流センターで開催されました。62名の役員のうち事務局員も含め16名の出席であったように思われますが、まことに出席者が少なく寂しい思いをしたものでございますが、このことに対しましての见解をお尋ねし、次回の会議への、どのように考えておられるのか、対策につきましてお尋ねをします。

4番目に、雇用創出の問題でございますが、県は県緊急雇用創出臨時特例基金事業に35億3,000万円を上乗せをし、2011年までの雇用創出目標を6,500人にす

る方針を明らかにしました。これは離職した非正規労働者や中高年齢者の雇用を創出するものでありますが、介護や福祉、教育などの分野で重点的な人材確保を図る目的であります。県は既に市町村との調整を始めているようではありますが、実際にこの分野での雇用創出が可能になるのか、その計画についてのお考えをお尋ねをします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山岡議員のご質問にお答えをいたします。

市長の政治姿勢と次期市長選挙への立候補についてということでございます。

このご質問の中で、就任3年間の感想と成果について聞くということでございますが、私は3年、市長をお預かりをして3年になるわけでございますが、端的に言って普通長かったようで短かったと言いますが、私にとりましては短かったようで長かった3年でございます。しかしながら、そうした中でも議員の皆様方のご協力、また市民のご理解、そして職員の努力、そうしたものの中で、まず合併協議事項で示された協定項目を一つ一つ着実にやっていく、行っていくということを経済最大の責務として取り組んできました。また、同時に旧3町村間の旧町村意識をやはり一掃しながら、香美市として一つになっていける、そういう情勢を図っていくこと、これもまた1つ大きな使命であったというふうに思っております。

反省することばかりでございまして、何ひとつ成果として取り上げるものもございません。先ほど言いましたように、でき上がりつつあるものはそれぞれの方々の努力の結晶のおかげだというふうに思っております。そういう意味で今後のことにつきましても、先ほど述べましたように皆さん方のお力をおかりしながら進めていかなければならない。当初市長に就任をしたときに述べましたが、総合力でこの厳しい時代を乗り越えていきたいというふうに述べました。私も、今も総合力でやはりこの時代を切り抜けていきたいというふうに思っておりますのでご指導をお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山岡議員の新型インフルエンザについてのご質問にお答えいたします。

新型インフルエンザは5月16日に国内第1号が発生しまして、その後一時期の急激な増加から、夏場を迎え現在は勢いが衰えているものの感染は相変わらず続いております。議員が言われるように冬が近づいて気温が下がり湿度も下がってきますと再びウイルスの活動が活発になってき、また毒性を強めてくる可能性があります。香美市の今後の対応といたしまして、国や県の方針、行動計画、それらに従って5月16日から設置しております香美市新型インフルエンザ対策本部を必要時に開催して協議し、状況に応じた対応をとってまいりたいと思います。それから、今回の新型インフルエンザに関し、暫定的に策定しました香美市新型インフルエンザ行動計画に基づいた対応をとってまい

りたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 山岡議員さんの人権教育についての質問にお答えいたします。

先日、5月22日に開催されました人権教育推進協議会につきましては、おっしゃられますように市長が会長となっておりまして、香美市におけます人権に関する課題への取り組みを推進します中心的な協議会となっております。全市的な見地から行政を初めとしまして小・中学校、また公共機関等の代表者、そして企業や各種団体の代表者など62名から組織されているところです。当日の会合につきましては、4月9日にふれあい交流センターとも打ち合わせを行いまして、日程調整をいたしまして設定をしておりましたが、事前に欠席の連絡の方も8名ほどありました。例年半数ほどの出席もいただいておりますのでそのまま開催をしたところですが、結局言われますように、ちょっと計算違いますが事務局を除きますとうちの集計では18名という出席でございましたが、少数という出席になっております。これまでも十分な参加ではありませんが、平成19年度は28名、平成20年度は29名という参加をいただいておりますが、これと比べましても少ない状況、大変少な過ぎる状況となっております。

今後におきましては、4月、5月につきましては会合等も重なる場合もあろうかと思いますが、このような会合にも気をつけまして、また行事等にも気をつけながら、日ごろからの人権問題に対する意識のほうが大切であると思っておりますので、またその向上も図れるように日ごろの啓発活動に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山岡議員の雇用創出についてお答えいたします。

緊急雇用創出臨時特例基金事業に係る追加配分と事業計画書の提出依頼が、6月5日付で県より通知がありまして各課に追加募集を行っているところです。香美市には、当初の配分枠の2,590万円に加算をいたしまして6,270万円の追加案が示されております。また、ふるさと再生特別交付金事業も追加募集として募集がかかってくる予定となっております。特に介護、福祉分野、治安、教育、文化分野におきましては、重点分野として事業例が示されております。平成21年度分の事業計画の県への提出日が今月末となっておりますので、各課からの要望待ちの状態でございます。現在も失業者数が増加しておりますので、3年間事業ではございますけれどもなるべく平成21年度に前倒しをして依頼をされております。

参考事例では、地域包括支援センター等に配置されている専門職が相談、支援事業に集中できる環境をつくるために、利用者に関する情報整理ですとか連絡、調整等の事業を行う臨時事務職員を雇用するとか、あるいは学校でのICT、情報通信技術ですが、

(ICT)活用を利用するため授業や研修等におきまして教員のICT活用をサポートする支援員を外部人材を活用して配置するなど例が挙げられております。まだ提出はされておられませんけれども、福祉分野での公園での草刈り等の整備事業が検討されていると聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 2回目の質問をいたします。

門脇市長におきましては、6月17日の第1回目の質問で申しましたが非常に市民が信頼をしております。それに基づきまして今後ますますの活躍の期待をするわけでございますが、どうか次期市長選挙を積極的に頑張ってもらいたいというふうに思います。

以上です。

次に、新型インフルエンザの対策の問題でございますが、新型インフルエンザは、対策としては自分で、市民みずから身を守ることが大事であります。本市が発行しました新型インフルエンザから身を守ろうのパンフレットの発行は、大変絶好の機会に発行されよかったというふうに思います。この秋に向けての一層の啓発に取り組んでほしいというふうに思います。

また、新型インフルエンザ対策本部を5月16日に立ち上げて取り組んでいるということですが、この開催内容等につきましてできれば教えていただきたいと思えます。例えばどういう、これは庁内での策定、施策ですがどういう協議をされておるのか、それをお尋ねします。

また、厚生労働省は、新型インフルエンザの国内対策の見直しにつきましては一般医療機関で診療を行うということを表示をしておりますが、本市の医師会の意見はこのことについてどのような状況であるか、わかればお教えを願いたいというふうに思います。

次に、人権教育推進協議会の件でございますが、当日は市の職員の中で市長、副市長、総務課長、それと事務局関係者が出席をされました。そのほかの市職員並びに各学校の校長さん方が役員となっておりますが、ほとんどこの出席がなかったというふうに思われます。中央公民館での落書き差別事件につきまして、その後の反省が妙に少ないように思われます。この会議へ出席をしておりました石川副市長にそのことについてお聞きをしたいと思えます。どういう考えか、差別事件の反省に基づいて人権教育の啓発に取り組んでおると思えますが、そこのあたりをお尋ねをしたいと思えます。

また、雇用創出の問題でございますが、介護、福祉、教育の分野でのそれぞれの計画があるようでございますが、雇用創出については大変に難しい状況があると思えますが、どうかこの交付金を最大限利用いたしましての取り組みを期待をするわけでございます。これは答弁は要りませんが一生懸命に取り組んでほしいというふうに思います。

以上で終わります。

もう2回の質問で終わりたいと思えますので、あと誠意ある答弁をお願い申し上げます。

す。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山岡議員の2回目の新型インフルエンザについてのご質問にお答えいたします。

5月16日に香美市で立ち上げました新型インフルエンザ対策本部でございますが、今まで話し合われた内容についてでございますが、まず最初国内で発生したときは大変緊張しまして、暫時高知県にもやってくるだろうという緊張の中で話し合いを行いました。大変四国内でも接近をもうしてきておりますが、夏場に向かってだんだん感染が弱まってきた、そういうところから一時話し合いました施設の閉鎖とか、それからイベント、それから集会等をどうするかとか、学校の行事とか話し合いをどうするか（話し合いを）したけれど、今の現在の状況でそれは、特にそういうことはしないという状況でおります。そして、今やってる手だてといたしまして香美市の主な施設の玄関先に手指の消毒液を置くとか、それから施設の入り口に高知県で新型インフルエンザが発生した場合に施設を休館とかする場合がと、表現で（休館する場合が）ありますというふうな張り紙をしてございます。そして、新聞の折り込みなんかでも市民に啓発をいたしましてですが、職員においても基本的な手洗い、うがい、せきエチケット、そういうものを十分に心がけていくと、今そういうふうな対応をとっております。

なお、これから、今後秋の終わり、冬にかけてまた猛威を振るってくる可能性がございますので、それに向けて十分に構えていきたいと、そうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山岡議員さんの新型インフルエンザに対する医師会との連携ということについてお答えいたします。

5月28日に中央東地域新型インフルエンザ対策会議というものが開かれました。その席には南国市の医師会長さん、それから香美郡の医師会長さん、嶺北の代表の医師会長さん、それからJA高知病院の先生も見えられておまして、それから各市町村の課長、消防長等が出席をしました。その席での議事録の一部をお知らせします。実際に治療されておられる先生方ですので大変緊張を持って、素人にはわからないようなことがいろいろ、さまざま出てまいりました。まず、対策の目的としまして、感染を可能な限り抑制し健康被害を最小にとどめるということ、社会経済を破綻に至らせないとすることを皆で共通認識をいたしました。それで、この会議で出された重要なことは、やはり言われておりますようにハイリスク者、慢性疾患を持っておられる方、糖尿病とか心疾患とか腎臓病疾患の方は、やはり死亡率が高いということが言われております。そういう方の死亡をさせないと、そういうことが出されております。それから、医師会からは、特に市町村にたくさんのご希望といいますかそういうことが出されてきました。発熱者は医療機関の受診を控えることを広報してもらいたいと、1人の感染者が出た場合には

汚染してしまうと、その状況で医療機関を閉鎖しなければならないのでそういう広報を徹底してしていただきたいと、そういうご要望がありました。広報でもお知らせしましたし、そのことによりましてチラシもお配りしました。新聞の折り込みチラシも入れさせていただきました。学校閉鎖のこともいろいろと協議を、先生方から出ておりました。それとタミフルのこと、その状態のところでタミフルのことが出ておりました、今の時点で患者が出てタミフルが市中に出回ってないと、医師の先生方でさえ手に入らないと、そういう話がありました。それは保健所の所長さんのほうから、保健所へ連絡をしてくれさえしたら県の備蓄等を回す手配をするというお話もありました。それから、小児科の先生からは大変緊迫した状況が報告されまして、発熱者へは医療機関（の受診）を控えるというようなことが言われますけれども、小児科医は半数以上が発熱の子どもたちであると、この問題をどうするかということと、せんだってでも新聞に出ておりましたが10代のタミフル投与にかかわる異常行動の問題をどうクリアするかと、そういう問題が出されておりました。せんだっての新聞も、基本的に厚生労働省は10代へのタミフルは禁止をするという新聞報道がされておりました。それで、予防投与をタミフルですとかいうような問題も出ておりました、それはだれがするかというような専門家ならではのいろんな問題が出ておりました。重複しますけれども、今回、現在のところ10代の罹患者が、高校生が多いにもかかわらずタミフルが使えんことはどうするのかと、今は重症ではないけれども今後どうしたらいいかというような大変重たいようなことが出ておりました。

そういうことで、5月28日は1回目でしたけれども、今後感染が出始めるときにはまたそういうような会議が開かれると思います。

報告、以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうから人権教育についての中で、人権問題について副市長としてどうとらえておるかということでございましたのでお答えをさせていただきます。

市長も市民と協働のまちづくりを掲げておりますが、人権問題はまちづくりの基本であると認識をしております。その中でも差別落書き等が現在しており、今後も人権問題を市民全員が共有することが肝要であるというように考えております。

以上です。

（1番、山岡義一君、自席から「議長、市職員の参加が少なかったについて。」と発言する。）

○副市長（石川晴雄君） 申しわけございません。5月22日のいわゆる香美市人権教育推進協議会総会に非常に市職員の参加が少なかったということでございます。

このことも含めてですが、要はもっと職員自体に理解を求めていくということも大事ですが、周知徹底がされておったかなということをも自分も考えております。そういうこ

とも含めて、今後こういう会議のあるときには周知徹底をさせていくということが肝要であるというように考えております。今後は自分も含めてそういう体制で進めていきたいというように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問は終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時38分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。通告に従い順次質問をいたします。

まず、1点目に、核兵器廃絶のアピールをという点についてお尋ねしてまいります。

核兵器のない世界に向けて世界が大きく変わり始めています。今年4月5日、アメリカのオバマ大統領は、（チェコ）プラハで「核兵器を使ったことのある唯一の核保有国として米国は行動する責任がある…アメリカは核兵器のない平和で安全な世界を追求する。」と演説し世界的な反響を巻き起こしました。こうした国際世論が広まるきっかけをつくったのが、アメリカの元国務長官ら政府高官4氏が2007年と2008年1月に核兵器のない世界を呼びかける共同論文を発表したことにあります。その後イギリスでもベケット外相が4氏の呼びかけを支持し核廃絶のための行動を訴え、動きはスペイン、ドイツなど他のNATO諸国にも広がっています。また、市民レベルでの運動も大きな後押しとなって、2005年、NPT再検討会議は何の合意もないまま終了しましたが、2010年の再検討会議では、核保有国の明確な約束をもとにNPTの運用を見直すことなどが議題に決まりました。日本では、作家の井上ひさしさんらの提唱で非核日本宣言運動が全国に広がり、現在まで1,848自治体中424人の市町村長、294人の議会議長らが賛同し、政府への意見書を上げた自治体は229となっています。埼玉では、この運動を現職の市長や議会議長らが記者会見で県民に呼びかけました。また、毎年広島、長崎で原水爆禁止世界大会が行われ、世界じゅうから代表が集まって核廃絶や戦争のない世界を訴えています。昨年の世界大会に集まった内外の代表は、2010年に開かれる国連本部でのNPT再検討会議に向けて世界でアピール、「核兵器のない世界を」の署名を集めるよう呼びかけました。

そこで、市長にお聞きします。この署名運動には、広島の子葉市長や長崎の田上市長、ノーベル物理学賞受賞の益川さんや女優の吉永小百合さんらも賛同して各地で取り組まれています。昨年視察研修した京都府綾部市では、日本で初めて世界連邦都市宣言を行った市として中国やイスラエルと交流を行い、毎年10月14日を平和と環境の日と決めて市民の集いを行っています。自治体ごとでそれぞれのやり方があっていいと思いま

すが、市長も核兵器のない世界、平和な世界に向けて何らかのアピールをされてはいたがでしよう。平和、核兵器廃絶に対して市長の姿勢、行動は、市民に対し最大の安心、信頼を示すメッセージであり勇気を与えるものであります。明快な答弁をお願いいたします。

続きまして、下水道事業についてお尋ねします。3月議会で同僚議員への答弁で本事業への今後の展開等については説明を受けたところでありますが、私は2つの視点から質問をさせていただきます。

1点目に、今後の下水道事業の推進に当たって、国土交通省の効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）が生かされたか、また生かされていくのかというところであります。前書きでは、「近年、人口減少や高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、また、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることに伴い、汚水処理施設の整備の一層の効率化が急務」とし、市町村の汚水処理施設整備の構想についても見直すように3省連名で通知が出されマニュアル（案）が改訂されたわけではありますが、本市の公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業等にいかに関与されたか伺います。

また、処理区域の設定では、「経済性をもとに集合処理が有利か個別処理が有利かの判定を行う」と明言しておりますが、本市での対応は明確になっているのか。今後市町村が事業主体の浄化槽整備推進事業等の検討はなされたのか。あわせて整備スケジュールでは、リスク軽減策として長期的にも下水道整備の効率性が提供されることが想定される地域と、従来どおり整備した場合に長期的には施設の稼働率が低下することにより下水道整備の効率性が十分担保されないおそれがある地域に分けて段階的整備の方針を定めると指示しておりますが、本市での各事業の位置づけをお尋ねするものであります。

そして、最も大切な住民意向の把握では、住民との事業に対する負担、義務等も含め認識の共有を重要としておりますが、現在まで、また今後の姿勢を伺うものであります。

2点目に、下水道使用料収入及び維持管理について、行政として検証も行き計画を持ち合わせているのかという点についてお尋ねいたします。私は、水洗化率向上のための努力不足について再三指摘はさせていただいたわけで、過去には地域での説明会にはサポーター役として議員さん等にも参加してもらおうとか、供用開始から3年を経過しようとしている市民には水洗化の再度の案内を出すこと、利子補給制度の改善などさまざま提案させてもらってきたわけではありますが、昨今接続率の若干の向上は伺っているところではありますが、市民の中にはもっと早く丁寧な説明等を受けていたら水洗化していたのという方は結構おられるのではないのでしょうか。きつい言葉で申せば、行政の怠慢が生んだ収入減があったという点は今後の事業の推進に当たっての反省点にすべきだと思います。実際供用開始1年目から3年目まで、どの水準まで持っていく、そのことの達

成のためにさまざまな手段を講じる、また3年以降が経過した方々への具体的接触、受益者負担金は支払っているが水洗化されていない方、受益者負担金も払っていない方はどうするのか、再度の戦略が必要と考えますが担当課の見解を求めます。

市民の声として、「受益者負担金と分担金に統一性がないのに使用料は市内統一であるという矛盾については精査すべき。」との意見もございました。諸般の報告で、特定環境公共下水道事業では99.4ヘクタールすべての面整備が完成し、今後隣接部を取り込むべく認可変更を含め事業を進めているとのことでありました。まちづくり推進特別委員会等でも説明を受けた処理原価、平米当たり688円と大変費用を要していること、あわせて市民に迷惑もかけた汚水吹き出し等にも見られる粗悪な工事から来る通常不要な経費はいかほど発生するのか。私は、もちろん業者の責任は当然ありますが、瑕疵担保責任も問えない現在、監理監督すべき行政の責任は明確で、下水道事業の今後の展開において無駄の排除の観点から、市民に多大な迷惑をかけないためにも十二分に検証すべき点であると考えます。答弁を求めます。

続きまして、安心・安全メールについて伺います。

全国各地にて地域で発生する災害、犯罪情報等を素早く市民に伝え、行政と市民を深く結びつける手段として実績もつくり上げられている本事業を、本市においても有効な情報伝達システムとして取り入れるべきと提案させていただきたい、見解をお尋ねします。そもそも2004年ごろより総務省の地域安心安全情報共有システムのモデル地区指定を受け各地で取り組まれ、積極的に推進した自治体では、登録者も順調に伸ばし住民にも喜ばれているとのことでありました。携帯電話やパソコンから市の担当に住所、名前、電話番号を入れたメールを発信するか電話申し込みで受信登録すると、警察、消防、気象会社などから市に入った防犯、防災情報が配信される仕組みであります。調べたところ年間50件ほど配信されているところが多いようであります。内容としては不審者情報、空き巣事件発生時の防犯状況、振り込め詐欺、架空請求の事例紹介、訪問販売の警戒など、また台風、大雨時には停電、土砂崩れ情報、警報発令、避難勧告などが流され、登録市民から身近な情報や要望の返信を受けることもできるとのことでありました。本市の場合、広域である上高齢化も進んでおり、市民への情報提供は広報等で行われておりますが緊急性に乏しいところがあります。昨今の事例を取り上げれば、新型インフルエンザの情報等はメール一斉送信にて市民に最新情報を知らせる運びになったと考えられます。手続的には高齢者等には面倒だととらえられがちですが、携帯電話所持率も高く、ほとんどメール機能もつけている方が多いようであります。受信時に見てさえいただけたら情報は伝わるわけでありました。登録時にも適切なサポートがあれば一度の手続でよく、普及効果は大きいと考えます。以上の点から、市民との情報共有システム構築に対し前向きなお考えをお持ちかお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員の核兵器廃絶のアピールをということでのご質問に対してお答えをさせていただきます。

先ほどご質問の中にもございましたように、（チェコ）プラハでアメリカのオバマ大統領の演説にありますように、核兵器のない世界、核廃絶に向けての核保有国からのメッセージというものは大変各国に大きな衝撃を与えました。このことは確実に核兵器の、核廃絶の動きとしてさらに広まっていくものというふうに思っております。そのような動きの中で、北朝鮮の2回目の核実験に対しまして世界各国から非難の声は高まっております。また、国連安全保障理事会におきましても追加制裁決議が採択されるなど、北朝鮮に対する非難の声は高まっております。このような動きは大変今の世界の動きに水を差すものでございまして、大変遺憾なことだというふうに思っております。我が国も世界で唯一の被爆国として、「核を持たない、つぐらなない、持ち込ませない」という、いわゆる非核三原則のもと一層その行動が求められていると考えます。

市長として何かのアピールをとの質問でございますが、長崎市長が会長を務めております日本非核宣言自治体協議会に加盟をするなど、核廃絶に対しましても強いメッセージを、支持を表明をいたしております。また、先日は原水爆禁止平和行進をされておられます方にもお会いをし、激励もさせていただきました。また、広島長崎議定書に賛同する都市アピールへの署名もさせていただきました。本市としましても、非核平和宣言都市を決議をしているまちとして今後も一貫して平和主義を旨とした姿勢を堅持しながらまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員の下水道事業について順番に答弁させていただきます。

まず、効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル等についていかに反映されてきたかということでございます。

平成13年度に策定されました効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアルにつきましては、それまで公共下水道を管轄いたしておりました旧建設省、現在の国土交通省、それから農業集落排水事業を管轄しております農林水産省、また浄化槽を管轄しております旧厚生省、現環境省でございますけれども、その3つの省でおのおの別々に実施されておりました汚水処理構想をまず統一をすることを目的としまして、その効率的な整備促進のために策定されたものでございます。これに基づきまして、各都道府県に対しまして構想を持ちなさいというふうな形でおりにてきたものが平成15年7月に高知県の構想としてまとめられております。その中におきまして、現在のこの香美市におきましては、旧町村単位でおのおの、平成15年でございますので構想を上げたわけでございますが、まず土佐山田町地域、これは流域関連、浦戸湾の東部流域関連の公共下水道事業でございますけれども、こちらにおきましては全体の計画区域、現在の全体計画区域440ヘクタールを周辺部に拡大をいたしまして503ヘクタール、

いわゆる家屋の連担している地域を取り込むというふうな形で計画がされております。また、香北町地域におきましては、現在特定環境保全公共下水道で昨年度面整備の終わりました美良布地区99ヘクタールに加えまして、農業集落排水事業としまして吉野地区、こちらは吉野、永野、朴ノ木を含めた80ヘクタールを新たに事業として採択していきたいと。また、旧物部村、現在の物部町地域におきましては、特定環境保全公共下水道におきまして大栃地区65ヘクタールの計画がおのおの策定されまして、県の構想の中に取り入れられております。この計画の中で、現在は土佐山田町地域におけます都市計画区域内の流域関連の公共下水道事業、これは汚水、雨水両方でございますけれども、その事業と、そして香北町におけます特定環境保全公共下水道、美良布処理区でございますが、その2つの事業に加えまして現在土佐山田町、当時の計画になかった分でございますけれども、土佐山田町逆川におきまして農業集落排水事業を実施しておるところでございます。

下水道の整備につきましては、都市機能並びに地域住民の生活環境の向上を図るというものを目的としておりまして、市町村固有の事務というような形でとらえられております。また、新規事業等につきましても、社会情勢や市町村の意向等を十分に踏まえて、県構想及び策定マニュアルの見直し等の時期にかかわらず適宜適切に見直していくというふうな形でマニュアルにも記載されておりました、そのような形で事業を実施しているところでございます。

次に、処理区域の設定でございます。

マニュアルにおきましては、先ほど山崎議員は「経済性をもとにして」と申されましたが、「経済性などをもとにして集合処理が有利か個別処理が有利かを検討し最適な集合処理方式を設定する。」と記載されております。この検討につきましては、経済性をもとに処理方法の検討を行うことは基本としておりますけれども、当然地域特性及び汚水処理施設の特性、そして住民の意向などを総合的に考慮しまして最終的な設定を行うこととされておりました、香美市におきましてはこれらを総合的に判断した上で現在の計画をし事業を実行しているところでございます。昨今の道路事業の凍結等に見られますように経済性や費用便益、BバイCのみを判断基準としているわけではございません。30年、50年先の香美市を目指し、良好な住環境の向上、いわゆるライフラインの構築を目指していくということをまず目標に掲げまして、現在下水道課では計画及び事業の実施をしておるところでございます。

また、個別処理としましては合併浄化槽の設置事業、これを採択しておりまして、補助金を支出しております。しかしながら、この合併処理浄化槽といいますものはあくまで個人の施設でございます。将来にわたり確実な維持管理がその個人に対しての責務となっていくことはもとより、またその耐用年数、浄化槽の平均の耐用年数は約26年とされておりますが、それを過ぎた場合には全額今度は個人負担によります再度の浄化槽設置が必要となるというふうなことなども考えまして、総合的に判断して現在の下水道

の計画区域内、全体計画区域を含めまして、今後の拡大部分も当然含めますけれども、単に経済性のみによって安直に個別処理、浄化槽事業に移行、変更することのないような形で十分に検討を行っていききたいと。あのときやっておけばよかったと後で言っても補助事業はもらえません。そのような形を十分に踏まえて、この5年先、10年先ではなく30年先、50年先を目指した計画を持って事業を推進していききたいと考えております。当然ながら長期にわたる事業でございますので、財政計画は最も重要なところでございますので、そこを基本といたしまして将来にわたる計画事業を進めていききたいと考えております。

3番目の市町村の整備スケジュールでございます。

香美市におけます下水道構想は、先ほど1番目の最初の項目で述べたとおりでございますけれども、人口減少によりフル活用されなくなる場合を想定しリスクを軽減すると、そういうふうな柔軟性を持たせる整備手法を検討するというところでございますが、当然このような検討も行っております。しかしながら、再三申し上げてますとおり効率性のみを重視することなく、市内各地のこの事業を行っている地域の公平性等も十分に考慮した上で、現在進行中の事業においてはその進捗率等に大きな相違が出ないように段階的に柔軟で機動的な整備スケジュールが望まれるものと考えておりまして、それを基本として計画をしていききたいと考えております。

次に、住民の意向の把握でございます。

下水道事業は、地域の良好な生活、自然環境を保全する施設といたしまして市民と密接にかかわる都市基盤施設でございます。将来にわたりその使用料金及び受益者負担金、受益者分担金等、直接的な費用負担を強いるものであるために、当然住民説明会が必要でございます。現在は工事前におきまして地元説明会、地元のその周辺、当然該当する皆さんはもとよりその進入路に当たる皆さんにつきましても、各個人に直接手紙を出しまして日時、場所を決め住民説明会を行っております。また、その供用開始後におきましては、積極的に水洗化の推進のお願いを現在実施しているところでございます。これはまた後ほど述べさせていただきます。また、下水道事業の適正な運営を図るために設置されました下水道審議会へも使用者の代表の方、また市民の代表である議員の皆様方の代表の方にもご参加いただきまして、積極的に下水道運営に携わっていただいております。

次に、下水道使用料及び維持管理費の検証でございますが、水洗化向上に向けての計画ということでございます。

この水洗化率の向上は、下水道課といたしまして最も力を入れている工事の推進と並び2つの大きな柱でございます。具体的に申しますと、現在供用開始をしたところ、既に供用開始をして3年を迎えようとするところ、そして3年を過ぎたところ、そのような形で3つに分類をいたしまして、それらに対しまして年に3回、いわゆる未接続、接続をされていないご家庭に対しまして接続をお願いするというふうな文書を直接各個

人に送付をいたしております。これは平成20年度、昨年度から始めたものでございますけれども、この効果といいますものを検証いたしますと、平成19年度比で排水設備の申請が公共下水道区域では131%、また、香北町地域におけます特定環境保全公共下水道区域では124%と、前年度比31%及び24%の増という形で皆さんのほうから排水設備の申請をいただきました。これは皆様方の環境意識に対する非常に向上をもとにするものでございますけれども、当然経済的な負担も市民の皆様方にかかるものでございますが、今後ともこのような形で下水道課といたしましては積極的に、いわゆる営業活動でございますので、このような形でとらえて今後とも推進していきたいと考えております。

また、このような形で出てくる排水設備の申請書は当然業者さんのほうが持ってくるわけでございますけれども、その業者さんに対しまして、この隣のこの家はまだしてないけど営業に行かれましたかというふうな形で問いかけもいたしまして、どんどん積極的に営業活動にも行っていただくということで、その業者さんに対しましてもそういうふうな指導も行っております。

平成4年に香美市内で最も早く供用開始しました土佐山田町の市街化区域、いわゆる商店街の付近57ヘクタールにおける水洗化率でございますけれども、今年3月末現在で84%となっております。当然このぐらいの数値になってきますと道路側溝への生活雑排水の流入というのは激減をいたします。そして、悪臭の発生であるとか蚊の発生であるとかほとんどなくなってきました、住環境が非常に向上してきております。いわゆる昨今の環境に対する意識向上とも重なり今後ともより一層の水洗化が図られていくものと期待されますけれども、下水道課といたしましても少しでもお手伝いできればと考えて事業を進めていきたいと考えております。

最後に、完成度の低い工事でございます。

旧香北町におけます下水道管渠布設工事は、全体的に完成度が低く多くの箇所ではいわゆる瑕疵が見られるということは再三ご説明してきたとおりでございますけれども、勾配の急な箇所につきましては大幅な滞水は見られませんが、勾配の緩やかな箇所における滞水、これは調査用のカメラが水没するほどの滞水が見られます。また、クラック、管割れですが、それによります地下水の流入、また管がつぶれて調査カメラが向こう向きに通れないと、これは下水道審議会でも審議していただいた議員の皆様方にはビデオで見ていただきましたけれども、そういうふうな状況が見られます。これは調査を順次、現在行っておるところですけれども、余りにもその箇所が多いということで修繕に要する総事業費の把握までまだできていない状況です。ただ、このまま置くことができない状況でございますので、ある一定現場を把握した後でどのくらいまでを、どの辺までを修繕するべきか、どの程度まで修繕するべきかを適切に判断いたしまして、トータルの事業費等も踏まえて財政課のほうに順次要望をしていきたいと考えております。

また、工事に対する監理監督につきましては、今現在は旧来から旧土佐山田町で行っ

ておりました検査時において滞水があれば受け取らない、手直しをしていただくと、検査時はすべての管渠に対してテレビカメラを入れて検査をしております。その段階で、変形及びクラック等は当然でございますけれども滞水がある一定以上あれば受け取らないというふうな形で、ある一定といいますのは、管渠につきまして大体3ミリから5ミリ下がれば滞水が起きます。それぐらいの滞水が起これば受け取りはしないということの基本に、現在高知県でも一番厳しいと言われておりますけれども、その程度の厳しさを持って監督及び検査をして受け取っていかないと、将来にわたりその維持管理費はすべて市民の方に対して負担になっていきますので、工事監督職員に対しては常々そういうふうな指導をいたしまして現場の監理をしているところでございます。

以上で1回目のご質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

安心・安全メールのシステムを香美市でも取り入れるべきではないかという点でございますが、この安心・安全メールをインターネットで検索しましたところ、このシステムを取り入れてる自治体は全国的にありました。このシステムでの配信サービスの内容ですが、先ほど山崎議員が言われたような内容が載っております。登録者が希望、または知りたい情報を行政から直接得られるシステム、こういう点で便利なシステムだとは思いますが、ただ、情報を受け取る人は登録者に限られておまして、多くの方がこれを利用するにはなかなか至らないのがまだ現実ではないかと思っております。行政として多くの課題を持っている中で限られた人員、予算の中で優先順位としてはどうかと考えるところで、今の段階でこれを実施するとはなかなか言えないところでございます。今後の検討項目の1つととらえていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 2回目の質問をさせていただきます。

核兵器廃絶のアピールについてですが、市長の平和に対する考え方が明確に聞き取れまして大変、また核兵器廃絶についてもさまざまな取り組みをされてることが理解できました。

1つ、非核三原則のことにも触れられましたけど、非核三原則を国是としつつも政府は日本、自国への核の持ち込みをやっぱりあいまいにしている限り、国際的な場での核兵器廃絶の提唱も説得力に欠けるものであると私は思っています。非核宣言こそ日本にできる最高の国際貢献であり、先ほど1回目にも述べました、非核日本宣言運動が広がっておりますが、市長はこのことに賛同の意思表示はされているのか、その点お尋ねいたします。

もう1点、平和行進に関しましても激励をしてということでしたけれども、今年で52回目を数える平和行進も、過日本市から香南市まで多くの足跡をつくり上げられたわけですけれども、1回目から参加されている草の根の地道な活動として核兵器廃絶を呼

びかけている山田の方からは、「市長さんからメッセージ等がいただければ一層歩みにも力が入る。」と申しておりましたが、そういう点はお考えがないのかお尋ねいたします。

続きまして、下水道事業についてですけれども、課長の話では大変マニュアルについても検討はしてるが柔軟な解釈をされてるというふうに私のほうはとらえさせてもらったわけですが、1つ、経済性を中心に私も言ったんですけど、経済性等のことで、などにこだわってるということで、やっぱり地域特性も考慮に入れてということでありますが、実際のところやはり個別の浄化槽設置ということが今、課長のほうから話が出てきましたけど、私思うにさまざまな県からの計画も先ほども言われたわけですが、本市の場合やっぱり多くの中山間を抱えているところで、個別処理でも市町村が進める浄化槽、市町村整備推進事業等が、個人で行う浄化槽設置よりは市民にとっては歓迎されるのではないかと考えたりもします。あわせてほかの事業と数字面から比較等はなされているのか、その点を再度伺います。

それと、3点目の整備スケジュールの中で、課長の話では進捗率に大きな相違を生まないようにということでは言われていましたけども、このことはちょっとマニュアル案に書いてあるニュアンスと違うんじゃないかと思いますが。やはり将来負担も含めて、この事業を優先させるというめり張りのあるやり方というのは考える必要があるんじゃないでしょうかと私は思いますが、その点も再度伺います。

続きまして、水洗化率の向上に向けてですけれども、向上に向けてやった効果についてはる説明を受けたところですが、その間取り組めてなかったことについての検証ということが私は大事と思うんですわ。実際のところ、下水道審議会のことも話があったんですけども、そういうところでも今までそれがやっぱり収入減に至っていたということは、山田の商店街も（水洗化率が）84%まで上がってきたということですのでごく評価はするんですけど、その平成4年からのこの期間ですわね、その点についての検証のことを私は1点申し添えておきたいと思います。

3つに分類してさまざま案内出してるということですが、年に3回出しているということであれば、水洗化が不可能な場合の方の、アンケート調査等で（回答を）回収してみたら経済面のみでなくて数々の今まで行政がつかんでなかった理由があるかもしれませんので、そういう部分のところもつかむ必要があるんじゃないかということでは言わせてもらいます。

財政課サイドでは、総枠方式にて下水道事業への配分限度は現在3億5,000万円であるというふうに伺ってます。そういう限度も設定されてる中で将来の市民負担のことも言われたわけですが、実際やはり工事の完成度が低い箇所なんかは、これもやっぱり検証ということでは今後どれだけの費用がかかるかまだ想定できないということでは、行政の、過去の行政であろうが現行政であろうがチェック機能で行った部分は、これぐらいであるということは明確にしておかないと今後の下水道行

政において市民理解は得られないのではないかとということです。再度の答弁を求めます。

安心・安全メールについてですけれども、なかなか優先度が低いというか今のところは想定してないというふうな答弁でありました。私が調査させていただいた市では新市長が民間出身でもあり、当時国の補助制度もあるので、市民に即時の情報提供の面で果たす役割が大きいということで導入して、そのまちは現在5万人の人口で3,600人までの方が登録して、特に最近ふえているのは子どもの保護者等を中心に加入者が増加しているとのことであります。システム自体はもう完成しておりますので、市町村であればいつでもダウンロードが可能とのことであります。初期費用は100万円から300万円ぐらいで、システムの保守費は年10万円から30万円ほどでありました。課長もおっしゃるとおり担当課も限られた人数で事務を行っているところですが、新しい庁舎建設時には防災面等でも、きのうの答弁でもありましたように新システムに移行していくということですが、やはりもう少し優先度を上げて調査、研究をできないものなのか、その点を再度伺います。実際、具体的に不審者情報があったときなど、教育委員会に連絡あれば学校へ連絡が行って保護者へ行ってその日のうちに、瞬時に、警察なりから連絡があったときに伝わるような仕組みになっているのか、その点。それからまた、悪質商法とかが広報等には載りますけど、実際この地域に被害が広がっているというときに瞬時にやっぱり、だれかに、メールという形であれば記録が出ますので、それを見せ回すことはできますので、そういうことで先ほど言った市でも1割弱の人が登録すればやはり周りに、耳から聞いたわけじゃなくて目で見れますので一定情報共有がなされるというふうに私は考えますが、その点を踏まえて再度の答弁をお願いします。

以上で2回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

国是といたしております非核三原則の中でさまざまなこの三原則の考え方、また運用の中で、過去の歴史の中でさまざまな形が今新聞などでも報道もされております。しかしながら、国是としている以上は、そして私ども「非核、平和都市」宣言を宣言をしている以上はやはりこれに基づいて、この行動が求められるのではないかとというふうに、私自身はそのように考えております。

また、同時にこの平和行進についての代表の方とお会いをしましてお話もさせていただきました。私自身行進はなかなかできませんけれども、そうした方とお会いをしてお話をすることには何らやぶさかな思いは持っておりませんので、その辺よろしくお願ひしたい…。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

下水道事業の市町村（が進める）浄化槽を、市町村管理の浄化槽を比較したかということでございます。

まず、市町村の管理の浄化槽というのは、浄化槽市町村整備推進事業ということで環境省のほうから事業化されております。高知県の中では土佐町とか旧東津野村（津野町）において事業実施されているところでございますが、これはある特定の地域についてその部分をどうしても整備をしないといけないと。これは1つの例を申しますと、水道の水源地の上流に位置する集落をまず整備をしていくとかいうふうな形のところにつきまして、いわゆる通常の浄化槽は個人の維持管理でございますけれども、それを市町村で維持管理をしていくということを政治的に判断をいたしまして事業として採択をしていくというふうな形がとられる分がこの浄化槽の市町村整備推進事業のまず最も目的とするようなところ、その地域を特化していく、ここはどうしても必要だから市町村が維持管理をしてでも浄化槽を整備して、いわゆるその地域の汚水処理を、公共水域に流す分の水質浄化を図るということを目的としたものを、まずそのような形が事業の目的というふうな形にうちはとらえております。当然そのような形ですので、現在の香美市におきましては、いわゆる公共下水道事業と、あとは個人で当然管理をしていただくようになりますけれども浄化槽の設置整備事業に補助金を付していくというふうな形の二本立ての事業を行っておるところでございます。この辺につきましてはさまざまな検討も行った上で各市町村ともに計画を立てておりますけれども、なかなか市町村が浄化槽の維持管理をしていくということまで踏み込んでいきますと、当然必要になっている、手が挙がる地域がたくさんあるようになってきます。そこまで財政的に今度はできなくなってくるということも踏まえますと、やはり浄化槽につきましては浄化槽法に基づく事業でございますので、いわゆるそこに入れる汚水につきましてはし尿、雑排水のみでございます。浄化槽法に基づく分につきましては、工場排水であるとかそのような部分につきましては浄化槽法として原則として受け入れることができないというふうな形になりまして、いわゆるし尿、雑排水のみの処理という形になりますので、当然通常の認可のあるところというふうな限定もされてくるわけでございます。財政事情、その3億5,000万円のトータルの事業費等も考慮いたしまして、当市といたしましては下水道、現在の公共下水道及び特環、農集、これに加えまして浄化槽の各個人への設置事業で対応していきたいと考えております。

次に、めり張りのある重点施策をしてはいかがかと。

手を洗って流れる汚れた水はどこも一緒でございます。やはり現在のやっている事業をとめることなく、いわゆるその財政事情の許す中で精いっぱい経済的な方法等も十分に考慮しながら現在の事業を早く完成をしていきたいと、それによってまたそこから先に、現在の都道府県構想にあります区域の拡大であるとか新たな事業であるとか、そういうふうな部分は財政的な面も十分に検討した上で今後将来的に検討していきたいと考えております。

下水道の水洗化率の向上について、過去の検証等。

私も下水道のほうは昭和のころから平成6年ぐらいまで工事監督職員として従事をしておりまして、その当時は早く管を入れること、早く供用開始をするということを目的といたしておりまして、いわゆる水洗化率の向上までなかなか目が向けられなかった時代でございました。私自身の年齢的なものもあったかと思えますけれども、そのように、現在振り返ってみますと、やはり水洗化率の向上というのはすべてにおいてプラスになってきます。これは当然受益者負担金、受益者分担金もちろんですが、使用料収入をいただくことによって下水道事業の特別会計における健全な運営ということも踏まえると、この水洗化率の向上というのが最も、いわゆる事業をした後で力を入れるべきところではないかというふうなことを私、（下水道課へ）かわっていきまして、課の中で協議をいたしまして、またそのときにも既に課のほうではこういう案がどうなということ、年3回程度手紙を出してみてもどうかということも会議の中から出てまいりまして、それは早急にしてみようと、いろんな方策、施策をやってみてどれがいいかというやつを踏まえて、また次へつなげていきたいということで、まず手紙を出してみようということで現在の水洗化率の向上への手紙、お願いの手紙というふうな形になっております。

この手紙を出すことによって、いわゆる一方通行じゃなくアンケート等で回収したらということもございますけれども、この手紙を出すことによって受益者の方、水洗化をされてない方から直接お電話をいただいたり、直接おいでいただいたりとかさまざま相談がございます。その辺はすべて集約をしておりまして、あの中にはどうしてもひとり暮らしで年もいってると、どうしてもよう接続せんという方も相談においでる場合もあります。ケース・バイ・ケースで下水道課としても対応させていただいております。その辺につきましても皆さんからいただくお電話、また来庁してきてお話をさせていただくお話につきましてもすべてデータとして順次残していったら、この方はこういう形で前回お話をいただいたけれどももう1回出させていただきますと、手紙だけは出させていただきますのでという了解も得た上で、また子どもさんとかお孫さんのほうにお話をしてみてくださいとかいうふうな形で手紙を出ささせていただきますところがございます。

完成度の低い分の全体事業の把握でございます。

調査につきましてもやはりある一定限度の調査費用しかうちのほうも計上を、財政課のほうに要求がなかなかできないような現在の状況ですので、一気にすべてを調査できれば全体の事業費もすぐに押さえられるところがございますけれども、いわゆる道路の陥没であるからあやしいなとか、ここは何かおかしいぞというふうなところへ重点的にテレビカメラを入れて、なかなかテレビカメラのほうの調査もお金が張りますのでその辺につきましてもそのような形で対応した上で、なおかつ総合的に全体の事業費を統計していきたい、それによって修繕費、いわゆる昨年お話ししたと思えますけれども下野尻団地の前でわずか2メートルのクラックを直すのに200万円、メーター100万円、

実際直したのは1メートル50ぐらいでございますのでそれ以上の金額が後々の修繕には要ります。その辺も踏まえた上でどの辺までを手直しをしていくかということも、下水道の管渠として最低限の機能を果たすということを基準といたしましても判断していかなくてはいけないなと考えておりますので、今後ともご指導のほうよろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

安心・安全メールの件で優先順位を上げよと、そういうご要望でございます。

今の段階では、先ほど申し上げましたとおりという認識を持っておりますが、その1つは、先ほど申し上げましたとおり登録者が大半になるということまではなかなかいかないのではないかと。それから、今の情報の手段でございますが、いろいろそれぞれの部署で使っておりますが、1つは広報誌、これは月に1回とかいうことなんでございますが、それから香美市のホームページがございます。それから、先ほど議員も言われました同報系の防災行政無線の計画もございます。今のところ香北町のみにはしかその放送設備はございません。それから、少年育成センター、ここには不審者情報とかいろいろ情報が連絡されてきまして、センターのほうでは幼稚園、保育園、小学校、中学校等へその内容を判断しましてファクスを送っております。そして、家庭へは保育園や学校等から連絡が行くというようなことになっております。それから、新型インフルエンザの件に関しましても、これは広報待ちよったらいかんというので、新聞折り込みで新聞をとっておる方のお宅へ配付をいたしました。そして、必要な場合には広報車等の利用もあるわけでございます。そういうふうに総合的に伝達手段を使っているわけでございますが、防災対策課として、1つ気象情報というのがございますが、気象情報は、これは非常に刻々と変わります、うちのほうで打ち込んでおりましたもはや新たな展開がテレビのニュースとか気象情報で流される。それが、災害が仮に発生したとします。例えば大きなものは南海地震とか、これはここでこれが起こったので、どこそこであらうふうな被害が出ております、とても打ち込んでいる間はございません。これは、報道関係もどんどん電話もかかってきてそれに応じなければなりません。テレビとかラジオとかそういうふうなので放映されるのが早くて新しい情報が得られると、実態的にはそういうふうになると思います。通常の場合の気象情報とかそういうことは人員的に余裕があれば打ち込めるということもあります。そういうようなことを総合しまして、この安心・安全メールにつきまして住民の、市民の方のニーズが高まり、これは要望が高いよということが感じられる段階になればまた違ってくると思いますが、今のところ実施予定がないということで、検討項目の1つということをお願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。3回目を行います。

下水道課長、アンケートは必要ないという認識なのか、3回年にお手紙出したら100%の方がそしたら来庁されるとか電話かかってきゆうという認識ですか。実際そうじゃないから、今のところは来てくれる人はその人に説明責任果たすけど、実際来れない事情の方とかいうとき、手紙出してるんですから、それに来れない場合はこのアンケートをお返しく下さいというふうな、その労力で状況がつかめるということが、水洗化されてない方の状況がつかめるということが大事じゃということをおしるわけですのでその点の答え願います。

安心・安全メールについてですが、課長、人が少なかったら市長に言うて人をふやしてもらわんと、やっぱり市民の命にかかわる問題になりますのでね。実際そこら辺で、ホームページのことも言われましたけれども、ホームページと、ほいたらメールというたらどちらが市からの情報がよけ伝わりやすいかというたら、携帯電話は皆さんがほとんど持っているようなご時世になってますので、ホームページいうたらまだ、昨日も質問あったように光（ファイバー）の地域が山田の工科大ぐらいまでで、あとはADSLとかそちらのほうですので、やはりそういうふうにならなくても市民に緊急に情報を、もし防災対策課でできないのであればそれこそ企画課に振るとかそういうことも踏まえて、市民の命を守るという観点で、検討はされるということですので、優先順位を上げてといってもなかなか上がらんみたいですけど新しい庁舎で防災のシステムも総合的に考えるということも聞きましたので、実際進んでるところでは市民の1割ぐらいが登録してる現状もあって、特に児童の保護者等からは喜ばれるという現状もありますので、その点を再度お考えいただきまして答弁をよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 山崎議員の3回目の質問にお答えいたします。

確かにそのアンケート等というのも非常によきご提案でございます。その辺も含めまして、今後予算のほうも含めて十分に検討をした上で対応していきたいと考えております。

また、今回このような一般質問ということで、下水道使用料及び維持管理というふうな形で下水道の特別会計に対してご質問いただきまして、また次の段階へつながるものとありがたく思っております。まことにありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えいたします。

安心・安全メール、メールは定着してきておるし、命にかかわることであるので人の配置もしてこれは優先すべきではないかということだと思います。確かに人の命にかか

わることはあらゆる手段をもって、伝達にかかわるものであれば伝達手段をとっていかないかんといいうふうに思っております。このメール配信、検討項目の1つとしてとらえますですが、人の命を守るためにいろいろな手段を考えていくということでやっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦。通告に従いまして一般質問を行います。この文書に、ちょっと質問事項という欄で「青少年に」になっておりますが、「の」をお願いいたします。

それでは、一般質問いたします。

青少年の健全育成についてであります。次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会環境に適応し、自己を確立しながら1人の人間として社会参加していくことやその方法を見つけ出すことができることが今後の香美市にとって非常に重要であると考へます。今日、青少年を取り巻く環境は、パソコンや携帯電話などの情報社会の目覚ましい普及、発展により青少年に悪影響を及ぼすものははんらんしております。少年非行の増加は、少年を取り巻く環境が著しく悪化するとともに家庭の教育力や地域社会の非行を防止する力も薄れているのではと考へます。また、少年自身の道徳心の欠如や社会性の欠如、あるいは対人関係の未熟さ等にも大きな問題があるのではないのでしょうか。青少年を健全に育成するためには、国や地方公共団体を初め家庭、学校、地域社会が一体となって総合的に取り組みを進めることが重要であると考へます。本市においては公共施設の落書きといった事例も見受けられますが、そういった青少年の現状を把握し、正しい方向へと導いていく上でも少年育成センターの業務については重要であると考へますが以下の点についてお伺ひします。

平成20年度、平成21年度の補導状況及び内容についてはどうか。

また、家庭、学校との連携についてはどのように行っているか。

次に、警察ほか関係機関との情報連携も重要であると考へますが、その点については。

次に、万引きには、特別な道具を必要としないことから安易に行われてしまい犯罪の中でも最も件数が多いのではと考へます。昔ならば貧しくてお金がなく必要に迫られて盗んでしまうというようなことが多かったと思われませんが、現在ではゲーム感覚で万引きを行っている場合もあるのではないのでしょうか。道徳的意識が低下しているのではと感へますが、あらゆる犯罪の入り口でもある万引きについては、再犯したり常習化する

おそれもありますが以下の点についてお伺いたします。

万引き等についての実態はどうか、また指導についてはどのように行っているのか。

次に、無職少年の就労についての取り組みはどのように行っておられるのか。

最後に、青少年を初め子どもたちは、自分の心の葛藤に悩み、親にも友人にも相談できずにいる子どもたちが多いのではないでしょうか。人はさまざまな障害や悩みを乗り越えて成長していくのですが、心でうまく処理できないまま思わぬ行動、万引き等といった行動に出してしまう場合もあるのではないのでしょうか。一度の過ちや失敗を一生背負っていくのではなく、それを正しい道に導いていくことが地域社会づくりをする行政としても重要であると考えます。そういったことから教育委員会として、今後の青少年の健全な育成についての方針についてはどういうふうな方向性を持たれるのか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 少年育成センター所長、鍵山仁志君。

○教育次長兼少年育成センター所長（鍵山仁志君） 島岡議員のご質問にお答えをいたします。

青少年の健全育成についてでございます。

議員が先ほど申されましたとおり現在の社会情勢の中では、やはり弱者と言われる青少年にかなりしわ寄せがいつてるのではないかというふうな危惧もされております。その中で、平成20年度の香美市における補導状況ということでございますが、補導した少年たちの延べ人数は50人、うち女子が6人、無職少年が一番多く28人でございます。中学生が14人、高校生ほか8人となっております。このほかというのは無職少年ということになります。無職少年は、喫煙、中学生は怠学、これは学校へ行かずにたむろしている状況だと思います、で補導されることが多かった状況があります。平成19年度が100人だったので平成20年度は半減して、比較的現在は落ちついているという状況でございます。平成21年度の補導の状況でございますが、6月現在で補導した少年たちの延べ人数は16人、うち女子は4人、中学生9人、定時制の高校生4人、アルバイトの少女3人となっております、これは内訳でございます。中学生は不良交遊、コンビニで騒いだりしていた状況でございます。あとの少年たちは喫煙関係でございます。この補導人数は少年育成センターが出会った少年たちの数であり、時間帯が違えば若干状況も変わってくるのではないかというふうに思われます。

次に、家庭、学校との連携についてはどのように行っているのかということですが、鏡野中学校とは毎日情報交換をしております。また、他の学校とも必要に応じて情報交換を行っており、今後もできるだけ各学校に足を運んで連携をとっていきたいと少年育成センターのほうでは考えております。家庭には就職等、必要に応じて訪問をしているということでございます。

次に、警察ほか関係機関との情報連携も重要であるとするがという点でございます。香美警察署とは、不審者情報や少年問題などで情報を交換しながら取り組んでおりま

す。また、夜間補導等の巡回を一緒に行っていたり、あるいは今後もさらに情報交換、連携を深めながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、万引き等についての実態はどうかということであります。それからまた補導についてはということでございますが、万引きにつきましては、直接育成センターが連絡は受けたことがないようでございます。関係機関からの情報によりますと、コンビニや量販店での万引きはありますが、店舗からの連絡は家庭、学校、警察にありまして、少年育成センターのほうに連絡が入ることはなかったという状況であります。これは少年だけではなく大人にも（万引きが）あり、広い世代の問題と言えるというふうに考えております。今後関係機関や学校と協力して啓発活動や指導に当たっていききたいと考えております。

次に、無職少年の就労に向けての取り組みについてでございますが、少年たちから相談もあるのでハローワークへ行ってみたいもしております。なかなか雇ってもらえる仕事がないようなのが現状であります。それでも地域の人のお世話や本人の努力で最近4人の者が仕事についています。少年育成センターとしても今後ともサポートを続けていきたいと考えております。

教育委員会としての青少年の健全な育成についての今後の方針ということでございますが、香美市教育委員会は少年の非行防止、健全育成については、家庭、学校、警察、関係機関、各団体、民間有志、地域の方々と綿密な連携をとりながら、少年非行の未然防止のために早期発見、早期補導を行い、また健全育成活動のために、地域においては香美市内にある26団体のスポーツ少年団活動や各地域の単位子ども会、あるいは校区子ども会、市子ども会連合会からなる子ども会活動を推進してまいります。また、青少年の健全育成は乳幼児期から始まっており、幼保支援課、学校教育課、香美市教育支援センター、ふれんどる一むでございまして、引き続き毎月の教育委員会内の管理職会において情報を共有しながら連携して取り組んでいく方針でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡です。2回目の質問を。

次長よく調べてますが、万引きについてはもう少年育成センターに（連絡が）全くない、家庭と学校に（連絡が）あると、それで警察に（連絡が）あるということは、警察に（連絡が）行くまでの事態の中でもう何らかの処分というふうに受け取って構いませんか。ほんで、家庭と学校には（連絡が）あると、少年育成センターには（連絡が）ないということは、その辺もう1回ちょっと聞きたいです。学校と家庭、何で少年育成センターにそれがいないのかというのは、万引き自体をもうそこで、学校と家庭でしまいをつけてるのか、警察へ（連絡が）行くということは、いろんな形でもう処分されておられるのか、その辺がちょっと。

それと、無職少年についてでございますが、やっぱり無職少年という形で補導されてい

る中でいろんなこう問題を起こしてくる子どもが多くなっていく状況になりやあしませんろうか。そういうときにやっぱり就労の保障、ハローワークへ連れて行ったとかいうよりか、少年育成センターとして就労、まあいうたら学校でようやっておられる職場体験とかいろんな、そういう無職少年というのはなかなかハローワークで見つけてきても継続がないと思われまので、学校らで行いゆう職場体験的なもんを何か企業とかそういうところをお願いして、これちょっと自分が浮かんだのは香美市にあります企業等人権啓発連絡会議と、企業の人がいっぱい集まりゆう連絡会議があります。そういう職場の人をお願いして職場を体験していただく、就労の支援をしていく、サポートしていく形が少年育成センターでとれないものか、それをもう1回。

○議長（中澤愛水君） 少年育成センター所長、鍵山仁志君。

○教育次長兼少年育成センター所長（鍵山仁志君） 島岡議員の2回目の質問にお答えをいたします。

万引きの件でございますが、警察に（連絡が）行くまでに少年育成センターのほうに通報がないかということですが、基本的にそのお店にとっては犯罪というとり方をしていっているのではないかと、私個人では思っております。そういうことから直接家庭とか学校とか、あるいは警察のほうに通報するということではないでしょうか。というのは、その時点でなかなか、私服でありますと無職の少年については年齢等もなかなか判断もつかない状況も多分あるかと思えます。ただ、最近この店の中へ、一応これ香美市の少年育成センターということですが、万引きは犯罪ですというふうな、こういうポスター的なものを張るような予定もしております。というのは、ここには刑法第235条窃盗、他人の財物を窃取した者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すという犯罪ですね、これは犯罪ですというふうなポスターをコンビニ等に張るようなことも考えております。

それから、無職少年の就労の問題であります。確かに就労のサポートについてはなかなか行き届かない部分があります。というのは、まず少年と接するときに気軽に悩み、あるいは就労の問題を話をしていただけまでにはかなり時間がかかるということでございます。やはり悩みを聞いてあげる、あるいは就労の相談を受けるということになるまでの、どう言いますか、人間関係ですかね、そういうのをまず構築をしていかなないとなかなか話が、心は開いていただけないというふうな状況もあります。その中で4名の方が仕事についたということでございます。この内訳でいいますと3名が15歳、今年中学卒業して高校1年組といます。それからもう1名は18歳で、この少年は施設帰りの高校3年組というところでございますが、このうちの2名は自分で見つけて、それから1名は補導教員がハローワークで見つけてきた仕事で就労しております。それから18歳の施設帰りの少年につきましては、ちょっとその状況はわかりませんが現在就職しておるといふような状況で、できる限り青少年の相談にも乗って行ってそういうサポートを今後ともしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番。済みません、3回目はめったにいきませんが1つだけ。

やっぱり僕が一番思うことは、ちょっと過ちを犯した、1回つまずいた、そういう子どもたちへのフォローの仕方を今後やっぱり教育委員会として、まだその就労支援するサポートを専門的な、子どもと、子どもと対等にして話する、なかなかそういう人間関係をつくるのが難しいと。しかし、これはやっぱり、問題を起こして立ち直るためにはやっぱり一人一人の子どもをしっかりと聞き取れる耳を持っていかんと、それを理解していくことがやっぱり重要になってきます。1回の過ちで最後までずっと烙印を残されることでは困りますので、そういうことになったら困りますき、教育委員会のトップといたしまして教育長、その辺について体制、もう最後ですきお願いします。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 島岡議員さんの3回目の質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃるとおり青少年の健全な育成ということ考えたときに、やはりそういった過ちが正しい方向で矯正されていくということは本当に大切なことであるというふうに思います。実際学校等で児童・生徒の状況を見ているときに、万引き等へつい走ってしまうという例も数多く見てきました。そういう中でどう子どもと向き合って、正しい方向を子ども自身で見つけていくことができるのかというふうなことをすごく感じております。そういう意味でも、やはり自分の行ったことは正しいことであったのかどうなのかということ子ども本人にしっかりと考えさせるということは大切であります。同時にそのことは、やはり自分のこれからの行動の中で改めることができる、更生をすることが十分にできるんだということもまた同時に子どもと一緒に考えていく、見詰めていくということが大事になってくるというふうに思います。そして、これは学校とか一教師とかいうことでなくて、少年育成センターであるとかあるいは警察であるとか、そして保護者の方と一緒に子どもを見守っていく、そういった共通理解をしっかりと持ちながらその子どもの将来を見詰めていくということが大事になってくるのではないかとこのように思います。過ちを犯した子どもにとっても、家族含めてみんなが自分のことを大切に思ってくれているんだ、また心配をしてくれているんだということがわかっていく中で、これからの自分の道をしっかりとこう考えていくことができるように指導、助言をしていくことが大事ではないかというふうに思いますし、そういった関係する、みんなの協力の中でしっかりと地域の子どもたちを見詰めていく体制、組織づくりというふうなことを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、8番、小松紀夫君。

○ 8 番（小松紀夫君） 8 番、小松紀夫でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、物部町への地域密着型老人福祉施設整備につきましてお伺いをいたします。この質問につきましては、昨日山崎議員が同様の質問をされております。実は、自分はちょっと私用で昨日欠席をしておりまして、重複をする部分があるかと思いますけれどもご答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

かねてより物部町に施設整備を計画をしておりました地域密着型老人福祉施設は、昨年 3 月に建設を目前にして白紙に戻りました。材料費等の高騰による建設コストの増大が原因であり仕方のないところもございますが、建設を待ち望んでいた方々の思いを察すると残念でならないところでございました。そこで、香美市第四期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画によりますと、この施設整備につきまして第三期計画より物部町への施設整備を計画し、公募による事業者募集を行ってききましたが整備に至っていません。「本計画（第四期）期間も引き続き物部町への施設整備に向け公募を行い、施設整備が実現できるよう取り組みます。」とございます。ただ、私はこれを見まして、わずか 4 行でございまして、たったこれだけかと思ったのが率直な感想でありまして、これで本当に建設が具体的に進んでいくんだろうかというふうな感じがしたところでございます。具体的な部分につきまして何ひとつ書かれておりませんでしたので数点お伺いをいたします。

まず、公募の方法や建設場所は前回と同様なのでしょうか。

また、国の建設補助金は前回と同様に交付をされるのでしょうか。また、その額面もわかりましたらお伺いをいたしたいと思ひます。

また、国の補助金や建設場所の無償貸与以外に建設に係る本市独自の支援というものを考えておられるのでしょうか。

また、最後に、合併前から具体的な計画がなされていたにもかかわらず現在に至っているということを踏まえまして、なるべく早期の建設が望まれるところでございますが、タイムスケジュールをお伺いをいたしたいと思ひます。

次に、保育教育についてお伺いをいたします。

本市には、合併前の旧土佐山田町すこやか子育てプランを引き継いだ形で香美市全域の子育て世代がだれでも利用できる保育サービスを示した香美市すこやか子育てプランがございまして。プランの中では、「保育所を子育て支援の中核施設と位置づける」とうたっております。そこで、子育て支援の中核施設における保育教育につきまして数点お伺いをいたします。具体的な事例につきましては後段でお伺いをすることといたしまして、まず本市保育教育、また保育運営の根幹の部分につきましてお伺いをいたしたいと思ひます。

私が園児の保護者や保育現場の声を直接お聞きをした中では、旧 3 町村の保育教育のよい部分、よい取り組みがそれぞれこの本市の保育教育に活かされているように見えて

きません。これは保育行政に限ったことではございませんけれども、旧3町村のよい部分はそれを尊重して新市の取り組みの中に生かしていくと、このことが合併のメリットの1つではないだろうかというふうに考えますが、保育現場では残念ながらこの合併のメリットが出ていないように感じているところでございます。一部の保育士の中には、「自分たちの実施してきたことがすべて正しいのだからあなたたちもそれに従いなさい。」、こう言っているという話も耳にしているところでございます。なかよし保育園が開園をして、またB保育園も建設の計画がどんどん進んでいると、そういうふうに施設が飛躍的に充実していつている、こういう機会に本市の保育教育の根幹につきまして、見直すところは見直し、よいところはさらに充実をさせていくということが必要と考えております。本市の保育教育のあり方につきまして教育長のご見解をお伺いをするところでございます。

次に、具体的な事例につきまして数点お伺いをいたします。

まず、ある保育園では、親しみがわくと、こういう理由で園児を呼び捨てにしていると聞いております。中には保育士を呼び捨てにする園児もいると、こういうふうなことも聞いております。確かに親しみがわくからと言われますとそのような気がしないでもないですけども、別に呼び捨てにしなくても親しみは幾らでもわくんではないかというふうに思うところでございます。一方、小学校では人権を尊重すると、そのために児童をさんづけ、君づけで呼び、児童同士でも君づけ、さんづけで呼び合うように指導しているところでございます。本市ではさまざまな人権教育が行われているにもかかわらず、最も大切なこの幼児期に本市の子育て支援の中核施設において現実にこのようなことが行われております。教育長のご見解をお伺いをするところでございます。

次に、園児がみずから気づく、そういうことが大切であるという理由でおもちゃや絵本、靴などの後片づけを指導しない園があるというふうにも聞いております。私が思いますには園児の成長段階、この段階ではまだ自主性に任せると、年長さんは別としまして自主性に任せるような段階ではないのではないかとこのように考えます。自主性に任せることも大切なこととは思いますが、3歳から5歳の園児には繰り返し教えることのほうが必要ではないかと考えるところでございます。教育長のご見解をお伺いをするところでございます。

最後に、園児の紫外線対策につきましてお伺いをいたします。WHO世界保健機構は、子どもの紫外線対策の必要性を訴え続けております。子どもに紫外線対策が重要な理由として数点ご紹介をいたします。子ども時代は細胞分裂も激しく成長が盛んな時期であり、大人よりも環境に対して敏感である。子ども時代の日やけは後年の皮膚がんや白内障の発症のリスクを高める。生涯に浴びる紫外線量の大半は18歳までに浴びる。紫外線被曝は免疫系の機能低下を引き起こす。子どもたちは室外で過ごす時間が多いため太陽光を浴びる機会が多い等々でございまして、そのほかにも、紫外線とは関係ありませんが熱中症の危険と、そういうことなど対策の必要性は明白でございます。本市におき

ましては、大柝、双葉、美良布保育園では合併前から保護者負担で園児全員に帽子を持たせ、室外で遊ぶときなどは紫外線対策のために必ず着用するように指導をしているところがございます。しかし、そのほかの園におきましては園児全員に帽子を持たすことはしておらず、保護者に任せて、帽子をかぶってくる園児もいれば持っていない園児もおるように聞いております。ただし、保育士の方々は室外においては万全な紫外線対策を行っているようでございます。

(笑い声あり)

○8番(小松紀夫君) したがいまして、一部の園では紫外線対策の指導は行われていないということでございます。このことも園児がみずから気づくのを期待をしておられるかどうかはわかりませんが、紫外線対策が叫ばれているこの昨今、市内のすべての保育園で実施をする必要があるのではないかとというふうに考えます。教育長の見解をお伺いをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○議長(中澤愛水君) 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) 小松議員のご質問にお答えします。

地域密着型老人福祉施設整備についてお答えをさせていただきます。

まず、公募の方法についてですが、公募の方法については具体的には固まっております。

場所についてですが、場所については第三期の計画で奥物部ふれあいプラザの駐車場に設置するというので進めてきておりましたが、第四期計画についてもこの場所を基本としつつ、地域は物部町内の市有地ということで市有地というのは市の土地ということで他の市有地を検討中でありまして、今年度中に場所を決定したいと考えております。

国の交付金についてですが、交付金については前回と同じように国の交付金を利用したいと考えております。金額は2ユニット以上で4,000万円です。

次に、市独自の支援についてですが、市独自の支援については考えておりません。

最後に、タイムスケジュールですが、国の交付金事業を利用したいと考えておりますので、交付金事業の場合例年2月に市町村計画を国に提出して、次の年度の6月に申請をして8月に交付決定がされます。例年こういったサイクルで行われておりました、これからいきますと今年度は来年2月、つまり平成22年2月に市町村計画を県を通じて国に提出をして、次の年度、つまり平成22年6月に申請をして8月に交付決定を受けたいと考えておりました、その後事業着手ということになると考えております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長(山崎泰広君) それでは、小松紀夫議員の保育教育についてお答えさせていただきます。教育長の見解ということでご質問をいただきましたが、担当課として見解を述べさせていただきます。

まず、（保育教育の）あり方のことですが、香美市の就学前教育では、子どもの生活がより安定し、活動が豊かになるような環境に配慮しながら家庭や各関係機関、地域社会との連携を図り、基本的な生活の基礎をはぐくむとともに、さまざまな体験を通して豊かな感性を育て心身の健全な発達を図ることを方針としており、この方針をもとに各園で保育目標を定め、それぞれのやり方で保育に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、具体的な事例についての見解ですが、まず園児を呼び捨てにしているということにつきまして、この質問を受けまして改めて各保育園に確認をいたしました。基本的には呼び捨てにしていないということですが、一部でしているということも確認がされました。危険回避のためなど時と状況によっては呼び切りであっても不自然でない場合もあると思いますが、大事なのは相手を大切に思う心がなければならぬということであり、このことを踏まえながら園長会でまた議論をしていきたいと考えております。

また、おもちゃや本、靴の片づけの指導をしないということについては、厚生労働省の示している保育所保育指針では、保育の実施上の配慮事項の1つとして子どもがみずから周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら適切に援助するというようになっておりまして、園児のそれらの行動を見守りながら指導することになっています。

また、帽子の屋外での着用については、市内各園で帽子を家庭から持ってくるようお便り等で連絡しておりまして、園外保育や日差しのきついときにはかぶらせるようにしています。なお、帽子を忘れた場合には保育園にある帽子を貸して着用させるようにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 小松議員さんの保育教育についての質問にお答えをしたいと思います。

就学前教育の大切さということを最近特に強く感じているところでありまして、例えば学力の課題であるとか子どもたちの体力の課題であるとか、そういったことも突き詰めればもうこの就学前のときからその大きな課題の部分は含まれているというふうに思います。そして、就学前教育の中で子どもたちが本当に安心して豊かな心でさまざまなことにチャレンジしながらすくすくと育っていく、そういう環境をつくっていく必要があるということを感じています。そういう中で基本的にはそれぞれの園で協議し、取り組んでいるわけですけれども、毎月定期的に園長会を開いて教育委員会としての方向性であるとか、あるいは課題について話し合いをしてきています。

また、今年から私自身さらに保育園の実態を自分の目でしっかり見て感じたいと思ひまして、いわゆる園訪問という形でなくて、私が時間的にあいた時間にいつでも行かせ

てもらいたいと、特に接待とかそんなことは一切必要ないので構わないときに行かせていただいて子どもの様子、保育士さんの保育をしている様子を見せてもらいたいということで、本年4月早速全保育園を回ってきました。そういう中でもさまざまな姿を、子どもたちの姿はもちろんですけども保育士さんの指導している姿も見てきました。若干保育園によってそれぞれ違う姿も見ましたし、このことについてはどうかなと思うところもありました。そういったことについては園長会を通してこちらから課題も投げかけながら、ともに議論を交わして少しずついい方向へ変えていきたいというふうに考えています。

さまざまな課題が出されていますが、すべてを一遍に解決ということにはならないかもしれませんが、一つずつ着実に議論をしながら香美市としての方向性をしっかり考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、物部町への地域密着型老人福祉施設の整備に関してですけれども、スケジュール等々お答えをいただきまして大体わかってきました。ただ、前回、昨年3月に直前で白紙に戻ったという部分につきまして、これは建設のコストが、急激な材料費の高騰で上がった、そのために白紙に戻ったということですが、少々そのコストが上がっても建設をして運営をすればある一定の採算が最終的にはとれると、そういうことであれば材料費が上がって建設コストがかかるということでやめますということにはならなかったんじゃないかというふうに思うんです。そういう経緯から考えまして、やはり事業者の方は、一定の採算がやはりとれなければ経営をしようとしたくないのではないかと、まして赤字覚悟でやろうという業者はいないんじゃないかと思うわけです。

そこで、この公募につきまして、やや前回のことを踏まえまして心配をしているところです。それがその後の質問の市独自の支援は考えていないかというところにつながっていくんですけれども、まずは、スケジュールはできましたですけども公募して手が挙がらなかったと、そういうことになりますとそらスケジュールも何もあったものではないわけですから、この公募で幾つかの事業者の方が手を挙げていただけるのか、自分の心配はそこにありますので、そのあたりについて見解をお伺いをしたいと思います。

それから、保育教育につきましてですけれども、本市の保育教育のあり方につきまして担当課長さんから保育教育の理念というものを述べていただいたわけですが、自分の言いたいのは本市の保育行政、保育教育の根幹の部分は、先ほどの質問でもお話をしましたですけども自分たちの実施してきたことがすべて正しいのだからあなたたちもそれに従いなさいと、これが現実に今の香美市の保育教育の根幹であるというふうに僕は思っているんです。ですから、この部分を改めてよいところは取り入れると、そういう見直しも含めてしていただきたいなど、そういうふうに考えてるんです。ご見解をお伺いを

したいと思います。

また、帽子着用につきましては、お便りで保護者に、いわば保護者任せにしているわけですが、かぶってない子には園が貸し出しをして、外で遊ぶときはかぶるように指導していることですが、見ればわかるんですけども着用せずに遊んでおる子が多いです、それが実態です。紫外線については、以前はそんなに言われてなかったんですけども天気予報でも必ず紫外線の情報を流す時代でございまして、以前はやってなかったけど今はやらなくちゃいけないということはやはり取り組んでいただきたい。保護者任せにするよりは、できればイニシアチブをとって、子どもにすべて構えるようにして、必ずかぶるような指導をしていただきたいというふうに思います。ご見解をお伺いしたいところでございます。

また、これは教育長が人権広報あけぼので書かれていた文章があるんですけども、子どもたちが教育の主人公で、子どもたちにしっかり寄り添いながら、一人一人が大切な存在であることを認識し、人権の視点を一層大切にしながら取り組んでいかなければならないというふうに書かれておったわけですが、先ほど具体的事例を幾つか自分が話しましたんですけども、ちょっと教育長のこの方針とは反してる部分がありはしないかというふうに思うんです。そこで教育長のご見解を再度お伺いをいたします。

2回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 小松議員の2回目のご質問にお答えします。

公募について（業者の）手が挙がるのかどうか心配ということで、そうなった場合にどういう対策を考えているのかというようなご質問だったと思うんですが、確かに何人かの方からやってくれる事業者があるろうかねというような心配をお聞きをしております。確かに全国的にも地域密着型のサービスの施設整備が進んでません。それで、この3月に国が小規模の介護施設に対して交付金の増を検討をするということで、施設整備についての後押しを考えております。3月に検討するということでしたが、まだ交付金の増についての通知等はありませんが、全国的に進んでないという状況があるということは国も承知をしておりますので交付金の増があるのではないかと期待をしております。

また、市長会でも市長に、県の市長会へ提案していただいております、交付金の増とそれから施設の中の内容ですが、個室ユニット型にこだわらず多床室を幾らか認めてもらいたいという、そういった要望も市長会を通じて国へ要望をしておりますので、そういった緩和もされるだろうという期待を持っておりまして、また第三期の（計画）期間中でも事業者からはうちやったらこうやるにとかいうようなご意見もいただいておりますので、手が挙がらないことはないのではないかとというふうには考えております。今年度いっぱい国の変化等があらうかと期待をしておりますので、好転していくのではないかとというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 小松議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

2点のご質問だったと思いますけども、1点目は、よい点を取り入れた保育を行っていただきたいということやったと思います。

先ほど1回目の答弁で申し上げましたように、理念といいますか香美市の保育方針につきましては述べさせていただきました。保育方針につきましては、香美市は統一的なものを定めて実施をしております。しかしながら、この方針に基づきまして各園で保育目標というものを定めております。また、各保育園は環境も人数も違います。そういった中でいろんなやり方をしなければならないと思います。同じような画一的な方法というのはなかなか難しいのではないかというふうに私も思っております。それぞれのよい点を尊重しながら保育に生かしていくような努力をしていきたいと思っております。なお、毎月園長会を連絡会とともに議論の場としておりますので、この中でも取り上げながらさらに深めていきたいと思っております。

また、帽子の着用の件ですけど、先ほど申されましたように香北、物部のほうにつきましては、注文を園のほうで受けて持ってない児童について購入をしていると、その他の保育園につきましては、各家庭にあるものを持ってきていただいているという違いでありまして、同じように各保育園のほうには持ってきていると思っております。なお、着用については多少のばらつきがあるということですので、そのあたりもまた確認して徹底していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 小松議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

子どもたち一人一人をしっかりと見詰めて、子どもたちが教育の主人公となるように教育を行っていきたいという思いは同じであるというふうに思っていますが、いろんな点で意見を闘わさなければならないことはたくさんあると思っております。そういう中で、一昨年から保育園と小・中の教職員が同じ課題を持って研修をするというふうな場を設けて取り組みをしてきております。昨年度はそれに加えて幼稚園の先生方にも声をかけて、来ていただいて、保・幼・小・中一緒に研修を行いました。今年は、単に講師の先生を招いてお話を聞くかということだけでなく1本保育園の取り組みで実践発表をしてもらい、小・中学校からも実践発表をしながら共通の取り組みについてどうしていったらいいのかというふうな意見交換の場も持って、さらに研修を深めたいというふうに考えています。そして、そこでの大きなテーマは特別な支援を要する子どもたちに、昨年の講師の先生からは気になる子どもへの支援という形での講演をいただいたわけですが、そういう子どもたちに対して保育園ではどういう実践をしているのか、小学校では、中学校では、そういうことを共通の課題としてお互いの意見を交換し合いなが

ら、よりよい子どもの育ちへつながっていけるように研修を深めていきたいというふうに考えています。そういった取り組みを基本にしながら、今後保・幼・小・中の連携がしっかりできていくように取り組みを深めていきたいと考えています。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 3回目の質問をさせていただきます。

まず、帽子着用状況につきましてですが、すべての園が結果的には同じようにやりますよということでございますが、じゃあ、確かに持ってきているのかもしれませんが、子どもね、子どもが、実際かぶってないんでこれは指導してないということです。直接行って見ればすぐわかりますので、見ていただいて指導をやはりしていただきたいというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

それと、園長会、月1回開いて意見交換しているということでございますが、やはりその席で、自分が一番最初にご指摘をさせていただきました、自分たちのやり方が正しいということでなかなかよいと思われる部分を取り入れずにそのまま通してしまうという、そういうやり方が実際あると、こういうことですので、そういう部分をやはりもっと柔軟に、時には臨機応変に、今の時代に合った方向というかそういう方向に改めて、改善できる部分は改善していこうということを園長会で訴えていただきたい、方針として教育長から直接言っていただきたいと、そういうふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

あと（地域密着型老人福祉施設の）施設整備につきましてですけれども、国がいろいろ今後交付金をふやすとか、いろいろそういう計画があるということなど、手を挙げる事業者はいるだろうということですが、若干不安もありますけれどもそういう方向でいただこうと祈っているところでございます。今少し調査をしたところですが、香北町にございます特別養護老人ホーム白寿荘ですが、ここに入所の申請をしているけれども満員で入れない、いわゆる待機組と、待機をしてる方で物部町在住の方が特養のほうで12名、養護のほうは7名、合計19名がいわゆる待機組、物部町の方で待機をしている方がおります。また、私事になって恐縮でございますけれども自分の祖母、家は大栃にあるんですけれども今その白寿荘のほうに、特養のほうでお世話になっているところです。ちょっと認知症が進んできておりまして、自分が会いにいくと「もうまあ大栃へ帰ろうと思いう。」と、こういうふうにたびたび言うわけでございまして、ただもう手足もかなり衰えまして1人では生活ができないわけですが、それでもやはり住みなれた、生まれ育った土地で暮らしたい、こういう思いあるわけでございます。そういうところでございますけれども、この香美市の中で物部町だけがこういう施設がないのが現実です。最も高齢化率の高い物部町にはないわけでございますので、何とかこの施設の建設につきまして、できれば市長さん、市長さん、できればきょうの午前中に次回市長選についても決意表明をされました市長さんに、この計画の期間中に、それはもう物部へ施設を建てましょうという決意も一言いただければと、ありがたいがなと、そ

ういうふうと思うところでございます。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 小松紀夫議員の3回目の物部町への地域密着型老人福祉施設整備についてのお答えをさせていただきます。

課長のほうから話をさせていただきました。この施設につきましては合併協議の中で随分議論をされまして、そして物部町に建設をするという運びの中で計画を進めておりました。小松議員さんご承知のとおり状況の中で残念ながら一時挫折をしたわけでございます。しかしながら、今期の計画にきちっとのせまして、そして建設をするという方向で進んでおります。いろいろと心配されることもございますが基本的には建設をするというもとで、常に私も保険課長とお話をしながら、どういう状況で進んでいくぜよと、またどういう方法でやっていくぜよということも常に話し合っておりますので、どうしても建設をしなければならないと、そのように私自身も思っておりますのでまたひとつご協力、ご指導をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 小松議員の3回目の質問にお答えをいたします。

帽子の着用につきましては、また、るる教育長ではありませんがあいた時間に現場を見させていただきたいと思っております。

それから、園長会での議論、指導の件ですが、園長会では各人の意見を尊重するように、できるだけ多くの園長から意見を聞くように振っております。確かに意見の多い園長さんと余りない園長もおられるのも事実でございます。一応私も双葉保育園のほうの園長を兼務しております、その件に関しましては意見を申し述べさせていただきますので、できるだけよりよい保育のために議論を尽くしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

暫時15分間休憩をいたします。ちょっと休憩中に協議をしたいと思っておりますので、ちょっと長いですがけれども15分休憩をしたいと思っております。

（午後 2時03分 休憩）

（午後 2時20分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫です。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきますけれども、少し質問要旨の訂正をお願いしたいと思います。11ページの「(2) 木質バイオマスによる活性化」ということで、3行目「このビジョンを否定するものではないか？」となっておりますが、

「このビジョンを否定するものではないが」というふうに「が」に訂正をお願いをいたします。

まず、香北町の白石地区の崩壊対策についてお伺いをいたします。

同地区の宮本、中屋地区には4戸の人家と耕作地がありますが、このうちの1戸の敷地内の鶏舎、鶏小屋ですけれども、と納屋の間の通路は物部川沿いに地盤が下がっており、納屋内のコンクリートにもクラックが見られるのであります。また、耕作地は元水田ですが、同じく物部川沿いに向け傾斜し、水が張れず畑として耕作をしているのが現状であります。この被害の発生している人家からほぼ垂直に七、八メートル下は物部川の河川敷となっており、住んでおられる方の話では「豪雨で永瀬ダムが放流をした際は敷地から三、四メートル近くまで水位が上がる。」とのことであります。また、「被害が拡大したのは五、六年前からで、川の中州が高くなり過ぎたためではないか。昔は漁をするやな場として利用するとともに市内のI社が砂利をとっていたため砂利が堆積することはなかった。」とも言っておられたのであります。調査当日は中央公民館で尾崎知事の地域アクションプランの説明会がありましたので崩壊や地すべりが心配される物部川南岸を確認をしたところですが、物部川によく見られる通称黒磯と言われる風化に弱い地質で構成をされておりました。こうした地質が道路沿いで見られるのは県道久保大宮線立花から平井、神池、黒代、五王堂などで、林道亀ヶ峠線黒代分岐では、道路開設時基礎部分を掘ったためにかかなり上部から崩落をしたのであります。また、林道楮佐古松床線、現在市有林となっている場所も同様であります。川の状態については後日調査しましたが、中州は永瀬発電所導水管から三、四百メートル上流まであって、幅は広いところで100メートル、高さ三、四メートルとなっています。川の流れは永瀬ダム放水ゲートから猪野々でほぼ直角にカーブし、旧香北町、旧物部村が設置していたごみ焼却場直下で緩くくの字形にカーブした後はほぼ直線で永瀬発電所の放水口まで続いていて、その後川幅が狭くなりS字形に流れを変えています。ダム放流時には激流となるものの、被害の発生している人家や耕作地のある宮本、中屋前で川幅が広がっていることや、すぐ下流は川幅が狭く、かつS字になっていることから中州が発生したと考えられるのであります。また、放流した水は激流となっていますし、ほぼ直線で流れてきますので中州を乗り越し、一定流れると水面は水平になろうとしますから水は左右に分かれますし、下流は川幅が狭くなっているために複雑な流れとなって人家の敷地や耕作地の基礎を洗い流しているのであります。中州にある松の木の1メートル50センチぐらいのところに流木が巻きついており、水の速さと中州を乗り越していることを証明するものであります。先ほども申し上げましたが、基礎となっている岩盤は地表にあらわれると風化によってぼろぼろと崩れるのであります。水の流れが基礎部分を洗うとその上部は小崩落を起こし、それでも残った部分は木の根や竹の根によって何とか崩壊を免れています。

この地すべり崩壊対策については、平成19年12月13日付で当時の区長から、今

言いますと自治会長になります。市あてに要望書が提出されていて、市からは平成20年度から県協議をする旨の回答がされています。また、本年2月26日、猪野々集会所で県企業局が開催した関係集落への説明会の質疑、応答の中で質問をしたとのことでもあります。これを受け3月3日、県河川課3名が訪問し聞き取り、現地調査をされたとのことではありますが、前向きな回答はなかったようでもあります。その後6月18日、県河川課3名、香北支所3名が再訪されたとのことではありますが、住んでおられる方にとっては納屋が崩落するかもしれないという不安を持っておられます。市は市民の命と財産を守る義務がありますが、このように危険な場所についてはもっと積極的に介入し早期に解決をすべきと考えるところではありますが、所信についてお伺いをいたします。

2番目に、林業振興対策についてお伺いをいたします。

15年前の木材価格は、杉3メートル材、1立方当たり2万2,000円から2万4,000円、4メートル材で2万円から2万6,000円だったものが、現在では3メートル材で5,000円から6,000円、4メートル材で1万2,000円と4分の1から半分の価格となっていて、山林所有者の生産意欲は減退をし間伐作業を行うことは困難となっています。このことは、森林組合など林業関係に職を求めている方々の仕事量の減少が心配されます。物部町の林業会社では主に皆伐を行っていましたが、合板製造会社から受け入れを断られたこと、また一斉に伐採するために五、六千円の価格では搬出単価を下回って、伐採すると赤字が拡大するために現在事業を休止をしているのであります。県の地域アクションプラン説明会で香美森林組合長から、「輸入木材の制限と出荷調整などを行い大径木の生産を。」との意見がありましたが、香美市内の山林所有者の所有林は3ヘクタールから5ヘクタールで、しかも点在していて効率的な作業ができないのが現実であります。また、搬出間伐では一部補助金が上乘せされますが、今の市況ではこれをプラスしても経費が上回るため間伐が進まないことが危惧され、こうした作業に携わっている物部森林組合や香美森林組合の作業がなくなるおそれがあるのであります。そこで、高知中部森林管理署等と協議し国有林の間伐作業の前倒しもお願いすべきと考えますが、相手のあることですから緊急避難的に仕事を確保する必要があるのではと考えているところでもあります。そこで、短期と長期に分け次の2点についてお伺いをいたします。

まず、作業道の開設についてであります。本市では作業道開設についてメートル当たり1,500円補助をしていますが、作業道開設時の支障木や作業道開設後の間伐材の販売代金や搬出材に対する補助金を負担としてきたところでもあります。搬出経費を下げするためには林道や作業道は不可欠ですが林道には規格があつて、実際使用する場合には本当に必要なのか疑問に思われるような構築物があるなど、価格を押し上げるため道路密度の拡大につながりにくくなっている所以であります。国・県の制度を活用することはもちろんですが、道路密度を高めるためには規格のない、価格の安い作業道を計画的に開設する必要があります。特に作業道は山なりに開設するために林道に比べのり切りが

少なく、地下水の流れを変えませんし、路面にウエーブをつけることによって降った雨水は1カ所に集中せず、沢や谷の水を余り汚さず環境に優しい工法とも言えるのであります。しかし、現在の木材価格では、11トントラックで単純に計算しますと1台当たり5万円の売り上げで、伐採費用や搬出、運搬費用を差し引くと山林所有者は不足分を持ち出さなくてはならないのであります。昨年前半までは、作業道開設に伐採した支障木や作業道開設後の間伐材の生産額や搬出材に補助される負担金、補助金などを活用していたのであります。また、物部町内や香北町東北部などのように急峻な山の場合は、県や市の補助金では不足するため山林所有者は、先ほど申しましたように材価で補いをしておりましてけれども、現在の材木価格では将来のめどが立たないことから間伐も進まないのではと危惧されます。このことは作業道開設や皆伐、間伐などで経営している物部、香美両森林組合の経営を圧迫するのではと心配されるところでもあります。両組合では、就労している方は100名近くいて市内の重要な雇用の場となっているのであります。

そこでお伺いをいたします。現在の県・市の補助金では、山林所有の方は進んで作業道開設をし間伐するまで考える意欲は見られないのであります。計画的に作業道を開設し市の約90%を占める山林の有効活用や森林の持つ多面的な機能を守るためには、県には国の制度のようにのり切りの量によって補助率を変更するよう要請しながら、市としては当面山林所有者の負担が要らない制度によって両森林組合の仕事量の確保も必要と考えるところでありますが、所信についてお伺いをいたします。

続きまして、木質バイオマスによる活性化についてお伺いをいたします。本市では、香南市とともに香南香美地域新エネルギービジョンを策定していて、その内容は「木材を利用し半炭化ペレットを製造する、そして、その焼却灰は肥料として利用する。」としているのであります。私はこれを否定するものではありませんが、もっと利用価値が高く用途の広いエタノール製造も検討すべきと考えるところであります。このことにつきましては過ぐる議会でもお伺いをいたしました。広島県に本社のある株式会社ジュオンは、樹木由来のディーゼル排気ガス浄化水溶液、略しますとBCLですけれども、を製造していますが、森と生きるという意味から樹木の「樹」と恩を返す「恩」から（会社名を）名づけられたものであります。この株式会社ジュオンでは、広島県庄原市に木材24トン処理可能なエタノール製造を目的とした工場を建設中で、平成23年から本格稼働するとのことで、5月13日に庄原市役所と工場建設中の工場団地内を視察したところであります。（広島県）庄原市役所では木質バイオマス活用プロジェクト構想について説明を受けましたが、この構想に至ったのは本市同様木材価格の低迷、担い手不足などによる森林の荒廃が進んだことと、市長の公約によるものとのことであります。（広島県）庄原市の面積は1,246.6平方キロ、森林面積は市の面積の約84%に当たる1,050平方キロで、うち人工林は38.9%であります。（広島県）庄原市は、平成17年3月末に7市町が合併をし市制を施行していますが、これと同時に

庄原市地域新エネルギービジョンを策定、平成18年には庄原森のバイオマス産業団地構想、平成19年には庄原市地域新エネルギー重点ビジョンを策定し、具体的な取り組みとして以下の7点を上げているのであります。

平成19年からは、木質バイオマスエタノール製造実証試験として、株式会社ジュオンは庄原市の間伐等施業後の林内残材を利用して布野工場で排出ガス浄化溶液を製造しており、この排出ガス浄化溶液を抽出した後のチップを酵母などを用いて発酵によるエタノールの量産化実証試験を行っています。

2番目に、同じく平成19年には、二酸化炭素の排出削減と木材関連産業の活性化及び森林環境の保全を目的に温泉施設で使用する灯油ボイラーを、木質バイオマスを使用する木質チップボイラーへの変更をしています。

3番目に、公共施設へのペレットストーブ導入として、平成19年から平成20年度に市内の小学校21校に35台、公共施設へ25台、計60台を設置、学校教育では環境に関する意識醸成などを目的としています。

4番目に、ペレットストーブ購入促進補助金として、市内の個人及び法人がペレットストーブを購入する場合12万円を上限に3分の1を助成する制度を創設しています。

5番目に、（広島県）庄原市では新庁舎を完成されていますが、庁舎の空調エネルギーを補う木質ペレットボイラーを導入していて、地中熱熱源システムとの併用によって環境に配慮したエネルギーの利用と木質バイオマスの有効活用を積極的に進めるとしています。

6番目に、木質バイオマス利用プランとして、木くずから排出ガス浄化水溶液、プラスチックの原料となるリグニン、インクの原料となるセルロース炭素を製造するプラントを庄原工業団地に建設中であります。

7番目に、間伐材や林地残材を活用し、市内のペレットストーブやペレットボイラーへの供給を目的にペレットを製造するとしています。

そして、株式会社ジュオンの製品の特徴と使用可能なものを上げますと次のとおりであります。

排出ガス凝集液、これは先ほど申しましたように船舶やトンネル工事で使用する発電機で発生するすすを回収、洗浄、焼結、焼いて固めるというんですね、すると、燃料電池の電極材であるカーボンナノチューブの原料として供給が可能としています。

2番目に、バイオエタノール、樹木から製造するため今主流となっている食料を原料としておらず、食料不足や価格の高騰を招くことがない。

3番目に、リグニンは、EUでは環境問題から25%以上植物由来のプラスチックをブレンドすることを求めていますし、日本でも家電メーカーなどではこれら植物に由来するプラスチックが利用されるようになってきています。

4番目に、セルロース系の炭素でございますが、複写機、印刷機に使うトナーやインクの黒色の原料はアセチレンガスを不完全燃焼させてできるすすを原料としているので

すが、複写機や印刷機は消費者に近い製品を提供しているということで、これらの製造メーカーは環境問題、安全性から石油系セルロースから植物由来のものに交換する研究開発が進められているようであります。

現在工業団地に建設中のプラントでは1日に24トンの木材を利用するものですが、用地は6,000平米、建物が2,300平米で、総事業費30億円、プラント24億円のうち12億円は国の補助金となっています。本格稼働するのは平成23年からですが、リグニンを1,000トン、セルロース系炭素を800トンを製造し、年間販売額を11億円と試算しています。製造原価は5億600万円、平成23年には税引き前純利益は1億9,500万円となっていて、平成27年からは税引き前の純利益は4億円以上となっているのであります。ただし、この材料原価では、木材価格をトン当たり5,000円、総額3,600万円としているところであります。しかし、先ほど申し上げましたように税引き前純利益から考えると、(木材価格が)トン当たり1万円から1万5,000円程度となっても十分利益を上げることが可能であります。日本のポリプロピレン市場は2001年調査では2,400万トンで、EUのように25%植物に由来するものに置きかえたとするとリグニン600万トンが必要であります。これら植物に由来するエタノールやリグニンなどについてもっと積極的に研究する必要があると考えておりますが、所信についてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長(中澤愛水君) 香北支所地域振興課長、竹内 敬君。

○香北支所地域振興課長(竹内 敬君) 門協議員よりご質問のありました件につきましてお答えをいたします。

香北町白石地区崩壊対策についてですが、平成19年12月13日付で当時の白石地区自治会長名で要望書が提出されています。その後、昨年1月より高知県中央東土木事務所も含め現在まで現地調査を数回行い状況変化等の確認を行いましたが、当初確認時からこれといった変化は見られておりません。現地調査の結果、河川水流部から宅地部までの高さは約20ないし30メートル程度あり、斜面中間付近には上流上部からの流入水を受ける小段もあり、一部岩盤等の露出部の表面風化は見られるが、木々が多く植生をしているため当該住家への影響は少ないものと思われまます。

なお、非常時の河川水位については、前後の河道確認等により宅地付近までの上昇は確認できませんでした。また、河川状態については、両護岸付近に天然の玉石等が堆積し、水は河川中央付近を流れており護岸への直接の、現段階での影響は見られませんでした。緊急時の永瀬ダムからの放流について、「最大計画流量は毎秒2,700立米、当地区上流の新御在所橋への越流はある。」との県の報告はありますが、実際の放流量については毎秒2,000立米以下の放流であり、橋けた下余裕高さ1.5メートル以上確保での運用となっております。ただ、一時的水位上昇は考えられますので、そのための護岸侵食による復旧は河川管理者にて可能と考えられます。なお、県土木事務所と協

議をし、河川及び水位等の関係を明確にした横断図作成の測量を考えております。これにより管理区分を明確にし今後どうするべきかを、負担金等の関係もあるため土地所有者及び県関係機関と協議を行いたいと思っております。また、関係機関と連携をとり、人家付近でもあるため経年変化の確認も兼ねた危険地区パトロールを行いたいと思っております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 門脇二三夫議員の作業道の開設についてのご質問にお答えいたします。

平成20年度における作業道開設実績としましては、緊急間伐総合支援事業、森の腕たち育成事業、間伐実施事業などにより42路線、延長3万6,779メートルの開設を行い、森林の見回りや造林、切り捨て間伐、搬出間伐の推進を図っております。市の単独事業における平成20年度の実績は、緊急間伐総合支援事業の中の保全型作業道整備事業で12路線、延長2,834メートルの開設を行い、事業費618万6,000円、補助額425万1,000円となっており、1メートル当たりの補助額は1,500円、平均補助率は69%となっております。現在の木材市況を考慮した場合搬出間伐を行っても採算がとれない状況となっておりますが、環境、木材の将来性を考えた場合間伐は必要不可欠であり、そのためには作業道開設も重要であります。しかしながら、計画性のない個々の道を開設するより施業計画に基づいた、例えば森の工場を設置し、費用対効果等を考慮して、補助率アップ等を含め検討していきたいと考えております。

続きまして、木質バイオマスによる活性化についてのご質問にお答えいたします。

現在の木材価格は、世界同時不況による住宅着工戸数の減少などにより木材需要が低迷し極めて安価な市況となっており、このままの状況で推移しますと国内林業が産業として成り立たなくなるのではないかとの危機感を持っております。こうした状況もあり、5月中旬に関係者数人で木材を原料に付加価値を高めたバイオマス製品の開発を研究しております広島県庄原市の株式会社ジュオンのバイオマス関連産業の視察を行ってきました。この会社は、（広島県）庄原市と連携し木質系バイオマスを活用した事業展開を進めており、（広島県）庄原市が研究用の施設を建てジュオンに無料で使用してもらい、バイオエタノール、バイオプラスチック、セルロース系炭素の製造、利用等に向けた研究開発を進めております。この会社は平成21年度から新しい工場の建設を約30億円かけて行う計画で、この工場が完成するとエタノールを製造する過程から出る副産物として年間にリグニン1,000トン、炭素750トンを製造し、16億2,500万円の販売を見込み、原料となる木材は日量24トン、購入単価は1トン当たり5,000円を見込んでいたとのことでした。エタノールの製造につきましては、木材の付加価値を高めた有効活用の可能性もありますので、視察に同行しました高知県企業局並びに門脇議員のお知恵もかりながらまずは各種調査の作業を進めていきたいと考えております。

よろしく。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

まず、香北町白石地区の崩壊の可能性のある敷地ですけれども、課長のほうから説明はいただきましたが、南岸も流れはあります。というのは、先ほど言いましたように中州の上にある樹木の1メートル50の（高さ）ところに流木が巻きついてたということは、当然両方へ、あこで（水が）分かれるということですので、そのことはご理解をいただきたいと思います。

それと、もう1つは、いろんな事業があると思いますけれどもこれ本当に住みゆう人は大変やと思うがですよ。納屋が崩れるかもわからん、そこに落ちたら崩落をしますのです。

それと、もう1点は、大事なことは、あこにある黒磯という（地層）のは我々は砂子って言いますが、ざらざらざらざら崩れる石ですので、必ず（水が地層を）洗うがです。現状は確かにかたいように見えるでしょう、岩盤ということがかたいように見えるんですが、実際はそうではないです。先ほど事例を言いましたように物部のほうでもそういう場所があって、萩野支所長はご存じですが猪野々のほうへ越すところ、あそこも同様の地質です。先ほど言いました（河川水流部から宅地部まで）25メートルから30メートルというのはもっと上流部やと思いますよ。その家のあるところはもっと下流ですので、私は何回も行きました、4回行きました。やっぱり現地を見て確認をしてやらんと、話だけで、上からのぞくだけではなくてやっぱり現場において川のほうからその家を見る。それから川の状態がどうか、あこは、発電所の放水口の下流域は本当に狭くなってS字になって、今度S字が直ったときには吉野ダムになってますよね、逆流する場合も考えられるんですよ。そういう波のことも、波となって返ってくるようなこともやっぱり考えていただかんと、ただ現場を見るでなしにいろんなことを想定しながらやっていたくということでその家の人の不安ものくでしろうし、できるだけ早い機会で解決をするようにしていただきたいと思います。

それから、作業道の件についてお伺いをします。

確かに課長の言われるとおりの森の工場とかいうふうに、作業効率のえいところへやったらえいです。しかし、これも実際の山主にしたら赤字なんですよ。今のところ、その工場の認定を受けたところはできるでしょうけれども、それ以降進むかどうかという心配がありますよね。そうすると、せっかくつくちゅうこの香南香美新城新エネルギービジョンもだめになるわけです、材が出んと。そういうことも見越して、やっぱりどういうふうにしたら一番安い単価でいくのかとか、一番どこが効率的にできるのかということを決めていただかんと、森の工場は今んところはつきます、事業で入ってますから、個人所有のところは（事業が）つく可能性がないんですよ。この前笹温泉の上部、若齢杉を切りました。11トン車1車で3万5,000円です。これやったら（黒字が）出

るわけないんですよ。貯金を出してまで木は切りません。ですから、早急に国のほうにも要望せないかんのは、京都議定書で日本は炭酸ガスを6%削減をしますよと、そのうちの3.8%を森林に吸収をさせますよということを書いてました。それが、平成17年2月16日に林野庁がこのままでは2.6%しか吸収ができない。それは何でかということ、林業不振と森に対する予算が少ないということも国自体が認めちゅうがですよ。そこで、森林組合の体質強化をとりあえずはするということで、全国に900ある森林組合を半分にするということで森林組合法の改正案が出てます。そういったことも含めてやっぱり国のほうにも、この問題については要請をする、先ほど言いました県のほうについてものり切り、国の場合は1万円から5,000円という幅があって、のり切りの多いところは当然単価が高いわけですね。高知県で見ても、皆が大正方式というのはえい方式やと思ってますけど、同じなのよ、物部のほう、香北のほうでやりよるのも。のりを切った分を山から持ち出さないという方法ですから、おんなじなの、結局は。ただ、山の傾斜がきついかきつくはないかということによって、例えば県の2,000円、3,000円という単価で抜けれるところと1万円でないで抜けれんところがあります。特に香美市の持つ山間地域というのは山が急峻ですので、やっぱりそういうことは要請をしてほしいなというふうに思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、竹内 敬君。

○香北支所地域振興課長（竹内 敬君） 門脇議員の2回目の質問に対しましてお答えをいたします。

まず、1つ目の河川から住家までの高さでございますけれども先ほどお答えで申し上げましたは現在の河川の水流通、流れている場所ですね、ちょっと離れたところになりますけどそこからの高さが20ないし30メートルということで申し上げたところでございます。

それから、現在の中州のところで、流木ではありませんけれども多少流れてきたものがひっかかっている状態も実際に見ておりますので、そこまで水が来ておるといのは確かでございますが、せんだって行きましたときにはもう草がぼうぼうで木々も繁茂しておりましたので、その流れついたものがいつ流れついたというのはちょっと実際によく把握してはおりませんが、実際としましては流れておることは確かでございます。

それから、そういうことも含めまして工事の関係としましては、護岸工事、それから途中のがけの治山部分、それから住家防災対策部分の3ところというふうに分けて工事が考えられますので、先ほども申し上げましたように今年の危険箇所パトロールも含めました、現地を見ました上でどういう工事が可能かというふうなことを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 門協議員の2回目のご質問にお答えいたします。

作業道等の補助率アップを含め国・県への要望をしていただきたいということでございます。

現在森の工場づくりにつきましては、将来にわたって安定的に木材を供給できる一団の森林区域ということで、1作業班が年間を通じて就業しましておおむね5年間継続して仕事があるという、それぐらいの広さでございまして、約、面積にしますと200ヘクタールという面積がございまして、それで、現在香美市内における認定済みの森の工場ですが、香北町地区が2,486ヘクタール、それから御在所、河野地区が439ヘクタール、それと中ノ川、小峯、クロヌタ地区が395ヘクタール、それと物部町地区第1号施業モデル地区が605ヘクタール、上穴内地区が240ヘクタールということで、5地区4,165ヘクタールでございます。これは、県の産業振興計画につきましても森の工場を含めて林業の振興と申しますか、生産性の向上、間伐の促進を図っていただきたいという計画もございまして、市としてもそういう取り組みをしていかなければならないというふうに考えております。

それで、現在の木材市況につきましては非常に安いということになっております。これは物部森林組合のストックヤードの単価でございまして、平成18年2月、これは合併の1月前ですが、ヒノキで4メートル材の15センチから16センチで2万6,000円、1立方です。杉が9,500円でございますが、現在、今年5月の単価ではヒノキが1立方1万5,800円、杉が8,200円という単価でございまして、現在もうちょっと下がっておるかと思っております。非常に安くなっております。現在搬出作業道もそうでございますが、搬出間伐に要する補助ということで森の工場では県の補助金として1立方3,500円出しております。それと市の継ぎ足し分が1,000円ございまして、4,500円を継ぎ足して、それでも今の木材価格ではなかなか経営が難しいというところですので、それで、搬出経費は立方当たり約1万円ぐらいかかりますので、先ほど申しました単価にこの4,500円の補助を上積みしましてもほとんど林家にはお金が入らないというふうな状況になっておりますので、作業道の開設単価とか、それから搬出間伐に要する経費とかいうものを含めて国・県に要望していきたいと、アップを含めて、アップするように要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。きのうからの一般質問ということで、もう（午後）3時でございますが、大変皆様方お疲れの場合、また2日間課長が席をあけたということで後々また仕事もあろうと思っておりますので、できるだけ簡単に質問をさせていただきたいと思っております。

また、私の質問につきましては、午前中に比与森議員のほうからも産業振興につつま

して質問もございまして大体の商工観光課長のほうからの答弁もございましたが、ちょっと私のほうからも質問させていただきたいと思います。私産業振興につきまして、1点だけ今回は質問させていただきましたので極めて通告書が簡単なものでございますけど。

それでは、合併をいたしまして香美市として発足し、はや3年3カ月が経過をして、合併時には2万9,829人の人口が今年、平成21年5月1日現在でございますが2万8,573人と、激しくはないものの今なお市外に住民の流出が静かに続き、人口の減少の一途をたどっております。人口が流出するということは、本市に娯楽施設がないとか歓楽街がないのかということではなく、基本的に働く場がなく、そのために特に若者が市外に流出するのが著しいのが今の現状であろうかと思えます。このような状況の中今後の本市の将来を考えますと、若者の流出を防ぐには働く場の確保が喫緊の課題であると、私はこのように存じておるところでございます。そこで、本市の経済の活性化、雇用の機会の増大を図るには、産業の振興以外にはないということは言うまでもありません。では、産業の振興を図るにはいかなる道があるかと考えたとき、1つ目には企業誘致、2つ目には地場産業の振興に尽きると思えます。こうした今の本市の状況を見ますと、雇用の促進を図るには手っ取り早いのが企業の誘致であろうと思えます。企業誘致をいたしまして地元雇用ということになろうと思えますが、本市の過疎化現象、若者の（流出に）歯どめをかけたいという思いで県と旧土佐山田町時代に工業団地高知テクノパークの7区画が造成されたと思えます。現在4区画で企業が操業されておりますが、残りの3区画についてはいまだに残された状態であり、県の商工労働部企業立地課だと思えますが、連携をとりながら企業誘致に懸命に努力されているようでございますが、成果が上がってないのも事実であります。これは努力が足りないというのではなく、産業の空洞化と言われる今日の時代の背景によるものであると私は理解しております。したがって、幾ら努力しても事態の変化の兆しもないのが実態であろうと存じます。

そこで、このような状況の中で、2つ目に上げました地場産業の振興、特に加工品の開発が香美市には必要ではなかろうかと、そういうことによって働く場の確保を努力すべきであると考えます。そこで、このたび高知県産業振興計画の実行に向けた計画が示されまして、6月9日に尾崎知事の住民説明会が開催をされ、物部川地域アクションプラン、香美市でのプランで香美市の事業の概要も何点か示されております。本市としてこの実行に向けて開発、研究をすべきと考えますが、どのように取り組まれるか所信をお伺いをいたしまして1回目の質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 山本議員の産業振興についてのご質問にお答えをさせていただきます。

特に、今県の進めております産業振興計画の実行に向けて市としてどのように取り組んでいくかということでございます。

ご承知のとおりこの産業振興計画につきましては、尾崎知事のいわゆる政策といましようか、尾崎県政をかけた大変大きなプロジェクトになっておるわけでございます。せんだつても6月9日には、中央公民館におきまして3市、物部川流域の住民を集めた説明会がございました。また、その前に5月11日でしたが、物部川流域の3市長と知事との懇談会をこの土佐山田町で、香美市で行ったわけでございます。順次こうした説明会を、県を7ブロックに分けまして推し進めてきておりまして、特にこの産業振興計画についての説明を、知事みずからが出て熱を入れて説明をしてきております。当日の資料も参考にさせていただきますが、さまざまな会議の中で今回ほど知事が先頭に立って、旗を振ってこの振興計画を推進をしていっておる姿というのを見るのは初めてでございます。今まで経験が私は浅くはございますが、いろいろな場合で知事の話、ほかの知事の方の話も聞きますけれども、尾崎知事ほど本当に職員の先頭に立って旗を振っておられる、あの姿を見るときに、やはり高知県の今の現状というものは知事の心の中に大変厳しい状況の中で映っているのだということを感じるわけでございます。

そうした中で特に知事が言われておりますことは、高知県の現状としましては特に人口減少が甚だしいということで、全国に15年先駆けての自然減が起こっておるということ、また、同時にこれからにつきましても全国に10年先駆けて進んでおる。同時に1人当たりの県民所得につきましても全国46番目という状況にあるというデータをもとにして、この高知県をいかに浮揚さすかということが伝わってくるわけであるわけです。知事は、ご承知のとおり国の財務省のほうでエリート官僚として活躍をされておられました。そうして外から高知県を見ていたのと違って、やはり自分で高知県へ帰ってきて、自分で各県内を歩いた中で、あるいはまた高知県の実態を見た中で、実感としてやはりこうしたものがあるというふうに思っております。ただ、そうした中で、見た中でまだ高知県が生きていけることも、要素もあるということも、そうした新鮮な目を見た中であるだろうと。どっぷりと高知県の中でつかっている者に見えない部分があるの知事には見えているのではないかなと、そんな思いがいたしております。確かに我々高知県にずっといる者につきましては、あるものが当然のように思っておりますけれども外から見た場合、あるいはまた新鮮な感覚を見た場合それは当然でなく、このことが売りになる、全国では希少価値の高いものである、そんなふうに思っておられるというふうに思いまして、我々としましてもやはりそうしたことを再発見をするという意味では大変刺激的で、また、同時に衝撃を受けたというのが実感でございます。

そうした1つの知事の考えのもとに今回産業振興計画が、各種団体あるいはまた住民の皆さん方の参画のもとに計画が樹立をされまして、そしてアクションプランが作成をされました。香美市は、この物部川流域として香南、南国、香美が一体となって一つのアクションプランを作成をしております。また、それぞれの市によりまして独自の計画もできておるわけでありまして、香美市としましては11のアクションプランの樹立をいたしております。これは一つ一つもうご紹介はしませんけれども、この中には特に

物部のユズの振興であるとか、あるいはまた木材の利用促進であるとか、また地場産業であります打ち刃物、またフラフ、そうしたものの振興であるとか、そうした今この地場にあるものをいかに、さらに磨きをかけてこれを販売ルートに乗せる、地産外商へ向けてこれを持っていくのかということまで来ております。今後こうした具体的なものを一つ一つ点検をしながら、また今県の地域産業振興監も一等級の方が派遣をされてきております。県と一緒にしましてこうしたものを底上げをしながら売り出していき、そして高知県の経済を支えていける原動力になっていく、そういうシステムをつくっていかうとしておるわけでございます。

この香美市から出ております項目につきまして、A、B、Cの3ランクに分けられております。そうした中で香美市につきましてはCランクの部門があるわけでございますが、CランクをやはりBランクに、Aランクに上げて、実質的にこれをやはり打ち出していくという1つの作業も必要でございます。また、午前中にも話がございました地域雇用創造推進事業ですか、これともリンクをしながら進めていくということも大変必要でございます。また、まだまだ課題もございまして、けれども県としましてもローリングを重ねて、現実化をしていけるようにしていくというふうな体制で来ておりますので、私どももそうした姿勢、県と一体となりまして事業を進めていくように努めてまいりたいと、そのように思っております。

先ほど言いましたように、私最初お話をお伺いしたときに絵にかいたもちにならんよというのを申し上げました。いろいろと計画は立てましてもなかなか、実行に移す段でこの果実というものがなかなか目に見えないというのがたびたびあるわけでございますが、今回いよいよ高知県の浮沈をかけた大変大きなプロジェクトでありますし、県を挙げて、知事が先頭になってこれを進めてきておりますので、香美市としましてもそのことを十分に理解をしながら県とともに一緒になって進めてまいりたいと、そのように思っております。また、このことは議員さん、また住民の方々のお力をからなければなかなかまた達成ができない部分もございまして、ぜひお知恵をおかりをしながら進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。

2回目の質問といいたいでしょうか、先ほど市長も言われましたように今回尾崎知事が先頭に立って、本当に高知県を何とかしようという思いでこのプランを立てて、振興計画も立てられたわけでございます。それによりまして、市長のほうもこのプランに沿って県との連携もとりながら今後進めていくというようなお話をいただきました。これはやはり市のほうでもかなり、これをやるようになれば仕事量もふえてくるわけでございますが、そうすることによって仕事量がふえればなかなか積極的にできないというような

こともあろうと思いますが、ある課ではもうこれ以上が仕事があったらできんということも聞いたこともあります。そういうことではやはり、幾ら、これは執行部が進めていかななくてはならないだろうと思いますので、その辺がやはり私は心配しておるところでございます。

それとまた、やはり市役所の職員がやるということは、なかなか動くにも限度が出てくるんじゃないかと思います。これは西土佐町ですかね、中脇さんという方がストローベイル山間屋というのをやっておるらしいですが、この人も役場の職員であったそうですがなかなか動きにくく限度があるということで、自分が退職してやろうという思いで今やってなかなか成功しておるようでございます。そういうことで、やはりこれは市民にも協力もしていただかなくてはならないということで、意欲がないとできんと思います。これはやはり、そして地道な活動になろうと思いますので、皆さんにもそれぞれの農協、婦人部とか、それぞれの団体がありますが、それぞれの皆さんに商品開発だとかありました場合には呼びかけてやっていただくような形にしなければ、それなりによって起爆剤となっていくと思います。

また、これは、最近では大学でも、あちこちの大学で食に関しての、食品開発が非常に進めて、地元の産品を売り出そうということであちこちでやっていただいております。また、お隣の南国市は工科大と産業振興について協定をされておるらしいですが、また香南市は高知大と協定をされて、地元の産業活性化につながろうということで協定をされておりますが、私は地元のこの香美市が一番先に工科大とこういう協定も結んでやるべきだったと思いますけどそれが何かできてないようで、お隣の南国市に、これが一番最初に工科大が協定をされた自治体らしいです。その協力分野については、教育の人材育成とか地域の文化と産業振興、地域の政策課題、地域の防災など7項目で、期間は3年間らしいですが、そして、まず地域の大学としての商品ブランド化など協力できる専門分野で連携したいということでございますが、私は地元の、工科大は香美市にございますが何でこれができなかったのかなという疑問も持って、せっかく工科大がありますので地域の香美市の発展にご尽力は絶対いただけると思うんです。それが何かできなかったかなと思って、それで今後工科大とも連携を組んでいただきまして、この産業振興にもやはり協力をいただいてやらなくてはならないと思いますが、その点を市長どのように思われるかお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山本議員の2回目のご質問にお答えします。

おっしゃるとおりでございます。大変職員に負荷がかかっております。特に国の緊急対策の交付金を初め新たなそうした制度の中で新たな事業が入ってきておりますので、職員は大変厳しい、仕事上、に迫られております。悲鳴を上げておる課長もこう見ますと何人もおりますが、本当に私もそれを知りながら、わかっておりながらあれもこれも

というふうはまだ申し上げておるわけでございまして、そうした中で先ほど申し上げましたようにこの産業振興計画につきましても、これも大変ハードな仕事がたくさんあるわけでございます。先ほど申し上げましたように官だけでやれるものではございませんので、特に民間の方々にも参画をしていただいて、そしてやっていこうというのがこの産業振興計画でございます。

また、先ほど申し上げました地域雇用創造推進事業につきましても、既に民間の方々にも参画をしていただきましてその事業を進めるようにいたしております。

また、同時に高知大学、高知工科大学との連携につきましても確かに協定は結んでおりませんが、合併前から高知大にしましても高知工科大にしましても連携協議会を組織をいたしております、常に情報あるいはまた議題等につきましても定期的に協議をしながらご指導もいただいております。市以外に協定を結んでという部分もございしますが、私どもは自分、工科大につきましても、このまちにある工科大でございますのでいつでも走り込んでお話ができる、そういう関係にあると思います。高知大につきましても、協定を結んで今進めております。今後もそうした連携をより強化しながら住民の皆さん方、あるいはまたそうした学の部門であります大学の皆さん方との連携をいただいて進めてまいりたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山本芳男君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は、6月25日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午後 3時25分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 1 年 6 月 2 5 日 木曜日

平成21年第3回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成21年6月17日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月25日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
収納管理課長	阿 部 政 敏	林 政 課 長	岡 本 博 臣
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住 民 課 長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	地 域 振 興 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長 兼 参 事	萩 野 泰 三
農政課長補佐	森 安 伸	地 域 振 興 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	明 石 俊 彦	幼 保 支 援 課 長	山 崎 泰 広
教 育 次 長	鍵 山 仁 志	生 涯 学 習 課 長	几 内 一 秀
学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン ー 所 長	和 田 隆		

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 府 川 愛

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 1 年 第 3 回 香 美 市 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(会期第 9 日 目 日 程 第 4 号)

平成 2 1 年 6 月 2 5 日 (木) 午 前 9 時 開 会

日 程 第 1 一 般 質 問

① 4 番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

7 番、千頭洋一君、8 番、小松紀夫君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。4番、大岸眞弓です。私は、住民こそが主人公の立場で一般質問を行います。

質問に入ります前に通告文の訂正をお願いしたいのですが、最後の端のページでチャイルドラインの質問ですが、質問要旨の2行目ですが、「県外などで」となっておりますけれども、これを「県外なので」と訂正をお願いします。

それでは、順次質問を行います。

まず1点目の、米軍の低空飛行訓練問題についてからお伺いをいたします。

米軍機の低空飛行訓練が四国の各県で頻繁に繰り返されています。特に今年になって頻度が増しています。四国には通称オレンジルートと呼ばれる米軍機模擬爆撃訓練ルートがあります。資料の1枚目をごらんいただいたらいいと思うんですが、オレンジルートと示してありますが、和歌山県方面から徳島県に入りまして那賀川沿いに香美市物部町へ、そして三嶺や梶ヶ森山系の谷間を低空で通り抜け、早明浦ダムや愛媛県西条市の変電所など7ポイントを標的に見立てて爆撃訓練をし山口県岩国に至るルートです。本山町役場では5月22日現在で、その資料にも真ん中辺の囲みにありますけれども40回、57機の低空飛行を確認しております。これは昨年1年分の飛行機数よりも多い、現在までの時点で確認となっております。土佐山田町在住のある方が、今年3月にお墓参りのため郷里の嶺北地域に行っていたとき、物すごい爆音とともに米軍機が間近に来るのが見えて思わず地面に伏せてしまったということでした。また、通過するとき山の木の枝が揺れるのが見え、あんな低さで飛ぶのかと本当に肝のつぶれる思いがしたことでした。嶺北地域では、騒音だけでなくいつ墜落するかもしれないという恐怖や不安が常にあります。実際、1994年に早明浦ダム上流に墜落しています。1秒ずれていたら小学校に落ちていたかもしれないという際どい地点でした。1999年にも香南市沖で墜落事故が起きています。しかし、それ以降も危険な低空飛行訓練が生活圏域を巻き込んで繰り返されております。去る1月27日、香美市の上空を飛行する米軍機EA-6Bプラウラーがカメラでキャッチされました。ちょうどそのときの写真をここに拡大して持ってきておりますが、（写真を示しながら説明）ここを、この山、これが高板（たかさか）山（後に「このいたやま」と訂正あり。）か何とかいう山って聞いたんですが、ここの位置を飛行しているのがとらえられております、この位置です。そして、それを拡大したのがこの写真です。この写真からその米軍機のEA-6Bプラウラ

一ということが判明をしております。撮影をしましたのは土佐山田町在住の写真家で、ちょうど矢筈山に登山をし山の写真を撮ろうとしてカメラを構えていたときに2機飛来してきたということです。

この写真をもとに、さっきも言いましたように写っている機体の大きさや周囲の山の高さなどから飛んでいる高度を割り出すことができるとのことで、先日日本共産党四国ブロック事務所で現地調査を行いました。この資料は四国ブロックのほうでまとめたものであります。2枚目に調査の状況を示しました資料をつけておりましてそのときの状況を、後で読んでいただければよろしいと思うんですが、私自身も平和団体やマスコミ、県外からお招きした測量士の方々に随行しまして矢筈山山頂での調査に参加をいたしました。測量士の方がGPSなどを使い写真とか聞き取りをもとに割り出したところ、最低安全高度を定めた航空法に違反している可能性が強いことが科学的に証明されました。お話によりますと、非常に精度の高い写真で極めて正確な数値が割り出せたのではないかとのございました。その複雑な数式の資料もあったんですけども、私では説明不能ですのでこれにはつけてはおりませんが、割り出した結果こういうことになったということです。この調査につきましては地元の新聞でも報道をされておりましたのでごらんになった方もあると思います。

この調査結果をもとに、去る5月25日には飛行中止を外務省に要請するとともに直接米軍に抗議するようにとの申し入れを県知事に対し行いました。対応してくださったのは副知事でしたが、副知事は、これまで県は2回外務省に要請をしてきているが再度要請します。その際にはこの調査報告書も添えて中止要請をしなければならない。今までは目撃情報等が主で、こういった数字で示した資料は初めてとのことで、役立つ資料として使わせていただきますとのことでした。また、そのときの担当課長や副知事のお話では、本山町などとは連携をとって、飛行が確認されたらメールで情報をやりとりするなどの対応をしているとのことでした。昨年7月16日に、沖縄県嘉手納基地に配備されております米空軍特殊部隊輸送機MC-130、1枚目の資料にMC-130ルートというのがありますが、これが徳島県の吉野川沿いに飛来しまして、川面すれすれに飛んでいるのが見えた、橋に当たりそうな低さだったので体が震えた、音もなく飛んできて部屋の窓に飛行機が迫ってきたなどの目撃情報が警察等に殺到し、墜落したのではないかとということで消防車、パトカー、救急車も出動して大騒ぎになったそうです。運動団体や徳島県知事は外務省を訪れ低空飛行の中止要請を行いました。米軍側は、飛行したのが米軍機であることは認めたものの高度は基準に違反していないとの姿勢に終始しておりました。しかし、抗議の声に、1カ月後には航空法の高度基準に違反していると認めたとのことです。米軍がそう認めたのは初めてのことで、繰り返しの要請や科学的に裏づけられた資料、写真を前に認めざるを得なかったのではないのでしょうか。

以上のことからお聞きいたします。香美市の上空を通過する危険な低空飛行訓練は中止を求めるべきであると思いますがいかがでしょうか。具体的には、住民から目撃情報

を収集するなどして県や嶺北地域とも連携し、ふるさとの空の安全、また地域の安全を守るために行動する必要があると思いますがお聞きをいたします。

続きまして、人権問題についてお聞きします。

昨年暮れに人権意識調査が行われました。調査の目的は、人権が尊重され差別のない明るい社会の実現と、さまざまな人権問題に関する取り組みを進めるための指針となる人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画策定のための基礎資料とするとされており、アンケートも終わりました。行動計画を策定する作業に入っているのですが、人権に関する基本的なことで疑問を持ちました。意識調査票の設問にも触れながら幾つかお聞きいたします。

まず、基本的人権のとらえ方という点です。A3の1枚目の資料、㊸と横向きになっておりますが、その資料をごらんになりながら聞いてください。この左側が調査票のコピーですけれども、「(人権全般)」とありまして、この問4のところ「香美市民一人ひとりの人権意識は、4～5年前に比べて高くなっていると思いますか。」という設問になっています。問3の「基本的人権について知っていますか。」というこの設問の流れから読み取りますと、市では一人一人の人権意識が高まれば基本的人権が尊重される社会になるととらえているのかということと、基本的人権を尊重するのは市民一人一人というとらえ方をしているのかという問題です。基本的人権という概念が憲法上どうなっているのか、もう一度考察し直す必要があるのではないのでしょうか。

A3の資料の2枚目をごらんになってください。右側に表のようなものがありますが、これは少し古いですが中学校の公民の教科書です。中学校では基本的人権をどのように教えているか。国家が個人の領域に対して、日本国憲法における基本的人権の体系というのがありまして、憲法における基本的人権の地位、そして人権の体系がずっと示されております。その中に人身の自由とか精神的自由とかいろいろありまして、その自由権的基本権というのが、国家が個人の領域に対し権力的に介入することを排除した自由権的基本権というのがありまして、憲法上の基本的人権というのはこの自由権で半分以上が占められております。そして、法もとの平等などの平等権、あとは社会権的基本権、そして参政権、請求権とあります。問題はこれをだれが国民に保障するのかということです。

憲法第97条では、あちこちしますけれどももう一度A3の1枚目の資料に戻ってください。右側のA"のところには憲法の基本的人権に関する条文を載せてあります。この第97条では、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」こういうふうになっております。憲法が国民の人権を保障しているのであって、そして、その憲法を遵守する義務を負っておりますのは、その下の第99条に定められておりますように「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を

尊重し擁護する義務を負ふ。」となっております。公務員の方は入職される時サービス宣誓をするかと思うのですがここから来ているのではないのでしょうか。憲法は天皇や大臣などの公権力に国民の基本的な人権を守りなさいと言っているのです。

ここで伺います。この調査票の人権のとらえ方は、基本的な人権の基礎をなす公権力や社会的権力と国民という縦の問題が抜け、法的手段や私人同士の話し合いで解決できる横の問題、国民相互の問題としてのみ描き出しているという弱点があるのではないのでしょうか。ですからこういう設問になるのではないのでしょうか。人権擁護推進審議会の2年にわたる議論の中でもこの公権力と国民との関係が欠落していることは指摘されつつ、答申は横の問題、横の問題でも社会的経済的権力と国民の関係は審議の対象外とされ、極めて狭い国民個人個人との関係に絞られてしまったという経過があります。その縦の関係、横の関係につきましては、さっきの憲法の条項の下にあります図を見ていただきましたらよく関係がわかると思いますのでつけてあります。今説明しましたように、そういう流れをくむ形で人権教育及び啓発が推進されてきました。基本的な人権を市民に対し保障する義務を負う公権力、もう少し言えば公務員は、基本的な人権を憲法的見地から考察し直す必要があると思いますがいかがでしょうか。

次に、人権教育についてであります。人権教育という概念は日本では比較的新しく、地域改善対策協議会意見具申や国連人権教育の10年などの国連関係機関からの影響を受けています。国連関係機関などでは、人権教育は人権としての教育と人権についての教育の2つの側面をもって議論されています。本市に限らず行政の言う人権教育は、これまで主に人権についての理解を深めるという側面から教育啓発が追及されてきたのではないのでしょうか。もちろん人権尊重の理念について深めることは大事ですが、それは人権としての教育の充実を前提として達成されるものです。教育それ自体が人権としての性格を持っている、つまり基本的な人権にふさわしい教育、人権としての教育を行政がどういうふう to 実現をしていくか、この観点に留意して議論することが大事ではないのでしょうか。

次に、調査票の設問について具体的にお聞きをいたします。調査票資料◎、3枚目ですが、同和問題のところの設問です。「同和地区や同和問題について」という記述があります。同和地区という概念は、2002年、平成14年にすべての同和対策事業が失効し一般対策に移行することによりまして解消されています。一般対策とは同和地区、同和関係者に限定しない通常の施策のことであって、そのことが十分に認識されていないのではないのでしょうか。行政が同和地区や同和地区の人が存在するとの認識を持っているとしたらそのこと自体が問題です。逆に、「ここに書いてある同和地区とはどこですか。」と問われて答えることができるのでしょうか。また、この設問の目的は何なのかお尋ねをします。

次に、問9と、資料の⑧ですがその副題、そして資料の◎3枚目の問13、問14の設問の問題点についてお聞きしたいと思います。「(あなたご自身が差別をした体

験)」のところで、問9ですが、副題の7は別にしまして副題1から副題12までの項目は人権侵害事象が差別を要因として起きたもの、人権イコール差別とする書き方には問題があるのではないのでしょうか。また、市が市民の方々にあなたは他人を差別したことがあるかと聞くことが問題です。市民から市に向かってあなたは市民を平等に扱っているかと聞くのであればまだわかります。副題12、副題13、副題14の設問も市が市民の意識に介入しており、憲法で保障されました内心の自由を侵すもので問題があると思います。人権が尊重される社会を目指す意識調査において、こうした取り扱いをすること自体がこの問題から市民を遠ざける結果になっているのではないかと思いますがいかがでしょうか。

次に、⑤です。人権教育、啓発の主体はだれかということであります。これまでの行政主導の人権教育、啓発には幾つかの課題が見えてきたと思います。人権に対する国民の理解は不十分であるという認識を前提とした、行政があたかも国民の意識変革を担うかのような教育、啓発は、人権問題の解消につながらないばかりかおくらせる要因となっております。意見具申にも指摘をされております。国民の間に人権問題に対する理解を深めることはもちろん必要ですが、その場合も行政としてできることは、学習会、講演会などを通して多様な物の見方、考え方、知識、技術などを提供することであります。また、学習会の内容が偏重したものにならない、参加、不参加の自由、発言の自由が保障されることが肝要です。そうした自由な人間発達の中でこそ、いわゆる差別的意識や偏見も解消されていくのではないのでしょうか。人権教育、啓発をするのは行政で市民はそれを受ける側という図式を脱却し、市民みずからが生活を通して実感された生活課題を解決するための学習の場、社会教育の場の保障こそが大事ではないのでしょうか。

以上、お伺いをいたします。

次に、内閣府が行いました男女間における暴力に関する調査の平成20年度の結果についてです。

調査対象は全国の20歳以上の男女5,000人を対象としたものです。調査によると女性の3人に1人は配偶者から何らかの暴力を受けたことがあり、このうち13.3%が命の危険を感じたと答えています。また、最近未婚のカップル間での暴力もデートDVと呼ばれ問題になっています。10代から20代のときに交際相手から暴力を受けたことがあるとした女性が13.6%、このうちの約半数はけがや精神的不調をこうむったとし、命の危険を感じたと答えたのは2割強に及んでおります。被害女性は仕事、アルバイトをやめたなどの生活上の支障があらわれています。これらの結果を一読して思うのは女性から男性への暴力もふえつつあるということです。また、異性から性的暴力を受けた女性が3.1%で、その時期が小学校入学前や小学校のときとの回答もあり、人権を著しく侵害される男女間の暴力が減っていないことに暗たんたる思いです。

そこでお聞きします。この男女間の暴力は、不安定な雇用とか貧困、後に問う自殺者

の増加などとともに人権の問題として今最も今日的な行政の課題ではないでしょうか。DV防止法や法改正が整備されまして社会的認知は大分深まってきております。本市においてもDV被害者に定額給付金を給付するなど進んだ取り組みをされておりますが、相談体制や被害者を危機から直接救う手だてなど根本のところでは十分とは言えません。少なくとも被害者が加害者から逃げ回りながら暮らさなくてはならない状況の解消が急がれます。市としてこの問題で一度調査をするなどして包括的に取り組む必要があるのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、人権の問題で最後の質問です。先日の同僚議員へのご答弁も踏まえお聞きをいたします。2008年の自殺率は30代が過去最高との報道がありました。自殺の原因で就職失敗が40.6%ふえ、失業が20.4%、生活苦が13.4%などとなっており、昨年来の経済不況や内定取り消し、派遣切りなどの影響が見てとれます。また、つらいと思うのは中学生の自殺が45.1%増、小学生も12.5%増になっていることで、子どもから高齢者まで本当に生きにくい世の中になってしまっている、周囲の援助も届かなかったのかと無念です。

ここでお伺いをいたします。先日のご答弁では、県のほうで自殺予防情報センターが立ち上がりまして、それがまだ間がないので連携には至ってないとのことだったと思うのですが、連携して情報を伝え合うことも大事ですし、県下的にネットワークづくりは急がれると思います。この問題でもう1点大事な視点として、市民と行政がつながる場があるということではないのでしょうか。先日の同僚議員へのご答弁の中で次長が、少年を指導をする中で就職の相談にも乗って、自分で仕事を見つけてといういいお話があったんですけども、でも話していただくのに、なかなか人間関係をつくるまでに時間がかかるということで、時間のかかる問題ではありますけども市と行政がつながる、信頼関係ができるということがとても今大事ではないのでしょうか。若い人が、派遣切りに遭っても自分が悪いんだと思ってしまいただれにも相談できなかったというような話を聞きます。今自己責任の名のもとに人と人が分断されている状況があります。失業、病気や営業不振などで、まず市役所には納税に関する相談、国保保険税に関する相談、生活保護の相談などさまざまな相談が寄せられていることと思います。その相談に丁寧に応じ、その人の最良の方法と一緒に考えて考える姿勢を持つだけでも随分違うのではないのでしょうか。東北地方のある市役所で、納付相談に来た市民の方で何か様子が違う、気になると感じたら小まめに電話をするなどして様子を伺い自殺予防対策をしているとのテレビ報道がありました。そんなきめ細かな手だてが要るのではないのでしょうか、お聞きをするものです。

地域交通体系についてお聞きします。

市内の交通体系が見直されまして、試験的にではありますがこれまで運行していなかった地域にも市営バスが運行されるようになりました。土佐山田町内に限って言いますと町田線、岩村線が新設、そして不寒冬線、西又線が植、久次を經由して走行するよう

になりました。地域を回ってみますとおおむね歓迎の声が多く喜ばれております。一方で同じように不便を来している地域がまだ取り残されており、そこへ延伸ができないのでしょうか。例えば、具体的に言いますと私の住んでいる地域の近くということで佐岡地域ですけれども、ここは以前北岸線というバスが運行していました。今はなくて、地域の方々は自分で運転するかタクシー、また佐野大橋のたもとの杉田まで自転車で自分で行きましてそこからバスに乗って山田方面に行くという方もおいでました。

そこでお伺いをいたします。一方で週5日便が来るところもあれば全く自前で何とかしなくてはいけないところがあるというのは、公平性が問われる問題ではないでしょうか。1つの提案ですが、遠回りになるという声もあったんですが、例えば不寒冬線が入野から大法寺へ折れ、全部が植、久次のほうへ行かないまでも大法寺から折れまして大平、佐野経由で山田駅へ向けて走行させるようなことは考えられないでしょうか。

また、土佐山田駅から高知方面行きの列車が朝8時13分発となっておりますが、この便のバスが山田駅に到着するのが（午前）8時17分になっております。出発を数分早めて列車に連絡するようにできないかとのご要望もありましたので、それもあわせてお聞きをいたします。

もう1点、福祉タクシー制度についてです。現在の福祉タクシー制度は、合併を機に市内全域に広がったのはいいですが、かかった料金から1,000円引いて残りの額の2分の1の助成です。往復ならまだいいですが片道で計算され、しかも香美市内の医療機関に限定されますので、全域対象と言いながら一部の遠隔地の人に限られてしまいます。以前はかかった料金から幾らか引いた残りをと、か、生命保険でいう免責みたいな取り扱いはなかったと思います。せめて免責部分を取り消すか、その額を500円ぐらいにするとか、また往復料金で計算するとかできないものではないでしょうか。また、せめて（香南市）野市町や南国市のエリアぐらいまで広げられないものか検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、平成17年秋の旧香北町の市営住宅の火災についてお聞きします。

合併前の平成17年昼ごろにAさんの住まいする市営住宅、火災発生当時は（旧香北町）町営住宅ですが、香北裕・YOUの向かいの香北裕・YOUⅡウエスタの1階104号室から出火しました。住人が119番通報しまして、消防車が来るまで間団地の住人らが備えつけの消火器を持ち寄って、104号室のベランダから入るなどして消火に当たったとのこと。Aさんは出火当時要介護の父親と暮らしていたため、「どうやって父親を無事に連れ出そうかと大変困惑しましたけれども、幸い大火に至らず胸をなでおろした。」と言います。しかし、消防車が駆けつけても消火栓も防火水槽も付近にない状態で、今後乾燥して風の強い日などに火災が起きたりしたら無事では済まないだろう、団地には小さな子どもがいる世帯もあり不安になってAさんは役所（旧香北町役場）に問い合わせをしたそうです。対応された職員の方が防火水槽をつけるようにしたい旨の返事をしてくれたらしいのですが、その後何の音さたもなく合併で話が立ち消え

になってしまっているとのこと。Aさんから私たちに不安を訴えられまして、香北裕・YOU第2のほうへ出向きました。Aさんの訴えられたとおり近くに消火栓、防火水槽はなく、一番近い消火栓は200メートルほど歩いた葦生野第1、市営住宅の北側の路上でした。徒歩で3分少々ですが、問題は住宅から見えないことです。ですから、火事の際に、消防車の到着時には火はほとんど鎮静化しておりましたけれども、到着した消防の方が消火に当たるのに近くに消火栓、防火水槽が見当たらず、ごみステーションの水道の蛇口にホースをつなごうとしたというのです。そこで、住人の方にとっては幾つかの不安や疑問が起こりますのでその点をお聞きします。

まず①です。あつてはならないことですが、今度ここで火災が起きたときはどうするのか。一番近い消火栓で200メートル先ですが、迅速な消火ができるのかと懸念されます。香北裕・YOU第2の近くに消火設備の早急な設置を求めるものですが見解をお聞きします。

次に②です。香北町内にある各市営住宅の消火施設が建物からどれぐらいの距離のところにあるのか確認してみました。葦生野第1は近くの路上に消火栓が、葦生野第2は防火水槽が団地敷地内に、上町、上町第2は消火栓が近くの路上に、また下野尻、五百蔵住宅も近くの路上に、いずれも建物からそこに消火施設があると確認できる場所がありました。そこでお聞きしますが、香美市内の市営住宅で消火施設から遠く離れた住宅がほかにも存在するのか、把握できているかどうかお伺いをいたします。

次に③です。到着した消防の方が口の合わないごみステーションの水道の蛇口にホースをつなごうとしたのはなぜなのかということです。目撃した方は「その行為も不審に思ったが、居合わせた署員の方が消火栓のある場所を知らなかったとしか思えない。」と言います。そんなことがあり得るのでしょうか。また、消防署員や団員の方々は日ごろから訓練や点検はされていると思うのですが、今回聞いたようなことがあるとしたら住民の方は大変不安だと思います。資機材の点検、消火施設の場所の把握など適切にできているかどうかをお聞きするものです。

乳幼児健診についてお聞きします。

乳幼児健診が、現在土佐山田町内1カ所での実施となり香北町や物部町の当該者が大変不便を感じています。「小さな子どもを連れてこれまでより遠くまで行かなくてはいけない。車のない人は行けない。また、プラザ八王子の駐車場は美術館やほかの利用者の車でいっぱいが多く、遠くの駐車場から生まれたばかりの赤ちゃんを抱いて、ときにはもう1人の子どもも連れておむつなどの荷物も持ち、子どもの足では結構遠いところを歩かなくてははいけません。何とかならないでしょうか。」というお話を若いお母さんから聞きました。雨の日などは一層大変だと思いますが、香北エリア、物部エリアでも実施ができないでしょうか。せめて香北エリア、保健福祉センターでも実施できれば、駐車場も広いですし物部の方も便利になるかと思うのですが検討できないものかお伺いをいたします。

最後に、チャイルドラインについてお聞きします。

今子どもを取り巻く状況は、虐待やいじめ、家庭の貧困や家庭が崩壊しかけている子どもなど年々厳しさを増しています。中学生や小学生の自殺率がふえているという報道も先ほど紹介しました。子どもの持てる力ではどうしようもない問題で、多くの子どもが傷つき悩んでいます。こうした状況は子どもの健全な発達にも影響します。そんな中で18歳未満の子どもが全国どこからでもかけられるフリーダイヤルの取り組みが、1970年代からヨーロッパで始まりました。日本では1999年にチャイルドライン支援センターが立ち上がりました。現在全国36都道府県66カ所までに広がり、国会には超党派の議員も、これの支援の議員連盟もあるようですが、これまでに75万件の子どもの声が寄せられております。チャイルドラインは、問題の解決を目的とする相談電話などとは違いまして子どもの声をひたすら傾聴し、子どもをありのまま丸ごと受けとめるといったものです。本に紹介されました子どもの声は全く深刻です。少しご紹介をしますと、電話をかけてきた中学生の男の子です。「おやじがさ、怒ってばかりでさ、嫌になっちゃうよ。」お父さんと何かトラブルがあったようです。「何で頑張らないんだって、養ってやってるのに親の言うことを聞けないなら出ていけって言うんだよ。おれ、やってるんだよ。なのにさ、出ていけるものなら出ていくけどさ、できないこと言うなんてひきょうじゃん。」父親から「受験を控えてもゲームばかりしている。」と言われけんかになったとのこと。ゲームばかりしているわけではない、勉強していて息抜きをしていただけだと主張しております。「この間の試験の結果が悪かったのは何も勉強してないからだって。できなくてショックだったのはおれなのに。」こういうふうに電話口で訴えておられます。そして、学校から帰ってきたらお母さんがいなくなっていた。(午後)8時過ぎに中学生の女の子が電話をかけてきた。「きょう学校から帰ったらお母さんがいないの。お父さんに聞いたらそのことはもう言うなって怒るんです。私はどうしたらいいんだろう。このままお父さんと二人暮らしになってしまうの、そんなの無理、とにかくお母さんに会いたい。」「きょうお母さんとけんかになってご飯食べてない、けんかをしたらお母さんがご飯をつくってくれないということが時々あるんだ。お父さんが帰ってくるまで待って、お父さんが帰ってきたらご飯が食べられるけれども、お父さんの帰りは(午後)10時ごろになる。」(午後)9時ごろの電話です。そして、「大人に体をさわられて、その大人が自分の横をこの前通るのを見たときにすごく怖かった。」また、「教室で先生に、教室の隅に連れていかれてさわられた。だれにも言うなと言われた。」親には言えないんですね。それから、ぐあいが悪くて学校を休んで寝ていたら、高校生の女の子が、「子どもが病気で困ってたりしたら心配するのが親でしょう、なのにうちの親は違う。おまえなんかうだうだしてて目ざわりだ。体のぐあいが悪くて寝てるのに、だから休んでるのに、本当に自分だってこんな自分が嫌なのに、「おまえなんか死んだらいいのに。」とまで言われる。」こんな声が75万件ほど寄せられておまして、チャイルドラインというのはそのことについて、じゃあ児童相談所

に行って対応しましょうとかそういうものではありません。ひたすら声を聞く、子どもの気持ちを引き出すことに専念しまして、一方的に切ってしまう場合もあるけれども、切るのもかけ続けるのも子どもの主体性に任せてとにかく受けとめる、そうすることで子どもは自分の気持ちを整理して、また問題に立ち向かっていく力を何とか見出す、そういう取り組みがあるわけです。大人に不信感を持ちながら、それでも試すように電話をかけてくる子、無言を繰り返しながら少しずつ自分の気持ちを吐き出す子、そうした子どもの気持ち、声に寄り添い、聞くうちに子どもたちは自分のやるせない気持ちを受けとめてもらえたということで、自分の存在意義を見出したかのように元気を取り戻していくことがあるといいます。そして、この支援センターの方々はどうして子どもの声を聞き、そこから見てとれる社会の状況について啓発をして、じゃあどこを変えればいいのかというふうな働きかけも行っていく場でもあります。そこの支援センターの方が心配をしておりますのは、日本は幼児期からテレビとかビデオ、ゲームといった電子メディアへの接触時間が長い。また、子どもをターゲットにした商業主義も諸外国に比べて目に余る。国や行政の教育費のかける公的支出はデンマーク、スウェーデンの約半分。日本の子どもへのまなざしを指摘しております。実に子どもに丁寧にかかわることが今忘れられております。

昨年の全国キャンペーンで高知県から1,785件ものアクセス数があったそうですが、近くの回線から順につながっていきますのでアクセスできたのはわずか11.5%だったということです。チャイルドラインは子どもの声を大人がつなぐ、子どもの居場所づくりと同時に大人たちの子育て支援の輪づくりの場でもあることを目指しています。電話機と受ける人、そして部屋があれば可能です。本市でも同じような取り組みを始めることができましたらたくさんの子どもの心のケアに役立つのではないのでしょうか。電話の受け手の講習は若干ありますが、本市にもチャイルドラインの実施に意欲を持った方がいらっしゃるかわかっております。事業導入の検討ができないか、また立ち上げようという民間団体の支援等ができないものかお聞きをいたしまして私の1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 大岸議員の米軍の低空飛行訓練について、香美市物部町矢筈山山頂近くで米軍機の低空飛行訓練が行われたことに関するご質問にお答えいたします。

本県では、本山町で平成6年に米軍機が早明浦ダムに墜落するという事件などを初め、たびたびの米軍の低空飛行により住民が不安や恐怖を与えられています。平成20年12月には本山町において計10回、平成21年1月には25回の飛行が確認され、このため県において平成20年12月17日に米軍に対して低空飛行訓練の中止を求める要望書を外務大臣に提出し、また、本年1月21日に高知県危機管理部長が外務省に出向き再度中止要請を行っております。そういう中で、今年1月27日に香美市の山間部で高

度違反を侵した飛行訓練の目撃情報及び資料が高知県へ提出されました。香美市としても県に協議いたしました。今回の件につき高知県の方針として、今後適切な時期に外務省に対し低空飛行の実情について報告し改めて中止要請を行うことを考えており、また、このたびの情報を関係機関に地域の声として届けていくという見解でございます。香美市としても同様に考え、住民を脅かす低空訓練飛行の中止を県を通じて訴えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 大岸議員の人権調査を含めた人権について、5点についてご回答いたします。

1点目の、基本的人権について、香美市民の人権意識の調査は、人権が尊重され、差別のない明るい社会の実現と、さまざまな人権問題に対する取り組みを進める指針となる人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画の策定のための基礎資料とするため人権問題についての考えを伺ったものであります。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律においても、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務のそれぞれ定めております。日本国憲法が国民に保障する基本的人権は国の責務とされていると考えております。

2点目の、人権としての教育に留意すべきについてでございます。国連等では、人権教育について、人権尊重の精神を基盤として人権を尊重する個人を育てたり社会を築いたりすることを目的とする学校等の教育の人権のための教育、基本的人権の大事な要素を学ぶ権利を保障する教育、現在も学ぶ権利が保障されていない子どもや女性がたくさんおり児童の権利に関する条約の中でも取り上げられています。義務教育制度で保障されている小・中学校で学ぶ権利、基本的生活を営む上での文字の習得を保障する識字教育の人権としての教育、人権尊重の理念や個別の人権問題について取り扱う教育で、さまざまな人権問題をみずからの課題として人権を尊重する社会を築く人権についての教育、人権尊重の精神を基盤として行われる教育でございます。主体性が尊重される学習方法で互いを尊重し合い、安心して発言できる人権関係の中で行われる教育の人権を通しての教育を、それぞれの目的や課題を位置づけて推進しております。

3点目の、調査票の同和問題の設問で、同和地区や同和問題について、それは同和問題にかかわる地区として行政用語である「同和地区」と記述させていただいております。同和問題は生まれた場所やそこの出身というだけで差別される著しく不合理な差別で、日本固有の差別であり現在行政、企業、民間団体等が撤廃に取り組んでおります。しかし、今日に至っても結婚や就職などの日々の暮らしの中で差別事件としてあらわれる、早急に解決が必要な現実の社会問題であります。同和対策特別措置法は失効しており現在法に基づく対象地域はありませんが、同和問題は現在も解決していない人権問題であります。

4点目の、人の内心に踏み込んだ内容についてですが、今回の人権意識調査は回答者が特定できる面接法ではなく20歳以上の市民を無作為に選びアンケートにお答えいただく方法での実施で、人権に関してどのような考え、思いを持っているかという調査であり、問9ほかは回答者自身の経験と直面した場合の設問であります。また、自由回答であり、今後に生かす目的からご協力をお願いするものです。

5点目の、学習の場の保障についてでございます。学校、地域、家庭、企業、職場が一体となり、住民が主体となった地域ぐるみの人権教育の推進を目指し、住民の積極的な参加、参画の学習を進め、リーダーの育成を初めさまざまな機会と場を活用した日常的な取り組みを進め、日常生活の中で実践に結びつくために人権問題の学習に住民が主体的に参加し、具体的な行動や実践の方法まで学ぶ取り組みが重要で、学ぶ権利を保障する教育は基本的人権の大事な要素と考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） おはようございます。大岸議員の人権問題のドメスティック・バイオレンス関係についてお答えします。以後DVと省略させて言わせてもらいます。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であります。DVの防止と被害者を保護するための総合的な取り組みを行っていかねばなりません。

まず、1点目として、安心して相談できる体制としまして、福祉事務所においてDV被害者に対する相談や助言を行っております。専門的な相談への対応や、相談者の状況に応じて女性相談支援センターとの連携による電話相談や、香美市への出張相談、法律相談等の体制もっております。また、研修等を通じて相談に携わる職員のDV問題への理解と資質の向上にも努めております。

2点目としまして、被害者を安全に保護する体制としまして、配偶者暴力相談支援センターや警察と連携を図り、緊急時等には一時保護施設に保護できる体制をとっております。また、加害者が被害者に接触することを禁止する保護命令制度についての情報を被害者に周知し、申請の手続が迅速に行われるよう支援も行っております。また、被害者の早期発見と救済への協力について住民への啓発に努め、民生・児童委員や人権擁護委員などの地域で福祉活動にかかわる方々や医療関係者等へ通報などの協力も求めています。

3点目としまして、被害者の自立を支援する体制としまして、母子生活支援施設への入所が適当であると認められる場合には施設への入所措置をとっております。また、被害者の自立支援のために必要な各種援護制度等が適切に措置されるように取り組んでおります。

4点目としまして、DVを許さない社会づくりとしまして、暴力を許さない気運づくりを家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野で進めるため、ふれあい交流セン

ター、教育委員会などと連携しましてDV問題について効果的な広報、啓発に努めていきたいと思っております。

5点目としまして、DV対策連携支援ネットワークとしまして、高知県が行政や関係機関等で構成しますDV対策連携支援ネットワークを設置してあります。被害者への総合的な支援や暴力のない社会づくりへの取り組みを進めております。このネットワークの構成機関として、情報の共有や研修を通じて被害者の支援に連携して取り組んでいきたいと思っております。

次に、地域交通についての中の福祉タクシー制度の拡充についてお答えします。

第四期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に当たりアンケート調査を行っております。その中で一般高齢者の結果を見ますと、市が重点的に取り組むべきと考えるものとして病院等への交通サービスの充実が2番目に多く、これが33.4%、また、今後利用したいサービスとしては通院タクシー料金助成事業、これが一番多くて50.6%もありました。この通院タクシー制度への要望は多いところでございます。

このような結果もありまして、高齢者福祉計画を策定する際にも委員の方からこの制度の拡充を求める意見もございました。この計画の中で、平成21年度から平成23年度までの取り組みとしまして今後も現在の事業を引き続いて実施していくと。ただ、香美市外への通院には適用されておりませんでした。特殊な疾患がある方は、特に市長が認める場合に香美市外の医療機関への通院にもできるようにというふうになりました。この特に市長が認める場合としましては、香美市で開催しております地域ケア会議においてその都度協議をしまして、決裁を経て決定していきたいと思っております。

また、病院等への通院サービスの充実という点では、昨年度までは物部町においてだけ実施しておりました通院乗り合いバス料金助成事業を香美市内で運行する市営バスの全路線で利用できるようになりました。この通院タクシー料金助成制度とあわせてご利用いただきたいと考えております。

次に、チャイルドラインの実施につきましてお答えします。

私は勉強不足でして、このチャイルドラインっていう言葉、この質問が出るまではちょっと知りませんでした。大岸議員が指摘のように、チャイルドラインとはこどもの権利条約の理念に基づき、子どもからの声を電話で聞き子どもの心を受けとめる活動で、子どもの匿名性、プライバシーを守り、何よりも話すのも切るのも子どもが決める主体性を重視している、そして、子どもの気持ちを聞くことで子どもが自分で考え自立することを支援するものです。1998年度に3都県3団体であったものが、2009年5月ですか、36都道府県65団体に増加しております。開設しております団体はほとんどが民間のNPOの団体であります。現在高知県ではありませんが、チャイルドラインこうち開設準備会を立ち上げて開設準備中のようです。チャイルドラインの活動は社会に開かれた活動であり、民間の非営利団体により市民のネットワークを生かした柔軟な運営をしていくことが望ましいと思っております。現時点では市独自で設置する考えはありま

せん。

それと、立ち上げの支援ですが、5月ですか、チャイルドラインこうち開設準備会が「事務所として農業振興センター等を借りれないか。」という問い合わせはあったようです。ただ、電話とかに出る場合にほかの人が電話をとってはいけないとか、かぎがかからなければとかいう条件とかもあったようで、貸し出しできる部屋がないっていうことでお話をしているようです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 大岸眞弓議員さんの自殺問題について、具体的な対策についてお答えいたします。

大石綏子議員さんにお答えしましたとおり自殺は失業、倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因と、その人の性格傾向、家族の状況、生死観など複雑に関係しています。このため、自殺を予防するためには経済的な問題など社会的要因に対する働きかけと、心の健康問題について個人に対する働きかけ、うつ病の早期発見、早期治療などの両面から総合的に取り組んでいかなければならないと考えます。当課が担当しています精神保健衛生的な視点だけでなく社会的、経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。香美市としては、多重債務の担当課の商工観光課や教育委員会、福祉事務所などとの連携を図りながら実施しなければなりません。行政も含めたさまざまな分野の人々が組織的に密接に連携し、包括的な取り組みを実施していかなければならない問題です。心が傷ついている自殺未遂者や遺族に接し、心のケアをしながら自殺の動機と原因を究明しその対策を実施しなければなりません。大変困難な取り組みです。議員の方々や地域の方々のご協力も不可欠ですのでご協力をどうぞよろしくお願いしたいと思います。

乳幼児健診についてお答えいたします。

現在乳幼児健診が土佐山田町エリアでしか行われていない、香北町、物部町でも実施するようにできないかのご質問ですが、合併時乳幼児健診は香北町と土佐山田町で実施していました。香美市内の小児科医の先生がすべてしてくださっておりました。平成18年7月にこの先生がお亡くなりになりました。その後、香美市内にはもうそれで小児科医の先生がいなくなりましたので土佐長岡郡医師会にお願いをし、南国市内の小児科医4名の派遣が実現しました。平成18年、平成19年は香北町でも実施しておりました。しかし、平成19年度に4名中1名の先生が体調を崩されまして3名の方で実施をしていただくようになりました。ご自分の診療所や病院での診療に加え南国市や香美市での乳幼児健診で大変ご無理をおかけしております。南国市から香北町までの所要時間は、移動時間と健診時間を含むと3時間を超えてしまいます。このことについて先生方は何もご不満をおっしゃいませんでしたが、診療を中断する時間が余りにも長時間であることから上層部と協議した結果、香北町での乳幼児健診を断念しました。高知大学医学部にも打診してみましたが小児科医不足であるとのことでした。香北町、物部町

の方々には大変ご迷惑とご不便をおかけしておりますが、小児科医の不足でやむを得ない変更でしたのでどうぞご了承くださいませ。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の地域交通に係るご質問についてお答えをいたします。

大岸議員には、市営バス再編の際には関係地元での周知等大変お世話になりました。また、折に触れてさまざまな情報をいただきますこと、改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、ご質問でございます。一方で要望がありながらまだ運行されていない地域ではどうかという点につきましては、具体例といたしまして佐岡の地域が出されたわけですが、この地域につきましては、記憶が定かではございませんけれども確か議員協議会か本会議の場で、この市営バスの再編に係って説明をする中で申し上げてきましたけれども、検討委員会の中でこの地域に係る路線についても検討はされました。ただ、対岸を走っておりますJRバス路線との絡みで影響もあるだろうということから、検討の結果設定をされないといういきさつがございましたので、改めてそのことについてはご説明を申し上げておきたいと思っております。

市バス再編につきましては、市といたしましては長時間をかけて検討の結果としていただきました答申にのっとり現行のような運行をしておるところでございまして、この現在の再編につきましては、この答申の求めるところを踏み外した状態ではないものと考えております。まだまだおっしゃられるように住民要望はあるかとは思いますが、行政といたしましてはいただいた答申を最大限尊重して事業実施をしておりますし、現段階ではそういったことからそれ以上の展開は考えておらないところではございます。

ただ、現行の運行状況等も見ながら、答申でも求めておられますとおり今後市内交通全体を見直す必要があると考えておりますので、この間さまざまな要望とかニーズをいただきながら、その作業に取りかかる時点でまた参考にしていきたいというふうに思っておりますのでご理解よろしく願いいたします。

以上です。

（4番、大岸眞弓君、自席から「JRとの時間の、4分違いで、到着時間の変更。」と発言する。）

○議長（中澤愛水君） 山田駅へ到着の時間。

○企画課長（濱田賢二君） 山田駅の到着の時刻ですけれども、1つは始発をいたしません繁藤駅でのダイヤとの関係もありましてそういう時間設定をしておりますので、どうしてもどちらかに合わしていかざるを得ないという状況で現在のダイヤ編成となっておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君）

4番、大岸議員の平成17年の旧香北町、市営住宅の火災についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の、香北裕・YOU第2の近くに消火設備の早急な設置をということですが、確かに消防水利が200メートル離れたところにあるということ、これでは不安であるからもっと近くということをございましょう。確かにこれがすぐ近くにあると安心感を得るとい、また消火活動も少しは早くなるというのは確実でございます。市営住宅のみならず市全体を見てみますと、中山間、また山間地域では、今年の防火水槽の設置の計画箇所も含めまして、住宅から消防水利の部署まで200メートルはおろか水利確保が簡単ではないような地域もまだまだたくさんございます。水槽や消火栓の新たな設置につきましては、地域からの要望や、また消防のほうで地理的なことも判断をいたしまして、現地を確認し、またその地域を管轄する消防団の関係者と現地調査を行いまして、また火災発生等の活動のシミュレーションなども行い、その上で設置場所の選定や土地の提供など総合的に詰めた後、緊急性を要する地域から順次設置をしております。このため、ご質問の住宅につきましても必要性は感じておりますが、今すぐに設置ということにはなりませんのでご理解をいただきたいというふうに思います。

次、2点目の、市内の市営住宅で消火設備から遠く離れた市営住宅がほかにも存在するのかということですが、改めまして市営住宅の一覧表と消防水利の地図、消火栓や防火水槽設置の位置をプロットした地図でございますが、突合をしてみました。特に遠方で消火活動に支障が出るというようなところはございません。

次に、3点目の、消防署員や団員は消火訓練や資機材の点検、消火施設の場所の把握など適切にできているかということですが、消防署員につきましては、消火訓練というのは勤務上常に定期的に行っております。また、資機材の点検につきましても機械器具は毎日、その他の資機材につきましても定期的の実施しております。そして、消防水利等の施設の場所等の把握につきましては、日常業務におきまして点検を兼ねて場所の把握は行っております。本署と分署との異動もございますので、異動した場合には署員は休日を利用してみずから現地を回って場所の把握に努めております。また、消防団員の方々も、初日の市長の行政報告でもありましたが火災を想定した実践の訓練は消火活動に関する訓練として定期的の実施しております。また、幹部団員さんや中堅団員さんは、順次消防学校へも入校して、指揮等も含めて火災の想定訓練をしております。消防ポンプなどの資機材の点検につきましては、各分団が月1回以上、多いところで3回ぐらい行っておるようでございますが、必ず実施をしております。そして、水利につきましては、各分団それぞれ管轄区域がございまして管轄水利についてはそれぞれの団員さんが、自然水利も含めまして十分把握しているものというふうに認識しております。また、消火栓や防火水槽の設置場所につきましても、管内地図にその位置をプロットしたものをそれぞれお渡ししておりますので場所の把握等は適正にできているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時17分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 2回目の質問を行います。4番、大岸です。

さっき私が1回目の質問のときに低空飛行のところで、「たかさかやま」と間違っ
て申しましたけれども「こうのいたやま」の誤りですので発言を訂正いたします。

それでは、少し順序があちこちするかもわかりませんが1回目のご答弁をいた
だきまして再質問をしたいと思えます。

低空飛行訓練の問題につきましては、県のほうとも連携をしてこれから通じて訴えて
いかれるということでございました。この写真撮影をした方のもとに、あの写真も新聞
に載りましたので見たという方から、物部町とか登山をする方たちから、そういえば米
軍の飛行機飛びよったねというような情報が寄せられているようです。これは危機管理
の問題ですので、市のほうも今後意識を持って情報収集に努めていただき、そして県と
の連携のもとにしかるべき対策を講じていただきたいと思います。

人権問題についてです、ご答弁をいただきました。

ただ、基本的人権のとらえ方の問題、それから人権教育の問題、お聞きをしましたけ
れども、所長がおっしゃるように基本的人権のとらえ方ができておればこういうアン
ケートの設問にならないはずなんですね。人権教育、啓発はしなければならないとい
うことはもちろんありますけれども、人権教育のための国連10年で指摘をしております
のは、教育、啓発の対象は市民ではなくて国家とか裁判官とか警察とか公権力に向かっ
て人権教育のための国連10年では言ってるんですよ、教育、啓発が必要と。そのとら
え方が市にないのではないかと、そこが抜けているのではないかとという指摘でござい
ます。

同和対策事業の終結をしておりますけれども、そのもとになりましたのが1986年、
昭和61年の地域改善対策の今日的課題ということで、この意見具申にあります。これ
を、私の申し上げてる質問の意味合いがよりわかっていただけだと思いますので少し読
みますが、これが政府のとらえ方ですね。「地域改善対策の今日的課題。今日、同和地
区における実態面の改善に比べて、心理的な差別の解消は不十分な状況にある。同和地
区の実態が大幅に改善され、実態の劣悪性が差別的な偏見を生むという一般的な状況が
なくなっているにもかかわらず、差別意識の解消が必ずしも十分進んできていない
背景としては、昔ながらの非合理的な因習的差別意識が、現在でも一部に根強く残され
ていることとともに、今日、差別意識の解消を阻害し、また、新たな差別意識を生むさ
まざまな新しい要因が存在していることが挙げられる。」差別意識がまだあるから教育、

啓発をしなければならないというふうなことのとらえ方なんですけれども、この意見具申では、「近代民主主義社会においては、因習的な差別意識は、本来、時の経過とともに薄れゆく性質のものである。実態面の改善や効果的啓発は、その過程を大幅に早めることに貢献する。しかし、新しい要因による新たな差別的な意識というのは、その新しい要因が克服されなければ解消されることは困難である。」この新しい要因の4つの中に何が入っているかといいますと行政の主体性の欠如であります。そして、その次に同和関係者の自立、向上の精神の涵養な視点の軽視。そしてえせ同和行為の横行、民間運動団体の行き過ぎた言動に由来する、同和問題は怖い問題であり避けたほうがよいとの意識の発生はこの問題に対する新たな差別意識を生む要因となっているが、同時にまたえせ同和行為の横行の背景となっている。4つ目が同和問題についての自由な意見の潜在化傾向である。所長は、住民が主体的に勉強も学習もするんだというふうにおっしゃっておられましたけれども、自由な意見発言の場がきちんと保障されているか、何かしらこれを発言したら何か言われるんじゃないかとかいうふうな思いがあるのではないか。また、先日の一般質問で会議の参加者が少ないことも取り上げられておりました。そのことの原因が何なのか、この意見具申の中にその要因を見つけることはできないか。こういう見解が、もう（昭和）61年ですのでかなりの状況は改善をされてきておりますけれども、この意見具申の指摘にあったことも踏まえ、そして段階的に解消されていっております。平成13年1月26日付の総務省大臣官房の通達はもっと明瞭であります。平成13年1月26日の地域改善対策室、総務省の大臣官房、地域改善対策通達文書によりますと、今後の同和行政についてということで特別対策は終了するんだ、「平成9年の「地域改善対策特別事業に係わる国の特別措置に関する法律」（地対財特法）の改正（平成9年経過措置法）により、同和地区（対象地域）・同和関係者に対象を限定して実施して特別対策は、基本的には終了し、着手済みの物的事業等一部の事業について平成13年度までの経過措置として実施。平成13年度末（平成14年3月31日）に地対財特法の有効期限が到来することにより、特別対策の法令上の根拠がなくなる」、「特別対策の法令上の根拠がなくなることから、平成14年度以降同和地区の施策ニーズに対しては、他の地域と同様に地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めた上で、所用の一般対策を講じていくことによって対応。」このように経過措置を、期間を過ぎましてもう一般対策に移行したんだと、同和地区、同和関係者に対象を限定しない通常の実策のことです、一般対策というのは。そして特別対策を終了し一般対策に移行するその主な理由として、「（1）特別対策は、本来時限的なもの。これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化。」「（2）特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効でない。」「（3）人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難。」こういう通達文書等もあまして、現在までかなり香美市も乗り越えてきました。いろんな弊害の中で乗り越えてきてやっているわけなんですけれども、このアンケート

調査にあらわれました、あなたは人を差別したことがあるかとかいう設問、「同和地区」、「同和地区の人」とかいう文言ですね、行政用語とおっしゃいましたけども法の根拠がもうないわけですので、そういう行政用語もないんですよ。じゃあ「同和地区ってどこのことですか。同和地区の人ってだれですか。」って聞かれて答えることができますか。このアンケートの設問は平成13年の総務省大臣官房、地域改善対策室通達文書以前に戻るものであると私は思いますが、その見直しを求めるものであります。行動計画ができるということですので申し上げているわけです。こういう通達文書の立場にきちんと立脚する必要があるのではないのでしょうか。

それから、人権教育のところでは教育の二面性を言いました。それで教育の機会の保障のことをおっしゃいましたけど、もう1つ、人権としての教育にふさわしい内容の保障もなくてははいけません。その1つもあると思います。

人権問題については以上が再質問です。

DV関係でございますけれども、当初からいいますとかなり対策が具体的に進んでいるということではよかったと思うんですけれども、一時保護施設に保護をしたりとか、自立支援の母子で入所できるところへとかいう、そういう振り分けをしてやっているということですがなかなか、例えば、母子医療にしましても離婚が成立しなければ受けることができないとかいうふうなことが最近までありまして、なかなか離婚に至るまでDVの関係というのは時間がかかりますので、そういう点で救われないうままずっと時間が経過していくとかいうふうなこともあるわけですが、そういう法律との関係では、DVの場合はそれを飛び越えて対策するというふうなこともできておりますでしょうか。

それと、本当に一時保護の場所が少なくて困っております。ですから、助かるものも助からない、それから、また逃げてきた夫のもとに帰っていくとかいうふうな事例も何件もあるわけではございますけれども、安心して逃れることのできる、安心して逃れて暮らすことのできる住居の確保という点で以前にあいている市営住宅の一室を緊急的に提供できないかという提案もさせていただいたんですけどもそのあたりはどうでしょうか。

それから、この問題で一度香美市は調査をすべきではないのでしょうか。どういう実態になっているのか、そのあたりのことをお伺いをいたします。

それから、地域交通体系と福祉タクシー制度についてご答弁をいただきました。

地域交通体系は、私の具体的な提案に対しまして、佐野地域は検討したけれども実現をしなかった、その理由が（JR）路線バスが対岸を走っているからということでその路線バスへの配慮ということですが、どうせなら市民のほうに配慮をしていただきたかったなど。路線バスへの配慮ではなくて現実にそういう要望があるわけですから、この線の実現ができないものか検討をしていただきたいと思います。

それから、時間の変更についてなんですけれども、その（午前）8時17分の列車に間に合うのであれば乗るという方もおいでるわけですので、四、五分では無理か、10分ぐらいの朝早く出るとかいう調整はきかないものでしょうか。そういう検討はできな

いかなお伺いをいたします。

それから、福祉タクシー制度ですけれども、検討したけれども、今、所長おっしゃったように介護保険に関するアンケート調査でも介護保険以外のサービスでこの交通関係、通院とかのタクシー代の助成に関する答えが最も多かったということですよ。それを受けて検討をして、でも当面のところ現在の事業でいくことにしたと。これは、先日公民館でやりました、田中きよむさんらを中心にした研究で限界集落における高齢者の孤立問題というのがあります、その中でも住みなれた地域で暮らし続けていきたいということで、何が一番要望かということで、移動手段に関しては通院目的でタクシー、バスが利用されているものの費用負担や便数の不足に悩んでいる様子がうかがえる。もう地域を維持していくためにもこれはまとめられているわけですので、先ほど言いました福祉タクシーの額の増額ですよ、それが検討できないでしょうか。

それと、もしわかりましたら結構ですけども合併前の交通対策に対する各旧3町村の対策費の費用の合計とですね、各旧3町村の、香美市になってからの対策費がどのように推移してるか、ちょっとこんなこと突然言うてもわからんかもしれないもしわかりましたらお願いをしたいと思います。やっぱり重点的に施策としてやっていかなければならない、地域の維持のためにも思うわけですのでご検討をお願いします。

火災の件に関してご答弁をいただきました。

香北裕・YOU第2の近くで200メートルほど離れたところにしか消火栓がないということで、不安はわかるけれどもほかにも防火水槽、それから水利の確保ですか、簡単な問題ではないと、現地調査も行ってシミュレーションを総合的にした上でないといかないからすぐにはいかないでしょうというご答弁でございましたけれども、1つには、今ご答弁がありましたように他の市営住宅はそんなことはない、すぐに水の確保が可能やと、この香北裕・YOU第2だけ（消防水利が）ない状態で、市営住宅ですので私はお聞きしているわけですが、もちろんほかの地域も問題はあることはわかっておりますけれども市営住宅ですので、市としてやっぱり、そういう消火、火事の際にはきちんと消すことができるんだという安心を住人の方は持ちたいのではないのでしょうか。それで、検討に時間がかかるということですけども、火事が起こったのは平成17年です。合併の問題でうやむやになってしまったと、もう今平成21年ですか、年数がたっておりますのでこの問題を早急に検討をしていただきたいと思います。ちなみに、消火栓とか防火水槽1基を設置するのに費用がどれぐらいかかりますでしょうか、わかりましたらあわせお答えください。

乳幼児健診ですが、結果としては小児科医の不足ということでもうこれは全国的な問題にもなってくるかと思うんですが、お医者様が自分の診療時間を割いてこられてるからということでいろいろ模索した結果ということでしたが、例えば県の医師会とか、県のこういう所管課がありますよね、そこと相談をして何とか、やむを得ないということなんですけどもそこにも問い合わせをしまして、何とか香北エリアでできるようにでき

ないものか、なお努力をお願いをしたいと思うものです。少子化対策が叫ばれております。こういう身近な問題からきちんと対策をすることが少子化対策にもなっていくと思いますので課長にはお願いをしたいと思います。

チャイルドラインについて所長のほうから丁寧なご答弁をいただきました。

施設を借りることができないかということで問い合わせもあったということなんですが、ちょっと該当する部屋がなくて無理だったということですね。ですが、このチャイルドラインのこの、今私は子どもの声を二、三紹介しました。こんな声が満載されてまして、今の日本の子どもの置かれている状況というのは本当に将来の社会にとって深刻な問題だと思います。子どもが自分の気持ちを受けとめてもらえない状況がずっと累積されていきますと、子どもは自尊心もなくなるし、将来社会に出たときに対人関係もうまく結べない、社会生活が送れないという。子どもが気持ちを置き去りにされたまま成長していきますと犯罪につながったりとかいうこともあると思いますので、このチャイルドラインの取り組みは、この事業そのものをということではなくて何らかの形で、市としても自殺予防の面からもご検討をいただきたいと思うんです。例えば今保育所が統廃合されまして、新しい園が建ちまして空き保育所も幾つかできると思うんですけど、そういうところの利用などは不可能なものでしょうか。

以上をお聞きしまして私の2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 大岸議員さんの米軍の低空飛行訓練に関しまして、危機管理上意識を持って香美市として取り組んでもらいたいというご意見でございまして、まことにそのとおりでございまして、住民の安全のため恐怖や不安を与える米軍の低空飛行訓練、中止するよう住民の声にも今後注意を払いながら県と共同歩調をとって外務省や防衛省のほうへ要望してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 大岸議員の2回目のご質問にご回答いたします。

基本的人権のとらえ方ですが、人権教育にはうちが今回意識調査をしましたもとの人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて、これに記述しておる内容から人権教育というのをとらえておりますけれども、国連では、先ほどご説明しましたように人権のための教育と、人権としての教育、人権についての教育、人権を通しての教育とその4点でいっております、まだまだ目標には達しないということで継続して国連の人権教育というものをやっておる次第であります。

今回の人権教育に対しましては、設問にありました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて、人権問題の行動計画の資料にするということをやっております、大岸議員の言われる人権としての教育、それは大岸議員がおっしゃる学ぶ権利を保障す

るところが市として足らんじゃないろうか」とご指摘をしゅうと思えますけれども、それも留意して、今後は課題としてそれをやっていかないかということはあるかもしれませんが、この法律に基づいたものでこの意識調査というものをしております。

それから、先ほども同和問題、同和地区という名前はないというようなことのご質問の趣旨はわからんことはありませんけれども、この意識調査の中において国民的課題であって、解決をしておらないときから同和問題では同和地区ということによって一般の、一般といいますか住民に対して浸透しちゅうというようなことで、行政用語であるので差し支えないことで使わせてもらっております。ほんで、どこを言いましたかね？どこを指摘しゅうということは言うてないですかね？同和地区とはいうところ？もう1回、済みません。どこを？

(4番、大岸眞弓君、自席から「こういうふうに設問をして、では所長に、「あなたはどこを同和地区と思っているのか、同和地区の人とはだれなのか。」と逆に聞かれたらどう答えますか、この設問には、設問の仕方が問題ではないですかという質問をしました。」と発言する。)

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） はい。お答えいたします。

(同和地区とは)歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上がまだ阻害されておる地域を指しております。ほんで、これは香美市民に対しての意識調査でありますけれども、この同和問題に対しましては香美市だけの問題ではありませんので、同和対策事業特別措置法は失効しておりますが、そのときに指定をしちゅう地域を指してはおりません。差別を今でも受けておるといふ現実を指して「同和地区」というようなことで記述させていただきました。

それと、3点目の、人権教育の内容ですが、それぞれの状況に合った教育の機会の提供を、いうたら住民の自主性に基づいた教育でいけば(それを)図ること、学習への意欲、学ぶ喜びが実感され主体的に教育が進めればよいとは思っています。ほんで、現在も高齢者学級や婦人会等いろいろなところに取り入れている研修会などが発展していけばいいという思いをしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

まずDV問題ですが、法律関係を飛び越えて対策とかはできるかというご質問ですけど、ある程度法律に沿った対応をしていかなければならないと思います。そういった中で、国とかからの通知とか指針の中でそういった対策ができるようでしたらそういったことは行っていきたいと思っております。

なお、平成20年度ですけどDV関係の相談というのは3件ありました。割と少ないですけど、そのうち1件ですけど今ありましたような一時保護とか施設へ入所とか、それから裁判所への、何と申しますかね手続とか踏みまして、今は市外で就職とか、住宅

も市外で構えて就職とかして過ごされてます。そういった事例は去年度ありました。そういった対策はある程度とれていけるのではないかと考えております。

それから、一時保護の場所が少ないので市営住宅の確保はできないかということです。これは、基本的に香美市外から逃げてきたといいますかそういった方を想定してるんですかね？DV被害者の相談とかに直接かかわる現場サイドとしましては、住宅とかの確保をする選択肢がふえるっていうことは歓迎しますけど、市営住宅を管理する課とかもあります、いろいろな制約もあると思いますので、全体的なところから今後は協議、検討を要していかなければと思います。

それから、DVについての調査はできないかということですが、今年度すぐに調査とかする予定はありませんが、今後の動向を見ながらいろいろ検討はしていきたいと思えます。

それと、通院タクシーの料金助成事業についてですが、これにつきましても高齢者福祉計画を策定する中で策定委員会とかその前の幹事会とかの中でも検討は行っております。額をふやせないかということですが、毎年くらしと医療を守る全県キャラバンの訪問というのがあります。これは各市町村を回って聞き取りとかをしておりまして、その中で福祉タクシーの実施状況というのをここでいただいております。その中で、2008年9月1日現在の数値ですが、県下で福祉タクシーを実施している市町村は34市町村中13市町村であります。それで、タクシーチケットの配付とかさまざまですが、助成額を見ますと年間（1人当たり）1万円前後といったところなんです。香美市の場合ですとタクシー料金の1,000円を越える部分の2分の1っていう助成にはなりませんけど、上限が3,000円で24回の利用券ですので、年間と言いますと上限が7万2,000円までの助成になります。総助成額の上限を見ますと、県内の市町村と比べてみますと大変多い額になっております。すべて一般財源での対応ですので財政上の制約もあります。引き続き現行の制度でいきたいと、そういうところがございます。

それと、チャイルドラインの件ですが、何らかの助成とかの検討をいただけないかということです。このチャイルドライン、どちらかといいますと教育委員会関係部門といいますかそっちの意味合いが強いと思います。また、空き保育所とかにつきましても教育委員会の管理ですので、そういったところと協議、検討をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 大岸眞弓議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

全体の小児科医不足ですので、おっしゃるとおり県の医師確保推進課にお願いをしたり香美郡医師会にお願いをしたりと、あらゆる手段で小児科医の確保に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸眞弓議員の地域交通についての2回目のご質問についてお答えをいたします。

ご指摘のとおりJR土佐山田駅での接続については、バスのダイヤからいいますと到着時刻は朝1便は（午前）8時17分、下りの列車といいますと（午前）8時13分（JR土佐山田駅発）発になっておりました4分ほど（バスが）後着ということになっておりますが、このバス路線についてはそもそも繁藤地域を走っておったバスを延伸をしておるといふ事情もございまして、もともとそういった意味では繁藤地域の方々の便益性と、もう1つは繁藤駅を利用する方のことを考えますと繁藤駅発着の列車が非常に少ないと、本数が少ないということもあって、ある意味繁藤駅の利用者の利便性を考えるところに軸足を置いたダイヤ編成に現在のところはなっておるわけです。そういったことの事情はありますけども、おっしゃるように4分後着になりますと、次の下り列車でいいますと（午前）8時54分を待たなければならないということもありますので、さまざまなことを考えながら、両方にとっての利便性を維持しながら片側で高めていくという作業は必要だろうというふうには認識をしております。

ご指摘もありましたことも踏まえて委託をしております事業者との調整等を図って、見直しについては可能ならば柔軟に対応していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大岸議員の2回目のご質問にお答え申し上げます。

防火水槽につきましては、単価、今年は当初予算に計上させていただいておりましたけれど、1カ所四、五百万円要ったんやなかったかというふうに、四、五百万円、詳細の額はちょっと忘れちゃったけど。それと、消火栓につきましては水道のほうが詳しいかと思っておりますけど、場所によって単価が相当変わってくると思っております。それと、消火栓につきましては消防力の整備指針の消防水利の基準というのがございまして、基本的には本管径が150ミリ以上となっております。ただ、75ミリの水道の場合にはバイパスという、有事の場合に取水してももう一方から来ると、一方通行ではないところですね、その場合には75ミリで設置でも可能ということになっております。ただ、場所によってはやむを得ずつけている場合もございまして。

市営住宅の入居者の方々にも安心していただくということに努めなければならないというのは認識しております。ご質問にもありましたように、平成17年の火災の後で旧香北町のほうに防火水槽をつけるようにしたいというふうに問い合わせをしたことということで、自分も旧香北町におりましたんで、管轄しちよった総務課におりましたので、ひょっとしたらそういうふうにお答えをしたかもわかりません。それから、やはり設置の候補としては現在のところ上げておりますので、先ほど申し上げましたように要

望等がございますと総合的にやはり判断をして、緊急性を要するところから順次整備をしております。また、防火水槽につきましては、非常に補助のほうが厳しくなっておりますので、5基一気にやらないと補助がつかんというような状況になっておりますので、候補地を選定して、積み上げて実施できるように努めていきたいというふうに思いますので、以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

あと6分です。

○4番（大岸眞弓君） 丁寧なご答弁をありがとうございました。

人権問題ですけれども、今まで私が質問した内容がどうも所長のとらえ方と違うような気がします。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいてやっておられると、それはわかります。けれども、教育の推進に関する法律の中の、私は1回目で述べましたようにそのもとになっておる人権擁護推進審議会の議論の中で、横の問題だけがやっぱり強調されて議論されたからこんなふうになってきてるんですよね、縦の関係というのは抜けてるから、したがってこういうアンケートになるんですよ、そこの縦の視点が必要ではないですかという。所長は、基本的人権については国が保障するものというのはわかっておるといふふうにおっしゃったんですけれども、わかってるかどうかじゃなくて、そうじゃなくて憲法的な見地がちゃんと入っているかと、こういう人権問題を行政が調査するときに、ということをおし上げておるわけですので。

それと、「同和問題」、「同和地区」という言葉について、大岸の言ってることもわからぬではないけれどもこの言葉が浸透しているからとか、社会的に阻害されている地域があるからというふうにおっしゃいました。それこそが今私が申しました総務省大臣官房の地域改善対策室通達文書をお無視しておられます。この通達はもうないと言ってるんですね、法的に根拠がないんです、同和地区、同和地区の人というのは。その文言を用いたこういう調査というのが問題であると申し上げておるわけですので。この立場に立つべきではないですか、もう時代が進んでいるわけですので、それを申し上げておるわけです。

可能でありましたら、市長にもこのことに関してのご答弁をお願ひしたいです。その通達文書に立脚して、今後同和教育、人権啓発を進めていくかということに関しまして、行政の主体性の欠如ということがこれまでずっと言われてきておりましたので、お構ひなければ市長にもご答弁をいただきたいと思ひます。

それから、福祉タクシー制度のこと、所長が香美市は年間7万2,000円で金額は多いほうだといふふうにおっしゃいましたけど、それだけ対策する地域が広いということだと思ひます。決して十分ではないと思ひますので、なお私が今回提案しましたような方向で、何とかこの交通対策の手厚い配慮が願ひできないものか再度お伺ひをしたいと思います。

それと、火災の、さっきの件でございませうけれども、防火水槽であれば粗計算で四、

五百万円ではなかろうかと、そして、優先順位を検討してやっていくというふうにご答弁をいただきました。例えばこの前火災警報器を全戸に1個ずつ配って、あれが400万円か500万円か、何かそんな金額じゃなかったですかね？私の認識違いかもしれませんが。ああいう生活対策臨時交付金のようなものがあつたときには、また今度この消火施設のことも検討内容に加えていただきたい、優先順位の中に加えていただきたいと思しますので何とぞよろしく願いいたします。

最後に、チャイルドラインのことですが、私もこの質問を通告しましたときにご答弁が福祉事務所長になっておりましたので教育長じゃないかなと思っていたところなんです。それで、そういうご答弁がありましたので教育長に振らせていただきますが、私がさっき声をご紹介しました、あれはほんの一部です、もっとひどいものもあります。教育長はついこの前まで教育現場にいらっしゃってこういう状況というのは安易に想像できると思います。以前議場でもそういうことおっしゃってましたよね、本当に困難な子どもさんがいらっしゃるということは、ふえてきているということは教育長の認識の中にもおありかと思うんですが、こういった取り組み等について今度、教育委員会でもどうかということで検討課題に加えていただく、行政課題に加えていただく、それをお願いしたいですがご答弁をお願いしまして私のすべての質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の人権問題についてお答えをさせていただきます。

この人権意識調査というものは、この質問事項にもございますように人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画の策定のための基礎資料とするものです。あくまでも香美市のいわゆる行動計画を策定をする部分でございます。そうした中で、現実をとらえた中での質問をしておる場合と、同時にそうしたさまざまな資料の中での質問をしている部分があるかと思います。特に特別対策から一般対策へ変わった中で同和地区に対しという部分についてのご質問があるわけですが、本市におきましても同和問題につきましては、私今までの中で、人権問題そのものの中で、1つの同和問題というとらえ方の中でさまざまな研修やまた学習をしてきました。そうした中でも、やはり現存として同和に対する差別用語であるとか、あるいはまた落書きであるとか、そうしたものが現実としてあるわけでありまして。そうした中で市民の方々が同和というものをどのようにとらえておられるのか、それから同和というものをどのように見ておられるのかという1つの意識調査としてこれが行われたものがあるというふうに思います。

しかしながら、今おっしゃられましたように今社会は大きく変化をしておりますし、また同時にそうした法的な部分につきましても大変大きく転換をしているわけでありまして、その現実にとつとつて、やっぱりこれからはそうしたものを大事にしながらその方向を定めていかなければならない、そんなふうに思っております。今回こうした調査をさせていただきましたが、今後そうしたことも十分考慮しながらやはり取り組んで

いかなければならない、そのように考えております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えします。

福祉タクシー制度のことです。

広いということで、交通対策として額をもう少し多くできないかということでございますが、確かに住民の交通対策に対する要望とかは多いとは思いますが。ただ、うちの高齢者福祉計画なんかの中でも盛り込んでおります福祉のサービスにつきまして、介護保険事業が始まりまして、それから包括支援センターとかができて、やはり国なんかの、何ていいますかね流れとしてはやはり介護保険事業とかそういった事業のほうへ流れておりまして、福祉事務所で行う事業とか配食サービスとか緊急通報サービスとか、そういったサービスも昔は国・県の補助がありまして、4分の3の補助がありましたんで今の額の4分の1の事業でできておりました。それが全部一財とかになっております。

こういった交通対策もふやしていくっていうことになればそういった部分、ほかの部分とかも見直しとかしまして、こちらはふやすけどこちらは減額するとかそういったことも検討していかなければならないとは思いますが。ただ、老人福祉への政策っていいですか、こういったのは一度始め出しますと定着してきますので、なかなかやめるっていうことも難しい部分があります。確かにこの交通対策でふやしていくっていうことは喜ばれるとは思いますが、ただふやしていただくだけっていうことではちょっと無理があると思いますので、現状ではなかなか困難というのが実情でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 4番、大岸議員さんの3回目の質問にお答えを申し上げます。

交付金の今年の住警器ですけれど、あれは予算的に3,800万円ぐらいお認めいただいております。

それと、交付金が今度来た場合ということでございますが、防火水槽の場合先ほど申し上げましたように5基そろえば辛うじて、消防は非常に補助事業が少なくなっておりますが防火水槽は補助対象になっておりますので、5基そろえば補助事業で対応したいと。本年度予算書見ていただいたらおわかりだと思いますが補助金として1,000万円ちょっといただけるので、残りに過疎、起債を打つなりなんりの対応をしたいと。交付金が来たら、先日、ご承知だと思いますけれど救急車が事故を起こしまして、緊急消防援助隊のほうでは補助金がありますが、あれ（救急車）も昨年度新しく1台新車にかえておりますので、5年以上は登録できませんので、その間であれば、補助金いただいたら救急車のほうを更新したいなというふうに考えておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大岸議員さんのチャイルドラインについてのご質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃるとおり今子どもたちを取り巻く状況というのは本当に厳しいものがあるというふうに思っております。虐待の問題であるとか、いじめの問題であるとか、あるいは貧困の家庭、そういったさまざまな問題が子どもたちに迫ってきている、本当に子どもたちが伸び伸びと健やかに育っていける環境というのは非常に厳しい状況になってきているというふうに思うところです。

ただ、香美市の教育委員会としてもさまざまな取り組みをしております、チャイルドラインのように子ども専用ではありませんけれども、香美市の教育支援センターふれんどる一むでは19歳までの子どもたちや、あるいは保護者の方を対象にして不登校の問題、いじめの問題、あるいは非行、虐待に関するさまざまな教育相談活動も行っているところであります。そのふれんどる一むの行っている活動につきましては、相談者がどんな問題で困っているのかということを受けとめながらその課題について、また生き方について一緒に考えていく、そういう基本的な方針を持ってふれんどる一むの相談活動を行っているところであります、チャイルドラインの視点と重なる部分もあるというふうに思っております。また、それぞれの学校に依頼をしまして、毎月の長期の欠席状況調査を行ったりしながら児童・生徒のそういった問題に対しての早期発見に努めているところでもあります。また、ふれんどる一む便り等を発行しながら保護者や家庭、地域への啓発活動にも努めたり、地域のミニ集会等へも参加しながら子どもたちへの声がけを依頼をしたり、地域の教育力をおかりするような、そういった努力もしているところであります。

また、夜間の子どもたちからの相談ということに関しましては、例えば、こころトークいじめ電話相談ということで県教委の行っている24時間相談オーケーというふうな電話での相談窓口もありますし、また、心の教育センターで行っている相談窓口もあるところであります、そういった現在香美市や県で行われているものをさらに充実させていくという方向をまず大事にしたいというふうに思っているところです。

ただ、おっしゃいますようにチャイルドライン等を通じて民間の団体、ともに協力していただいているというふうな方向については、できるだけさまざまな団体、機関等と協力をし合っていくということが大事だというふうにも思いますので、それは今後検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は6月26日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

(午前 11 時 11 分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 1 年 6 月 2 6 日 金曜日

平成21年第3回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成21年6月17日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月26日金曜日（会期第10日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
保 険 課 長	岡 本 明 弘	地 域 振 興 課 長	竹 内 敬
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	支 所 長 兼 参 事	萩 野 泰 三
農政課長兼農業委員会事務局長	宮 地 和 彦	地 域 振 興 課 長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 68号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）
議案第 69号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 70号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第 71号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 72号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 74号 土地の取得について
議案第 75号 土地の取得について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第3回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第5号）

平成21年6月26日（金） 午前9時開会

- 日程第1 議案第 68号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）
日程第2 議案第 69号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第3 議案第 70号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第4 議案第 71号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第 72号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 議案第 74号 土地の取得について

日程第 8 議案第 75 号 土地の取得について

会議録署名議員

7 番、千頭洋一君、8 番、小松紀夫君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから、議案質疑を行います。なお、議案第68号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）については、本会議散会后、連合審査会がありますので、その時点にて質疑を行ってください。その他の案件については各常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第1、議案第68号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第2、議案第69号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第70号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第71号、香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第72号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第73号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第7、議案第74号、土地の取得について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 8、議案第 75 号、土地の取得について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第 1、議案第 68 号から日程第 8、議案第 75 号までの質疑はすべて終わりました。各案件はお手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

お諮りをします。付託しました各案件は、6 月 28 日までに審査を終えるように期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は 6 月 22 日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は 6 月 30 日午前 9 時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午前 9 時 03 分 散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 1 年 6 月 3 0 日 火曜日

平成21年第3回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成21年6月17日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月30日火曜日（会期第14日） 午前 9時12分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	地域振興課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	地域振興課長	西村 博之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第 68号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 69号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 70号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 71号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 土地の取得について
- 議案第 75号 土地の取得について
- 議案第 76号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 77号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 78号 香美市菌床生産センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議員提出議案の題目

- 請願等第 2号 香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見直しを求める請願について
- 請願等第 3号 香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直しを求める請願について
- 意見書案第 6号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書の提出について
- 意見書案第 7号 企業・団体の政治献金を全面的に禁止し、政党助成金の廃止を求める意見書の提出について
- 意見書案第 8号 「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求める意見書の提出について
- 意見書案第 9号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について

議事日程

平成21年第3回香美市議会定例会議事日程

(会期第14日目 日程第6号)

平成21年6月30日(火) 午前9時開会

- 日程第1 諸般の報告
- 報告第 17号 専決処分事項の報告について
学校給食費滞納整理における和解について
- 報告第 18号 専決処分事項の報告について
学校給食費滞納整理における訴えの提起について
- 日程第2 議案第 68号 平成21年度香美市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第 69号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第 70号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第 71号 香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第 72号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 74号 土地の取得について
- 日程第9 議案第 75号 土地の取得について
- 日程第10 請願等第 2号 香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見直しを求める請願について
- 日程第11 請願等第 3号 香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直しを求める請願について
- 日程第12 議案第 76号 平成21年度香美市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 77号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第 78号 香美市菌床生産センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 意見書案第 6号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書の提出について
- 日程第16 意見書案第 7号 企業・団体の政治献金を全面的に禁止し、政党助成金の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第17 意見書案第 8号 「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求める意見書の提出について
- 日程第18 意見書案第 9号 J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について

て

日程第19

閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

7番、千頭洋一君、8番、小松紀夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時12分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

(午前) 8時30分から議会運営委員会を開いておりますので、議運委員長の報告を求めます。山本芳男君。

○議会運営委員会委員長（山本芳男君） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。

本日、議会運営委員会を開催をいたしましたので、委員会の協議事項及び協議結果について委員長報告をいたします。

協議事項は、まず、本日上程される報告2件、議案3件の追加議案等の確認を行いました。

次に、太陽光発電単結晶製造工場誘致に対する協力要請陳情書についてを協議をいたしました。

まず、本件は、去る6月23日火曜日午後、繁藤地区振興協議会会長、前田泰祐氏より、緊急を有するとのことで、繁藤地区の北滝本に太陽光発電単結晶製造工場誘致に対する協力要請陳情書が議長あてに提出され、議長、副議長と私が陳情内容をお聞きし、次回の議会運営委員会で協議することとしたもので、誘致企業のエム・セテック社は、本社が東京で、太陽光発電装置用単結晶の製造販売等の事業を行っており、その製造の最先端技術は高い評価を得ておるようであります。製造過程でのクリーンな無公害工場は、国内では埼玉県、宮城県、福島県など東日本3県に工場を有し、本県では須崎市内に2つの工場があり、太陽光発電事業も推進中です。輸出を含めた増産計画による次の工場立地の候補地として、高知県のほか徳島県、山口県が候補に挙がっているとのことで、地区としては、優良企業の進出による雇用の増大、従業員による人口増加等多大な効果が見込まれ、繁藤地区の、香美市はもちろん高知県にとっても波及効果ははかり知れず、企業立地の候補地を有している香美市及び市議会としてこの企業誘致に対する協力を求める内容の陳情であり、この件の取り扱いにつきましては、議長預かりとして執行部に強力に要請することに決定をしました。

続いて、意見書案第8号、「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求める意見書の提出について協議をいたしました。

この件につきましては、去る6月11日の議会運営委員会でも協議をしたものですが、その協議以降に調整の上、全会一致で提出してはどうかという意見が提起されたため本日改めて協議をしたものです。

協議の結果、意見書及び提出理由の字句を調整し、全会一致を目指して産業建設常任委員会の委員長が提出者になり、他の総務常任委員会及び教育厚生常任委員会の委員長が賛成者になって上程しようということに決定をしました。

最後に、その他の協議事項についてを議題とします。

まず、お手元に配付してあります、市民が来庁し口頭で事務局に要望があった件の報告書について、事務局長より説明を求め協議をいたしました。

この件の取り扱いについては、文章化されておらず要望書として受け付けないが、議長預かりとして議長において処理をすることに決定をいたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、諸般の報告についてを議題とします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定による報告第17号、報告第18号の専決処分事項の報告について報告書のとおり報告がありました。

それでは、市長の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思いますが質疑…。

（22番、西村芳成君、自席から「議事進行。」と発言する。）

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 議運の委員長についての質疑はないか、ちょっと先諮ってもらいたいですがね。

○議長（中澤愛水君） 一応きょうの問題で質疑は余りないと思いましたが省略をいたしましたけれども、今意見が議事進行で出ましたので質疑を受けたいと思います。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） その報告書ですけれども、議長預かりという、議運で決めるのはおかしいわけですので、既に議員に配られちゃうわけですね。これは議長預かりじゃなしに、そのことについては議員の皆さんに資料として配りましたということでえいわけですよ。議長預かりじゃなしに、議員全員にこのことが市民から声としてあったということを事務局でまとめておりますので、そのことについては議員の皆さんにお配りしてありますだけでとめてもらおうと、議長預かりやったらこれ配られんわけですよ。そういうことはやっぱりきっちりしてもらいたいと思う。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 先ほど質問が出ましたが、一応私のほうで、きのうはちょうど別のほうに出席をいたしておりましたので事務局長が対応いたしました。議運のほうには皆さんにお配りをすること、一応内容を知っていただきたいということで、文書をお配りをすること、議運のほうにもそういう報告をいたしました。

以上です。

ほかにございませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） それでは、報告に対する質疑を続行いたします。質疑はございませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2、議案第68号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）から、日程第11、請願等第3号、香美市水道業者の育成と併せて札参加条件の見直しを求める請願について、以上10件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩徹君。

○総務常任委員会委員長（黒岩 徹君） 今期第3回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第68号、議案第71号、議案第72号、議案第73号であります。

まず、議案第68号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）を議題としましたが、この案件は既に連合審査会において質疑が終わっておりましたので、すぐに採決を行いました。

採決の結果は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑におきまして、「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」とあるが、補欠委員の現状と、その改正を要する必要性は。」との問いに、「現在選考委員は10名全員そろっている。改正は、任期切れで選考委員さんが欠ける可能性が出てきたためである。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第71号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第72号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

補足説明では、「4月1日から再編等に伴う条例改正を行ったところであるが、回数券に係る条項は設定していなかった。これは、答申でもこの取り扱いは求めていなかったこともあって条例に入れてなかった。「回数券を導入してほしい。」との要望があり、その要望にこたえての設定である。」との説明がありました。

質疑としましては、「5割引き該当者の回数券の利用は。」との問いに対し、「回数券は額面が表示されているので、その都度半額の割引を受けるようにされたい。」との答弁がありました。また、「やはり5割引き該当者への回数券の利用には何らかの配慮をしては。」との問いに対し、「回数券の券面金額を50円にした場合は可能。」との答弁がありました。確認として、「複数の券面金額の、10枚つづりの回数券を買ってもらうことか。」との問いに対し、「運用面で回数券の額面はどうするか検討を加え

る。」との答弁がありました。「回数券を購入しているとき、利用している路線が廃止になった場合払い戻しはできるか。」との問いに対し、「路線を限定していないので、その路線がなくなったとって払い戻しにはならない。」との答弁がありました。さらに、他の委員から、「一定区間しか乗らない人は無駄になる、払い戻しはすべきだ。」との問いに対し、「通勤、通学定期を含め払い戻しの規定はない。購入段階でリスクの伴わない判断をお願いしたい。」との答弁がありました。次に、「回数券は旅客使用料の10倍とした金額とのことで割引がない、このことは検討委員会の議題としては。」との問いに対し、「次の検討委員会で説明し、改めて審議をいただく方向で進めたい。」との答弁がありました。今回の条例改正は回数券の導入でありましたが、関連質問として幾つかの発言がありましたのであわせご報告いたします。「試行路線の廃止は、金額面、住民の乗りやすさ等の努力の後判断してもらいたい。」「5割引きの範囲の再検討をしては。」「6カ月、1年試行路線における利用の少ない場合の路線廃止の問題は検討委員会で検討してはどうか。」であります。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第72号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑につきましては、「確認として、（香美市営住宅条例）第43条第5項にある6カ月前までに通知するとの現状は。」との問いに対し、「今回の改正で（香美市営住宅条例）第43条第5項は第1項第7号該当のみとなり、第7号、市営住宅の借上げは、香美市においてははない。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第73号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けました案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

付託を受けました案件は、議案第70号、議案第75号の2議案でございます。

まず、議案第70号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「後期高齢者医療広域連合納付金がどのように納付されるのか。そして、その積算根拠は。」との問いに、「期ごとに納付される。納付金は広域連合がすべて把握しているので、特別徴収分と普通徴収分を合わせて納付依頼の通知がある。」と答弁。次に、「保険料還付金について。」の問いに、「保険料を納めるときに還付金が発生した場合、相殺される。」との答弁でございました。「繰越金が発生しているが、その理

由は。」との問いに、「3月末が年度の最終納期であるが、平成20年度分で4月、5月に入ってきたものがあり、繰越金としている。」「徴収職員時間外手当はどのような内容のものか。」との問いに、「職員の時間外手当だが、当初予算で組んでいなかったため補正で計上した。」との答弁でございました。

以上、質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号、土地の取得についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「今回取得しようとしている土地に決定するまでの経緯と、ほかに候補地はなかったのか。」との問いに、「幾つかの候補地はあったが、他の候補地は市街化調整区域で、開発許可基準では市街化区域内でとの指導もあり、一定の広さということで今回の土地に決定した。」との答弁。「B保育の土地は、なかよし保育と比較してその広さはどうか。」との問いに、「2,000平米弱ほど広い。なかよし保育には旧明治保育があり、職員の駐車場が確保されている。B保育は、周辺に駐車場がないことから今回の広さとなった。」と答弁がございました。「取得予定の土地価格は地域の標準価格か、多少高いのか。」との問いに、「価格については不動産鑑定をとっている。普通の市場価格だと認識している。」との答弁。「取得予定用地が四角でなく、北東部分の一部が予定地に入っていないが、承諾がとれなかったのか、それとも当初より取得の予定がなかったのか。」との問いに、「現在住宅があり避けた形となっている。」との答弁。関連して、「B保育は住宅に隣接するのか。」との問いに、「住宅に隣接する。」との答弁でございます。「住宅に隣接することにより何らかの問題が発生することも考えておく必要があるのでは。」との問いに、「土地取得が終わり、基本設計もでき、一定の説明ができるようになれば住民説明会、保護者説明会を開催していく。」との答弁でございました。「建設に向けた今後のスケジュールは。」との問いに、「用地取得が済むと直ちに基本設計に入り、基本設計ができると土地の開発許可申請を提出。申請が通ると造成、そして実施設計に入る。平成21年度には実施設計まで持っていきたい。平成23年4月の完成を目指す。」との答弁でございました。次に、「B保育でもなかよし保育同様多くの木材を使用する予定か。」との問いに、「B保育も香美市産の木材を使っていきたい。」との答弁でございます。「B保育園の構造は。」との問いに、「現場サイドからは南向きをとの希望も聞いている。なかよし保育とは土地の形状、広さが違うので、使い勝手を考慮をしていく。また、B保育園には子育て支援センターは置かない。」との答弁。次に、「なかよし保育園では二度にわたり多額の補正が組まれたが、今回はそのようなことにならないような計画を。」との問いに、「指摘のとおり心がけ、精度の高い設計に取り組んでいく。ただ、建築途中で多少の変更が発生する場合もあり、やむを得ない場合はご理解していただきたい。なかよし保育園のように大きな金額の変更が生じないように努めていく。」との答弁でございました。

以上の質疑の後、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

常任委員会終了後、山崎幼保支援課長より、「土地取得完了後、地元住民には土地購入とできるだけ早い時期での住民説明会を開催する趣旨のあいさつをする。」と報告がございました。申し添えておきます。地元とのコミュニケーションを大切にしていきたいとのことでした。

以上、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 次に、産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員会委員長（竹内俊夫君） 17番、竹内です。産業建設常任委員会委員長の報告を行います。

産業建設常任委員会は、全員出席で、議案第69号、議案第74号、請願等第2号、請願等第3号を審査しました。

最初に、議案第69号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、まず、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「下水道事業団というのは、全国の下水道の関係で講習を受けるところがあるのか。」との問いに、「全国で公共下水道を行っている事業者で設立している水道事業団で、全寮制で2週間、また3週間で一つの科目を習得していく施設で、埼玉県にある。全国から新人職員や下水道にかかわっている技術者等を集め、処理場、管渠、管理等について研修を行っているところである。また、事業団は各市町村の代行で処理場の建設とを行っている。東部流域処理場は事業団で行った。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって、議案第69号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、土地の取得についてを議題とし、まず執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「墓地の売買で問題はなかったか。」との問いに、「用地については本年度購入となっているが、従前から下話はしてきた。平成21年度に泰山公園がすべて完成するので、今回お譲りをいただいた。」との答弁。また、「今回の購入で最後か、今回の面積で何台置けるか。」との問いに、「今回買収で泰山公園は完了という予定である。今回の用地では10台とは置けないが、第3が40台から50台、全体では250台駐車できることになる。」との答弁。また、「歴史の森、現在畑で個人が使用しているところがあるが、いつごろ工事を行う計画か。」との問いに、「計画はできているが、排水問題が解決し次第取りかかりたい。用地買収は済ませている。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって、議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、請願等第2号、香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見直しを求める請

願についてを議題とし、委員間で協議を行いました。

幾つか意見は出ましたけれども、採決の結果、委員会としては「早急に契約等審議会を開き対処するように強く要望する。」という附帯事項をつけて、全員賛成でもって、請願等第2号は、採択すべきものと決定をいたしました。

次に、請願等第3号、香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直しを求める請願についてを議題とし、協議をしました。

委員からの幾つかの意見の後、採決をしました。記（から下の要望）の部分には問題もあるが、香美市内業者の育成という観点から、全員賛成でもって、請願等第3号は、採択すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の委員長の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第68号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第69号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第70号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第71号、香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第72号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第73号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第74号、土地の取得についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第75号、土地の取得についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願等第2号、香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見直しを求める請願を採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、請願等第2号は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願等第3号、香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直しを求める請願についてを採決します。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、請願等第3号は、委員長報告のとおり採択されました。

暫時休憩をいたします。

(午前 9時43分 休憩)

(午前 9時46分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りをします。日程第12、議案第76号、平成21年度香美市一般会計補正予算(第2号)から、日程第18、意見書案第9号、JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第76号から、日程第18、意見書案第9号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

(21番、西山 武君、自席から「議事進行。」と発言する。)

○議長(中澤愛水君) 21番、西山 武君。

○21番(西山 武君) 先ほど休憩中に西村議員が発言しましたが、日程第1の諸般の報告、今までは前で執行部が報告して、それに対する質疑をやっておりましたが、今回はありませんが、聞いた覚えがありません。どうされますか?これはしてください。(22番、西村芳成君、自席から「執行部が諸般の報告ちゃんとしゅうろう。」と発言する。)

(21番、西山 武君、自席から「質疑もやってみました。」と発言する。)

○議長(中澤愛水君) その件につきましては、もう終了いたしましたし報告だけでありまして、承認を求める報告案件ではありませんので、一応文書で配付をし、質疑があればお受けをするということで議事を進行させていただきました。

以上です。

日程第12、議案第76号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案第76号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第2号）を補足説明いたします。

議案第76号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第2号）

平成21年度香美市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億2,744万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億2,371万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年6月30日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業及び地域活性化・公共投資臨時交付金事業の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳は、議案76-31ページの提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市一般会計補正予算（第2号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に12億2,744万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ155億2,371万1,000円としました。

概要は、歳入では地域活性化・経済危機対策臨時交付金の追加、地域活性化・公共投資臨時交付金の追加、安全・安心な学校づくり交付金の追加、前年度繰越金の追加等が主なもので、歳出では地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業（6億6,816万9,000円）の追加、地域活性化・公共投資臨時交付金事業（4億7,192万3,000円）の追加となっています。

以下、歳入歳出補正予算の、款別の補正予算の概略については省略させていただきますのでご参照ください。

次に、議案76-7ページ、第2表 地方債補正についてご説明いたします。

義務教育施設整備事業債は、繁藤小・中学校耐震改修事業費350万円増、鏡野中学校耐震改修事業700万円増で、1,050万円増の3億5,120万円としました。表

にごじます補正後の起債限度額は、1,050万円増の18億9,398万1,000円としました。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で説明を終わりますので、ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（4番、大岸眞弓君、自席から「歳入歳出一括で行います？」と発言する。）

○議長（中澤愛水君） 歳入歳出一括で行います。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案76-18ページでお聞きをしたいです。保育園費の中の工事請負費、空調設備工事、それから防水工事、この空調設備等については全保育園かどうかということと、防水工事はどこの保育園、雨漏りをしているところがあるかどうかということと、それと、議案76-23ページですが市営住宅、これも工事請負費の市営住宅改修工事ですが、市営住宅のどこどこで何か所か、まずその2点をお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の議案76-18ページ、保育園費のうちの工事請負費の空調設備工事の箇所でございますが、これは現在空調がついてない室の補完ということで、双葉、片地、美良布、新改の4保育園が対象となっております。合計で16基となっております。

それから、防水工事ですが、これは新改保育園の屋根の改修工事でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 香北支所地域振興課長、竹内 敬君。

○香北支所地域振興課長（竹内 敬君） 大岸議員さんのご質問にお答えをいたします。

議案76-23ページの市営住宅の改修工事の件につきましては、まず屋根、それから壁の補修、塗りかえ工事が、住宅名で申しますと葦生野東が5棟、葦生野第2が14棟、五百蔵が5棟、茶園が2棟の計26件でございます。それから、外装の改修が葦生野1で5件、屋根の塗りかえが葦生野第1で1件の、以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案76-19ページの18節、これは初めてのことなんですけど、不法投棄に対するカメラを設置するということですが、これはどういう計画を持っているのかということと、こういう設置をした場合のモニターというかそういうものも必要やし、それから警察との絡みもこれは出てくると思いますけど、そこのあたりはどういうようになるのか、それを1点。

それから、議案76-24ページのヘリポート整備工事、これは1,000万円とい

うことなんですけど、何カ所でどういう内容のものが設置されるのか、わかればお願いします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 片岡議員さんのご質問にお答えいたします。

今回、不法投棄監視カメラシステムを導入させていただきます経緯につきましては、本市におきましては不法投棄の対策といたしまして、現在まで市民からの情報提供により監視や指導、啓蒙活動を展開しておりますが、行政や住民による監視体制が弱い昼間、休日を中心に、市内の林道や河川敷など人目につかない場所への不法投棄が後を絶ちません。このため、不法投棄や違反ごみの防止を図ることを目的にいたしまして、今回システムを3台設置するものでございます。内容といたしましては、移動式でソーラーによります充電方式を採用しまして、記録媒体としてフラッシュメモリーを採用します。この記録画像につきましては、不法投棄監視カメラシステム運用要綱を制定いたしまして、不法投棄を抑止するためにのみ用いるものとして、目的外での利用は行わないことを予定しております。

それと、設置につきましては、設置場所の土地所有者の許可をいただいた上、そして当該地域の所属する自治会とも協議いたしまして、監視カメラ設置システム承諾書をいただきまして設置をいたします。それと、カメラを設置した場合は、その周知のため周辺に監視カメラが作動中であることを記載した看板等を同時に設置いたします。

それと、警察の協力をいただきまして、行為者を特定し、不法投棄された廃棄物の適正な処理を推進することを目的にいたしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 防災課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 私のほうから、議案76-24ページのヘリポート整備工事についてお答えいたします。

このヘリポートは、緊急用のヘリポートとして整備したいと考えております。特に自然災害等で孤立が懸念される市街地から離れたような場所を、香美市内でも幾つか必要と感じておりますが、そのうち今回緊急経済対策で上げましたのが、別府の使っていないテニスコートがありますが、そこを利用するの緊急ヘリポート、それと、もう一つは繁藤地区で哀悼の広場がありますが、そこを利用するの緊急ヘリポートを予定しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず、議案76-17ページについての、関連について伺いたいんですが、プラザ八王子のほうのボイラーの取りかえ工事ということで、これはわかるんです。これについ

ての説明はいいんですけど、実際同じように傷んでいる、老人憩いの家も傷んでいるということを言われてましたわね。それについては今回この経済危機対策では取り上げられなかったのかという点。それから、実際前回の論議では、老人憩いのほうのおふろをどうするかということについては今後の検討課題みたいなことを言われてたんですけども、困窮している方が「おふろに入れない。」と言うて困ってる。相談に来られる方もおると思うんですが、そういう方にやっぱり、公衆浴場とかなくなって、どういうふうな市として配慮をしていくのか。それをあわせて、この件に関して伺わせてもらいます。

それと、提案説明書の最後にちょっと、議案76-32ページに、教育費のところですが、説明として「地域活性化・公共投資臨時交付金事業として」云々と書かれてるんですけど、耐震関係は公共投資臨時交付金事業というだけではなく、やっぱり安全・安心な学校づくり交付金と、先ほど提案説明でもあった起債等も充当してやるという認識でよろしいのか、合算してやるという認識でよろしいのか。その点について、2点まずお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

老人憩いの家の検討はしなかったかということですけど、緊急ということもありましたし、それからまた公衆浴場ですかね、そういったことの検討ということをしなかったかということですけど、公衆浴場としての機能とかそういったものを持たせるような考えは、検討はしておりません。プラザ八王子のほうは、ここ二、三年ぐらい前から当初予算にも修繕ということで上げておりましたので、今回この事業を契機に上げさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 山崎議員のご質問にお答えします。

耐震工事のほうですけども、繁藤小・中学校、鏡野中学校を今回補正で上げております。その財源については、安全・安心な学校づくり交付金と先ほど言いました地域活性化・公共投資臨時交付金事業の中で実施するようにしております。公共投資臨時交付金事業、それを活用しながら行います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 福祉事務所長のほうは私の質問の趣旨が伝わってないようですので、まず、プラザ八王子に関してのおふろに対して、困窮している方々に、今後そしたら老人憩いの家のほうのおふろがもしもたない、ボイラーがもたないという場合に入ってもらえるような格好になっていくのかということをお私最終的に聞きたいわけです

わ、市が公衆浴場をせえということはもちろん申ししておりませんので。だから、実際プラザ八王子のことについては重々承知しておりますけど、ボイラーが傷んでるということも。ただ、あわせて老人憩いの家のほうのボイラーも傷んでるということを伺ったので質問しましたので、再度の答弁をお願いします。

それと、議案76-32ページのほうですけれども、ということは、ここは地域活性化・公共投資臨時交付金事業等としてと、財源の内訳は今の説明でわかったんですけれども、この事業としてやるんじゃなくてすべての事業、交付金等を網羅してやるという認識でいいですね。確認だけです。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

プラザ八王子のほう、おふろ等で困ってる方に利用させるかというところは検討しておりません。介護保険事業等に主に使っておりますので、そういうところは考えておりません。

老人憩いの家のほうに関しましても、今回緊急ということでしたのでそこまでは考えておりません。ふろ自体は現在もまだ使用できておりますので。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。3点ほどお聞かせください。

議案76-15ページの5目の備品購入費、公用車を購入されるということで、どのようなものを何台買われるか、どこへ配置されるのか教えてください。

そして、その次のページの議案76-16ページに航空写真撮影及びデジタルオルソ作成事業、どのような事業で、どういうことに活用されるのか教えてください。

もう1点が、議案76-25と議案76-26ページ、小学校も中学校も備品購入費の中に学校ICT環境整備事業を使って何か備品を購入されるということですが、どのようなものを購入されるか教えてください。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案76-15ページ、備品購入費、公用車の件についてお答えいたします。

現在、香美市の公用車につきまして、登録年数が15年以上たったものが14台、それから登録が10年から15年未満が36台、合計で50台の古い車があります。この車を順次、最近申してます環境に優しい車、エコカーに入れかえをしたいと、計画では20台を予定しております。配属につきましては、基本的にはどこにも配属しません。一元管理とします。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 依光議員の議案76-16ページの航空写真撮影及びデジタルオルソ作成業務についてお答えをいたします。

この業務につきましては、固定資産の適正な課税に資するために行うものであります。内容は航空写真撮影、これはDMCカメラといいますかデジタルマッピングカメラを用いまして、座標をとりながら撮影をします。そうしたものをデジタルオルソ、写真に落として、垂直投影写真といいますか上から見た写真というふうな写真を作成するという業務であります。この作成したデジタルオルソのデータとかいうことにつきましては、固定資産に限らず他の業務でも活用できる部署があれば活用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 依光議員のご質問にお答えいたします。

議案76-25ページ、議案76-26ページの学校管理費の中の備品購入、学校ICT環境整備事業ですけれども、これは、教員の方々にパソコンが全員には整備されておりませんので、小学校費の中では68台、中学校費のほうでは32台のパソコンを各学校に整備しようというところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案76-22ページの15節ですけど、市道中組7号線の改修の予算がついてるんですけど、これは起点のほうは今ちょっと拡張していきゆうと思うんですが、これは西に向かって南国市との境界が、市の境界までこれは完成するのかどうかということをお尋ねします。

それからもう一つ、議案76-23ページの15節の工事請負費、前山住宅の取り壊しということで予算化されてますけれども、これ壊した後そのまま放置したら大きな草原になると思うんですけど、後の利用についてはどのように考えているかということ。

それから、先ほど答弁がありました公用車のことに関連してですけれども、新聞記事にも大きく発表されたとおり救急車の事故が香美市で発生していると、香美市の車が故障を起こしたということで、これの経過が何の説明もないんですけど、流れとしてどのような状態に現在あるのか説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 片岡議員のご質問にお答えします。

議案76-22ページの市道中組7号線でございますが、ファミリアのところをちょっと何十メートルか昨年整備をいたしました。地元からの要望がずっとあって長いことお待たせをしておりまして、今回の新しい交付金事業でできるということになりまして、なるべく南国のほうまでやりたいということで、現在計画をしておりますのが、今のところ延長650メートルというところで、ほとんどあっちのほうまで行き着くん

じゃないだろうか、あっちのほうといたしますか南北の通りになるべく近いところまで行きたいというふうには思っています。今のところ650メートルの予定です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 議案76-23ページ、住宅建設費の中で、前山住宅の跡地利用の件でございますが、ここにおきましては6世帯おりまして、現在既に黒土のほうへ5世帯、それからあと任意で1世帯退去して全員引っ越しを済んでおりまして、今年この事業におきまして取り壊しを行いたい。ただ、ここを改めて建てかえらるとなると用地的にも狭いということで、最終的には処分していく方向で考えております。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 初日の諸般の報告の中の13ページのほうでかなり詳しくご説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案76-15ページでお聞きをします。（6目、企画費、18節、備品購入費）地デジ対応テレビですが、これは公共施設のテレビの買いかえということで、どこどこ、すべての公共施設で買いかえるのか、そして今使っているテレビはどうするのか、買いかえたときに廃棄処分になるのか、あるいはまた廃棄処分になると環境問題等にも影響すると思うんですが、チューナーをつけて使えるものは使えるようにするとかそういうことは考えなかったものか。

それと、議案76-28ページですが、教育集会所費の工事請負費の宝町集会所改修塗装工事ですが、これは改修も入っておりますので、ご存じかと思うんですけどあその集会所、非常階段がぼろぼろになってる、危ないということを知っております。その改修も入っておりますか。その2点をお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員のデジタルテレビに関するご質問にお答えをいたします。

買いかえを予定しておりますテレビの台数ですけども、公共施設に設置をしております現在のテレビについて、買いかえを要するものの調査をいたしました。その結果、29台買いかえが必要であるということで、これに係る経費を予算をお願いをしております。

後の処理の問題ですけども、当然もう使用に耐えられない部分を含めて買いかえらということでございますから、廃棄処分をさせていただくということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 議案76-28ページの教育集会所費の宝町集会所

改修塗装工事ということでございますが、ほとんどメーンの工事としましては塗装がメーンですが、若干非常階段が傷んでおりますので、そちらのほう、手すりも外れておるところとかそういうのはちょっと改修して塗装をするような予定にはしております。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 諸般の報告の13ページ（に詳しく説明している）ということでの説明ですけど、事故の内容についてはわかってます。しかし、その後の流れを、修理しゅうか修理は不可能なのかどうか、そのことを聞きゅうなのであって、事故の内容はここにも報告されてるとおり、新聞誌上でもわかってます。そのことを私は聞きゅうところです。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 片岡議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

現在双方の保険屋さんのほうが協議をしております、対応については。消防のほうの救急の対応につきましましては、申し上げたとは思いますが予備車、昨年度に1台更新をいたしまして、その更新した古いほうを廃車にする予定で置いておりました。9月まで車検がありますので、それを緊急の場合ということで置いておりました、3台目の車ですね。それを現在予備車として対応しておりますので、事故をした明るる日から通常どおりの救急体制をとれるようにしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 僕が聞きゅうのは、その車は修理可能なのか、もうだめなのか、そのことを聞きゅうんです。今の答弁は僕は前にも聞いちゃったから。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

車屋さんへ現在入れておまして、見積もりかれこれ、詳しいことを現在まだ調査をしていただいておりますが、概算でとりあえず知らせてくれということで知らせていただいておりますところによりますと、修理は150万円を超すのではないかということでの報告は受けております。エンジンのところまでの影響につきましましては、現在まだ詳細を調査しておりますが、150万円を超す修理をかければ直せるのではないかというふうに連絡を受けておりますが、何さま更新をしたように、走行距離がもう20万（キロ）を超してしておりますので、修理をして次の更新までそれを乗るのか、現在廃車にする予定でおったやつを、今現在予備車にしてありますがそれで次の更新まで耐えるのか、どちらにするかを現在検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案76-20ページでお伺いをします。菌床生産センター

の件で、後で議案も出てきますし、議員協議会で一定の説明を受けて、大変わかりにくい説明でして…。

(笑い声あり)

○4番(大岸眞弓君) 資料もちよっといただきました。その資料等見ながらこの3,800万円の、これは高圧殺菌がまを更新する費用と思うんですが、高圧殺菌がまが3,800万円するのか、もうちょっと(値段が)する高圧がまに対して3,800万円を補助するという額なのか、それを1点お聞きをしたいです。

それから、このフローシートによりますと、左のほうですが、真ん中辺の2つ囲みの枠がありまして、「組合への譲渡移管と高圧殺菌がま更新事業について県と協議」というふうに云々とありまして、そのときに、県と協議をしておるときには林業構造改善事業、国庫補助を使って、あるいは高知県元気のでのる市町村総合補助金を使ってとかいうふうな検討もされておって、そうしゅううちに今回この経済危機対策の臨時交付金事業が出たので、それで対応することにしたということなんですが、当初国庫補助とか県の補助金を使ってやろうとしたときも3,800万円ほどの額を想定して協議をしていたのかということが1点と、それから、下のほうに行きましてフローシートですが、「平成21年6月22日の定期総会で高圧殺菌がま等の予算案等可決」とありますが、これがちょっとわからない。補正を今議会では審議中でして、先にこっちのほうで予算が可決されているというところの辺が何かいま一つわからないんですが、どういう話がされておるものかお聞きをしたいです。

○議長(中澤愛水君) 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長(岡本博臣君) まず最初の高圧殺菌がまの内容でございますが、これは、全体の事業費は4,000万円かかります。ただ、市から生産組合に補助金で出す場合は、消費税は生産組合の自己負担ということになりますので一応3,800万円の予算を計上しております。中身につきましては、殺菌がまの撤去費とか、それから殺菌がまのそのものの経費、また配管工事とか、それから殺菌台車とか、それと菌床自動詰め機一式とかというふうな内容になっております。

それと、今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業でやる、これ途中から出てきましたので、その前にいろんな、平成21年の、今年3月に実は香北町菌床生産組合のほうから小型殺菌がまの更新をしたいということで香美市のほうに要望がございました。それで、林政課を含めていろいろ事業の導入等につきまして検討した中で、林業構造改善事業とか、それから高知県元気のでのる市町村総合補助金とかいうことでも検討しました。その中で、要望の段階では3,800万円ぐらいということで見積もりをとっていただいて、要望も出てきておりましたので大体これで作業を進めてきました。

平成21年6月22日、組合のほうで高圧殺菌がま等の予算案可決ということですが、これは事業をやる場合に、要は生産組合でその施設、事業をやるかどうかという議決をいただいております。おんとうちとしては事業ができないというところもありまして、事前にそ

ういう形で議決をいただいております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） さっき生産組合のほうから3,800万円の見積もりで来ておったと、それでいろんな補助事業を模索をしようたということですが、その見積もりに対して、例えば林業構造改善事業とか高知県元気のでる市町村総合補助金とかいうのを使った場合も3,800万円丸々補助されるという事業ですか、この2つは。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 大体そういうことで進めておりましたので、そういうことです。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 後で議案も出てきますのでそのときにまたお聞きしたいと思うんですが、無償貸与ということで、当初譲渡と言ってたのがいろいろ支障が出まして、無償貸与ということで条例廃止の議案が出るんですけども、組合に対して市が、市の財産であり、いろんなものを無償貸与することがそういうふうに議案として上がってきている段階で、この3,800万円のお金を打ってかまを市が買いかえる、更新することについて、地域の地場産業の育成ということではもちろん支援するのはいいことだと思うんですけども、少し、ほかにもいろんな産業ありますよね、そういうところとの整合性といいますか、市民の理解がこの3,800万円について得られるというふうにお考えでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 今までは、香北町菌床生産組合のほうの施設につきましては市のほうで管理して、組合に貸し付けをして、使用料をいただいて運営をしてきました。生産組合のほうの経営的な内容も、現在はある程度積み立てもできて安定をしております。そういうところもありまして、今でないとなかなか、市の資産を菌床生産組合のほうに渡して事業を行っていただくということは今以外にないということもありまして、高圧殺菌がまの導入も含めてお願いしたいというところで進めております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 議案76-15ページの先ほどの公用車のことについて、再度関連して伺うんですけど、20台ということで説明を受けたんですけど、エコカーという、エコの中身ですわね、私以前、議会等ではアイドリングストップとかいうことで、そういう車のことも踏まえて言ったんですけど、高いのでなかなか買えないとかいう当時の財政課長の答弁があったと思うんですけど、今度のエコの中身はどういう中身で、またエコカーやったらどういうふうに職員に周知していくのかと、乗り方等ですわね、そういうことは全然ないのかと。

それと、20台になると大きな規模になるんですが、発注は香美市の市内の車屋さんからお買い求めになるのか、一括発注なのか、順次していくのか、その点についてお尋

ねします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） お答えいたします。

今回の公用車の買いかえにつきましては、先ほど申しましたように古い車50台あります。その部分について、現在も順次古い分につきましては廃車をしてきております。その中で、今回こういう交付金事業がございましたので、この際老朽化それから修理費がかさむものにつきましては、環境対応車、ほとんど想定しているのは軽自動車なんです。その分について置きかえていこうという趣旨でございます。先ほど基本的にはどこにも配車はしないということでもございましたけど、出先の分とか、それから特殊なダンプ、そういった部分についてはその所属が決まっておりますけど、その他の部分については管財のほうで一括管理して、最終的に新庁舎のときには公用車は50台前後になるかと思っておりますので、それを目指して対応していきたいと。ただ、基本的には入札になりますので、私どものほうへ指名競争の申請が来ておる部分の中で入札をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連。

最後の部分の指名（入札）されるということですが、それは市内、市外を問わないと、地域性という加味されるときにどうなのかということ、やっぱりそこら辺の配慮についてのご見解を求めます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） お答えします。

今までも公用車の買いかえにつきましては、市内業者さんで指名願が出ておる方を中心に選考して入札を行ってきた経過がございますので、それに準じていきたいというふうには考えております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時30分 休憩）

(午前10時42分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

日程第13、議案第77号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。水道課長、久保和昭君。

○水道課長(久保和昭君) 議案第77号を提案説明します。議案77-2ページをお願いします。

平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度香美市の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,470万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年6月30日提出、香美市長 門脇楨夫

提案理由

事業費等に変更の必要が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表、歳入歳出予算補正、議案77-3ページ、議案77-4ページ及び議案77-5ページ、議案77-6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、議案77-9ページの補正予算提案説明書により説明させていただきます。議案77-9ページをお願いします。

平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)提案説明書

今回の補正予算規模は、歳入歳出予算の総額に2億円を追加し、歳入歳出予算それぞれ5億9,470万7,000円としました。

補正予算の概要は次のとおりです。

(歳入)

2款「繰入金」

一般会計繰入金2億円を追加しました。

この財源は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業によるものでございます。

(歳出)

1款「事業費」

1項簡易水道費で、水道施設集中監視装置更新工事費2億円の追加となりました。

議案77-8ページをお願いします。水道施設集中監視装置更新工事費の2億円につ

きまして説明申し上げます。

市域の水道施設は、土佐山田町地域 8 施設、香北町地域 10 施設、物部町地域 9 施設の合計 27 の水道事業施設があります。その事業区域の中には、水源地、浄水場、配水池などの主要施設が 36 施設ありますが、施設の管理、監視につきましては、依然として旧町村単位でそれぞれ行っております。新市としまして、一体性を確保する面からも本庁にて集中管理する必要があります。また、本庁、各支所に設置しています監視装置は、経年による物理特性の劣化、能力の低下や計装の未設置施設があることから、この装置の更新と補完が必須となっています。今回のシステムの更新と新規設置で市内の水道施設を一元に集中監視し、施設機能の充実、維持管理費の軽減を図りながら、近い将来発生が予想されている南海地震など、災害による被害を短期間に復旧できるよう防災機能も強化していきます。

次に、契約方法につきましては、この補正予算額 2 億円を上限としましてプロポーザル方式、提案型で、既設の計装機器を最大限に活用しまして、提案、設計、製作、現地施工までの契約を予定しております。また情報技術の進む中、各社それぞれ提案のインシヤルコスト、初期経費やランニングコスト、運転経費を総合的に慎重に審査いたしまして、最適者を特定し契約する予定でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 3 番。

丁寧な説明をいただいたわけですが、説明の中で本庁で集中的管理をするということですが、以前聞いて、水道課のほうは旧フジヤ、第 2 北庁舎のほうで、将来的には構想ということも言われてたんですけど、これ実際この仕組み自体は（本庁舎の）3 階へ来るわけですか、それとも第 2 北庁舎のほうへ行くんですかね、その点をまずお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 施設更新の内容につきましては、基本設計につきましては、現在検討中ではありますが各施設の運転状況、水位や流量ポンプ、それから故障等を集中監視するわけですが、それは第 2 北庁舎に、本庁舎の移転時に移るということで、本庁舎で集中管理をするということでございます。なお、現在情報技術が大変進んでおりますので、携帯電話、パソコン等で各支所にも情報が伝達できるというふうなことを今のところ考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 第 2 北庁舎ということの認識でいいと思うんですけど、そ

したら職員の配置ですわね、当面は、新庁舎ができるまでは。それから、稼働がいつになるのか、集中監視自体の、新庁舎より（稼働が）早ければ職員も配置せんといかんというふうになるんですけど、そこら辺の課としての見通しはどうなってるのかお願いします。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） お答えします。

稼働につきましては、平成21年度3月末の完成を予定しております。ただ、新庁舎ができ上がるまで、1年間ぐらいの時間がありますが、両方並行して監視できるような体制でやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） プロポーザル方式でやりたいということですけど、そういう業者さんとしてはどれほどな業者が予定されてるかいうことをちょっと。それは、そういうことのできる業者さんというものは市内にはいないのではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） お答えします。

業者といたしましては、水道の計装設備、計装設備いきましたら浄水場とかの流量とか残留塩素の測定する機械を扱っている業者の、情報技術を持った業者で全国的な業者ということでございます。市内の業者には今のところそんな大きい、こういった情報技術をやっている業者はいないところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です。

先ほど詳しい工事内容等についてもご説明がありました。私が聞きたいのは、今回の2億円、これが事業費のマックスであって、今言われたようなプロポーザル方式ということであればこれを踏まえた、この金額を踏まえたそういったプロポーザル方式でこの計画を実施に向けているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） お答えします。

この2億円が高いか安いか、2億円がどのように予算計上したというご質問であるかと思えます。この2億円を決定する前に各業者それぞれ見積書を提示をいただきました。最低価格が1億9,500万円ぐらいだったと思えます、それから3億4,000万円まで幅広く、業者それぞれいろんな形態での、見積書をいただきました。その中で平均的が2億5,000万円。2億5,000万円で行ろうと思いましたが、金額も大きいと

いうことで、1億9,500万円があったことから2億円という設定をさしていただきました。その2億円の上限で、各社にできることをやっていただくことで、1億円になるかもしれません、安かろう悪かろうではいきませんが、そんなことで、2億円の上限で、2億円の中で業者にそれぞれ提案していただいて、えいものをつくっていただくよう考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 関連です。

ご説明わかりました。要は、この金額はともかくといたしまして、今の説明でいいますと1億9,500万円から3億円近い幅があったといった中で、今回こういった金額でという、予算化をしたということですが、これは非常に水道事業のことで、日々欠かすことのできない大切な業務でございますので、そのあたりは、金額ももちろん大事ですが市が目指そうとしているそういった水道の施設の監視システム、これが十分に生かされるかどうかというのが一番の問題であろうかと思うんですね。ですから、そのあたりを、金額とにらめ合わせしながらプロポーザル方式でやっていただきたいというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） お答えします。

プロポーザル方式でそれぞれ各社からご意見、ご提案をいただいておりますが、その中で先進事例もありますので、先進事例を踏まえた上で、今のところ水道課のほうでコンサルタントに委託して基本設計を立ち上げておるところでございます。7月末には基本設計が仕上がり、その基本設計の中に我々が望んでいる、香美市として最高の水道維持管理システムということであります。そんなことも含めまして、いろいろ勉強しながらこの事業を完成させたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第77号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第78号、香美市菌床生産センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 議案第78号を説明させていただきます。

議案第78号、香美市菌床生産センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

平成21年6月30日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市菌床生産センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

香美市菌床生産センターの設置及び管理に関する条例（平成18年香美市条例第179号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

提案理由

当施設は、旧香北町が山村地域の産業振興、活性化に寄与するために平成2～4年度に整備し、当時から香北町菌床生産組合が施設使用者として菌床の生産を続け、行政が、施設の管理者として、施設の増設や修繕、備品の新規購入、更新等で組合の事業を支援してきた結果、現在、組合の経営もある程度安定し、菌床椎茸生産量では、当市が高知県下第1位の産地となっている。このことから、町立で始めた菌床生産センターは、政策上、一定の成果を上げることができたと判断される。

こうした経過をふまえ、今後のセンターの運営については、当センターの使用者であり市内で唯一の菌床製造者である当組合が、施設の管理、製造も含めて全般的に自立していけるような支援の方向に転換したい。

ついでには、地方自治法第238条の4第1項の規定により条例で定めた行政財産は当組合に貸し付けることができないことから、本条例を廃止し普通財産にしたうえで、当組合に、センターの敷地を除く全施設を現状で無償貸与したく条例を廃止するものです。

ご審議をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） いただいております資料をもとにもう少しお聞きをしたいと思うんですが、平成2年から平成4年まで、ここに、提案理由にもありますように旧香北町が山村地域の産業振興のために整備をして、菌床組合が施設使用者として菌床の生産を続けたと。それで、当時組合の方も幾らか出資をされたと思うんですが、その出資額等がわかりましたらということと、構成メンバー、それがわかりましたらお聞きをしたいです。

それと、このいただいておりますフローシートで、菌床生産センターが建設をされま

して、すぐ下の囲みに、平成17年9月に移管を検討して、譲渡を協議をしてるわけですが、組合に譲渡を打診したときに、現状維持というふうに立ち消えになったと、この譲渡の話が。このときなぜ立ち消えになったのか、そのときの詳しい経過がわかりましたらお願いをします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） お答えします。

出資額ですけど、創業当初借り入れた、これは多分連名で借り入れたんじゃないかと思えますけど5,000万円ほどあったようです。

それから、メンバーですが、現在の香北町菌床生産組合のメンバーは、従業員数が、正職員が2名、臨時とパートが9名で、計11名となっております。

それから、今までの途中で譲渡の方向で検討もしておりました。そのあれですけど、譲渡を考えておまして、それがどうしてできなかったかというところでございますが、国庫事業の場合、補助対象事業費が3,000万円以上の施設を他の団体に移管する場合は、法人格がある農事組合法人などの資格が必要でございますが、その当時の菌床生産組合は法人の資格を有しておりませんので移管を受けることができませんでした。また、市が施設を譲渡することによりまして、譲渡施設に対する固定資産税が発生することは承知しておりましたが、税理士などの話としまして、耐用年数が残っております鉄骨平家スレートぶきの建物4棟、これは35年の耐用年数がございまして、平成2年から平成3年にかけて建てられておりますのでまだ17年ぐらいの耐用年数が残っております。それで、この4棟につきましては、耐用年数に応じた償却率で算出した施設の残存価格が約1億2,000万円ぐらいになります。この中で、国・県の補助金相当額を除く旧香北町の自己負担額が約40%で4,800万円となります。補助金相当額は非課税ですが、旧香北町の自己負担額相当額の分が、組合に譲渡を受けた場合利益があったと判断され、無償譲渡物の評価額が4,800万円、法人税率の実効税率が、約40%ぐらいに当たる1,900万円が課税されるということがわかりましたので、この無償譲渡についての話は取りやめになりました。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） その説明はこの前もお聞きして不思議に思うのが、平成17年9月に（移管を県と協議）、この（平成17年）12月（旧香北町）議会に提案して、譲渡日が平成18年2月と予定したけれども、このときも譲渡する話が立ち消えになってるわけですね。今回のことじゃなくて、そのときの経過を聞きゆうわけですが、それ同じご答弁ですか。

（林政課長、岡本博臣君、自席から「ええ。」と発言する。）

○4番（大岸眞弓君） そうなると、今回なぜ、無償譲渡言ってたのに貸与にすると言いましたわね、同じことを2回やったのかなと思って、ちょっと不思議に思って聞いたんですが、平成18年2月でそういう方法はだめだということになってたのを、また

今回そういう話をしようとしていたのか。

それと、今構成員をお聞きしましたら、人数は教えていただきましてあれですが、組合長はどなたでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 平成17年9月に、資料のほうに書いておりますけど、当時のいきさつは旧香北町の時代のことでございますので、内容的にちょっとわからないところがあります。

○議長（中澤愛水君） 香北支所長、二宮明男君。

○香北支所長（二宮明男君） 大岸議員さんのご質問にお答えいたします。

当時の、平成17年9月でございますけれども、この段階におきましては、菌床生産組合のほうに一応打診をいたただけでございます。その段階におきまして、先ほど林政課長が申しました、平成3年の設立当時から5,000万円の借り入れもございまして、まだ自己資金の積み立てが少なく、借り入れもございましたので、組合として建物を譲渡するということは非常に難しいということでございますので、議会にもかけてはおりません。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 菌床生産組合の組合長は、旧香北町長の野島民雄氏でございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

この提案理由の中での無償貸与について、るるの間説明を受けたわけですが、その説明の中で、今後も、貸与しても修繕等については補助金を使って云々ということも言っていたんですが、実際に契約の素案自体はできてるのか。また、内容等にはきれいに、今後のかかわりも含めてのことはのけて、純粋なやっぱり契約書として結ばれていくということについてちょっと不安が残るんですけど、そこのところいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 契約書につきましては、一応作成しております。今後につきましては、今までは市のほうで管理して、貸し付けて使用料をいただいておりますが、今後につきましては無償貸与、使用貸借を行いますので、借り受けたほうがもうすべて、維持修繕費、維持管理費、すべて受けたほうが行っていくということで、それと、市として後々の支援ができるということになりますのは、補助事業の導入をしてあげたりとか、そういう面では支援ができると考えております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 最後に言われた市としての支援という分は、もちろん組合

があってやりゆうわけですので、組合がいろいろ要望してくると思うんですけど、ほかにもいっぱい組合あったりして、支援もしてもらいたいと思ってるけど、今後無償貸与していく中でやっぱり独立性を確保して、自分んくの経営は自分んくが、自分んくの経営手腕で乗り切っていくということが大切になろうと思いますので、市内さまざまな組合等があって頑張ってる中で、やはり公平な扱いを、もちろん産業育成の側面はわかりますよ。そういうことについて、契約等も素案ができてるということです、実際またお見せいただきたいということをお願いしておきます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 契約書、一応案ということでできておまして、それで、結んだ後に、もし、何ていいますか情報公開の対象にもなろうかと思っておりますので、そういう請求がございましたらお出ししたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です。ただいま答弁の確認という意味合いでお聞きをいたします。

要するに、この提案理由の、なかなか詳しく説明をいただきましたのでよく理解できました。今後は生産組合が基本的には自己完結でこの事業を運営していくということで、一方では市のほうが、そういった運営をしていく中で施設とか設備等にいろいろふぐあい等が生じた場合に補助事業、先ほども議案でも出ておりましたが、そういったことを側面から事務手続上とかいうようなことで支援をしていくということと理解したわけです。

そして、もう1点は、この資料にもございますように無償で貸与と、貸借契約ということがございましたが、単年度契約ということですが、一応これ、ただいまの説明によりますと契約書はできておるということでございましたが、その契約の内容というものは一応情報開示という方向でいけるのか、その2点を確認をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 契約につきましては、毎年度更新ということで、期間は1年で行っていきたいというふうに考えております。

それと何やったかな？ 済みません、もう1点？

○13番（竹平豊久君） この提案理由にございますように、これの内容を読みますと一応今後は生産組合が運営事業については自己完結を基本とすると、行政側はこういった組合に対して、いわゆる側面といいますか、いろいろの補助事業等が生産組合のほうから上がってきた場合に事務手続等で支援をしていくというかわり、かわりと言葉が悪いですが市はそのような方向でやっていくのかということと、契約については情報開示ができるのかということと。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） そういう方向でやっていきたいと考えております。

それと、情報開示につきましては、情報開示ができます。

○議長（中澤愛水君） ちょっと資料の訂正をしたいと思いますので。

林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 資料の中ほどよりちょっと下に、平成21年6月17日の「議運」となってますけど、そこ、「議員協議会」に訂正をお願いします。

それと一番下の、6月25日に「議運」に追加議案の説明変更となっておりますけれども、これも「議員協議会」でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 全体伺って、議員協議会で、今ご説明ありましたが、譲渡ということで説明を受けておたらまた無償貸与だと。非常に走りながら急いでやっておるといふような感じが否めないんですけれども。それで、さっき情報公開請求があったら公開するということでしたが、議会はこの条例を議決をせんといかんわけですので、無償貸与ということで議決をせんといかんわけですが、その貸与の条件というのは非常に重要になってくるんじゃないかと思います。素案ができておればそういうものも示して、やっぱり資料として議会には出すべきじゃないかと思うんですが、請求があったら公開するじゃなくて。どうでしょうか、そのあたり。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 走り走りになりました事業の推進ですが、これは実はシイタケの菌床高圧殺菌がまは受注生産というところがありまして、会社が受注を受けて（納品まで）約5カ月かかるというところがあります。それで、もしこれが9月議会で議決いただきましたら、多分10月中旬ごろから発注をして、契約をして、作業を進めていかなければならないというところがありまして、できるのが多分2月の終わりか3月初めぐらいというところで、もし受注を受けたほうで何かトラブルでもありましたら作業が非常におくれて、年を越すという可能性もありましたので、どうしても無理をして6月議会に上げて、全部作業が進めれるようにしておかなければいけないということで、走り走りのことになりましていろいろ不備が生じております。

それと、無償契約の契約書の内容ですが、確かに議員協議会等で案を示して、皆さんにご協議をしていただければよかったです。そういうことすら手が回りませんでしたので、今後はこういうことがないように、またこれを機会に勉強しまして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今のかまのご説明を聞きまして、緊急性が非常によくわかりました。当初からそういう説明をきちんとしておってくださればこんなにいろいろ言う

ことないわけですよ。なぜ6月議会なんだと、急にこんなに来て、今のご説明でよくわかりました。今、課長もおっしゃいましたように、やっぱり執行部の方は議案を出すのにそういうことがないように、やっぱりそういう不備がないように留意をして、それから資料もちゃんと整えて、このフローシートも要望してやっと出していただいたものですが、審議が十分できるような形で提案をしていただきたいと思いますので、その点は指摘しておきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はございませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第78号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、意見書案第6号、核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 意見書案の朗読をもって提案理由の説明にかえたいと思いますのでよろしくお願ひします。

意見書案第6号、核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年6月30日、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 黒岩 徹、賛成者 同 比与森光俊、賛成者 同 竹内俊夫

（案文朗読）

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願ひします。

【意見書案第6号 卷末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第7号、企業・団体の政治献金を全面的に禁止し、政党助成金の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。

意見書案第7号、企業・団体の政治献金を全面的に禁止し、政党助成金の廃止を求める意見書の提出について

案文を朗読しまして提案理由とさせていただきます。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年6月30日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 久保信彦、賛成者 同 山崎晃子

（案文朗読）

以上でございます。同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いします。

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

3番。

討論がありますが、まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） それでは次に、賛成の方の討論を許します。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。

意見書案第7号、企業・団体の政治献金を全面的に禁止し、政党助成金の廃止を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

6月19日に西松建設献金疑惑問題で国沢前社長の初公判が行われ、検察側は冒頭陳述で、「岩手、秋田両県の公共工事の談合で、小沢一郎民主党代表代行の事務所の意向が天の声とされ、本命業者選定に決定的な影響力を及ぼした。」との報道がありました。

また、献金の違法性を裏づける証拠として、既に起訴されている公設第一秘書の供述調書では、政治団体からの献金が実際には西松建設からの献金と知っていたとされています。国沢前社長は、「小沢先生の関心を買って、工事を受注させていただくために違法献金した。」と供述しているとのことであります。同様の疑惑は二階経済産業省（大臣）の名前も上がっています。つい先日は、先物取引会社オリエント貿易など、グループ数社が与謝野財務大臣や渡辺元行革担当大臣に迂回献金を行っていたのではないかとの疑惑も報じられました。ダミー団体を通じての献金は、西松建設の違法献金疑惑と同様の構図です。これまでも日本の政治史上ロッキード、リクルート、佐川急便などなど、政治家と金をめぐる疑惑事件は後を絶たず、主権者国民は政治不信を募らせています。

政治資金オンブズマン代表の上脇博之神戸学院大学大学院教授は、各政党本部に企業・団体献金の全面禁止を求める要求書を提出しています。その中で今回の政治資金疑惑に触れ、「このような事態は、議会制民主主義の危機であり、国民主権の点でも看過できない重要問題」だと指摘し、企業・団体献金などを全面的に禁止すべきであると訴えています。その理由として、「（１）企業・団体献金の本質は利益誘導である！」一般論として企業が自己の利益にならない寄附をすれば背任罪になる可能性が、他方、自己の利益になる寄附をすればわいろになる可能性があり、いずれにしても問題がある。また、「企業・団体が個人よりも高額な政治献金をして利益誘導を行ってしまえば、政治や選挙が不正に歪められる危険性がある。」と指摘しております。２点目に、そもそも政治的な寄附は主権者である国民個人だけが行えるものである。政治における寄附は、政治的主義、主張、思想、信念に基づいて行われるもので、その政治的主義などを有するのは、本来、個々の人間だけである。政治的寄附は選挙権と表裏一体の関係にあるから、選挙権を有しない企業・団体には政治献金をする資格がないと言わざるを得ないと述べております。また、企業・団体献金は、１９９４年に政党助成法が導入されたとき、５年度後には禁止されるはずだったが、いまだに禁止されず、二重取りの状態が続いているので、一日も早く国会公約を果たすべきであると述べていますが、まさにそのとおりではないでしょうか。さらに、日本経団連は、２００３年９月に１０項目の優先政策事項を発表し、２００４年１月にはそれに基づき自民党と民主党の各政策を評価し、それに応じて傘下の企業に政治献金をあっせんし始め、今日まで続けております。これは主権者国民からすると日本経団連による政党政策の買収に相当するものであり、こうした買収に利用されないためにも企業・団体献金は禁止すべきであると主張しており、一々当然至極です。

また、政党助成金が導入されて２００８年までの１４年間で、日本共産党以外の政党が受け取った総額が４，４００億円に達しています。政党助成金の使い道は自由で、タクシー代や高級料亭での飲食代、事務所の応接セット、自動車代の支払いや党大会の会場費などにも使われています。国民には医療費の抑制や生活保護、母子加算の削減、障がい者福祉費の削減などを押しつけながら、一方で国民の税金を分け取りにして使途が

問われないなどの政党助成金は、すぐにでも廃止すべきと考えます。

以上の点から、本意見書案に賛成の旨を表明し討論といたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって、意見書案第7号は、否決されました。

日程第17、意見書案第8号、「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 意見書案第8号、「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年6月30日提出、香美市議会議員 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、賛成者 同 黒岩 徹、賛成者 同 比与森光俊

（案文朗読）

以上です。よろしく申し上げます。

【意見書案第8号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっと字句を修正したらどうかと思います。提案者にちょっとお尋ねしますが、（2枚目の）文の下から5行目「安全な国産食料の安全供給」という、これは「安全」が先に入っておるわけですが、「安全な国産食料」でありますので、次は「安定供給」やと思いますね。そうと違いますろう？「安定供給」になりまそう。

（17番、竹内俊夫君、自席から「そうそう。」と発言する。）

○22番（西村芳成君） 「安全」が先に入っちゃうと、後は安定な供給やということが正しいと思いますが、それでよかったら、その1字訂正しちよいたらどうかと思いますが。

○議長（中澤愛水君） 提出者、17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 字句の訂正をいたします。先ほど指摘もありましたところですが、（2枚目の）最後の下から5行目です。「安全な国産食料の安全供給のために

も」となっておりますが、そこを「安全な国産食料の安定供給のためにも」と直していただきますようお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第18、意見書案第9号、JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 意見書案第9号、JR不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年6月30日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 片岡守春、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して提案をさせていただきます。

（案文朗読）

補足説明を若干させていただきます。

昨年7月14日、南裁判長は、ソフトランディングできないかと和解提起を行いました。原告4団体、国労闘争団全国連絡会議、鉄道運輸機構訴訟原告団、全動労・鉄道運輸機構訴訟原告団、鉄建公団訴訟原告団でございますが、この原告4団体は受け入れを表明し、被告の鉄道運輸機構を管轄する冬柴国土交通大臣も、記者会見で和解に応じるように促すとともに、みずからも「誠心誠意努力する。」と発言したところです。そして、翌日7月15日、閣議後の記者会見で、お受けし、その努力はすべきだと鉄道運輸機構に応じるよう促した経過がございます。しかし、被告が弁護士の和解への抵抗と内閣改造で大臣がかわったこともあり、政府主導の解決の道は現在閉ざされております。

本市には、争議団に参加し闘争されている方はおられません。しかし、数多くの支援者はおられます。この問題の全面解決を求める団体、個人署名も進めていると伺っております。本意見書は、そのような地方の支援者の声を受け、和解のテーブルを徹底する

よう強く求めるものであります。

以上、補足説明いたします。よろしく願いいたします。

【意見書案第9号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 次に、賛成者の討論を許します。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。私は、意見書案第9号、JR不採用問題の早期解決を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

1987年の国鉄分割民営化に際して、8,000名以上の労働者が、国労などの特定組合に所属していたことを理由にJRから採用を拒否されました。そして、1990年4月に国鉄生産事業団から解雇されました。これによって、解雇された労働者とその家族は、生活を破壊され経済的に困難な生活を余儀なくされています。意見書にもありますように、1987年に国会の法案審議の中で、当時の中曽根首相は、「1人も路頭に迷わせない。」と明言しています。また、当時の橋本運輸大臣も、「JRの採用に当たって、労働組合所属による差別があってはならない。」と答弁し、附帯決議もされていました。しかし、実際にはそれらの答弁や決議は守られませんでした。国労以外の組合に加入していた職員は、病気などの理由で採用されなかった29人を除くと採用率はほぼ100%であるのに対し、国労組合員の場合はJR北海道で45%、JR九州で44%の採用率であり、他の組合と比べ半分程度の採用率となっていること、そして、JR全体で不採用者の7割を国労組合員が占めているということが1987年2月20日の朝日新聞の報道で明らかにされました。国際労働機関ILOは、1999年11月以降、2004年6月までに6回にわたって、「政府によって対処される問題であり、早急に政府関係者が多くの労働者に受け入れられる公正な解決を見出す努力を促す。」と勧告、報告を日本政府に行っています。

国家的不当労働行為と言われ、長期にわたり労働者と家族を苦しめている採用差別事件をこれ以上放置することは、人道的にも絶対に許されません。これまでの政府答弁や国会決議に基づき、誠実に対応され、一日も早い解決を望む立場から、ぜひとも本意見書を香美市議会でも採択をすべきであると申し上げます。

なお、これまでに全国で600を超える自治体で意見書の採択がされていることも申し添えまして、賛成討論とします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 賛成少数であります。よって、意見書案第9号は、否決されました。

日程第19、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

平成21年第3回香美市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本議会に上程されました議案はすべて慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。

あすからいよいよ7月、夏本番となります。各地での夏祭りやイベント、各種行事も盛りだくさんに予定をされております。

さて、新型インフルエンザの感染者が(6月)28日に県内で初めて確認をされました。5月上旬に国内初の新型インフルエンザが確認されて以来、感染者は1,000人を超え、発生都道府県も約40となったとのことであります。今秋にも第2波が予想され、ウイルスの強毒性への心配もされております。幸い情報通信網の発達で世界の状況を瞬時に把握することができます。たとえ感染のリスクが身近に迫ったとしても、情報を味方にして冷静な対応と行動が求められます。

議員各位におかれましても健康に十分ご留意の上、市民全体の代表としての立場を十分自覚し、今後の議員活動に邁進されますように、あわせて香美市の発展のため、市民の代表者としての責任を果たしていかなれますようお願いをいたしまして、閉会のあいさつといたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長(門脇槇夫君) 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

17日に開会をいたしました6月定例議会も、議員各位の慎重審議のもと、ここに提案をいたしました全議案すべて可決いただき、まことにありがとうございました。今議会議中、一般質問などを通じいただきましたご意見、ご提言につきましては、十分意を配

してまいりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

今期定例会には、一般会計補正予算（第1号）とともに、同じく補正予算（第2号）として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金など新たな国の経済対策に関しての12億2,700万円余りの補正予算を提出をし、可決をいただきました。本当にありがとうございます。新たな事業実施に当たりましては、職員には仕事量の増大など大変負荷がかかりますが、交付金の持つ意味合いも十分認識し、健康には十分気をつけ、ともに頑張ってもらいたいというふうに思っております。なお、議員各位のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、今年もはや半年が過ぎ去りました。夏の季節を迎えましたが、議員の皆様方には厳しい暑さを迎える折、お体には十分ご自愛をいただきましてご活躍いただきますよう心からご祈念をさせていただきます。閉会のごあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしく、ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） ありがとうございました。

これをもって平成21年第3回香美市議会定例会を閉会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午前11時56分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 3 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成21年第3回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	6月17日 （水）	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。 （庁舎建設特別委員会）（議員協議会）
第2日	18日（木）	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 ----- 議案精査のため
第3日	19日（金）	休 会	”
第4日	20日（土）	休 会	休日、議案精査のため
第5日	21日（日）	休 会	” ”
第6日	22日（月）	休 会	議案精査のため
第7日	23日（火）	本会議	一般質問 ① （まちづくり推進特別委員会）
第8日	24日（水）	本会議	一般質問 ② （行財政改革推進特別委員会）
第9日	25日（木）	本会議	一般質問 ③ （議員協議会）
第10日	26日（金）	本会議	追加議案の提案 議案質疑～委員会付託 ----- 本会議散会后、連合審査会（議案第68号） 連合審査会終了後、各常任委員会 総務常任委員会の審査 （議案第68・71・72・73号） 教育厚生常任委員会の審査 （議案第70・75号） 産業建設常任委員会の審査 （議案第69・74号） （追加議案）
第11日	27日（土）	休 会	議案審査整理のため
第12日	28日（日）	休 会	”
第13日	29日（月）	休 会	”
第14日	30日（火）	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託省略し、説明から採決まで。）

核兵器廃絶の国際条約締結へ、
政府の具体的な努力を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年 6月30日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

賛成者 " 竹 内 俊 夫

核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書（案）

米国のオバマ大統領とロシアのメドベージェフ大統領は、4月1日、ロンドンで共同声明を発表し、「米国は、核兵器のない世界を実現するため努力していく」と表明しました。そして5日には、オバマ米大統領が、「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と明言し、「核兵器のない世界」に向けて世界にその協力を呼びかけました。

しかし、その一方で、北朝鮮を含む不安定な国家での核兵器の拡散やテロリストによる核兵器の入手、使用が脅威となっています。自身の核保有によって、相手の核攻撃を抑止するとの核抑止論は、役立たないことを認識させるためにも、核不拡散条約（NPT）の体制強化が必要であります。NPT再検討会議の準備委員会は5月6日、来年5月の再検討会議の議題

に、「核兵器の全面廃絶に対する核兵器の保有国の明確な約束」をうたった2000年の再検討会議の合意文書を踏まえて、NPTの運用見直しを含めることを全会一致で合意しました。

オバマ大統領は、この準備委員会で「核兵器のない世界の平和と安全保障の追求」をあらためて訴え、「米国がNPTの約束を果たす」とのメッセージを発表しています。核兵器廃絶に向け、国際的な機運は高まっています。

今もなお、世界には膨大な核兵器が維持・配備され、北朝鮮の核実験では、拡散の危険も現実のものとなり、日本の安全を脅かしています。世界では、核軍縮、核兵器廃絶への流れが大きく広がろうとしています。「日本は、核軍縮の分野のリーダーであり、今後共に取り組んでいきたいとオバマ大統領が述べたように、日本は唯一の被爆国として、来年のNPT再検討会議では、核兵器廃絶の明確な約束が再確認・履行され、主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめ国際社会に対して核兵器廃絶に向けた国際条約締結を目指して、政府は具体的な努力をすることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年 6月30日

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	江田五月 殿
内閣総理大臣	麻生太郎 殿
外務大臣	中曾根弘文 殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 7 号

企業・団体の政治献金を全面的に禁止し、
政党助成金の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並び
に関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年 6月30日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 大 岸 眞 弓

賛成者 " 久 保 信 彦

賛成者 " 山 崎 晃 子

企業・団体の政治献金を全面的に禁止し、 政党助成金の廃止を求める意見書
(案)

この度の西松建設の違法献金疑惑事件は、さらなる国民の強い怒りと政治
への不信を引き起こしました。「政治とカネ」の問題による政治腐敗事件は後
を絶たず、その多くが政治家をめぐる企業・団体献金に起因しています。

元々「営利を目的とする企業や業界団体が政治献金をするのは、何らかの見
返りを期待したものと推察するのは当然のこと」とし、現行の政治資金規正法
では、企業や団体による政治家個人の資金管理団体への献金を禁じていますが、
政党やその支部にいったん献金し、資金管理団体などの政治団体にまわす迂回
献金の抜け道は残されています。

また、政党助成金は、リクルート事件やゼネコン汚職など、企業と政治家を
めぐる金権・腐敗事件が相次いだ時、企業・団体献金をなくすという名目で、
1995年から導入されました。しかし、今でも企業・団体献金は全面禁止さ

れるには至っておらず、政党助成金との二重取りが続いています。

支持政党にかかわらず、国民一人当たり250円が強制的に取り立てられ、年間の交付額300億円以上もの国民の税金が毎年政治家に還流しています。このことは、憲法が定める「国民の思想・信条の自由」を侵害するものであり、政党に寄付するかどうかは国民が自由に判断することです。

深刻な金融・経済危機が国民生活を脅かすなか、国民の暮らしを守る財源に回すことこそ政治の責任であり、こうした企業・団体からの政治献金は全面的に禁止し、政治活動に要する資金は、党費など、政党自らの努力によってつくられべきものです。

よって、政府におかれては、企業・団体からの政治献金を全面的に禁止し、政党助成金を廃止するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年 6月30日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
総務大臣	佐藤勉殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 8 号

「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年 6月30日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 内 俊 夫

賛成者 " 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求める意見書（案）

今国会で成立した農地法「改正」は、当初、これまでの農地法に規定された「農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であると認め」、「耕作者の農地の取得の促進」「耕作者の地位の安定」をはかるという記述をすべて削除し、「農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進する」としていました。衆議院の審議の中で、これらの文言が一部復活しましたが、それでもなお、今回の法改正は、戦前の地主制度への反省から確立してきた、農民的な土地所有と家族的な農業経営による農業生産の発展という、戦後農政の根幹を覆すもので、やがて大企業の農地所有に道を開くことになりかねないという懸念を払拭できません。

「改正」では、修正の過程で「業務執行役員の1人以上の者が農業に常時従事する」という規制を付加したとはいえ、「農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する」旨の契約条項があれば、農業に関わらない大企業や外資系企業を含む一般企業でさえ農地を利用することができることとなります。しかも、これまで農家間の農地の賃貸借を安定させるために地域ごとに定めてきた「標準小作料制度」を削除することは、財力のある大企業に優良農地が集積され、政府が育てようとしてきた認定農家や集落営農さえ、その存立を脅かされかねません。しかも、貸借契約期間が50年もの長きに亘ることは、大企業による優良農地への権利を固定するものになります。

政府は、耕作放棄地の広がりを防止し、食料供給力の強化を農地法「改正」の目的としています。しかし、耕作放棄地が増大している原因は、農地法に問題があるのではなく、農民の努力が欠如していたからでもありません。農産物の輸入自由化や市場原理等によって、家族経営農業の継続が困難になったためであり、これまでの農政の結果にほかなりません。

内需を活性化させるために地域をあげて農林業を振興し、循環型の地域経済を確立しようと懸命な努力が全国各地で行われている中で、「農地法改正」はこうした努力に重大な障害をもたらすものです。今必要なことは、国際的な食糧需給のひっ迫に対応して食料自給率を向上させる農政であり、価格補償や所得補償など、頑張っている農家が営農を継続し、生活できる展望をもたらす施策です。いま各地で、新規就農者への支援制度が広がりつつありますが、後継者もその対象にして担い手をふやすこと、あるいは、地域をあげてとりくまれている耕作放棄地を解消する努力等に対する支援を、抜本的に強化することが求められます。このような施策こそが、「安全な国産食料の安定供給のためにも、食料自給率の向上を」と求めている国民世論に応える確かな道と考えます。

以上の趣旨から、政府におかれては「農地法の一部を改正する法律」を凍結するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年 6月30日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
法務大臣	森英介殿
農林水産大臣	石破茂殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第 9 号

JR 不採用問題の早期解決を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 21 年 6 月 30 日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 山 崎 龍太郎

賛成者 " 片 岡 守 春

賛成者 " 山 崎 晃 子

JR 不採用問題の早期解決を求める意見書（案）

1987年の国鉄分割・民営化時に、当時の内閣総理大臣が「一人も路頭に迷わせない」と明言し、参議院では「採用にあたっては組合差別があってはならない」との付帯決議も採択されました。しかし、北海道・九州を中心に1,047人がJRを不採用になり、22年が経過した今もこの問題が解決には至っておりません。

1,047人とその家族は、あまりにも長く厳しい生活と名誉回復の闘いを強いられてきましたが、多くの子弟は親の解雇が就職にも影響し、そしてまた収入の道が閉ざされた中であって、思うような教育も受けさせられないまま、歳月だけが経過してしまいました。すでに被解雇者の平均年齢は55歳となり、解決を見ることなく亡くなった方も52名を数え、病床に伏している方も後を絶ちません。文字通り当事者は塗炭の苦しみにあえいでおり、この問題の解決

は一刻の猶予も許されない状況にあります。

本年3月25日、東京高裁は、「国労組合員を採用者名簿に登載せずにJR不採用としたことを不当労働行為と認め、鉄道運輸機構（旧国鉄）に賠償として一人550万円の支払い」を命じました。さらに南敏文裁判長は「この判決を機に、1,047名の問題が早期に解決されるよう期待する」とのコメントを発表しました。

南裁判長の言を待つまでもなく、いたずらに解決を先送りせず、今こそ解決に向けて当事者である鉄道運輸機構を指導することができるのは、まさに「政治の決断」による解決以外にはありません。

よって、政府におかれては、この問題の早期解決を図るよう強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年 6月30日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	舛添要一殿
国土交通大臣	金子一義殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

総務常任委員会委員長 黒 岩 徹 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 1 0 4 条の規定により報告します。

記

1. 審 査 の 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 2 6 日 (金)
2. 審 査 の 議 案 等 及 び 結 果

議 案 番 号	議 案 名	審 査 結 果
議 案 6 8	平成 2 1 年度香美市一般会計補正予算 (第 1 号)	可 決
議 案 7 1	香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
議 案 7 2	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
議 案 7 3	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可 決

平成 2 1 年 6 月 3 0 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

教育厚生常任委員会委員長 比与森 光 俊 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 1 0 4 条の規定により報告します。

記

1. 審 査 の 年 月 日 平成 2 1 年 6 月 2 6 日 (金)

2. 審 査 の 議 案 等 及 び 結 果

議 案 番 号	議 案 名	審 査 結 果
議 案 7 0	平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	可 決
議 案 7 5	土地の取得について	可 決

平成 21 年 6 月 30 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹 内 俊 夫 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 6 月 26 日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議 案 名	審査結果
議案 69	平成 21 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	可決
議案 74	土地の取得について	可決
請願等 2	香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見直しを求める請願について	採択
請願等 3	香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直しを求める請願について	採択

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

議決した議案等の送付について

平成21年第3回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議案 68	平成21年度香美市一般会計補正予算(第1号)	H21.6.30	可 決
議案 69	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計 補正予算(第1号)	〃	〃
議案 70	平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)	〃	〃
議案 71	香美市表彰条例の一部を改正する条例の制定に ついて	〃	〃
議案 72	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい て	〃	〃
議案 73	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定 について	〃	〃
議案 74	土地の取得について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議案 75	土地の取得について	H21.6.30	可 決
議案 76	平成21年度香美市一般会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案 77	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計補正 予算(第1号)	〃	〃
議案 78	香美市菌床生産センターの設置及び管理に關す る条例を廃止する条例の制定について	〃	〃
請願等 2	香美市内業者の育成と併せて入札参加資格の見 直しを求める請願について	〃	採 択
請願等 3	香美市水道業者の育成と入札参加条件の見直し を求める請願について	〃	〃
意見書 6	核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な 努力を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 7	企業・団体の政治献金を全面的に禁止し、政党 助成金の廃止を求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 8	「農地法の一部を改正する法律」の凍結を求め る意見書の提出について	〃	可 決
意見書 9	J R 不採用問題の早期解決を求める意見書の提 出について	〃	否 決

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成21年第3回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別 定例会

2. 開 会 平成21年 6月17日

3. 閉 会 平成19年 6月30日

4. 会 期 14日間

5. 議員の出欠	6月17日	出席	25人	欠席	0人
	6月23日	出席	24人	欠席	1人
	6月24日	出席	25人	欠席	0人
	6月25日	出席	25人	欠席	0人
	6月26日	出席	25人	欠席	0人
	6月30日	出席	25人	欠席	0人
	計		149人		1人

6. 議案の提出	市長提出のもの	11件（議案 11）
	議員提出のもの	4件（意見書 4）
	請願等	2件（請願 2）

7. 議決の状況	可決	13件（予算5・条例4・その他2 ・意見書2）
	採択	2件（請願等（請願））
	不採択	1件（第1回定例会にて継続審査の請願）
	否決	2件（意見書2）
	合計	18件
8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	4件
	教育厚生常任委員会	2件
	産業建設常任委員会	4件（請願等2件含む）
	計	10件
9. その他	閉会中の所管事務の調査	
10. 議決書の写	別紙のとおり	
11. 会議録の写	作成次第後送	